

平成 25 年度

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録

平成 2 5 年 2 月 2 8 日 開 会

平成 2 5 年 3 月 5 日 閉 会

塩 竈 市 議 会 事 務 局

平成25年度予算特別委員会会議録目次

【平成25年2月28日（木）】

1日目

委員長互選	3
議案説明（議案第12号から第40号まで）	5
資料要求	
鎌田礼二委員	38
曾我ミヨ委員	39
阿部かほる委員	40
志賀勝利委員	40

【平成25年3月1日（金）】

2日目

質疑

〔一般会計〕

志賀勝利委員	45
佐藤英治委員	55
伊勢由典委員	66
田中徳寿委員	79
西村勝男委員	93

【平成25年3月4日（月）】

3日目

質疑

〔一般会計〕

阿部かほる委員	103
浅野敏江委員	115
高橋卓也委員	126
鎌田礼二委員	134
曾我ミヨ委員	148

小野幸男委員	157
菊地進委員	170
小野絹子委員	182

【平成25年3月5日（火）】 4日目

質疑

〔特別会計・企業会計〕

阿部かほる委員	197
浅野敏江委員	203
伊勢由典委員	211
田中徳寿委員	220
鎌田礼二委員	226
曾我ミヨ委員	237
菊地進委員	243
高橋卓也委員	251
佐藤英治委員	258
小野絹子委員	266

採決	276
----	-------	-----

平成25年2月28日（木曜日）

平成25年度予算特別委員会

（第1日目）

平成25年度予算特別委員会第1日目

平成25年2月28日（木曜日）午前10時開会

出席委員（18名）

浅野敏江委員	小野幸男委員
嶺岸淳一委員	田中徳寿委員
志賀勝利委員	香取嗣雄委員
阿部かほる委員	西村勝男委員
鈴木昭一委員	菊地進委員
志子田吉晃委員	鎌田礼二委員
伊藤栄一委員	佐藤英治委員
高橋卓也委員	小野絹子委員
伊勢由典委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（なし）

（全会計・一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤昭君	副市長 内形繁夫君
市立病院事業管理者 兼院長 伊藤喜和君	市民総務部長 佐藤雄一君
健康福祉部長 神谷統君	産業環境部長 荒川和浩君
建設部長 金子信也君	震災復興推進局長 兼政策調整監 伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長 佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長 星清輝君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 高橋敏也君	産業環境部次長 兼水産振興課長 小山浩幸君
建設部次長 兼下水道課長 千葉正君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長 佐藤達也君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長 赤間忠良君	市民総務部 政策課長 阿部徳和君

市民総務部長 財政課長	荒井敏明君	市民総務部長 税務課長	赤間均君
健康福祉部長 長寿社会課長	赤間幸夫君	健康福祉部長 保険年金課長	佐藤俊幸君
産業環境部長 商工港湾課長	佐藤修一君	産業環境部長 浦戸振興課長	木村雅之君
建設部長 土木課長	川名信昭君	市民総務部長 総務課長補佐 兼総務係長	鈴木宏徳君
市立病院事務部長 兼医事課長	菅原靖彦君	市立病院事務部長 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君
水道部長	福田文弘君	水道部次長 兼総務課長	鈴木正信君
教育委員会教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	桜井史裕君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君
選挙管理委員会 事務局長	遠藤和男君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
議事調査係主査	斉藤隆君	議事調査係主査	西村光彦君

午前10時00分 開会

○嶺岸議長 ただいまから平成25年度予算特別委員会を開会いたします。

本日は、正副委員長の互選と予算審査をお願いいたします。

それでは、臨時委員長を年長者である伊藤栄一委員をお願いいたします。臨時委員長と交代いたします。よろしくお願いいたします。

○伊藤臨時委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、年長ゆえをもちまして私が臨時委員長の職務を行います。委員長が選任されるまでの間、議事をとらせていただきます。

これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしますか、お諮りいたします。浅野敏江委員。

○浅野委員 正副委員長の選任につきましては、臨時委員長の指名により選考委員を挙げていただき、選考をお願いしたいと思います。以上であります。

○伊藤臨時委員長 正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げ、選考の上、互選をお願いしたい旨の発言がありました。さよう取り計らうことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤臨時委員長 ご異議なしと認め、正副委員長の互選につきましてはさよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。選考委員には浅野敏江委員、田中徳寿委員、鈴木昭一委員、菊地 進委員、曾我ミヨ委員、以上の方々に選考委員をお願いいたします。

それでは、別室にて選考をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時40分 再開

○伊藤臨時委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、選考委員の代表の方より選考の結果をご報告をお願いいたします。鈴木昭一委員。

○鈴木委員 それでは、選考委員会の結果をご報告いたします。

まず、別室におきまして選考委員会を開催いたしまして、選考委員長には年長ということで、私、鈴木昭一が委員長に選ばれました。その後、選考委員で慎重に審議をした結果、本特別委

員会の委員長には志子田吉晃委員、副委員長には浅野敏江委員のご兩名を選考いたしました。

以上、ご報告いたします。

○伊藤臨時委員長 ただいま鈴木昭一委員のご報告のとおり、委員長には志子田吉晃君、副委員長には浅野敏江君を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤臨時委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、志子田吉晃君に委員長就任のご挨拶をお願いいたします。

○志子田委員長 おはようございます。

このたび、皆様のご推薦をいただき予算委員会の委員長につくことになりました志子田吉晃です。

平成25年度の一般会計と特別会計合わせて637億7,710万円、過去、塩竈市政始まって以来の最高額の大型予算でございます。この大きな予算によって、塩竈市の復興がますます進んで、確かに復興してきたなというまちづくりが今年度は見られるのではないかと期待の持てる超大型予算でございますので、皆様方にも塩竈の復興のためにいろいろなご意見をいただいて、この予算委員会を無事に塩竈の市民の幸福増進のために無事通過することを期待しております。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○伊藤臨時委員長 次に、浅野敏江君に副委員長のご挨拶をお願いいたします。

○浅野副委員長 このたび予算特別委員会の副委員長にご推挙いただきました浅野敏江でございます。

委員長を補佐し、しっかりと皆様のご意見をお聞きしながら、この委員会を無事皆様とともに成立させていきたいと思っております。一生懸命頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○伊藤臨時委員長 それでは、委員長と交代いたします。ありがとうございました。

○志子田委員長 これより平成25年度各会計の審査に入ります。

本特別委員会に付託されました議案は、議案第12号ないし第40号の29件であります。

それでは、まず平成25年度予算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいります。日程については2月28日、3月1日、4日及び5日の4日間としたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志子田委員長 ご異議なしと認め、本特別委員会の日程は2月28日、3月1日、4日及び5日の4日間とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りします。まず、最初に市当局から説明を求め、次にさきに配付しました予算特別委員会審査区分表の順序に従って審査することとし、その区分ごとに質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志子田委員長 異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。

それでは、当局より順次説明をお願いいたします。なお、説明はポイントをつかんで要領よく簡明をお願いいたします。荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 それでは、議案第12号塩竈市職員定数条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。説明のほうは、資料No.12の1ページでご説明させていただきます。資料No.12の1ページになります。

今回、改正いたします内容といたしましては、現職員の定数「677人」を3名減員し、「674名」とするものであります。

内容といたしましては、第2条第3号の水道事業の職員を「44人」から3名減の「41人」とするものであります。

定員管理につきましては、東日本大震災からの早期復旧あるいは復興のため当該計画を一時凍結してございますが、必要な人員を確保するという形で行うこととしてございます。

水道事業以外の定員につきましては、今回、変更という形はいたしません、水道事業をめぐる昨今の状況というのは非常に厳しさを増してございます。今後、老朽管更新事業などによります資金需要の増大あるいは給水人口の減少によります預金収入の減収など、水道経営の基盤強化が必要な状況となっております。

これらの状況を鑑みまして、窓口関連の業務でございます水道料金徴収等関連業務、こちらを民間委託化し、今後とも低廉で安全な水の供給を行うために、経営基盤の強化・安定を図ろうとするものであります。

なお、本件の実施に当たりましては、さきの12月定例会にて水道事業会計補正予算として委託業務に係ります債務負担行為の議決というものをいただいております。

それでは、現時点での定員適正化の取り組み状況についてご説明申し上げます。同じ資料の2ページをお開き願います。この資料の2の異動状況をごらんいただきます。

これは、病院事業につきましては独自に進めてございます、市立病院改革プランで管理をしているという状況でございますので、病院事業を除いた数値というふうにしてございます。

平成24年度の①の退職者数は、定年及び早期退職者を合わせまして29人というふうになっております。

一方、受け入れするという形になりますが、②の採用数、こちらは21人、③の病院からの受け入れで1人、合わせまして定員勘定22名というふうになりますので、7名の減員の見込みというふうになってございますが、これは定員管理フレーム上、技能労務職員の退職不補充、それから今回の水道事業の窓口業務委託化などに伴う減というふうになります。

③の定員管理フレームに基づきます定員適正化の進捗状況でございますが、平成25年度をごらんいただきますと、実数が487人、平成24年度の494人と比較いたしますと7名の減となっております、先ほど説明した内容となります。

平成25年度の病院事業を除きました目標、つまり計画値は472というふうになってございますので、実数と比較いたしますと15人というふうになります。

また、平成25年4月1日の実施体制ということになりますが、他自治体から多くのご支援をいただいております中長期の派遣職、こちら今見込みといたしまして30名を加えますと517人となりまして、前年とほぼ同数の体制ということを組み込むことができる見込みとなっております。

次に④の定数条例と、それから配置数との比較でございますが、平成24年度の定数のAの総数、こちらが677人で、実数Bの645との差は32というふうになっております。

平成25年度の配置見込数Cの欄では、総数638人でございますので、前年度の定数との比較であります右側の(C-A)の欄では39というふうになるわけでございますが、水道事業の職員数、こちらにつきましては(A-B)というところをごらんいただきますとおり、これまで定数と同数としてございますので、今回定数を3人減というふうにするものでございます。

議案第12号につきましては、以上になります。

続きまして、議案第15号塩竈市特別会計条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。こちらのほうは、資料No.1の4ページをお開きいただきます。資料No.1の4ページです。

本条例は、本則第9号に規定のございます土地区画整理事業特別会計を廃止し、新たに第10号に北浜地区復興土地区画整理事業特別会計を設置しようとするものでございます。

第9号の土地区画整理事業特別会計につきましては、塩竈海辺の賑わい地区土地区画整理事業でございまして、その基盤整備が完了し、今後、事務というものが清算金等に関する事務というふうになることに伴いまして、当該会計を廃止しようとするものであります。

なお、この会計に所属いたします権利・義務並びに会計処理につきましては、附則の第2、それから第3にありますように、平成24年度の出納閉鎖後は一般会計に帰属するというものでございます。

また、北浜地区復興土地区画整理事業特別会計につきましては、これは平成25年度から北浜地区におけます基盤整備工事など、復興事業の本格実施に伴いまして、その経理を明らかにするために、新たに設置しようとするものであります。

資料No.12の5ページ、こちらは新旧対照表となっておりますのでご参照いただければと存じます。

続きまして、議案第16号塩竈市手数料条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。資料No.1の5ページ、こちらのほうをお開きいただきたいと思っております。

この条例は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴いまして、低炭素建築物の新築等の計画の認定申請に係ります手数料、これを新たに定めようとするものであります。

第2条の種類及び金額に第2条の3というものを追加いたしまして、当該申請に係ります建築物の区分、こちらに応じまして、手数料の額を定めるほかに、今回の追加改正に伴いまして、関連条項の文言の整理を行おうとする改正でございまして。

それでは、具体的な内容につきましては、資料No.12、こちらを用いてご説明申し上げます。資料No.12の11ページをお開き願います。

まず、1の改正理由であります、都市の低炭素化、エネルギー利用の合理化の普及を目的といたしまして、昨年9月に都市の低炭素化の促進に関する法律、こちらが公布され、同年12月に施行されております。

この法律では、いわゆる省エネ法によるところの消費量の基準に合致して、建築物の建物のエネルギー消費量の削減あるいは低炭素化が講じられた場合に、所得税の減免の額の引き上げあるいは登録免許税の引き上げなどの税制優遇のほかに、建築に係ります容積率が緩和されます新たな制度、こちらを制定してございまして、この確認審査及びその認定に係ります手数料の額、こういったものを規定するものでございます。

2の手数料であります、こちらは国から示されてございまして審査に係る想定所要時間、そ

れから国の想定単価、それから優良住宅に係ります単価などから勘案いたしまして、県内統一の手数料というふうにしてございます。

手数料の項目でございますが、まず（１）の新築等計画認定申請手数料のほかに、（２）の変更申請、（３）のこれは建築基準関係の規定適合確認審査手数料の３項目を規定するものでありまして、（１）につきましては、①のところでございますように、一戸建て住宅の場合、手数料の金額を３万５,０００円とするものであります。

なお、これは登録建築物調査機関、こちらによります適合証が添付されている場合は５,０００円とするものでありまして、こちらのほうはその審査事務というものが既に実施されているという関係上から、事務経費のみの手数料というふうになるものであります。

また、②の共同住宅等の住宅部分につきましては、次の１２ページの表の１をごらんいただきますと、建築戸数に応じましてその額を定めるというふうになります。

それから、また、恐れ入りますが１１ページにお戻りいただきまして、今度は③、こちらのほうは共同住宅のみのほかに、廊下・階段・エレベーターなどの共用部がある場合に、その面積に応じまして、先ほどの表の１に表の２の額を加算するというものであります。

同様に、④の店舗等の複合住宅の場合につきましては、その店舗等の非住宅部分の床面積に応じまして、１２ページでございます表の３の額を表の１あるいは表の２に加算した額というふうにするものでございます。

なお、この資料の６ページから１０ページ、こちらのほうは新旧対照表というふうになってございますので、ごらんいただければというふう存じます。

説明は以上になります。

○志子田委員長 小山水産課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 それでは、私から、議案第１７号塩竈市魚市場地区再開発事業に係る企業立地促進条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。資料番号１２の１５ページでご説明を申し上げたいと思います。ご用意をお願いいたします。

今回の条例改正の目的は１に記載のとおりでございますが、２の現行支援制度と新たな補助制度概要、これに基づきましてご説明をしたいと思います。

左側の列に現行の支援制度、つまり、今回改正をいたします魚市場地区再開発事業に係る企業立地促進条例で定めております。支援の対象とその内容が記載されております。

支援の対象者は、新浜町３丁目の宮城県が造成をいたしました漁港背後地を取得しまして、

ここに冷凍・冷蔵庫等の施設を立地する事業者でございます。この対象者に対しまして、事業の支援内容でございますけれども、市といたしまして、土地や建物、機械などの償却資産等に係る固定資産税の相当額、つまり、納めていただきました金額の同額を5年間にわたって補助金として交付するという内容のものでございます。

次に、表の右側の2列のほうをごらんいただきたいと思います。新たな補助制度としまして、今回の震災後、復興などの目的で新たな補助制度ということで、1つは水産業共同利用施設復興整備事業、いわゆる8分の7の補助制度等ができております。また、その隣でございますけれども、中小企業等グループ化施設等復旧補助金ということで4分の3の補助事業等々ができております。

これらの補助金は、いずれも資産形成を支援する補助金でございます。市のほうで既に設けております条例の補助金と重複する形で交付されるという部分がございますので、これを避けるために、今回、所要の改正を行おうというものでございます。

改正の内容につきましては、下に記載のとおりでございます。重複する部分についてはそれを控除して交付するというふうな内容で変更させていただくという内容でございますので、以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○志子田委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 議案第18号塩竈市いきいき企業支援条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。資料番号12、定例会議案資料の17ページでご説明を申し上げます。

改正の目的ですが、市では、企業支援施策の一環といたしまして、塩竈市いきいき企業支援条例に基づいて事業所を新設・増設する事業者に対しまして支援を行ってございます。

先ほど説明のありました議案第17号塩竈市魚市場地区再開発事業に係る企業立地促進条例の一部改正と同様に、新たな復興支援策として企業の施設整備に対する事業費補助制度が大幅に拡充されており、これまでのいきいき企業支援事業と重複支援が生じますことから、その解消を図るものでございます。

次に、2の現行の支援制度と新たな補助制度の概要であります。一番左側の列、現行の支援事業であるいきいき企業支援事業の支援内容のうち、企業立地奨励金が表の右2列に例示しております市や県の補助率の高い事業と支援対象が重複してございます。

そのため、3の改正の内容に示しておりますように、重複支援とならないよう企業立地奨励金の規定を改正いたしまして、対応措置を講じるものでございます。

以上です。

○志子田委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 それでは、議案第19号塩竈市道路占用料等条例及び塩竈市公共物管理条例の一部を改正する条例でございます。資料No.12の24ページをお開きください。

今回の条例改正は、平成24年12月12日に道路法施行令の一部が改正され、道路の占用許可物件として太陽光発電設備及び風力発電設備、津波避難施設が追加されることになったことから、市が管理する道路において、これらの物件について占用料を徴収するため、条例への追加改正を行うものです。あわせて、市が管理する公共物においても同様に、使用料を徴収するため、塩竈市公共物管理条例の一部を改正するものです。

資料No.1の12ページをお開きください。塩竈市道路占用料等条例に、道路法施行令第7条第2項に掲げる工作物として、太陽光発電設備及び風力発電設備、道路法施行令第7条第3号に掲げる施設として、津波避難施設を追加することに伴い、資料No.1の12ページから15ページに記載のとおり改正するものでございます。

塩竈市公共物管理条例に太陽光発電設備、風力発電設備及び津波避難施設を追加することに伴い、資料No.1の15ページから16ページに記載のとおり改正するものでございます。

なお、この条例改正につきましては、平成25年4月1日から適用しようとするものでございます。

また、資料No.12の18ページから23ページにそれぞれの新旧対照表を記載してございますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

○志子田委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 議案第20号塩竈市文化財保護条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。資料No.1の17ページないし18ページと、資料No.12の25ページをお開きください。まず、資料No.1の17ページないし18ページでご説明いたします。

この条例は、18ページの提案理由にありますとおり、特別名勝松島における現状変更の許可等に係る事務を行うための所要の改正を行おうとするもので、具体的には現状変更の許可等の権限移譲に係る改正でございます。

改正の主な内容につきましては、資料No.12の25、26ページでご説明いたします。これは、塩

竈市文化財保護条例一部改正の新旧対照表です。右が現行で左が改正案になってございます。

第1条の中ほどです。括弧書きで法第109条第2項の規定により、「特別名勝に指定されたものを除く」を加えることとしております。これまで本条例は、国または県の指定を受けた文化財以外の文化財が対象となっておりましたが、今回、括弧書きを加えることにより、国指定の特別名勝松島も対象となり、その保存及び活用のための必要な措置を講ずることができるようになります。

次に、第6条の見出しをごらんください。文化財保護審議会となっております。これまでの「文化財保護委員会」を「文化財保護審議会」に変更するものです。平成8年の文化財保護法改正で、これまで都道府県に置かれておりました文化財保護審議会が市町村にも置くことができることになったので、本市においても、今般の条例改正に合わせて名称の変更を行うものです。

次に26ページをお開きください。

改正案の5行目、第6条第6項第3号に文化財保護法施行令第5条第4項に規定する事務に関することを加えてございます。これは、特別名勝松島の現状変更の許可等に関する事項を、文化財保護審議会の調査審議事項に位置づけるものでございます。

この条例改正によりまして、現状変更申請から許可までの迅速化が進み、住民サービスの向上と復興の加速が図られることが期待できます。

生涯学習課からは以上でございます。

○志子田委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長 長寿社会課長 議案第21号塩竈市指定地域密着型サービスの事業の人員・設備及び運営等に関する基準を定める条例について、ご説明申し上げます。

議案に記載のとおり、本条例は本則で第1章から第10章まで205条の規定と附則による構成でありますので、資料No.12の議案資料に基づきましてご説明させていただきます。資料No.12の27ページをお開き願います。

1といたしまして、条例制定の趣旨でございますが、平成23年法律第37号、72号として、地域主権改革一括法が施行されてございます。このことから、介護保険法の一部改正が行われ、これまで厚生労働省令で定められてきた介護事業に係るさまざまな施設の設備基準やサービス事業者の法人格の有無に係る基準などが市町村の条例で定めることとされたため、新たに条例を制定させていただくものでございます。

2といたしまして、本市の制定する条例の考え方でございますが、これまで省令に定められていた基準と同じ内容であり、全て条例に委任するものでございます。なお、県及び近隣市町と整合性を図る主張がある部分につきましては、一部本市独自基準として定めさせていただくものでございます。

独自基準の表をごらんいただきます。基本的に、今回の条例では国の基準どおりの内容を規定いたしますが、国の基準以外に本市の地域規制などの事情を踏まえ、項目欄にございますように、記録の整備、暴力団の排除、非常災害対策の3項目につきましては、独自基準とさせていただきます。

最初に、記録の整備ですが、各種サービスの提供に関する記録の保存期間について、国の基準では2年間でございますが、独自基準を定める理由等の欄にございますように、不適正な介護報酬の返還請求を行う場合の時効との整合性を確保し、返還事務に支障が生じないようとの理由から5年間とするものでございます。

次に、暴力団の排除ですが、国の基準に規定はございません。独自基準を定める理由欄に記載のとおり、塩竈市暴力団排除条例が施行されたことを受け、暴力団の排除の規定を設けることにより、利用者が安心して介護サービスの利用ができる環境を整備するものでございます。

次に、非常災害対策ですが、独自基準を定める理由欄に記載のとおり、東日本大震災の被災都市として事業者にも過度の負担とならないよう配慮した上で、実効性の高い非常災害対策が講じられるように、日ごろの防災意識の高揚を図るため、国の基準に市の独自基準として、災害種別に応じた個別計画の策定を含め、被災の4項目を追加するものでございます。

なお、独自基準の右端、市条例の条項欄は、適用される条項を記載してございます。

次に、28ページから30ページにわたります3の条例の概要でございます。この表では、横列に、章、目次、主な内容、市内における該当事業所数の記載をさせていただいております。

第1章の総則に一般原則を、そして、第2章定期巡回随時対応型訪問介護・看護から、第9章複合型サービス事業までの走りの対象サービス事業の概要、人員に関する基準、利用定員、設備及び備品等はそれぞれ記載の内容どおりでございます。

また、平成24年4月から新たに始まりましたサービスで、本市において現在実施されていない定期巡回随時対応型訪問介護・看護及び複合型サービスにつきましても、今後の社会情勢の変動や利用者の利率に柔軟に対応するため、基準を本条例に盛り込んでございます。

4といたしまして、本条例の施行期日は、本年4月1日でございます。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第22号塩竈市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員・設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

議案に記載のとおり、本条例は本則で92条と附則による構成でありますので、資料番号12の資料に基づき説明させていただきます。資料番号12の31ページをお開き願います。

1の条例制定の趣旨、2の本市の条例制定の考え方と独自基準につきましては、議案第21号と同じ内容となっております。

次に、32ページをお開き願います。

3の条例の概要でございます。この表では、第1章の総則に指定地域密着型介護予防サービスの事業の趣旨、用語の定義、一般原則を、そして、第2章に介護予防認知症対応型通所介護、第3章に介護予防小規模多機能型居宅介護、第4章に介護予防法認知症対応型共同生活介護と、それぞれの介護サービスの事業概要、人員に関する基準、利用定員、設備及び備品等、市内における該当事業所数をそれぞれ記載しており、内容どおりでございます。

4といたしまして、本条例の施行期日は本年4月1日でございます。

以上、議案第22号の説明とさせていただきますが、なお、この2つの条例に係る基準につきまして、他の条例と同様に、本年1月11日から24日までの間、ホームページや市内公共施設に案内掲示と閲覧携帯によりパブリックコメントを実施しております。その結果といたしまして、基準内容そのものに対する修正等のご意見はございませんでした。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○志子田委員長 佐藤復興推進課長。

○佐藤震災復興推進局次長兼復興推進課長 私から、議案第23号仙塩広域都市計画事業塩竈市北浜地区被災市街地復興土地地区画整理事業の施行に関する条例についてご説明いたします。説明は、資料No.12のほうをご用意願います。34ページで説明をさせていただきます。

ことし4月に県の事業認可を得て事業着手を予定しております北浜地区の土地地区画整理事業ですが、3の(1)のとおり、市町村が土地地区画整理事業を実施する場合は、事業の名称や施行地区に含まれる地名など、事業に関する基本的な事項について条例で定めることとされております。今回、そういった意味で新たな条例を制定しようとするものでございます。

(2)の条例の構成ですが、第1章総則では、趣旨、事業の名称、施行地区に含まれる地域

の名称などを定め、第2章以下につきましては、費用の負担、土地区画整理審議会、地積の決定の方法、評価、精算、そして、第7章として雑則までの構成となっております。

説明は以上となります。

○志子田委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 私のほうからは、議案第24号塩竈市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例についてご説明させていただきます。資料No.12の35ページをお開きください。

今回の条例制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことにより、これまで国が一律に定めていた特定公園施設等のバリアフリー化に関する構造基準等を地方公共団体が条例で定めることとされたことに伴い、塩竈市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を条例で定めるものです。

不特定多数の方々が利用する公園施設のうち、政令で定める園路及び広場、屋根つき広場、休憩所など、12の施設について、出入り口の幅や通路の勾配等の構造基準について、国の基準のとおりと定めるものです。

塩竈市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の詳細につきましては、資料No.1の163ページから168ページのとおりでございます。

続きまして、議案第25号塩竈市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例でございます。

今回の条例制定は、特定公園施設と同様に、これまで国が一律に定めていた移動等円滑化のために必要な道路のバリアフリー化に関する構造基準を新たに条例で定めるものです。

資料No.12の36ページをお開きください。このうち、歩道につきましては、国の基準であります移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令では、道路には歩道を設けるものとされておりますが、塩竈市においては、地形の状況や土地の利用の状況から歩道を設けることが難しい道路もあることから、市独自基準として、地形の状況その他の特別の理由にやむを得ない場合においてはこの限りでないとする独自の基準を定めるものです。

塩竈市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の詳細につきましては、資料No.1の169ページから178ページのとおりとなっております。

続きまして、議案第26号塩竈市市道の構造の技術的基準等を定める条例でございます。

この条例は、道路法第24条の3、道路法第30条の3項及び第45条第3項の規定に基づき、本市が管理する市道を新設し、または改築する場合における道路の一般的技術基準等を新たに条例で定めるものです。

資料No.12の37ページをお開き願います。今回の条例制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、道路法が一部改正されたことに伴い、これまで国が全国一律で定めていた道路の構造の基準等を、地方公共団体が条例で定めることが必要となったことから、本市が管理する道路を新設し、または改築する場合における道路の構造の基準等を新たに条例で定めるものです。

次の3点について、市の独自の基準を定めております。これ以外については、国の基準のとおりとしております。

①としまして、交通量に応じた適切な車線数の確保につきましては、塩竈市では交通量の少ない平地部の市道においては、地形状況や土地利用経済性などの観点から、やむを得ない場合は、山地部の道路と同様に、1車線改良、2車線改良及び待避所整備などの局部改良を組み合わせた1.5車線的整備ができるものとしております。

資料No.12の38ページをお開き願います。②といたしまして、地域の実情に合った路肩の有効活用を図るため、塩竈市では歩道を設けない場合においては、歩行者や自転車等の安全に配慮して、車道の左側に設ける路肩の幅員を1.25メートル以上確保できるものとしております。

③といたしまして、案内標識及び警戒標識等の寸法及び文字の大きさに係る基準についてでございますが、高齢者等からも認識しやすいよう、地域性、拠点性を考慮し、車線数や速度に関わりなく、最も大きな文字を使用することができるものとしております。

なお、本日のご提案の地域自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による関係法令の改正に伴う各条例の制定につきましては、平成25年4月1日から適用しようとするものでございます。

土木課からは以上です。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 それでは、議案第27号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴います関係条例の整理に関する条例の概要についてご説明申し上げます。こちらのほうは、資料No.12の61ページをお開きいただきます。

いわゆる地域主権改革一括法に係る概要をまとめた資料でございます。

まず、1の概要についてでございますが、これまで各常任委員協議会におきましてご説明申し上げましたとおり、本年4月1日から条例施行に向けまして、本定例会に条例案を提出しているものであります。

2の新条例案についてでございますが、対象となります基準を定める部分に当たりまして、ごらんのとおり5つの条例を新たに制定する内容となっております。この内容はただいまご説明があったとおりであります。

項目3の表にございますとおり、今回、整理条例としてお出しするのは5条例というふうになっております。

条例の定めるこの基準の設定に当たりましては、これまで法令基準のあり方、それから、本市の実態などの検証、それから、市民の皆様から広くご意見を募集するためのパブリックコメントを実施いたしました。検討を重ねてまいりました結果といたしまして、本市の実情を踏まえた基準設定が必要というふうに考えられるものに関しましては、これは本市の独自の基準に設定しているところでございます。

では、具体的な内容につきましては、資料No.のこちらのほうの6ページ……、済みません。続いて62ページのほうでご説明申し上げます。失礼いたしました。

こちらのほうは、塩竈市廃棄物の処理及び清掃に関する条例において定めている内容でございます。2の改正内容の(1)にありますように、一般廃棄物処理施設におきます技術管理者の資格基準、これを追加するものであります。

(3)のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の基準について、本市の独自設定をするというものが認められませんでしたことから、今回は国の基準とするものであります。

続いて、63ページをごらんいただきます。こちらは、塩竈市都市公園条例に2の改正内容の①から③を規定するものでありまして、まず①の住民1人当たりの敷地面積の標準といたしまして、本市の都市公園の整備面積、こちらの状況でありますとか、今後の整備目標といたしまして、独自基準を規定するものであります。表のとおり、市域内の国の基準に対しまして、本市の基準は2倍相当になります20平米以上とするものであります。また、市街地内につきましても同様に、10平米以上とする独自基準を設定いたします。

なお、②、③につきましては、本市で独自とするものが認められませんでしたので、国の基

準というふうにするものであります。

続きまして、64ページをお開きいただきます。こちらのほうは、塩竈市営住宅条例に入居収入基準を定めるものというふうになります。2の改正内容のとおり、平成21年度に収入の上限というものが改正されたことあるいは改正することで現入居者に不利益が生じないよう、国の基準とするものであります。

続きまして、65ページのほうをごらんいただきます。こちらのほうは、塩竈市下水道条例に公共下水道の排水施設の構造上の基準を定めるものというふうになります。一番下のとおり、東日本大震災を受けたというふうな経験からポンプ場におけます、これは津波浸水対策のための措置を講ずるという内容を追加するもの、また、そのわかりやすさのために「減勢工」という表現を「段差」の表現に改めるというふうな本市の独自の内容とするものであります。

続きまして、66ページをお開き願います。こちらは塩竈市水道事業給水条例に布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術者の資格基準を定めるものでありますが、特段の事情あるいは地域性というものが認められませんでしたので、こちらのほうは国の基準というふうにするものであります。

なお、39ページから60ページにつきましては、新旧対照表を掲載してございますので、ご参照いただければというふうに思います。

続きまして、議案第28号平成25年度一般会計予算から議案第37号までの予算につきましてご説明を申し上げます。

説明の都合上、まず一般会計の予算という説明になりますが、議案資料No.12をご用意いただきたいと思っております。議案資料No.12の67ページをお開きいただきます。

こちらの表は、一般会計並びに特別会計当初予算の総括表であります。

まず、平成25年度の一般会計当初予算額は351億8,000万円で、前年度比71億7,000万円増、25.6%の増というふうになっております。これは、震災復興事業の本格実施、災害公営住宅の整備あるいは災害援護貸付金事業など、災害関連事業の事業費計上によりまして、過去最大規模の予算というふうになっております。

次に、特別会計でございますが、9の特別会計の予算総額は285億9,710万円となりまして、前年比91億4,299万8,000円増、47%の大幅増というふうになっております。主な内容につきましては、国民健康保険事業特別会計では、後期高齢者支援金あるいは介護納付金の増によりまして2億2,000万円の増、下水道事業特別会計では、災害復旧事業費あるいは震災復興交付金

事業というふうな事業費の計上によりまして75億6,130万円の増、漁業集落排水事業特別会計では、災害復旧事業費の計上によりまして5,110万円の増、それから、公共用地先行取得事業特別会計では、平成20年度に借り入れました借換債、こちらの発行に伴いまして3億円の増、それから、介護保険事業特別会計では介護給付費の増などによりまして3億280万円の増、そして、今回新たに北浜地区の震災復興事業の開始に伴いまして、北浜地区復興土地区画整理事業特別会計、こちらを8億8,500万円を計上するものであります。

以上、一般会計、特別会計を合わせました総額は、下段にございますように637億7,710万円となりまして、前年比163億1,299万8,000円、34.4%の増というふうになるものであります。

次に、資料の68ページ、69ページ。こちらのほうは一般会計の歳入についての前年比較表でございますので、後ほど予算説明書のほうでご説明申し上げます。

次に、70ページ、71ページ、こちらをごらんいただきます。こちらのほうも目的別にしてございますので、予算説明書のほうでまた説明のほうをさせていただきます。

72、73ページ、こちらのほうは性質別に分類しておりますので、特徴点をご説明申し上げます。

まず、費目1の人件費、こちらにつきましては、震災復興事業に係ります人員確保のため、他の自治体からの中長期派遣職員の増員などに伴いまして、前年比1億1,818万7,000円の増というふうになっております。

費目2の物件費につきましては、これは廃棄物処理事業費の減などによりまして54億794万2,000円の減というふうになります。

費目4の扶助費につきましては、障害者総合支援費の増のほか、子供医療費助成の拡大措置によりまして、前年比9,761万8,000円の増というふうになっております。

費目6の普通建設事業費、こちらは高度衛生管理型荷さばき所整備事業のほか、浦戸地区の復興事業、それから災害公営住宅整備事業などの復興事業の計上によりまして、前年比75億5,588万7,000円の大幅増というふうになってございます。

費目7の災害復旧費につきましては、漁港施設災害復旧事業費あるいは道路橋梁災害復旧費の計上に伴いまして、前年比で1億5,571万8,000円の増というふうになっております。

11の貸付金につきましては、これは災害の貸付金の増額に伴います増というふうになっております。

費目12のほうの繰出金、こちらのほうは災害復旧事業あるいは復興事業の予算計上に伴いま

す漁業集落排水事業、下水道事業に対する繰出金の増のほかに、先ほど新設いたしました北浜地区の復興土地区画整理事業特別会計、こちらの新設によりまして36億4,357万9,000円の増というふうになっております。

次の74ページ、75ページにつきましては、投資的経費の内訳一覧表というふうになっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、一般会計の内容につきまして、資料No.9、こちらのほうでご説明申し上げます。その前に、失礼しました。資料No.8のほうをご用意いただきます。資料No.8、こちらの1ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度一般会計予算の内容となります。

第1条では、歳入歳出予算の総額を351億8,000万円とするものであります。

第2条の債務負担行為及び第3条の地方債につきましては、後ほどご説明申し上げます。

第4条一時借入金でございますが、災害復旧事業費あるいはその災害関連事業費の計上など大規模な予算というふうになりますことから、前年度に引き続きまして50億円というふうに設定しております。

第5条は、人件費の各項間の流用についての規定でございます。

5ページ、こちらのほうは歳入歳出の款ごとの区分でありますので、詳細は説明書のほうでご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきます。「第2表 債務負担行為」、こちらにつきましては、ほぼ例年と同様の内容というふうになりますが、平成25年度の特色的な事業といたしましては、中段のちょっと下でございます情報教育環境整備事業8,550万4,000円、こちらのほうは小中学校のコンピューター機器の更新というふうになります。また、災害関連事業といたしましては、一番下でございますように、宅地防災対策支援事業補助金、こちらは平成24年度におきまして助成内容の拡大と、それから助成期間の延長というものの制度拡大に伴いまして、新たに設定しようとするものであります。計16件の新規の設定でございます。

次に、7ページの「第3表 地方債」の主なものにつきましてご説明申し上げます。災害関連といたしまして、中段でございます災害公営住宅整備事業4億7,610万円のうち災害公営住宅分としては4億6,540万円となります。下から3段目の災害援護貸付金につきましては3億6,000万円としてございます。それから、下2段目の借換債、こちらにつきましては、平成15年度及び平成20年度に借り入れました縁故債の償還残期間分を借り換えするものであります。

計12本の借り換えというふうな内容でございます。

続きまして、資料No.9の一般会計予算説明書でご説明申し上げます。まず、1ページ、2ページをお開きいただきます。こちらのほうは一般会計歳入歳出予算事項別明細書の総括表というふうになっております。

3ページ、4ページをお開きいただきます。特に、前年比で金額の増減の大きい項目につきまして、特徴をご説明申し上げます。

まず、第1款市税、こちらは53億3,358万9,000円を計上してございます。前年比5億5,618万9,000円の増というふうになっております。

1項1目個人市民税は、これは震災減免の終了によります増分がある一方で、課税人口の減少あるいは所得額の減少によりまして、前年度からは減というふうな状況になってございます。

それから、2項固定資産税につきましては、震災の影響によりまして評価の減があるというものの減免の終了等に伴いまして4億4,484万6,000円の増というふうな見込みでございます。

また、第3項の軽自動車税につきましては、登録台数の増を見込みまして、前年比160万円の増を見込んでございます。

5ページ、6ページをお開きいただきます。

第5項都市計画税、こちらは固定資産と同様に、震災減免の終了によりまして、前年度比1億1,488万4,000円の増を見込んでございます。

7ページ、8ページをお開きいただきます。

第10款地方交付税は86億5,230万3,000円でございます。前年比18億8,930万3,000円の増というふうになります。普通交付税につきましては、地方財政計画に基づきまして給与削減等の影響を勘案し、前年比といたしまして5,900万円の減、53億4,800万円と見込んでございます。それから、次の9ページ、10ページにございます、一番上の右側になりますが、震災復興特別交付税、こちらは28億430万3,000円、こちらにつきましては災害復旧事業の予算計上によりまして、前年比19億4,830万円の増というふうになっております。

続きまして、13款使用料及び手数料であります。まず、使用料は前年比で929万8,000円の増となっております。

恐れ入ります。11ページ、12ページをお開き願います。

3節公営住宅使用料、それから、平成24年度に新設いたしました5節の地域優良賃貸住宅使用料、これの増によるものであります。

2項の手数料につきましては、前年比1,206万3,000円の増というふうになっておりますが、廃棄物処理量の増加に伴います2目2節にあります清掃手数料の増、それから4目1節のうち新築家屋増に伴います建築確認申請手数料等、それから、14ページの上段にありますように、先ほどご説明いたしました低炭素建築物新築等計画確認手数料、こちらの新規計上に伴うものであります。

続きまして、14款国庫支出金、こちらにつきましては61億6,357万7,000円で、前年比33億8,527万4,000円の減というふうになっております。これは、次の15、16ページ、こちらの2項3目衛生費国庫補助金46億4,882万6,000円の大幅な減によるもので、2節の廃棄物処理費、災害廃棄物処理費で処理量の減額に伴います県の委託料あるいは管理委託料の減に伴うものであります。

また、一方で増となりましたものは、6目災害復旧費で、漁港施設災害復旧事業の計上、それから7目農林水産業費での魚市場の再構築事業の計上、あとは3項の委託金では、これは参議院の通常選挙などの計上などによりまして増分がございます。

次の17ページ、18ページをごらんいただきます。

第15款県支出金、こちらは16億3,240万9,000円であります。前年比1億4,753万9,000円の増となっております。これは、4節社会福祉費負担金の障害者総合支援費給付費の増に伴うものあるいは5節後期高齢者医療事業負担金の増に伴うものでございます。

また、21ページ、22ページをお開きいただきますが、4目労働費県補助金で重点分野雇用創造事業の増あるいはその下段の3項委託金で1目4節県知事選挙委託金の計上によるものであります。

恐れ入りますが、23ページ、24ページのほうをお開きいただきます。

第18款繰入金、こちらは81億1,543万5,000円で、前年比76億4,484万6,000円の増というふうになっております。1目財政調整基金繰入金は4億2,161万3,000円で、前年比で1億7,465万3,000円の増となっております。また、7目ふるさとしおがま復興基金繰入金、こちらは1億6,784万5,000円、こちらにありますように、子ども医療費助成など、9項目に活用するものであります。

恐れ入りますが、25、26ページをお開きいただきます。

第8目東日本大震災復興交付金基金繰入金、こちらは75億1,299万2,000円、これは復興事業の本格実施に伴いまして、平成25年度事業分に充当するものであります。

続いて、31ページ、32ページをお開きください。

第21款市債です。こちらは31億2,810万円で、前年比では3億5,130万円の増となっております。3目土木債のうち2節の災害公営住宅整備事業としまして4億6,540万円、それから6目民生債の災害援護貸付金、こちらのほうは増額分として2億1,000万円、それから7目借換債、増額分として7億9,670万円の増というふうに伴うものであります。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。37ページ、38ページをお開き願います。

2款総務費は22億9,827万円です。前年比2億4,054万7,000円の増となっております。1目一般管理費では、災害復旧事業の本格実施に伴いまして、その人員確保のため中長期派遣職員負担金、それから任期付職員人件費を計上したことによりまして8,538万6,000円の増というふうになっております。

41ページ、42ページをお開きいただきます。

6目の財産管理費です。こちらは、前年比5,582万1,000円の増というふうになっておりますが、次の43、44ページをお開きいただきますと、15節工事請負費のうち、施設整備工事で今回新たに本庁舎太陽光発電設備等導入事業5,367万8,000円の計上に伴うものであります。

続いて、51ページ、52ページをお開き願います。

21目東日本大震災復興交付金基金、こちらのほうは利子の積立金というふうになっております。すぐ下の22目震災復興推進費500万円につきましては、復興事業の本格実施に伴いまして必要となります事務費を計上したものであります。

続いて、65、66ページをお開きいただきます。

第3款民生費、こちらは76億629万1,000円で、前年度比では3億8,364万3,000円の増というふうになっております。1項社会福祉費では2億5,857万円の増となっておりますが、まず1目の社会福祉総務費では、これは事業内訳の下段のほうに、仮設住宅地域支え合い体制づくり事業、こちらを計上いたしまして、引き続き被災者の心のケア、相談業務を実施するものであります。

続いて、73ページ、74ページをお開きいただきます。

8目障害者総合支援費、こちらは前年比で1億1,709万5,000円の増というふうになっておりますが、これは、主に事業内訳の欄の福祉サービス費の増に伴うものであります。

続いて、77ページ、78ページをお開き願います。

12目障害児施設給付費4,907万6,000円、こちらのほうは障害者自立支援法の改正に伴いまし

て、新設いたしました児童発達支援、それから放課後等デイサービスに係る経費であります。

続いて、2項1目児童福祉総務費4億3,335万7,000円、こちらのほうは、事業内訳欄の4番目にございます子ども医療費助成の事業費の増であります。保護者の負担軽減による子育て支援の充実を図ろうとするものであります。

続いて、83ページ、84ページをお開き願います。

5目の子育て支援費であります。こちらの事業内訳欄の下段のほうに、子育て支援センター移設拡充事業というものがございますが、1月の各常任委員協議会でご説明申し上げましたように、壱番館1階にございます現在の産業環境部に移設をいたしまして、伸び伸びとした広い空間の中で育児相談などの子育て支援の充実を図ろうというふうにするものであります。

続いて85ページ、86ページをお開きいただきます。

こちらのほうは生活保護費になりますけれども、これは東日本大震災義援金等の支給によりまして、保護世帯数の減というふうになっているものであります。

87ページ、88ページをお開きいただきます。

こちら、第4項災害救助費3億6,538万2,000円は、前年比2億1,085万5,000円の増となっておりますが、災害援護貸付金2億1,000万円の増に伴うものであります。

89ページ、90ページをお開きいただきます。

第4款衛生費、こちらのほうは前年比54億5,934万5,000円の減というふうになっております。主な要因につきましては、先ほどご説明いたしました災害廃棄物処理費の減によるものであります。

1項1目保健衛生総務費、こちらのほうは昨年度、平成24年度で保健センターの医療救護活動拠点整備事業、こちらは7,400万円ほどの事業、これは終了したのものによる減というふうなことでございますが、平成25年度では子宮がん検診、健康診査の増額をいたしまして、市民の健康増進の充実を図りますとともに、新たに被災者健康支援事業、こちらは752万7,000円を計上いたしまして、被災者の健康相談など、震災後のケア充実を図るものであります。

95ページ、96ページをお開きいただきます。

4目環境衛生費です。こちらのほうは事業内訳の下から3番目、放射能測定事業542万円を計上いたしまして、放射能に対する市民の皆様の不安解消、それから、安全安心な食の確保に努めるというものであります。

99ページ、100ページをお開きいただきます。

2項2目の塵芥処理費、これは先ほどご説明いたしました廃棄物処理事業の進捗によりまず一時仮置き場管理料あるいは県の委託料の大幅な減というものによるものであります。

107ページ、108ページをお開きいただきます。

第5款労働費4億1,794万6,000円、こちらは3,987万3,000円の増となっております。事業内訳の欄をごらんいただきますように、重点分野雇用創造事業のうち、特に震災等緊急雇用対応事業を拡大いたしまして、震災によりまして離職されました方々の雇用機会のさらなる拡大を図るものであります。

109ページ、110ページをお開きいただきます。

こちらは農林水産業費です。予算額38億7,787万2,000円、前年比から35億1,091万1,000円の大幅な増というふうになっております。この内容につきましては、115ページ、116ページ、こちらの7目復興交付金事業費19億8,702万8,000円というものに県の計上に伴うもので、漁業集落に係ります復興交付金事業の新規計上でございます。事業内訳欄にありますように、浦戸地区の漁業集落防災機能強化あるいは漁協施設機能強化、浦戸地区の安全対策として早期復旧・復興を図るものであります。

8目の復興事業費15億円、こちらにつきましては魚市場の高度衛生管理型荷さばき所の整備費でございまして、魚市場の施設を再構築いたしまして、本市の基幹産業であります水産業の早期復興、それから、活力再生を目指すものであります。

次に、117ページ、118ページをお開きいただきます。

第7款商工費、こちらは5億7,619万円であります。1項2目商工振興費、こちらは173万8,000円の増というふうになっております。事業内訳欄にもありますように、これは中心市街地商業活性化事業、いわゆるシャッターオープン商人塾という事業でありますとか、企業誘致活動推進事業費、こちらを増額いたしまして、地元の商店街の活力回復、それから、本市の産業経済の再生を図ろうとするものであります。

続きまして、119ページ、120ページになりますが、第5目観光物産費、これは前年度比623万4,000円の増というふうになっておりますが、仙台・宮城DC事業、これを実施いたしまして、震災後減少してございます入り込み客数の回復を目指そうとするものであります。

続きまして、123ページ、124ページをお開きいただきます。

8款土木費になります。事業費95億5,733万2,000円、前年比で74億5,794万2,000円の大幅な増というふうになってございます。

まず、この内容の内訳でございますが、129ページ、130ページをお開きいただきます。まず、第2項道路橋梁費の3目道路新設改良費、こちらは2,961万4,000円で、前年から2,343万3,000円の増となっております。歩行者の安全確保のための塩竈陸橋歩道部の補修工事を計上してございます。また、4目の橋梁費、こちらは新たに市内橋梁の長寿命化計画策定に向けました測量費等を計上してございます。

131ページ、132ページをごらんいただきます。

下段のほうにございます。第5項都市計画費61億6,312万3,000円で、これは前年比で45億6,569万1,000円の大幅な増というふうになっております。この内容につきましては、135、136ページをお開きいただきます。まず1つ目といたしまして、第4目下水道費27億9,566万3,000円の増となっておりますが、これは下水道の災害復旧事業あるいは復興交付金事業の実施に伴います一般会計からの基準内繰出金の増になるものです。

6目土地区画整理事業費8億8,530万円は、これは北浜地区復興土地区画整理事業の実施に伴います一般会計からの繰出金となります。

137ページ、138ページをお開きいただきます。

第7目復興交付金事業費10億4,497万8,000円、こちらは事業内訳をごらんいただきますと、港町地区復興道路整備あるいは海岸通地区震災復興市街地再開発事業、あるいは桂島・寒風沢地区におけます防災集団移転促進事業費でございます。

第6項住宅費30億1,506万9,000円、こちらは29億5,995万5,000円の増となっております。この内容は、139ページ、140ページ、第2目復興交付金事業の計上に伴うものであります。事業内訳欄にありますように、朴島地区の小規模住宅改良事業あるいは災害公営住宅整備事業の新たな計上をしたものでございまして、被災者の住環境を確保するという内容でございます。

恐れ入りますが、141ページ、142ページをお開きいただきます。

9款消防費、こちらは6億8,641万8,000円です。前年比530万1,000円のこちらは減というふうになっております。

2目非常備消防費で、平成24年度に実施しました消防団活動備品の整備事業、こちらの1,600万円の終了に伴って大幅な減となっておりますが、19節にございます消火栓設置負担金、こちらは約2倍の予算計上1,600万円を計上いたしまして、消火活動のさらなる向上を目指すものであります。

また、3目防災費、前年比で191万5,000円の増というふうになっておりますが、こちらも同

様に、平成24年度で実施しました集会所防災設備整備事業2,297万3,000円が終了したということに伴っての減というふうにもあるものの、一方で、平成25年度では新たに地域防災計画の策定費1,500万円でありますとか、あるいは震災を教訓に市民の安全確保第一といたしましたこの計画の見直し、あるいは避難マニュアルの作成というものを行うものであります。

145ページ、146ページをお開きいただきます。

第10款の教育費になります。教育費は14億6,486万円で、前年から1,411万3,000円の増というふうになっております。1項2目の事務局費では、事業内訳中段にありますように、これまでご支援いただいております村山市の小中学生との交流事業60万円を新たに実施いたしまして、自然体験あるいは部活動を通じまして豊かな心を育むというふうな事業でございます。また、平成24年度に引き続きまして、被災児童生徒就学援助事業1,461万6,000円を計上いたしまして就学支援の充実を図りますほか、新たに復興教育防災教育支援事業、こちらは91万6,000円を計上いたしまして、子供たちの防災に対する意識の高揚というものを図るものであります。

149ページ、150ページをお開きいただきます。

2項1目小学校管理費は、前年比で2,917万1,000円の増としてございます。事業内訳にございますように、学校施設維持管理費、こちらの増額によるものであります。また、その下にございます。LED設置事業、この新規事業と合わせまして教育環境の向上を図ろうとするものであります。

151ページ、152ページをお開きいただきます。

2目教育振興費でございます。こちらの右側の事業内訳の中段にありますように、小学校の情報教育施設整備費1,218万2,000円を計上してございますが、これは情報機器、いわゆるコンピューターの機器更新による教育環境の向上、それから、その下段にございます学力向上対策事業費1,324万8,000円と合わせまして、児童の学力の一層の向上を図ろうとするものであります。同様に、中学校につきましても、コンピューターの更新を行う予定でございます。

恐れ入りますが、155、156ページをお開きいただきます。

第4項の社会教育費4億1,453万8,000円でございますが、こちらにつきましては、157、158ページでご説明申し上げます。

事業内訳の中段にございます、これは新規事業でございますが、文化財の修復事業50万円、それから、その下にございます国重要文化財、鹽竈神社御社殿の修理に係ります補助金、これらを増額計上いたしまして、本市におけます貴重な文化財の保護継承を図るものであります。

171ページ、172ページをお開きいただきます。

第5項2目体育施設費になります。こちらのほうは1,779万1,000円の増というふうになっておりますが、15節をごらんいただきますと、工事請負費、こちらは塩釜ガス体育館再生可能エネルギー事業の1,773万円の計上によるものであります。

173ページ、174ページをお開きいただきます。

第11款災害復旧費は8億6,393万5,000円というふうになっておりますが、こちらのほうは道路橋梁災害復旧事業、それから新たに浦戸地区の漁港施設災害復旧事業費の計上によるものであります。

175、176ページをお開きいただきます。

第12款公債費33億3,620万6,000円、これは前年から8億3,021万6,000円の増というふうになっておりますが、平成25年度では借換債8億7,170万円の増というものによるものでございます。実際、これを差し引きました実公債費は、前年比で4,000万円ほどの減というふうになりまして、健全化に向けた取り組み効果が徐々にあらわれてきているという状況でございます。

なお、180ページ以降につきましては、これは給与費明細等がございますので、各省庁でありますので、ご参照いただければと思います。

一般会計予算の内容につきましては、以上でございます。

○志子田委員長 木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部長兼浦戸振興課長 それでは、議案第29号平成25年度交通事業特別会計予算についてご説明させていただきます。資料No.9の予算説明書の195、196ページをお開きください。

歳入歳出とも同額の2億1,540万円を計上しております。前年と比較いたしまして400万円の減額となっております。説明の都合上、歳出からご説明いたします。資料の199、200ページをごらんください。

第1款事業費に2億370万円を計上しております。前年と比較しまして395万3,000円の減額となっております。その主な内訳といたしましては、1款1項1目の総務管理費に1億6,792万4,000円と、次のページの201、202ページになりますが、1款1項2目の運航費といたしまして3,577万6,000円を計上しております。主な増減額の理由といたしましては、給料、職員手当、共済費の人件費で58万2,000円、公課費のうち、消費税増額分といたしまして34万9,000円、船舶の燃料単価の増額により燃料費で50万1,000円、船舶の修繕費関係で55万4,000円ほどの増額となっております。一方で、航路浮標灯整備工事が平成24年度で終了することから600万円

の減額となっております。

続きまして、203、204ページをお開きください。

第2款公債費でございますが、前年度から4万7,000円減額の1,170万円を計上しております。これは船舶浦戸に係る長期債の元利償還分として計上したものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。197、198ページにお戻りいただきたいと思っております。

第1款事業収入に、前年度より404万2,000円増額の7,704万2,000円を計上しております。震災の影響により落ち込んでおりました輸送人数等の増を見込んだものであります。

第2款国庫支出金といたしましては、前年度より914万7,000円減額の5,737万4,000円を計上しております。これは事業収入の増により損益差が縮小したことに伴いまして、離島航路国庫補助金で554万7,000円の減額、それから、平成24年度で航路浮標等整備工事の財源となっております。社会資本整備総合交付金で360万円の減額を見込んだものでございます。

第3款繰入金には8,094万8,000円を計上しております。前年と比較しまして106万9,000円の増額となっております。

第4款諸収入には、広告料収入として3万6,000円を計上しております。

交通事業特別会計予算につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○志子田委員長 佐藤保険年金課長。

○佐藤健康福祉部保険年金課長 それでは、続きまして、議案第30号平成25年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算についてご説明をいたします。

同じく資料番号9の211ページ、212ページをお開きいただきたいと存じます。時間の都合もございまして、事項別明細書の総括表によりましてご説明を申し上げます。

まず、歳入歳出の合計額でございますが、それぞれ前年度と比べまして2億2,000万円増の68億9,910万円を計上してございます。

次に、主な内容でございますが、まず、歳出のほうからご説明をさせていただきます。212ページをごらんいただきたいと存じます。

第2款保険給付費につきましては、現時点での保険給付の見通しをもとにいたしまして、前年度と比べまして6,666万2,000円増の46億7,109万9,000円を計上してございます。

第3款後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者の医療費の伸びに伴いまして、被保険者1人当たりの負担額の増によりまして9,801万4,000円増の8億7,183万6,000円を計上して

ございます。

第6款介護納付金につきましては、介護保険給費の伸びに伴う1人当たりの負担額の増によりまして3,610万1,000円増の3億7,397万円を計上しております。

第7款共同事業拠出金につきましては、高額な医療費の給付を市町村の共同事業といたしまして実施しているものでございますが、県内の対象医療費の動向によりまして6,166万円増の8億2,355万6,000円を計上しております。

第10款公債費につきましては、平成20年度に宮城県から貸し付けを受けました貸付金の償還が前年度で完了いたしておりますので4,000万円の減となっておりますのでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。211ページをごらんいただきたいと存じます。

第1款国民健康保険税につきましては、見込みの収納率を現年度84%、滞納分16%と設定いたしまして1,700万円増の15億4,319万9,000円を計上しております。

第4款国庫支出金につきましては、後期支援金や介護納付金を含めます対象経費が増加することなどから、前年度と比べまして1億2,131万1,000円増の15億3,959万8,000円を計上しております。

第5款療養給付費交付金につきましては、退職被保険者の増によりまして医療給付費も増加すると見込みまして、前年度と比べまして6,918万7,000円増の4億1,890万1,000円を計上しております。

第6款前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳の被保険者の加入割合によって交付されるものでございますが、平成25年度の概算額から、平成23年度の精算分が差し引かれるということになりますため、前年と比べまして8,963万6,000円減の16億7,615万8,000円を計上しております。

第7款県支出金につきましては、調整交付金概算額などから、前年度と比べまして3,090万7,000円減の2億7,754万3,000円を計上しております。

第8款共同事業交付金につきましては、医療費の動向から6,166万円増の8億2,354万6,000円を計上しております。

第10款繰入金につきましては、軽減対象世帯の増加によります保険者支援分の一般会計からの繰り入れや財政調整基金取り崩しの増によりまして、前年と比べ7,138万5,000円増の6億1,383万7,000円を計上しているところでございます。

国民健康保険事業特別会計については、以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○志子田委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 同じ資料の252、253ページをごらんいただきたいと思
います。

議案第31号魚市場事業特別会計の予算につきましてご説明をさせていただきます。252ペー
ジでございます。

本年度の魚市場事業特別会計の予算につきましては、歳入歳出総額をともに1億880万円と
させていただこうとするものでございます。昨年度より610万円少なくなっております。

続いて、歳出の内容でございます。258、259ページをごらんいただきたいと思
います。

第1款市場費といたしまして1億544万3,000円を計上しております。内訳といたしましては
市場管理費で1億462万3,000円、次のページでございますけれども、漁船対策費といたしまし
て82万円を計上しております。

さらに次のページ、262ページ、263ページでございますが、第2款の公債費といたしまして
335万7,000円を計上しております。

続きまして、歳入でございます。254、255ページをごらんいただきたいと思
います。254ペ
ージです。

財源といたしまして、第1款使用料、手数料につきましては、水揚金額を103億円と想定い
たしまして、事務室使用料などと合わせまして7,102万2,000円を計上しております。

第2款の県支出金としましては94万2,000円、第4款では一般会計からの繰入金といたしま
して3,360万4,000円を計上しております。

次のページでございます。第5款の諸収入といたしまして323万1,000円を計上しているもの
でございます。

以上でございます。

○志子田委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 続きまして、議案第32号塩竈市下水道事業特別会計予算につ
いてご説明を申し上げます。資料No.9の271ページ、272ページをお開き願います。

歳入歳出予算といたしまして146億4,100万円を計上させていただいてございます。前年と比
較いたしますと75億6,130万円の増額ということでございます。これにつきましては災害復旧
費及び復興事業費の増によるものでございます。説明の都合上、歳出からご説明を申し上げま

す。279ページないし280ページをお開き願います。

総務費といたしまして5億5,551万6,000円を計上いたしてございます。昨年と比較いたしまして1,571万7,000円の減となっております。これは、人件費を災害復旧事業費との関係から精査をしているものでございます。

続きまして、281ページないし282ページをお開き願います。

19節負担金補助及び交付金といたしまして2億4,602万8,000円を計上しております。これは汚水の最終処理場でございます仙塩浄化センターへの流域下水道維持管理負担金2億4,489万3,000円となっております。

続きまして、283ページないし284ページをお開き願います。

2款1項1目公共下水道築造費でございますが、これにつきましては、前年度と比較いたしますと3億7,860万7,000円の増となっております。主な要因でございますが、浸水対策下水道事業として実施をしてございます雨水ポンプ場の事業費の増、さらには事業内訳の中に記載してございます長寿命化計画策定事業からポンプ場自家発電機整備事業までの新規事業を計上していることによるものでございます。

続きまして、285ページないし286ページをお開き願います。

3款1項公債費32億5,000万5,000円でございますが、前年度と比較いたしますと5億7,165万8,000円の増となっております。主なものは元金償還額の増でございます。

続きまして、287ページないし288ページをお開き願います。

4款災害復旧費でございますが71億500万円を計上させていただいております。主なものにつきましては、15節工事請負費でございますが、協議設計の保留解除により、被災をいたしております下水道管渠等の復旧工事を施工しようとするものでございます。

続きまして、289ページないし290ページをお開き願います。

5款復興事業費でございますが29億796万9,000円を計上いたしてございます。主なものにつきましては、15節工事請負費となっておりますが、これにつきましてはポンプ場等の本格的な復興事業に取り組むというようなことでございます。

なお、具体的な工事箇所につきましては、資料No.12の91ページないし92ページにお示しをしてございますので、後ほどご参照いただければと思います。

恐れ入りますが、273ページないし274ページのほうにお戻りをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目の下水道費負担金198万6,000円につきましては受益者負

担金でございまして、新規工事の減少によりまして、前年度より73万1,000円ほど減額計上と
してございます。

次に、2款1項1目の下水道使用料でございまして、これにつきましては、財政計画に基づ
きまして12億922万2,000円といたしてございます。

続きまして、3款1項1目の下水道事業費国庫補助金でございまして3億5,450万7,000円、
また2目災害復旧費国庫補助金を68億4,372万円計上いたしてございます。

275ページないし276ページのほうをお開き願います。

4款1項1目一般会計繰入金でございまして、前年度より27億9,566万3,000円増の40億
3,650万4,000円計上をいたしてございます。この金額には、災害復旧事業にかかわります災害
復興特別交付税、また復興交付金事業にかかわります復興交付金及び震災復興特別交付税、合
わせまして28億94万9,000円も含まれているものでございます。

5款1項1目雑入につきましては、公共下水道相互利用負担金として、多賀城市、利府町か
らの収入見込額等を計上いたしております。

6款の市債21億6,740万円でございますが、説明欄に記載をいたしておりますように、各事
業への財源充当並びに資本費平準化債等の内容となっております。

296ページには債務負担行為調書、また、298ページには当該年度末におけます地方債残高見
込みをお示ししてございますので、あわせてご参照いただければと思います。

下水道事業特別会計については以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○志子田委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 続きまして、議案第33号漁業集落排水事業特別会計予算
についてご説明をいたします。同じ資料の299、300ページをごらんいただきたいと思います。

当会計、歳入歳出予算総額、今年度につきましては7,520万円を計上させていただこうとす
るものでございます。前年度と比べまして5,110万円の増となっておりますけれども、このう
ち5,100万円につきましては災害復旧事業費の分となります。

歳出につきましてご説明を申し上げます。305、306ページをお開きいただきたいと思います。

第1款総務費といたしましては、維持管理費等の経費や水洗化普及費を含めまして584万
5,000円を計上しております。

次に、307、308ページでございまして、2款の公債費で1,835万5,000円を計上してご
ざいます。

次のページ、309、310ページをお開きいただきたいと思います。

3款災害復旧費といたしまして、野々島及び寒風沢の汚水処理施設、さらにはそれぞれの管路の復旧工事費といたしまして5,100万円を計上させていただいております。

続きまして、これらの歳入でございますが、301、302ページにお戻りをいただきたいと思います。

1款の分担金としましては48万円、2款の使用料及び手数料としましては174万6,000円、また、3款の繰入金としましては2,815万9,000円、そして5款の国庫支出金としましては、災害復旧費の補助金といたしまして4,380万9,000円を計上しております。

次のページ、第6款のほうも同じく災害復旧事業費の特定財源の市債といたしまして100万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 それでは、議案第34号公共用地先行取得事業特別会計の内容についてご説明申し上げます。資料No.9の313ページ、314ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳出のほうをごらんいただきたいと思います。1款総務費は、これは科目設定ということで1,000円の計上、2款公債費につきましては、長期債の償還利子、こちらが939万9,000円、それから、借換債としての償還分として3億円ということで、前年比の3億円の増というふうになっております。

なお、この公債費の借換債につきましては、平成20年度に借り入れました開発公社用地の取得に伴いますその借換債になります。

313ページの歳入をごらんください。これらの財源といたしましては、繰入金、これは一般会計の繰入金で940万円、先ほどの総務費の1,000円と、それから償還金の利子の分939万9,000円の合計であります。残りの3億円が借換債の財源ということで、市債を発行するものであります。

説明は以上になります。

○志子田委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 続きまして、議案第35号介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。同じく資料No.9の322、323ページをお開き願います。

介護保険事業特別会計予算内に2つの勘定を設けてございますが、まず、保険事業勘定に係

ります歳入歳出予算事項別明細書でございます。この勘定は介護保険の保険者としての会計勘定であり、歳入歳出それぞれ47億9,080万円を計上しております。前年度と比較しますと3億260万円の増額で6.7%の伸びとなっております。説明の都合上、歳出の主なる部分からご説明させていただきます。恐れ入りますが、334ページ、335ページをお開き願います。

第2款介護給付費でございます。46億1,322万5,000円、前年度と比較しまして3億3,542万円の増額と、7.8%の伸びを見込んでおります。これは高齢者数並びに介護認定者数の増加を見込んだ計上にいたしてございます。

次に、340、341ページをお開き願います。

第5款地域支援事業費でございます。9,074万円、前年度と比較しますと849万2,000円の減額となっております。これは、平成24年度から「2次予防対象者把握事業」と名称も変わり、介護認定者を除きます65歳以上の方々を対象に、介護予防が必要と思われる対象者を把握し、介護予防教室に係る経費と、紙おむつ給付費の部分で減額となっておりますのでございます。

次に、歳入の主なる部分につきましてご説明させていただきます。恐れ入りますが、戻りまして、324、325ページをお開き願います。

第1款保険料でございます。9億2,884万円、前年度と比較いたしまして1億2,577万2,000円の増額を見込んでおります。これは、65歳年齢到達者の増加が見込まれることによるものでございます。

第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款県支出金であります。歳出、介護給付費の計上に基づきます負担割合により計上いたしてございます。

次に、326、327ページをお開き願います。

第5款県支出金の2項県補助金3目財政安定化基金交付金でございます。これは基金積立金の財源となりますものですが、県介護保険安定化基金からの交付金でございます。第5期初年度に係る計上分であり、本年度については計上いたしてございません。

次に、第7款繰入金でございます。7億3,843万1,000円、前年度に比べまして9,031万5,000円の増額となっております。7款1項1目一般会計繰入金では6億7,725万8,000円であり、前年度に比べ3,914万2,000円の増額となっております。これは、介護給付費等に係ります負担割合分でございます。また、2項1目の財政調整基金繰入金では6,117万3,000円と、前年度に比べまして5,117万3,000円の増額となっております。これは、歳入歳出の補填財源としての計上分でございます。

続きまして、恐れ入りますが、360、361ページをお開きいただきます。

介護サービス事業勘定に係ります歳入歳出予算事項別明細書でございますが、この勘定は、市で実施いたします要支援者に対する介護予防支援事業としてのケアプラン作成に係る会計勘定でございます。歳入歳出それぞれ1,090万円を計上し、前年度と比較しますと20万円の増額となっております。

以上、介護保険事業特別会計予算の説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○志子田委員長 佐藤保険年金課長。

○佐藤健康福祉部保険年金課長 では、続きまして、議案第36号平成25年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。同じく、資料番号9の375、376ページをお開きいただきたいと存じます。

平成25年度の予算につきましては、歳入歳出それぞれ前年度と比べまして190万円減の6億6,150万円を計上してございます。

まず、歳入でございますが、375ページをごらんいただきたいと思います。主なところを申し上げますと、第1款後期高齢者医療保険料につきましては、後期高齢者医療広域連合から示されました数値をもとにいたしまして、前年度に比べ1,029万9,000円減の5億23万4,000円を計上しております。

第4款繰入金につきましては、保険料の軽減分に係ります保険基盤安定繰入金の増などによりまして、前年度と比べまして839万9,000円増の1億6,015万8,000円を計上しております。

次に、376ページ、歳出の部でございますが、第1款総務費が54万8,000円増の3,013万8,000円を計上しております。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、これも広域連合から示されました数値をもとに計上しておるところでございますが244万8,000円減の6億2,858万3,000円を計上しているところでございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○志子田委員長 佐藤復興推進課長。

○佐藤震災復興推進局次長兼復興推進課長 続きまして、議案第37号平成25年度北浜地区復興土地区画整理事業特別会計予算についてご説明いたします。同じく資料No.9の390ページ、391ページをお開き願います。

復興土地地区画整理事業特別会計は、平成25年度新設の会計ですが、歳入歳出それぞれ8億8,500万円を計上させていただいております。

説明の都合上、歳出からご説明をいたします。394、395ページをお開き願います。

第1款事業費ですが、事業内訳欄にありますとおり、北浜地区被災市街地復興土地地区画整理事業として8億8,500万円を計上させていただいております。主な事業内容といたしましては、395ページ下段、15節工事請負費について、基盤整備工事といたしまして4億2,755万円を計上いたしております。また、22節補償補填について、建物移転に係る補償費等としまして3億4,186万6,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明をいたします。恐れ入りますが、戻りまして392ページ、393ページをお開き願います。

第1款繰入金につきましては、一般会計繰入金としまして8億8,500万円を計上いたしております。北浜地区被災市街地復興土地地区画整理事業につきましては、東日本大震災復興交付金により事業を進めてまいります。このため、一般会計からの繰入金の財源といたしましては、全額を復興交付金と震災復興特別交付税を充当させていただいております。

復興土地地区画整理事業の予算につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○志子田委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 続きまして、議案第38号平成25年度塩竈市立病院事業会計予算についてご説明いたします。資料番号10をご用意願いたいと思います。10の1ページをお開き願います。ここでは、現在、当院で取り組んでおります改革プランの目標値をもとに平成25年度の業務の予定量を記載しております。

第2条、(1)の病床数ですが、一般病床123床、療養病床38床、全体で161床とするものがございます。(2)の年間患者数ですが、入院患者数は5万7,196人、外来患者数は7万5,103人を予定しております。(3)の1日の平均患者数ですが、入院診療日数は365日でございます。1日当たり患者数は156.7人、病床利用率97.3%を予定しております。外来診療日数は240日でありまして、1日当たり患者数は307.8人を予定しております。(4)の主要な建設改良ですが、施設改良費1,250万円を予定しており、主なものといたしまして県のみやぎ環境税交付金を活用いたしました病棟LED照明整備事業を予定しております。

2ページをお開き願いたいと思います。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入は、第1款病院事業収益として

30億4,673万5,000円を予定しております。第3項の特別利益は、改革プランで取り決めました今までの不良債務を計画的に解消するための特例債償還金などへの一般会計からの繰入金でございます。

支出は、第1款病院事業費用として27億9,504万3,000円を予定しております。この収支差し引きといたしまして2億5,169万2,000円の純利益を計上する黒字予算となるものでございます。

また、改革プランで目標となる経常収支でございますが、収入の第1款第1項医業収益と第2項医業外収益を合わせました27億8,340万2,000円が経常収益となります。対する支出の第1款第1項医業費用と第2項医業外費用を合わせました27億8,204万3,000円が経常費用となり、その差し引きであります経常損益では135万9,000円の利益となりまして、平成24年度では達成できませんでしたけれども、平成25年度は経常収支で黒字化を達成する予算となっております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入、第1款資本的収入として1億8,900万5,000円を予定しております。支出は、第1款資本的支出として3億8,733万8,000円、第2項の企業債償還金は特例債及び借換債の元金償還分でございます。この収支の差し引きといたしまして1億9,833万3,000円が不足いたしますけれども、条文の後段に付記書きしておりますように、収益的収支における留保資金で補填することでこの収支の均衡を図る予算計上となっております。また、病院事業収支全体では、不良債務解消のための繰入金や減価償却費などを除きました病院独自の現金収支で5,171万円の黒字となる予算となっております。

3ページの第5条債務負担行為から第9条のたな卸資産の購入限度額につきましては、記載のとおりでございます。

4ページ以降は、関係する資料を掲載しておりますので、後ほどご参照願います。

ただいまご説明いたしました新年度予算どおりに病院事業が推移できますれば、平成17年度末に最大で24億円にも上っておりました不良債務が平成25年度末に解消され、約2,200万円の留保資金が確保できるというような予算編成になっておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○志子田委員長 鈴木水道部総務課長。

○鈴木水道部次長兼総務課長 私からは、議案第39号平成25年度塩竈市水道事業会計予算について説明させていただきます。資料No.11をご用意願います。資料No.11の1ページをお開き願います。

第2条は、平成25年度の経営目標とする業務の予定量でございます。給水戸数を2万6,022

戸、年間総給水量を754万7,294立方メートルとするものでございます。また、主な建設改良事業といたしまして、第6次配水管整備事業9,210万円、浦戸海底管本復旧に係ります野々島、朴島配水管災害復旧事業及び水道施設災害復旧事業として3億8,615万2,000円を予定しております。

次に、第3条でございます。収益的収入及び支出の予定額でございます。

第1款の水道事業収益は、営業収益、それから営業外収益、特別利益を合わせまして、前年度比6.8%、1億1,684万7,000円の増で18億2,786万7,000円といたしております。

次に、支出でございますが、営業費用、営業外費用、特別損失、それから予備費を合わせまして、前年度比0.9%、1,504万9,000円増の16億6,763万円といたしております。

第4条は資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入、第1款資本的収入につきましては、第1項の企業債から第7項の長期貸付金回収金までを合わせまして4億7,953万2,000円といたしております。

支出につきましては、第1款水道改良費から第5項予備費まで合わせまして9億1,282万3,000円とするものでございます。

この結果、収支として不足いたします4億3,329万1,000円につきましては、当年度損益勘定留保資金などで補填する内容のものでございます。

次に、2ページをお開き願います。第5条債務負担行為、第6条企業債、第7条一時借入金、第8条予定支出の各項間の経費の金額の流用、第9条議会の議決を経なければ流用することができない経費、第10条たな卸資産購入限度額、第11条他会計からの補助金、これにつきましては記載の内容となっております。

なお、3ページ以降につきましては、予算に関する説明書となっておりますので、後ほどご参照願います。

説明は以上で終わらせていただきます。

○志子田委員長 以上で、各会計予算の内容説明は終了いたしました。

委員各位に申し上げます。資料要求がありましたらご発言願います。鎌田礼二委員。

○鎌田委員 新生クラブからは、13点、要求をいたします。

まず第一に、県・市内の平成23年、24年度の生活保護率表と、これは仙台市を除いて結構です。2つ目、平成23年、24年度の生活保護扶助費別支給一覧表と受給者数と年齢構成表。3つ目、平成23年、24年度の学校別、学年別の要保護、準要保護生徒数の一覧表。第4、平成24年、

25年度繰出金一覧表、これは基準内と、それから基準外の区別をお願いします。5番目、平成24、25年度の各種団体への補助金並びに助成金の支給一覧表及び補助金、助成金を受けている団体の事務局を行政が引き受けている団体名もしくは事業名入れてお願いいたします。第6、平成22年、23年、24年度に追加工事を発注した入札工事について、件名とその金額、これについては当初及び追加もお願いします。及び業者名。また、当初価格に対する落札率もお願いいたします。7番目、国保と社保、これは共済なども含むものをお願いします。これの加入率、県内比較、塩竈市と類似都市、県内平均との比較をお願いいたします。8番目、臨時職員、嘱託職員の人数と支給額、これは平成23年度から平成25年度までお願いいたします。9つ目、平成23年、24年度の学校給食に係る費用と、一般会計からの繰入額及び給食費年額と、1食当たりの単価、これは小学校、中学校別をお願いいたします。10番目、建物などブロック塀の解体工事の委託先と件数、これについては金額と。平成25年2月現在で結構です。11番目、建築物ブロック塀の解体の申請、解体件数、平成25年2月現在で結構です。12番目、塩竈市災害復旧連絡協議会との協定書の写し及び参加業者の名簿。最後に、13番目、災害公営住宅の場所の決定の経緯、これは全てお願いいたします。年、月、日、それから選定場所、決定者名も含みます。会議名、名称なども含めてお願いいたします。以上です。

○志子田委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 日本共産党市議団から、28項目の資料要求をいたします。よろしくお願いいたします。

1、条例定数と配置数（平成24年度）と配置見込み（平成25年度）について。2、職員の年齢構成（平成25年1月1日現在）。3、公立保育所、私立保育園の定数及び年齢別入所状況について。入所状況と申込み状況について。（平成24年2月1日現在と、平成25年2月1日現在）についてです。4、公立保育所職員の年齢構成（正職員、非常勤職員、臨時的任用職員）についてです。5、学校給食調理員職員の配置数（正職員、嘱託職員、臨時職員）と年齢構成について（平成24年5月1日現在）。6、平成25年度小・中学校の修繕予定箇所と工事予定箇所について。7、平成25年度市営住宅修繕予定箇所について。8、平成24年救急概要について。9、平成24年度県内市町村国民健康保険料（税率）について。10、平成24年度県内各市及び地区内3町の国保（医療分）税率による課税総所得金額別世帯平均課税額の比較について。11、平成23年度の国保税滞納世帯の所得階層別分布について。12、2市3町の過去5年間の国保の短期被保険者証及び資格証明書の発行状況について。13、国保の資格証明書発行状況について

(所得階層別) お願いします。14、国保税の過去5年間の滞納世帯数と滞納額について。15、応急仮設住宅(借上仮設、見なし仮設住宅などを含む)の現況と入居世帯数について(民間賃貸住宅・公営住宅あるいは雇用促進住宅など)です。16、技術労務職(学校用務員・清掃工場・公園など)の職員配置数について(平成25年1月1日現在)です。17、退職手当債について。退職手当債の発行条件、2つ目は退職手当組合への市の負担金について(平成20年度から平成25年度まで)です。18、学校図書費について(平成24年度)。1つは市内各小中学校の学校図書蔵書数です。もう一つは、児童生徒1人当たりの蔵書数(平成24年度、市内各小中学校)についてお願いします。19、市内特別養護老人ホーム入所待機者数(平成24年1月末現在と平成25年1月末現在)です。20、平成25年度復旧事業予算の状況について。21、塩竈市復興交付金事業計画と申請内容について。22、雇用保険失業給付受給者数の月別推移について(ハローワーク塩釜管内、平成24年4月から12月まで)です。23、求人、求職、求人倍率調べについて(ハローワーク塩釜管内、平成24年4月から平成25年1月まで)お願いします。24、東日本大震災被災商工業者営業状況調査について(塩竈分、平成24年度から)お願いします。この中には商工会議所加盟事業所、それからもう一つは営業継続、復旧済、仮復旧中、中止・廃業、不明などについてお願いします。25、塩竈市の人口推移について(平成24年2月から平成25年2月まで月別)お願いします。26、平成24年実施のいじめの数といじめに関するアンケート調査についてお願いします。27、仮設店舗数、海岸通・本町ありますが、平成24年4月1日現在のものをお願いします。最後ですが、28、高齢者肺炎球菌ワクチン、1人当たり個人負担額及び助成金額について。これは2市3町の比較を見たいと思いますので、平成23年度の実績についてお願いします。以上です。

○志子田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 自由民主の会から、1件資料請求申し上げます。

清掃工場改良事業費施設補修工事(平成14年度から平成24年度まで)、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○志子田委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 かいしんのほうからは6件の資料請求をいたします。

1件目、職員数の推移(正職員、任期付職員、臨時職員、嘱託職員、パート別。平成22年度から平成25年度まで)。2つ目、起債残高の推移(平成22年度から平成28年度まで)。起債償還額の推移(元本、利子)(平成22年度から平成28年度まで)。4番目、市税収入の推移(平

成21年度から平成25年度まで)。5件目、時間外勤務状況(平成23年度、部門別)。それから6件目、最後になります。各種手当の一覧表(現況)。よろしくお願ひいたします。

○志子田委員長 ほかにご発言はございませんか。(「なし」の声あり)

ただいま資料要求がありました、当局において内容の確認をお願ひいたします。内形副市長。

○内形副市長 若干確認させていただきたいと思ひます。

まず、新生クラブより13件のご要求がございました。そのうち、10番目につきましては、平成24年度分で、金額が1,000万円以上につきまして一覧表で提出させていただきたいと存じます。

また、11番目につきましては、平成23年度及び平成24年度について、それぞれ提出をさせていただきます。

また、12番目につきましては、全協定書の一覧表、中倉埋立処分場及び建物等解体除去に関する協定書並びに塩竈市災害復旧連絡協議会名簿を提出させていただきたいと存じます。

次に、日本共産党塩釜市議団より28件ございました。そのうち1件について確認させていただきます。

24番目の件でございますが、宮城県が平成23年11月30日と平成24年3月31日に行いました東日本大震災被災商工業者営業状況調査の結果を提出させていただきたいと存じます。

続きまして、自由民主の会、1件ございました。

補修工事の件名と金額の年度別一覧表として提出させていただきたいと存じます。

さらに、かいしんより6件ございました。

そのうち、5番目の年間の時間数でお示しし、部門別の職員数につきましては、6月1日現在での提出とさせていただきます。

また、6番目につきましては、現在の手当種別と金額の一覧表を提出させていただきたいと存じます。

なお、これらの資料等につきましては、調整を行いながら、明日の委員会冒頭に提出させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。以上でございます。

○志子田委員長 お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志子田委員長 ご異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明3月1日午前10時より再開したいと思いましたが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志子田委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、3月1日は、審査区分の1より審査を行いますので、所管の部課長の出席をお願いいたします。

本日の会議はこれで終了いたします。

ご苦勞さまでした。

午後0時42分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成25年2月28日

平成25年度予算特別委員会委員長 志子田 吉 晃

平成25年3月1日（金曜日）

平成25年度予算特別委員会

（第2日目）

平成25年度予算特別委員会第2日目

平成25年3月1日（金曜日）午前10時開議

出席委員（18名）

浅野敏江委員	小野幸男委員
嶺岸淳一委員	田中徳寿委員
志賀勝利委員	香取嗣雄委員
阿部かほる委員	西村勝男委員
鈴木昭一委員	菊地進委員
志子田吉晃委員	鎌田礼二委員
伊藤栄一委員	佐藤英治委員
高橋卓也委員	小野絹子委員
伊勢由典委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	佐藤雄一君	健康福祉部長	神谷統君
産業環境部長	荒川和浩君	建設部長	金子信也君
震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜和君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君
会計管理者 兼会計課長	星清輝君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君
産業環境部次長 兼水産振興課長	小山浩幸君	建設部次長 兼下水道課長	千葉正君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君
市民総務部 政策課長	阿部徳和君	市民総務部 財政課長	荒井敏明君

市民総務部 税務課長	赤間 均 君	健康福祉部 子育て支援課長	渡辺 常幸 君
健康福祉部 長寿社会課長	赤間 幸夫 君	健康福祉部 健康推進課長	川村 淳 君
健康福祉部 保険年金課長	佐藤 俊幸 君	産業環境部 商工港湾課長	佐藤 修一 君
産業環境部 観光交流課長	本多 裕之 君	産業環境部 環境課長	村上 昭弘 君
産業環境部 浦戸振興課長	木村 雅之 君	建設部 都市計画課長	佐藤 寛之 君
建設部 定住促進課長	阿部 光浩 君	建設部 土木課長	川名 信昭 君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	鈴木 宏徳 君	教育委員会教育長	高橋 睦麿 君
教育委員会 教育部長	桜井 史裕 君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤 ゆりみ 君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古 正夫 君	教育委員会教育部 学校教育課長	星 篤 君
教育委員会教育部 市民交流センター館長	佐藤 俊行 君	選挙管理委員会 事務局長	遠藤 和男 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	佐藤 勝美 君

事務局出席職員氏名

事務局 局長	安藤 英治 君	事務局 次長 兼議事調査係長	宇和野 浩志 君
議事調査係 主査	斉藤 隆 君	議事調査係 主査	西村 光彦 君

午前10時00分 開議

○志子田委員長 ただいまから平成25年度予算特別委員会2日目の会議を開きます。

これより、一般会計の審査に入ります。

当局に要求しておりました資料について、副市長から報告をお願いいたします。内形副市長。

○内形副市長 昨日の予算特別委員会で、ご要求のございました資料につきましては、昨日ご報告させていただきましたとおり、取りまとめをさせていただきますしてお手元にご配付申し上げておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○志子田委員長 これより、質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。ご発言の一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね40分以内とさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

志賀勝利委員。

○志賀委員 じゃ、この予算委員会の第1番目としてトップを切って質問をさせていただきたいと思います。まず議案、私のほうからは、議案第12号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正するというところを、ちょっとお聞きしたいと思います。

今回、市長給与が従来15%カットから10%カットになると実質5%のアップと、副市長の給与がマイナス10%からマイナス5%になると実質5%アップ。私の記憶しているところによりますと、三升市長から佐藤市長にバトンタッチされたときには、市長のカットの率は20%だったと記憶しております。それで、いつの時点から20%から15%になったのか、まずお答えいただきたいと思います。

○志子田委員長 佐藤市民総務部総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 お答えいたします。

済みません。ちょっと資料持ってきたんですけども、ちょっとお待ちください。済みません。ちょっと探してから答弁させていただきたいと思います。済みません。

○志子田委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 それで、今回のこういった見直しをする一番の理由というのは何なのかも、ついでにお答えください。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 平成14年度から削減行っておりまして、14年の1月からは10%、14年の4月から17年の11月までは15%、17年の12月から21年の3月まで20%、20年の4月、済みません。21年の3月から23年の3月までは30%、23年の5月から25年の3月までは15%ということで削減はさせていただいております。

今回の提案の理由ですけれども、いろいろな諸事情、あとほかの自治体の動向とかも見ながらこういう減額をさせていただきたいということで提案させていただいております。以上でございます。

○志子田委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 諸事情って何でしょうか。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 国家公務員とか、国家公務員は7.8%削減いたしておりますし、国のほうでは地方公務員にも削減等を要請しているという事情もございますので、そういう諸事情、あと他自治体の動向というものを勘案いたしまして提案させていただいているという状況でございます。

○志子田委員長 志賀委員。

○志賀委員 市長給与のカットというのは、結局その市の、その地方自治体の財政状況のいい悪いによって市長さんが自主的にカットされてるはずなんですね。それを何でそういった横並びのことで見直しをしなければいけないのか。ましてや国家公務員がですね、自民党政権に変わって国家公務員の給与を下げると、そして地方自治体の交付金をそれに伴って下げますよと。市長の答弁は常に財政が苦しい苦しいと言っていて、さきの5年間に44億の不足が生じかねないと、これを全力で努力してカバーしていかなければいけない、そういったことを言っておきながらですよ、市長の給料、特別職の給料を見直しをする、現行から実質的に上がるわけでしょう。財政を立て直すと言ってるのに市長の給料を上げるって、これです、じゃ職員の給料が国から押されて下がりました。申しわけが立つんでしょうか。お答えください。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私からお答えをさせていただきます。

特別職の給与につきましても、本来は俸給で定めたとおりであるべきだと思っております。今申し上げましたように、厳しい財政状況を勘案いたしまして15%、20%、さらには25%という取り組みをいたしてまいりました。一定程度行財政改革、その他さまざまな取り組みをいた

しました結果、本市の財政状況につきましては、回復傾向にあると思っております。ただし、これから先、まだまだ不確定要素がございますので、一定程度の財政見直しをお示しをし、今後5カ年間で44億円の歳出増等が見込まれますが、そういったものにつきましては、こういった取り組みで解消させていただきますということまでお示しをさせていただいております。

なお、国家公務員の問題については7.8%の削減を、このたびの東日本大震災の復旧復興ということを目途に削減をされておられるようであります。地方公務員の給与をどうするかということにつきましては、本来地方公務員の給与のあり方ということを議論させていただきながら、県内市長会あるいは全国市長会で今、国のほうとさまざまな視点・観点から、その取り組みのあり方について議論をさせていただいているところだと思っております。

今回、今5%引き上げではないかということではありますが、あくまでも本来定められている報酬から、さらに10%を削減させていただくということで提案をさせていただいたところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○志子田委員長 志賀委員。

○志賀委員 じゃ市長、この見直しはですね、市長のご希望でされたのか、それともそういう総務部の横並び意識でそういう案が出されたのかお聞きします。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今回条例提案をするに当たりまして、最終的には私の判断で提案をさせていただいております。よろしくお願いをいたします。

○志子田委員長 志賀委員。

○志賀委員 はい、わかりました。

それですね、市長はこの前の二市三町の議員連絡協議会ですか、その主催で非常に、二市三町の首長さんが集まられていろんなテーマでお話ししていただきました。その中で合併の件に関してみずからお話しになって、それで非常にいいお話をされておりました。ああ前向きなんだなと私思いました。しかし、その裏はわかりません。それで、市長は、この二市三町の合併というとき、考えたときに何が一番障害になっているのか、どう考えているのかお聞かせください。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 本来議会でお認めいただいております報酬でありますので、それらについて適正にいただくべきではありますが、我々はそういった事情を勘案してですね、私どもはそういった取

り組みをいたしてまいりました。私どもは、ほかの方は別であります。で、今回塩竈市のそのような状況を勘案して10%削減ということで提案をさせていただいております。それらについては、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

また、今、合併問題であります、きょうは予算特別委員会の場合でありますので、多くは述べさせていただくべきではないと……（「多くも何も、いいですか。ただ、何がネックかというだけお聞きすればいいんです」の声あり）

○志子田委員長 では、今回一般会計の予算委員会でございますので、そのお示しになるページとか言われましたら、回答すると思えますけれども、ちょっと最初の質問と少し離れたところにあるのではないかと思いますので。（「そうですか。はい、わかりました」の声あり）資料のページ数を言ってご発言をお願いします。

○志賀委員 それ関連してるんでしょう。じゃいいですよ。続けます。

というのはですね、私はこの問題についてですね、なぜこういう質問したかというんですよ、例えば合併するに当たって一番の問題は塩竈市の財政状況が二市三町の中で一番悪いんですよ。だから幾ら塩竈市が合併したいと思っても合併は周りから拒否されてる。その現実を見据えた上で塩竈市がですよ、財政再建に本当に真剣に取り組んでいるんだという姿勢を周りに示す必要があると。

そういったときにイの一番にトップである市長の給料を、やはりそういうことを、取り組んでいるんだという意思表示をする意味でもですね、やはりこれはきちんとやるべきだし、私は50%、そのためにも50%カットということで市長選を戦ったわけですけれども、そういう心意気を、私は市長に示していただきたいわけですね。

それで、結局私がいろんな方にそういう話を問かけるんです。ところが、塩竈は財政状況が悪いからと。近隣の首長さんで若い時代ですね、熱心に二市三町の問題に取り組んでいた方もいました。私もその方に投げかけました。何だい今度やってけだらいつちゃ。いや、塩竈は財政状況悪いからね、一言で片づきます。そういう現実を見据えた上で、もっと塩竈市として財政再建に努めていくという姿勢を見せないと、そういう話もままならないのであります。

そして、町の活性化ということを考えた場合に観光行政というものは、やはり二市三町の合併によって単一行政の中でやってこそ、初めて効果が出ることでありますし、そういうところからこの給料の見直し、ましてやカットする、もっとふやすならいいですよ。だけど上げる、上げるというかカット率を減らすということでは、その再建に対する心意気が

伝わらないのではないのかなと私感じる次第でございます。

ましてや、確かにですね、塩竈市、人員を本当に削減してまいりました。ただ、正直申し上げまして私の目から見てますと成り行き改善だったな。であると。10年かかってやってきてはいますけれども、本当にみずからの痛みを伴った改善だったのかということそうではない。

例えば近々の事例で申しますと日本航空、JALですね。これがあっという間に、3年ぐらいで潰れかかった会社が立ち直りました。それは勤めている方々の本当に血の出るような努力によってなされているわけです。首を切られ、給料を下げられ、年金まで下げられ、OBがです。そういった協力のもとに財政の健全化ということを図ってるわけです。

しかし、地方公共団体というのは潰れないんです。そこにあぐらをかいてそういう改革が進まない、これは塩竈に限らず全国どこでも私は同じだと思ってます。塩竈がこれだけ状況苦しい中で、確かに幾らか改善の兆しは見せているとは思いますが、塩竈が本当によくなったんでしょうか。市長、多賀城の、お隣の多賀城、今起債残高お幾らかご存じだと思いますが、念のため市長、答えてみてください。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 まず、財政再建への取り組みであります、今日まで行財政改革推進計画というものの策定をさせていただき、議会の皆様方にもその内容をご説明し、なおかつその進捗につきましてもその都度都度ご説明をさせていただいております。

思い起こしますと平成16年当時でありましたが、塩竈市が第二の夕張になるのではないかなというような新聞記事等もございましたし、多くの市民の皆様からの財政に対する不安のお声をいただきまして、我々そういった財政改革に取り組んできております。今、塩竈市は財政健全化指標全てクリアするところまできているわけでありまして。

ただ、そのことを我々は自慢にするという意味じゃないですよ。それが本来のあり方だということで、職員一丸となって今日までそういう努力に取り組んでまいりました。平成17年、18年、19年と3年間、職員給与の独自削減というのを既にやらせていただいているわけでありまして。国家公務員の方は7.8%だそうではありますが、その当時は10%を超える職員給与の独自削減を3年間やりました。そういった成果を我々積み重ねてまいりました。その結果、今は我々少なくとも一定程度行政目標とすることをですね、実施できるような、そういう行財政環境を整えてきたところだと私は考えております。

それは個人個人の考え方がございますから、今委員が言われましたとおりJRさん、JAL

ですか。JALさんがどうのこうの、それはあるでしょう。ただ、我々も、塩竈市もこういう改革で取り組んでまいりますよということについては、議会の皆様あるいは市民の方々にも明示をさせていただいてきておるわけでありますよ。そういった目標については、しっかりと達成をさせていただいたというふうに考えております。

また、今起債の残高についてもご質問いただきましたが、このことにつきましても、例えば多賀城市の下水道整備の全体事業費と塩竈市の下水道整備にかかるコスト等についても、その都度議会の方々にご説明させていただいております。多賀城市、今本市と同じように、たしか99%から98%の汚水幹線が整備されております。240億であります。塩竈市は500億近い下水道整備の費用がかかっているという現実であります。そういった差をしっかりとご説明させていただきながら、なおかつ起債の残高につきましても、今後こういった形で起債償還をやっていきますということについても説明をさせていただいてきているはずであります。そういった目標を我々一つ一つ議会の皆様方と確認しながら取り組んでまいったという認識をいたしております。

今、塩竈市の起債残高500億を超える状況であります。それらについてもこういったことでしっかり返していきますよというお話をさせていただいてまいります。起債というのは市民の方々の生活水準の向上のために取り組んでいるわけでありまして、その多寡が市の価値を決めるものではないと思っております。やるべきものをしっかりとやり、それらの償還計画を、こういう形で取り組んでまいりますということを、ご説明を申し上げることこそが我々が進むべき方向ではないかなと思っておりますことを、ぜひご理解をお願いいたします。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 先ほどの多賀城市さんのほうの起債の残高はというご質問がありましたので、私のほうからご回答させていただきます。

平成23年度決算におきます多賀城市さんの普通会計の残高、こちらは222億6,500万というふうな数字になっております。

なお、本市のほうの普通会計、おおむね大体230億ということですから、ほぼ、また今現在としては多賀城市さんとほぼ同じような残高だということになっております。以上です。

○志子田委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 私の問いに対してお答えと違いますよね。私は一般会計の残高聞いてるわけじゃないですよ。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 先ほど比較としてということでお話しさせていただきましたが、多賀城市さんは普通会計の、いわゆる決算統計ベースでの決算残高が222億6,500万と、それに相当します本市の普通会計ベースですと230億というふうな数字ですという意味です。

なお、本市のほうの一般会計、もう既に今回資料としてご要求いただいておりますので、そちらのほうの資料でご説明いたしますと、23年度決算、本市の一般会計では204億2,548万7,000円の残高という形になります。以上です。

○志子田委員長 志賀委員。

○志賀委員 まあいいです。答えないんでしたら。単純に言います。塩竈市、今650億ですね。全部でね。大体ね。多賀城は442億です。

○志子田委員長 志賀委員に申し上げます。できましたら具体的に資料No.とか言われますと答弁のほうもかみ合うと思いますので、その辺お示しいただければ。

○志賀委員 要はね、結局こういう給料を上げる根拠としてですよ、私は話してるんですよ。資料No.云々じゃなくてね。結局そういうことを鑑みて、やっぱりこういうことを我々が議論しながら、これを認めるか認めないかということだと私は思います。どうしてもだめだというなら次に移ります。

今度は、私、市民の皆さんにちょっとお伝えしたいと思います。この議案について、12号、13号議案については、議運のほうに分割していただきたいというお話をしておりますけれども、これが議運で認められませんか私はこの議案に対して反対なんです、反対がなかなかできかねる状況にもなるかと思えます。今後とも皆さん、市民の皆さんにご理解いただきたいと思います。

それで議案第28号、ページ12ページ、資料No.12のですね、ページ86。そのところでいろんな事業が書いてあります。それでNo.10、海岸通地区震災復興市街地活性化事業についてお答え願います。

いろいろ聞くところによりますと、再開発事業が組合が結成されて始まったというところですね。議案28号ですね。28号の86ページ。（「番号は」の声あり）12。No.12の86ページです。いいですか。そこの10番。海岸通、ここですね、いろいろ話をお聞きしてますと、この前もちょうと議会に対して説明ありました。今の市の市営駐車場側に集合住宅をつくりますよという案が出てきました。それで、何かたまたまきのう近所の方にお話聞きましたら、何か事業、

市のほうから示されているのが事業が約60億ですと、それで10分の8は補助金ですと。ただ自主負担として12億のお金をそうすると用意しなきゃいけない。では、この事業、あの地権者の方々がですよ、12億の借金を背負ってできるのかなと私思います。伊藤室長、ご自分でですね、この事業、借入金にして判押せますか。自信がありますか。お答えください。

○志子田委員長 伊藤震災復興推進局長。

○伊藤震災復興推進局長兼政策調整監 海岸通再開発につきましては、現在、市街地再開発事業ということで地元の方々今準備組合をつくって、そちらのほうで具体的にどのような形の事業をするかということをご検討いただいております。その中で、いろいろ検討されている中でそういうお話もあったかと思いますが、実際この市街地再開発事業、確かに地元負担ございますが、特に今回震災復興のための事業ということで大変そういう意味では通常の事業より有利なものになっておりますし、そのために地元の方々もいろいろコンサルのアドバイス等いただいて今検討中でございます。具体的にどの点、どのくらいの負担になるかと、これはまだこれからの話ですので、ある程度方向性が見えてから市のほうも今入っているいろいろとあわせて議論しているところでございます。

○志子田委員長 志賀委員。

○志賀委員 そういうことも踏まえて、ぜひですね、提案してください。事業規模が大きくなればなるほど、金額が大きくなればなるほどですね、地元の方の危険負担がふえます。どうしてもずっと私見てますと、役人さんというのはですね、立派なものを建てたがるんですね。懐ぐあいにもふぐあいなものを建てたがるんです。その一番いい例が塩竈の場合、マリゲートです。結局27億もかけてつくって17億で市が買い取って、それは県も金を出したんでしょうけれども、今は指定管理者制度で、その会社はぬくぬくしてるわけですよ。それで管理会社はいいんだけど、テナントさんが困ってるという状況みたいですが。

それで、また戻しますけれども、この海岸通の件なんです、やはり基本的には、それと一番大事な先日はお菓子屋さんにお話ししたというお話されましたね。入らないかということで。そのときのお話の仕方、進め方、どういうお話の進め方をしたのかお聞かせいただけませんか。

というのは、同じようにですよ、その建物、この60億の事業に加わって12億の判こを押してくださいよというような話では、多分その方も当然ノーと言うかと思います。ただ、その話の進め方をどういうふうにしたのかお聞かせください。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私から都市再開発事業ということについて、まずご説明をさせていただきたいんですが、この事業主体は民間であります。（「わかってますよ」の声あり）ですから、今、議員のほうから、あたかも塩竈市がこういう計画をつくって、それをその負担をさせるのかというお話でありましたが、何をどういうふうにつくるかということについては、あくまでも権利者の方々が今組合の中で話し合いをしながら絵を描いていくということ、まずご理解いただきたいと思います。

で、今回、総会を開催するに当たりまして、今までアドバイザーとして入ってきた方々が何も絵がないと、計画がないと議論ができないということで、ちなみにこういったものをつくった場合にはこういう負担が発生しますよということを、組合員の方々にご理解いただくために出した絵でありまして、その絵の計画の作成には、塩竈市は今のところは介入いたしておりません。

で、その中でそれらに基づいて絵をつくると、例えば約70億ぐらいかかりますと。その中で、今回の都市再開発事業の中で災害被災地の都市再開発事業につきましては5分の4、今議員のほうからおっしゃっていただいた10分の8というのがそういう数字であります、5分の4の補助は受けられますと。ただし、それは全ての施設ではないですよ。具体的に申し上げれば、マンションとかホテルを建てれば、それはいわゆる補助の対象外でありますから、そのマンションについては、例えば床を買い取るでありますとか、あるいはホテルについては賃貸しをするでありますとか、そういったことで運営をしていかなければならないということの議論をしていただくために出したたたき台というふうに、私もその場におりましたので理解をいたしております。

決して塩竈市がこういったものをやるべきだとか、こういった負担をしてくださいというようなお話でないということでは、ぜひ、ぜひご理解をお願いをいたしたいと思います。

なお、お菓子屋さん云々の話については、ちょっと私は了知をいたしておりませんので、担当のほうから今ご説明いたさせます。

○志子田委員長 佐藤復興推進課長。

○佐藤震災復興推進局次長兼復興推進課長 海岸通地区の再開発につきましては、2月2日の日に全体での勉強会が開催されております。その中で事業区域の考え方ということで、従来海岸通の1番地区と2番地区で再開発を進めようというふうなことで準備組合が立ち上がっております。その際、隣接する本町地区の一部街区についてもですね、エリアに含めてはどうかとい

うふうなお話がありまして、その中でですね、それであれば隣接する方々の少しご意見を伺ってみたいというようなことになっております。

その後ですね、組合の方々が隣接の方々とお話し合いをした中では、なかなか今回の再開発そのものがスケジュールが決まっているというふうな状況もありますので、自分たちのほうのスケジュールと、それから隣接の方の再建の考え方というのは、なかなかスケジュール的に折り合いがつかないかなというふうなことがあって、結果とすると今現在は当初の計画どおり1番地区、2番地区で再開発を進めていこうというふうなことになっております。

○志子田委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 それでは、あの図面というのは市では一切かわりなく、組合が勝手につくった図面であるという解釈でよろしいんですか。お答えください。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 組合のほうで今アドバイザーを委託しております。そのアドバイザーの方が議論をいろいろいただくためにということでもありますので、ぜひご本人から……（「わかりました」の声あり）ご確認をいただければと思います。

○志子田委員長 志賀委員。

○志賀委員 はい、わかりました。確認させてもらいます。

それでできれば事業の、行政としてですね、いろいろなアドバイスもしていただくことは当然でしょうけれども、やっぱり地元の方の負担になるべくならないようにと。

お菓子屋さんの件もですね、なぜ、負担にならないっていうか、負担、できるだけ、心配してる方もいるわけですね。中にね。結局これだけの規模やって、判こ押してだめになったら、全部全員だめになるよなという心配もされていることもあるものですから、これはどこまでも、別にこれが決まったという話、私してるわけじゃなくて、そういった案が今出てるそうだけれども市のほうでどうなんですかという確認をさせていただいたわけです。

そして、そのお菓子屋さんの件についてもですね、やっぱり本町、海岸通の商店街の再構築をする、今絶好のチャンスだと思うんです。ここを逃したら、今のままの町並みだったら、多分塩竈、10年後、20年後に沈んでいってしまうと思います。ですから、そのところをもうちょっと市のほうで真剣に将来の本町というものを考えていただいて、まちづくりということに邁進していただけないかなと。せっかくですね、ここに3,235万円ですか、予算をつけてるわけですよ。それが本当に水の泡とならないようにですね、本当に留意してやっていただきたい

と思います。

以上で、私の質問を終わります。

○志子田委員長 佐藤英治委員。

○佐藤委員 私から質問させていただきます。

まず、副市長にちょっとお伺いしたいんですけども、予算委員会に対する、質疑に対する、質疑に当たって資料は、市長の施政方針初めきのういただいた長総の計画案もですね、これも一緒に質疑の対象になるのかということと、あともう一点は、この予算委員会というのは我々は当たり前のようにやってますけれども、市民にとって予算とは一体何なのか、簡潔でいいです。お願いします。

○志子田委員長 内形副市長。

○内形副市長 まず、資料の件のお話でございますが、昨日各会派より議員さんからお願いされた予算委員会に資するための資料ということで要求されましたので、それはお手元に配付させていただきました。それは今説明申し上げましたとおり、予算の審査をいただくための資料として我々にとっておりますし、実施計画、きのうお渡しさせていただきました。これは22日の本会議で市長が25年度の施政方針を述べさせていただきました。そして、概括的なお話を市長させていただきます。事業の主なる成果については。それを補完するための実施計画ということで、まずは25年、そして26年、27年、3カ年の短期間の実施計画をお示しして、よりご理解を深めていただけるようなものとさせていただきたいと思って提出させていただいておるわけでございます。

○志子田委員長 市民にとって……。

○内形副市長 それとですね、市民のための予算ということでご質問ございました。市長が25年、新年度で施策を展開するに当たりまして、どのくらいの事業費がかかるかということ、詳細にこの9番目の資料で示させていただいてるとおりでございます。以上であります。

○志子田委員長 佐藤英治委員。

○佐藤委員 本当に市民にとって非常に、もう日常、25年の全ての生活がここにかかっているということで、本当にきのうですか、荒井課長から予算の細部にわたって一般会計中心にいただきました。これは予算をつくるということに大変僕はね、100円単位じゃない1,000円単位じゃなく、もう1円単位までやるわけなんですけれども、予算がこれまで経過、ここまで成案するまでの経過、簡単でいいですけども、どういうご苦労というか、対応をしてきたのかお伺い

します。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 予算の編成というものは、まず前年度の大体10月ごろからスタートいたします。実際の政策予算と言われる部分、いわゆる今回お出ししております実施計画書に載せられるような、そういった市民直結のサービスにかかわるようなそういった事業、こういったものは既に夏ごろからスタートするというふうな内容です。当然国も同様に、もう既に夏ごろから概算要求が始まるというふうな流れと、ほぼ同じようなスタイルになります。

ただ、予算の要求というのは、実際には具体的に積み上がってまいりますのはやっぱり秋口ごろでないと、その年度の予算執行の状況だったりとか、あるいは新年度の予算に係るいろいろな各事業の財源構成がどうなっていくかというのはだんだん、その時点でないとわかってまいります。したがって、大体例年ですと10月ごろから12月にかけて予算の要求、そして一次的な査定というのをを行います。

当然ながら、今お話のありましたように予算の積み上げと申しますのは、はっきりいって1円単位から全部積み上げます。各部各課それぞれの必要な経費というものを全て、例えば旅費でありますと東京まで行く旅費はもちろん円単位、日額旅費も円単位ということで、それを積み上げてまいります。ただ、それを単位としてあらわすときに市町村にあっては1,000円単位という形であらわすという形なものですから、一つ一つの積み上げでもって行くと。

さらに、この厳しい財政状況を踏まえまして、昨日もお話し申し上げたと思いますが、一定程度経常経費の圧縮というものをせざるを得ないという非常に厳しい環境にありますので、財政課としては、少なくとも1,000万あるいは2,000万の経常経費を圧縮するためのマイナスシーリングというものを設定させていただいてと。そのシーリングによって各部・各課に必要な一般財源の枠というものを設定させていただきまして、その中でおさまるような要求にさせていただくと。もちろん各部・各課もそれにおさまるように各いろいろな経費の見直しだったりとか、あるいは事業の見直しを行った上で予算の要求をされているというふうな状況にあります。

簡単ではありますが、以上になります。

○志子田委員長 佐藤英治委員。

○佐藤委員 今概略いただきまして、本当に大変な苦労の中にこの予算というのが、予算書というのがつくられるんだということをですね、我々も予算を、今まで私も議員、もう十何年経ておりますけれども、本当に数字だけの見方だけしてきましたけれども、本当10月からずっとや

ってきたと。

問題は、もう一つお伺いしますけれども、我々決算などでいろいろな要望とか、あるいはまた一般質問等の意見とか要望などというのは、こういう予算の中に組み込まれるように体制的に、全部ではなくてもされているのかお伺いします。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 各委員さんあるいは市民の皆様からのたくさんの声というのは、各部・各課にたくさんまたがってるんだと思います。そういう中で各部・各課で必要な分というのは、やっぱりご意見ですから、そういったご意見を尊重するという事で事業の組み立てなどを考えているというふうに私は理解しております。そういう中で予算の要求と、それは実際には財源の手当をするということでは財政課の査定という形になりますが、その事業効果でありますとか、今後の将来的な展望に立ったときに、その事業の必要性、こういったことを財政課でも確認させていただいて一定の査定を入れるというふうな状況になっております。以上です。

○志子田委員長 佐藤英治委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。それで、教育委員会のほうにまず質問ですね、始めていききたいと思いますけれども、この実施計画の中の59ページの生きる力という部分で、サマースクールから浦戸合宿、ウインタースクールも含めて25年度は50万というふうになってますけれども、浦戸合宿、何人ぐらい予定されて、大体個々の経費というのはどのぐらいをみこしているんですか。お願いします。

○志子田委員長 星学校教育課長。

○星教育委員会教育部学校教育課長 議員の質問にお答えいたします。

浦戸合宿につきましては、今年と同様にですね、来年度につきましても1泊2日で2班編制、1つの班を30名ずつというふうに考えております。対象は小学校4年生です。小学校4年生の子どもたち合計60名で浦戸合宿を行ってまいりたいというふうに考えております

また、予算案についてですが、ちょっとお待ちください。（「委員長」の声あり）

○志子田委員長 佐藤英治委員。

○佐藤委員 はい、わかりました。

次にですね、施政方針の7の31ページに浦戸地区の通学補助事業というのが188万ということで、これちょっとお聞きしたら特認校に対する交通、船の補助だということで、これ188万

なつてというふうに聞いてますけれども、これはこれでよろしいんですか。ご確認します。
188万。

○志子田委員長 星学校教育課長。

○星教育委員会教育部学校教育課長 浦戸第二小学校・浦戸中学校の特認の児童生徒に対しまして島から、島外から通学している児童生徒の保護者に対しまして市営汽船の乗船料3分の2を補助している金額でございます。

○志子田委員長 佐藤英治委員。

○佐藤委員 この特認校というのは、私何人か浦戸のほうに、浦戸の学校を希望して行つてるといふことで、「塩竈の教育」といふ24年度のをちょっと読みます。ぜひ市民の方も聞いていただきたいんですけども、豊かな自然の中で小規模校の特色ある教育を受けたいという希望がある場合には、住所を移さずに学区外からでもその児童生徒の転入学を認めるという宮城県初の特認校制度を平成17年度から導入しているといふふうに書いてますけれども、24年あるいはまた23年度で特認校、どのぐらいの方が、児童が行つてゐるのか、人数教えてください。

○志子田委員長 星学校教育課長。

○星教育委員会教育部学校教育課長 では、平成23年度につきましては、小学生が13名中10名、特認の子どもたちでございます。中学生につきましては、14名中11名が特認の生徒でございます。平成24年度につきましては、小学生が14名中13名、中学生が17名中11名で、合計いたしますと小中合わせて31名中24名が特認の児童生徒といふふうなことになっております。

○志子田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 本来は島から本土に特認するというのが私の時代にはありました。ところが今は逆にですね、本土から島に行くといふね、この意味といふのは、これは宮城県初といひますけれども、全国でもこういうシステムといふのは非常に特色のある大変おもしろいものだなといふふうに思つてますけれども、これはこういうふうに、希望する背景といふのは、星課長、いろいろな学校の教育的立場で、どういふふうにこれを考えて、どういふふうに、どういふ背景だと思つてますか。

○志子田委員長 星学校教育課長。

○星教育委員会教育部学校教育課長 今先ほどですね、委員もお話しいただきましたけれども、まず一つは浦戸の豊かな自然の中でですね、子どもたちを伸び伸び育てたいという保護者の願いがあるといふふうに思つております。それ以外には、小中9年間の一貫した学習指導の中で

学力向上を図っていききたいというふうなことです。また、地域と連携した特色あるいは教育活動がたくさんございます。例えば自然体験活動といたしましてはカキむき体験、あとは浦戸の太鼓の継承、そのほか最近ですが、仙台白菜の栽培活動等ございます。また、特認校になってからはですね、演劇活動を継続して行ってきております。毎年壺番館で10月に演劇の発表会を行っているというふうなことで、魅力ある学校づくりというふうなことで今4点ほどお話をしましたけれども、その4点に賛同された保護者の方々が子どもたちを学校に通わせているというふうに考えております。

○志子田委員長 佐藤英治委員。

○佐藤委員 はい、ありがとうございます。資料12のですね、85ページに村山小中学校交流事業という、これはことしから村山のほうに行かれて交流すると。いわゆる村山というのは私ちょっと行ったことないんですけれども、山間なのかな。山の、自然の山という意味で塩竈と違った特色のある地域性、あるいはまた自然の中で交流なのかと思うんですけれども、これは今回初めてで何人ぐらい予定、計画なんですか。

○志子田委員長 星学校教育課長。

○星教育委員会教育部学校教育課長 来年度につきましては、小学校5年生を対象にいたしました宿泊体験学習ですね、それとあと中学生を対象にいたしました部活動での交流を考えております。具体的には、今後詳しい計画を立てていく予定ですが、村山市の中学校2校ございます。その2校の中学校と塩竈市内の中学校の間で部活動での交流とあとは村山市にですね、宿泊体験施設がございます。その施設を利用しての宿泊体験学習というようなものを考えております。（「何人ですか」の声あり）人数ですか。済みません。

小学生につきましては、具体的には杉ノ入小学校の5年生というようなことで、約70名ほどになると思います。中学生につきましては、約100名の交流を考えております。

○志子田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今一連の質問をしましたが、やっぱり子どもたちにやっぱり自然が一番教育の私は大事なベースだなというふうに思っておりますし、またそういうところの環境を与える、あるいはまたそういうところに我々教育者も含め地域の方、あるいは親の方もですね、本当に子どもたちの本来の学ぶところは自然だということで、こういう交流を、本当に非常に大事だと思います。今、夢問題、何問題、解決の手口はありません。いろんなマニュアルをつくろうとしたとしても、だからといってよくなる保証は何もないんですね。そういう意味においては、

こういうものこそがね、やっぱり教育の本当の根幹だというふうに思ってますし、ストレスとかいろんな問題がですね、来てます。そういう意味では自然のおおらかさ、自然との触れ合いこそが教育の一番大事なので、これはぜひですね、村山市との交流にしても多くの子どもたちが、これは投資です。これは将来の、これを継続していったらもうどんどん、市長のいう長期総合計画の人口交流、観光にも非常に大事な立場なので、本当にぜひ今後もさらに拡大を希望しておきたいなと思っております。

次にですね、簡単にいうと資料7のですね、30ページの観光について、下から五、六行にありますけれども、観光まちづくり推進事業が50万、そして仙台宮城デスティネーション参画事業が930万となっております。非常に25年はそういう意味では今回の一般質問においても多くの議員から観光と産業の問題がいっぱい出されております。そういう中でこのデスティネーションキャンペーンもですね、もう4月からといいますけれども、塩竈ではひな祭りの事業がですね、極めて、1週間近くやるんですかね、大きなイベントとしてあります。もう本当に4月から始めるんじゃなく、もう塩竈の場合は3月から、ぜひしていただきたいし、この間も塩竈甚句の歌もありましたし、31ページに佐藤鬼房さんの顕彰、全国大会、これも3回になるのか4回になるのか、私も必ず参加してどんだん広がりつつあります。

ただ、問題は、この間も志賀議員がちょっとお話ししておりましたけれども、塩竈の表示がね、ちょっと不透明なんです。例えば私の近くの鬼房小径という俳句の人にとっては本当にこれすばらしいと思ってんだけれども、俳句、鬼房小径の表示が何もないんですよ。ただ、以前に前の教育部長がですね、こういう自分で手づくりでね、やってるね、本当にぜひ観光課長ね、ここですよ、力入れるところは。ぜひですね、この表示の問題、いいものあっても、それが市民にも伝わらない、観光客にもわからないでは、これだめだと思うので、その表示の問題についての考え方と、もう一つこの50万円のマップ作成なんですけれども、どういう形なのか、この2点について。

○志子田委員長 本多観光交流課長。

○本多産業環境部観光交流課長 案内標識も含めまして、今塩竈市ではですね、塩竈のやっぱり車で来る観光地では特にないので、町を歩ってもらって味のある観光地ということで町歩きというのをとても推しているといいますか、宣伝をしているというところです。その中でこちらの町歩きマップ50万につきましては、今しおナビマップということでオーソドックスになってポピュラーになっておりますが、このしおナビマップ、青年四団体のほうでつくっていただい

ておりますが、そちらへ助成を出しまして、このマップのほうですね、年間10万部つくっていただいているほかに、あとそのほかに町歩きの独自のマップを観光物産協会等でも作成しております、なかなか市の中の観光標識に追いつかない部分につきましては、そのマップの中でフォローさせていただいてるということでございます。

なお、やはり観光地の場所とかですね、そういったところの表示につきましては、順次整備を進めていければというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○志子田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 あとですね、その下の観光物産協会助成が380万となっておりますけれども、その中でちょっと目を通したときに町歩きのボランティアの方というか、いわゆる案内、説明してくれる方、この方がですね、どのぐらいいるかちょっとわかってたら教えていただきたいのと、もう一つ、この方たちをどういうふうにこれからね、やっぱり育成していくというか、お願いしていくかということですね、やっぱりここが観光のやっぱりポイントだと思います。塩竈のずっと歌枕がいっぱいありますけれども、ただなかなかですね、本当にあれが十分にですね、ゆっくり落ちついて見てない部分もあるし、私たち総務教育常任委員会的时候ですね、議員さん全員であそこずっと歩いて、先生から説明いただいて、釜の神社から表坂から鬼房小径までですね、ずっと案内していただきました。そういう意味では、ぜひですね、ここの部分の育成というか、お願い、協力をですね、やっぱりさらにしなきゃいけないし、また助成のほうも、助成っていても補助のほうもですね、対応していただきたいなと思っておりますけれども、そこら辺ちょっと課長の考え方も伺います。

○志子田委員長 本多観光交流課長。

○本多産業環境部観光交流課長 委員さんのほうから何点かご質問ございましたが、まず観光ボランティア団体についてご説明をさせていただきますが、これはNPOみなとしおがまさんとの関係で観光ボランティアというのが部会としてございまして、正式な人数はわかりませんが、実働としましては10名から20名ぐらいということになっております。市と観光ボランティアさんというのは、今体験型の町歩きということで、やっぱりただ来て買い物するだけではなくて、やっぱりその地元の方のお話を聞いたりとか、そういう付加価値を求めていらっしゃる方がおります。そういう意味で観光ボランティアさんというのは非常に大きい役割を果たしております、塩竈市としましても亀井邸の、緊急雇用を活用して亀井邸の管理をお願いしている中で、1名必ずボランティアさんの雇用もその中でやっていただくような形をしております、

市としても一定の支援をさせていただいた中でボランティアさんとやっていただいと。

なお、今回ボランティアさんのほうもNPOとの関係でですね、いろんな歴史の勉強をたくさんやっておられまして、ことしの春からは桜ガイドといいまして、せっかく神社においでになったから、ただ神社の花をぼっと見るだけじゃなくてですね、その桜30種類以上あるものですから、その桜をですね、短時間ですが、毎週土日ガイドをいただくような桜ガイドというのを始めまして、そういった神社のよさを、より知っていただくというような取り組みなどもやりながら、あと門前町のほうの回遊といった質問もございましたので、そういったところを図っていきたいというふうに考えております。

○志子田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 本当に観光はですね、全てを連結する中軸だと私こう言ってるんですけども、商店街の方々も本当に観光客が来る、あるいはまた前をですね、どんどん歩ってくる人通りが多ければ商売がどんどんよくなるわけなんで、ぜひですね、そういうボランティアの方たちのやっぱり支援とか研修への助成とかですね、ぜひよろしくお願ひしたいなと思っております。

次にですね、資料12の76、議案のほうにちょっと入っていきなと思っておりますけれども、本庁の太陽光発電ですね、これ屋上につけるんですかというのが1つと、もう一つは蓄電池で充電するというふうにかかれてますけれども、売電なんかは考えてるんですか。その2点お願いします。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 まず、設置場所につきましては、この本庁舎の屋上になります。と申しましても、この議場の上と、それからあと今4階にございます財政課の分室の上というところを想定しております。その西側のほうですと実は日照の関係でマンションがありますので、日照時間がちょっと取れないということで、場所的にはこちらの東側というふうに考えております。

それから売電の話でございますが、実際今回発電する1日当たりの発電量というのは大体28.8キロワットということになりまして、それをできるだけ毎日使いながら、それからあと蓄電池のほうには大体15キロワット蓄電できるということなので、おおむね日中とそれから夜間のために確保するというので、売電のほうの考え方は今回はなっておりません。余りそれほど大きな発電量ではないということですので、売電はありません。以上です。

○志子田委員長 佐藤英治委員。

○佐藤委員 売電までじゃなくて、庁舎の場合は夜の使うということで充電でほとんどなくなるということですね。それで私ですね、何で売電の話をしたかということ、以前に12月議会かな、9月議会かな、教育部長のほうに学校につけたら、売電したら市の財政にすごく合うというのが私の考えだったんですね。だけど施設が耐えられないということで、部長のほうからはちょっとそれは無理なんですというお話いただきましたけれども、本当にですね、この財政の自主財源というのはですね、やっぱりこれから地方分権の中でやっぱり歳出を、歳出とか削ることばかりじゃなく、もっとじゃどういう財源があるのかということですね、ぜひ僕はね、これ考えたらいいですよ。電気代どんどん高くなります。

同時に、これ、ここに書かれていますけれども補助率が100%なんですよ。これ学校にですね、学校もいわゆる避難地区というか、被災の場合に活用する意味では、これを活用してですね、教育の財源をですね、本当にやったら大きいと思います。とにかく学校なんていうのは屋上にありますから、ぜひこれをですね、考えてほしいなど。この本庁の太陽光発電に関連してですね、本当に財政も考えていただきたいなというふうに思っております。

次に、長期総合計画の69ページですね。ごめんなさい。実施計画ですね。ここの中の行政力の強化ということで、これは本当に大事なことだと思っております。ところが現実はずいぶん、この25年度の職員研修事業として330万なんですね。これは職員の頭数でしたら1万にも満たないんじゃないかなと思うんですけども、これの研修の額ですね、ちょっと低過ぎるんじゃないかなと。

というのはですね、やっぱり行政力の強化というものは最も大事なことで、そういう中で法律、いわゆる自治法とか、あるいはまたいろんな条例の勉強ばかりじゃなく、やっぱりほかの自治体の研修とか、そういう方向の研修にですね、ぜひこれ向けてもらわないと本当の意味の塩竈の将来がですね、僕は非常に危惧するんですね。何とかここはね、今回は300万なんですけれども、本当にこれで行政力強化なのかね、最も中心的な問題が、もう少しこれはですね、倍ぐらいにですね、検討する余地はないのかちょっとお伺いします。

○志子田委員長 佐藤市民総務部総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 研修関係です。資料番号9のですね、38ページを申しわけございませんけれども開いていただきたいと思います。済みません。39・40ページですね。

この中の19節の負担金、補助金という欄がありますけれども、その4行目ですか、宮城県自治振興センター負担金170万ほど計上しておりますけれども、この自治研修センターという

ところで研修、かなりの数、毎年計画をつくって法律関係、あと政策、政策関係とか、そういうかなり豊富なメニューがそろっております。そういうところにですね、旅費を、前のページのほうの、申しわけございませんが、38ページ、旅費200万、2,000万ですか、つけておりますけれども、この中でそこに派遣できるんですね。かなりの旅費は取っておりますので、その中で300万関係が旅費、研修関係ということで総額になっておりますけれども、そういう自治振興センターに派遣することで研修のほうはかなりカバーできているというふうな理解をしております。以上でございます。

○志子田委員長 佐藤英治委員。

○佐藤委員 研修はいいんですけれども、やっぱり私は職員のやっぱり感性とか、あるいは見る目、見方、そういう意味では研修の、合宿した、合宿した勉強というの、それも勉強なんですけれども、そうじゃないもっと別な角度の研修のあり方というのをですね、望みたいなというふうに思って提案しております。これは、このくらいにしておきます。

次にですね、時間ありますね。12、資料12の35・36、この公園の関係なんですけれども、これは1人当たり20平方メートル以上とか10平方メートルとかなってますけれども、これは塩竈ではこれをクリアしてるんですか。

○志子田委員長 佐藤都市計画課長。

○佐藤建設部都市計画課長 塩竈市におきましては、都市公園、相当数ございます。今現在塩竈市においては、1人当たり約16平米ございます。さらに、加瀬沼公園の供用開始でありますとか、さらに整備していく予定であります伊保石公園の2期工事分のほうの計画というのもございますので、そちらを加味して目標として20平米以上というふうにしております。

○志子田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今、課長のほうからね、非常に塩竈市は公園がいっぱいあると。私も職員時代、公園の数、ちょっと見たら100以上あるんですね。問題はですね、公園の平米数の計算だけじゃなく、それがどのぐらい市民にとって活用されているのかということが一つのテーマですよ。

もう一つは、塩竈の公園というのは、数はあれどいわゆる三角、三角形の公園と私言うんですけれども、いわゆるいろんなものを使用した残った分の残地を公園にするという発想なんです。やっぱりね、そういう意味ではね、土地の面積はこれから20にする、クリアしようとするんだろうけれども、ここら辺がですね、あるこの間の若いお母さん、奥さん、お母さんからですか、若いお母さんから、議員さん、ぜひ子どもたちが伸び伸び遊べる公園というですね、

受けました。本当にですね、公園のあり方がですね、そういう残りものではなく、公園というのはやっぱり町の中央にあるという、そしてみんながいつでも使える効率のいいことをもっともっと考えなきゃいけないと思うんですね。つくれば、ああ公園ですというような発想から利用価値の高い公園をぜひですね、計画的につくらなきゃいけないなと思ってるんですけども、これによってですね、私は公園は、塩竈の公園というのは体をなしてないなというふうにちょっと感じて苦言を申し上げます。

問題はですね、今後こういう公園と、あと次の円滑というのが移動円滑化法とかっていうのがありますけれども、これによってですね、これは今回予算化されているんですかどうか、まずそれをお聞きします。

○志子田委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 移動円滑化にかかわる公園の整備に、公園の施設の整備についてお答えしたいと思います。25年度の予算の中では、具体的に市内にある公園の中でそういう移動円滑化等のための施設整備をするという計画としては、今ところ持っておりません。

しかしながら、実際利用する方々がその部分で不都合な部分があるとすれば、その部分については対応していきたいと考えております。

○志子田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 この円滑化法と公園法もそうなんですけれども、これは本当に地域主権として地方分権の一つなんですけれども、きのう村井知事が分権化、地域主権化ということがちょっと問題になってますけれども、これは本当にこれから財政が非常にですね、大変な問題になるんじゃないかなと思ってます。その点についてですね、財政課をこれをどういうふうに見通しをするかというのが、後でお伺いします。

あと、もう一つ、私は最後にですね、市長にちょっとお尋ねしますけれども、この総括のときも長期総合計画、あるいはまた復興計画3年目、非常に山場に来てですね、市長としては本当にまじめな市長だから、先ほどですね、市長は朝何時に来るのって副市長に聞いたら、8時前に来てますというから、私は市長本当にね、大変な忙しい時期なんで、僕はぜひ市長にはね、少し体調を常にね、無理しないで、本当に少しおくれてきてもいいから体調をですね、この復興復興の、あるいはダブル計画を乗り切るためには、そこらがちょっと気がかりなので、その点も含めて市長のですね、25年度の決意と先ほどの課長の件について、2点お聞きして終わりたいと思います。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 今回の条例、円滑化に関する条例でありますとか、あとは都市公園、独自の基準というものを設定させていただいておりますので、今後新しくこの基準を本市の条例で設定したということに伴って、今後どういった道路整備あるいは公園整備が必要かというふうなお話に切りかわってくると思いますので、今後担当のほうとの確認をさせていただいた上で、その事業費の積算、そして財源構成というものを確認しながら予算化につなげていきたいというふうに思います。以上です。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私の健康までお気遣いいただきまして恐縮であります。ただ、私というよりは職員がですね、今まさに未曾有の大震災を乗り切るためにということで必死の思いで頑張っておりますので、そういった職員の皆様方の頑張りに私も応えてまいりたいという思いであります。

今、25年度、しっかりと震災復興とそれから長期総合計画が推進できるのかというご質問がありました。発災当時の23年ですね、一番不安を持ちましたのが、今回の大震災で国や県がどこまで財政出動していただけるかということが真っ先に不安材料としてあったわけでありまして、もし地震・津波がなければ今地域の皆様方、こんなに心配される必要ないわけでありまして、私も議員の皆様方からいろいろご質問いただきます。本当に全てが本当はやるべきものだと思いますが、残念ながらそういった中でですね、国費あるいは県費の補助を受けられるもの、それからこの部分は資産形成ですということで仕分けをされているという現実は突きつけられておりますが、おおむね国・県の大きな方向性が見えてまいりましたので、そのような財政制度をしっかりと活用して、25年度は皆様方の目に見えるような復興復旧あるいは長期総合計画の進展に努めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○志子田委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 私のほうからも予算関係で資料も出されておりますので、その点でお尋ねをしたいと思います。

最初に予算上の関係なので労働費、No.9のですね、108ページのところに労働費が計上されております。この労働費は、例えば仮設店舗の雇用ですか、資料でも示されておるようですが、12のところで示されてるようですが、まずその雇用、特に仮設店舗での交通整理といいますか、駐車場整理、これ雇用期間何年ぐらいなのか、ことし1年間なのか、まずそこからお尋ねしたいと思います。

○志子田委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業観光部商工港湾課長 仮設店舗のですね、管理運営に当たりましては、重点分野、雇用創造事業の中の震災等緊急雇用対応事業ということで実施をさせていただいております。その中で資料No.12の79ページでございますが、これの下から3番目のですね、仮設店舗維持管理委託事業ということで、25年度につきましては694万8,000円の予算で3名の雇用を行いながら管理運営、それから自主運営組織のですね、連絡調整を行うなどしてございます。

なお、この事業につきましては、本来24年度までの事業でございましたけれども、国のほうのですね、補正予算措置によりまして25年度末までということで1年間延長された経過がございます。以上です。

○志子田委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 はい、わかりました。国の補正絡みで1年間延長と。

そこで、もう一つ資料とですね、議会側から請求をしておりました資料No.の関係でいいますと、13番のところのですね、32ページのところに仮設店舗の配置が描かれております。32ページのところ。そうしますと、しおがま・みなと復興市、これはマリングート前、20区画中19店舗、それから塩竈本町くるくる広場、本町で5区画5店舗と、こういうふうになっております。

そこで、これも6月、去年の6月議会だったと思いますが、この件についてですね、延長を望む声があると。仮設店舗について、そういった声を紹介して、当時、市長からの答えもございました。それで、そこも含めて、これ事実関係としてですね、中小企業庁の中小企業基盤整備機構との関係で2年3カ月という契約関係になっていたと思うんですね。当時の議事録等々を、もう一回精査するとそういう形になっております。それでまずよろしいのかどうか、まず事実関係だけ確認をしたいと思います。

○志子田委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業観光部商工港湾課長 それでは、最初にですね、仮設施設整備経過について、若干触れさせていただきたいと思います。

この仮設施設でございますが、中小企業者の速やかな事業再開支援のためということで、着工前に建築確認を行う必要のない建築基準法の適用外の大きい建築物として早急な整備竣工を促進した経過がございました。その後ですね、仮設建設物として建築基準法の許可を受けまして、施設完成後2年3カ月以内に限って存続が可能となったということでございまして、2年3カ月というのはそこから出てきているものでございます。

中小機構のほうとは、契約に当たって、その範囲内での契約としておりますが、その後ですね、1年を経過したことに伴いまして中小機構との基本協定書に基づきまして既に譲渡されているところでございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、新しい関係としては譲渡というのはどういうことなんでしょうか。

○志子田委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業観光部商工港湾課長 既に市の財産として譲渡されているということでございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。それは今まで恐らく議会の関係者は知らなかった案件ではなかったかと思うんですね。そうしますとですね、中小企業庁、中小企業基盤整備機構との関係では2年3カ月だったわけですが、期間2年3カ月だと、しおがま・みなと市復興市場は、たしかことしの8月末、あるいは本町のくるくる広場等にある、これもたしか11月ごろ、譲渡してないとすると、その期間というふうに捉えていいんですか。

○志子田委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業観光部商工港湾課長 初めに申し上げておきますけれども、この市への財産の譲渡につきましては、中小機構のですね、仮設施設の整備に当たりまして全て基本協定書というのを締結して整備をするわけですが、全ての団体でこの仮設施設を整備するに当たってはですね、1年後に譲渡を受けるといったような条件になっているものでございます。

なお、使用期間につきましてはですね、先ほど申し上げましたように施設完成後2年3カ月という期間に限られているということと、それから市内においてですね、復興自立をなるべく早く目指していただくと、この2点の観点から2年という期間を設定しているものでございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、現場の意見といたしますか、それぞれですね、私も両方の仮設店舗のほうに伺ってご意見を伺いますと、その復旧復興といたしますかね、元いたところでの関係での再開というのがなかなかやっぱり厳しいと。こういうことを、どの事業者の方もお述べになっているんですね。大体聞いた方はそうです。なかなか大変ですと。漁港、45号にある越の浦のほうの漁港の整備もまだ緒についてないと。これから数年先と。いろんな事情がありましてね。そうすると、2年3カ月という使用期間ですが、譲渡となると、そうすると今後の使用の延長とい

うのは市の政策判断で対応できるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○志子田委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業観光部商工港湾課長 応急仮設建設物ということで、先ほども申し上げましたように建築基準法の許可を受けましたことから2年3カ月ということになりましたが、その後ですね、平成23年の12月に復興特別区域法が施行されて、復興推進計画にこの仮設施設の延長を事業として定めた場合にはですね、1年ごとの許可期間の延長が可能となるような特例措置も講じられておりますので、委員申し上げておりましたけれども市の政策判断ということで、あくまでも特区法の推進計画に計上して認められた場合ということになりますが、延長も可能ということでございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 延長も可能ということですね。そうすると、それはどの時点でこういったことを今後、まあ25年度ですね、25年度の執行の中でどう判断されるのか、その辺はやっぱり市長として政策判断になると思いますので、お尋ねをしたいと思います。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 事務的には、今ご答弁申し上げたとおりであります。私も何度か足を運んで今店舗に入っておられます皆様方の、その後の復興状況等についても伺いをいたしております。やはり今議員のほうからご質問いただきましたとおり、一定程度再建のめどが立った方々もおられるようですが、半数ぐらいの方々がまだ再建のめどが立っていないというようなお声も寄せていただいております。今後、こういった形で今後の仮設店舗の運営をやっていったらよろしいかということにつきましては、一定程度整理をさせていただきまして、また議会のほうにも何らかの形でご報告をさせていただきたいと考えているところであります。

○志子田委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつ議会のほう側にもやはり必要な、私は延長は必要な措置ではないかというふうに思いますので、どうか取り扱い等は現場の声を大事にさせていただいてですね、自立・再建・復興の道筋をですね、ぜひ市としてもつけていただきたいというふうに思います。

ちなみに、志津川ではですね、お聞きしましたら、最初から5年間という延長をしていたようですね。担当のほうの関係でいいますと、1年間は中小企業基盤整備機構のほうで、その後町での関係で貸すというような形になってまして、もちろん再建されればね、原則撤去という

ことは、それは当然なんです、やっぱりそういうことも含めましてやはりその辺のことも含めてですね、ぜひご検討していただいでですね、マリングートなり本町で実際に事業されてる方々ですね、さまざまな不安の解消にぜひ努めていただければ私はよろしいのかなというふうに思いますので、これはひとつ私自身の要望としても強く求めていきたいとします。

次に、実は質問の中でも繰り広げた中でありましたけれども、質問の中でですね、仮設じゃなくて仮設住宅のほうですね。仮設住宅について、少し何点かお尋ねをしたいとします。

仮設住宅についてですね、家賃の軽減減免というのがあります。資料でいいますと応急仮設住宅借り上げ、13番のですね、17ページのところに市内の仮設のそれぞれの仮設住宅あるいは借り上げ住宅、みなし住宅入居というのが入っております。全部で戸数としては入居世帯合計ですか、伊保石から寒風沢等も含めて施設住宅に195ですね。あと435人と、こういう入居数も出されております。入居世帯、借り上げ住宅についての資料も、入居数が502、1,120、やっぱり随分借り上げ住宅、民間住宅の方も多いなというふうにね、感じました。あわせて、下のほうではそれぞれの公営住宅に対しての、そこに今お住まいの方、12世帯あるいは入居数が32というふうに示されております。

そこで、1点、施政方針の中でもですね、8万円ですか、8万円の収入入居収入のね、低い部分での関係で所得ですか、政令月収かな、政令月収というところを含めて5年間、国の予算の関係で5年間ということなんです、もう一つは実は10年にしたらどうかというお話も、質問もしたんですけれどもね。そこでもう一回確認したら、阪神淡路大震災のときには5年ではなく10年に延ばしたそうです。ですからその辺の、まあ政治行動ですよ。国に対するやっぱり政治要望、やっぱり住民の声の願い、その辺の阪神淡路大震災の関係でそういったことも実際にありまして、その辺のちょっと取り扱いについて、やはり十分被災者の声を聞くならば、あるいはそのことも含めて対応すべきではないかと思うんですが、その辺の事例も含めてお考えをお聞きしたいとします。

○志子田委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 災害公営住宅の入居につきましては、今後ですね、さまざまな事例ですとか、あとほかの自治体との取り組み状況なども勘案しながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ひとつそういうことも含めてですね、実際の事例がありますので、阪神淡路大震災

のときのそういった延長も、ぜひ研究の対象といたしますかね、そういうことも含めて、ぜひご検討の対象にさせていただければいいのではないかと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

次に、資料No.13のところのP 2 ページのところですね、定数条例等が載っております。そこで、25年度の関係でいいますと市長部局のところ条例定数案が366なんですかね、つまり上限がそうになって配置見込み数は361、前年との比較で、そうですね、比較でいうと4、3かな。3という形。あるいは今回水道のやつも出ておって44から41、教育委員会等も75から73、つまり職員配置見込みですが、25年度ですね、私の感じでも職員の皆さんの仕事ですね、非常にふえてるんじゃないかと思うんですが、その辺の特に職員の皆さんの仕事ですね、仕事量がふえて管理上も大変だと思うんですが、この間そういった病欠なりの届け出等があったのかどうか。何人ぐらい24年度、24年度もうそろそろ過ぎますが、その辺の取り扱い等についてどうだったのか、まず最初お聞きします。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 例年と比較しまして、ちょっと済みません、数値はちょっときょう持ち合わせておりませんけれども、例年と比較しまして極端に病休者がふえてるという状況ではございません。震災前と比べても、それほどそんな極端にふえているという状況ではございません。以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 条例の定めだと1カ月でしたか、届け出、たしかね。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 休職に至るまでは普通の体の病気ですと3カ月間、あと精神的な病とか、あと新生、新物質、がんとかであれば6カ月間を経過すれば、その時点で休職となります。（「なるほどね」の声あり）

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 条例規定にないそういった細かな病といたしますか、そこら辺は押さえられているのでしょうか。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 年次休暇は各人が取りますけれども、病気休暇ということになれば医師の診断書を提出、添えて提出していただいて、ほとんど——ほとんどといたしますか、

把握はしております。その数値ちょっと持ち合わせておりませんので、後ほどまた返答させていただきます。（「はい、わかりました」の声あり）

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。後ほど出していただければと思います。

そこで、もう一つですね、職員のそういった仕事量がふえるという関係、まあ震災よりもやや休む方少なくなったというものの、そういう方は結構多いんじゃないかなと思うんですね。これはあと実態を見ていく必要があります。

もう一つ、この同じ資料の6ページのところでですね、6ページから7ページ、8ページ、7ページですね。主なところで学校給食あるいは公立保育所の職員の数というのが書かれて、臨時職員、例えば基本保育士というのかな。基本保育士、正職員33、臨時職21等々というふうになっておるようです。P6ページのところでですね。そのほか学校給食でも一般職18、それから非常勤の月額5、それから非常勤職員22と、こんなふうな形になっておりますが、私も休職のやつは前段お聞きしましたので、例えば保育士さんの関係で、やはり職員が足りないんだというお話、会う方からお話しされて、勤めたけれども臨時ということもありましてね、一つは期末手当がなしと。それから、実際の雇用は期限といいますかね、1年刻みなのか、そういうことも含めて不安定雇用になっておりましてね、その辺でですね、本当に子どもさんを預かる職員としては、もっと手厚く処したらどうかというふうに思うんですが、その辺、まずそこからお聞きします。

○志子田委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 臨時保育士さんの雇用の件なんですけれども、我々もなかなか必要人数集まらなくて今大変苦慮しているところでございます。そういったことから、雇用の面では雇用条件を改善するという事で今回の予算の提案では時給を賃金単価をアップさせていただいております。時給については870円から900円、日給については6,970円から7,200円というような形でアップさせていただいております。

また、前年度からなんですけれども、交通費の支給もほかの非常勤職員と同様に認めてきたというような形で、雇用条件の改善については、こういった形で取り組んでおるところでございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 若干の、これまで議会の側で条件をぜひいろいろ処してほしいと、待遇してほしい

ということでの一定の改善がね、見られたということですが、一番のやっぱり違いはですね、夏冬の期末手当がないんですよ。これだけはどうしようもないというか、パート、非常勤ですから。やはり同じ職場にいてですよ、正規の方、そして臨時の方、そうするとそういう点でも何ていうのかな、勤めてて、口には出ないんでしょうけれどもね、やっぱりその辺の取り扱いはなかなかね、できないと思います。そうすると意欲、先ほどなかなか集まるのが大変だと、募集かけてもなかなか来ないんだというお話、それはそうですね。学校に行ってそういう資格取って社会に巣立って、こういう公立の保育所なりに勤めてという、その辺でですね、人材、つまり保育士さんの仕事というのは現場、もちろん学校に行って専門職の技能を身につけると同時に、やはり現場でですね、一つ一つ積み上げていって子どもたちの必要な保育のそういったサービスを身につけていく場だと思うんですね。けども、刻んで雇用ということになると現場ではなかなか育たないのではないかというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○志子田委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 基本的、基本的には毎年毎年1年1年での雇用になっておりますが、中には継続して協力いただいております臨時保育士さんもございます。職員のそういった能力アップ、研修につきましては、正規の保育士と一緒にですね、いろいろ職員研修を受けていただいたり、そういった部分では臨時保育士さんのそういった能力アップなんかにもいろいろ我々そういった機会を与えておるといような状況でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 研修を積んでですね、正規職の方々と引けのとらぬ保育をですね、やれると。それはそれで結構だと思うんです。大いに賛成だと思います。ただ、やはり私が言ってるのは違いがあるでしょうと。基本手当等ですね、やっぱり正規になればそれなりのそういったですね、給与面、待遇面でも違うわけで、その辺でですね、こういう雇用形態はやはり保育行政そのものの継続からいってですね、対応できないんじゃないかというふうな中身を帯びてましてね、私たちはやっぱりその点でもですね、正規に、正規職員の採用ということを考えていくべきだというふうに思いますし、その点でも問題があるんじゃないかということは、一言苦言を呈しておきたいと思います。

次に、地方交付税についてちょっと1点だけ触れておきたいと思います。

先ほど地方公務員の給与削減という問題がありまして、これは国のほうで地方公務員の給与

削減をすると、1月27日に閣議決定をして全国の地方公務員給与削減8,504億円だそうです。それで先ほど8.7%、国家公務員と同様の措置ということのようです。それでこの番号でいきますとNo.9の8ページのところに地方交付税についてですね、触れられております。地方交付税で最初に報告があったところ、ページ8ページのところで、財政課長のほうから地財計画を受けて5,900万円ですか、減だという話ございましたが、これはつまり地方財政計画の関係を受けて地方公務員の給与削減という予算措置としてとっていいのかお尋ねをしたいと思います。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 今委員さんのほうからお話しありましたように、25年度の地方財政計画上で地方公務員の給与削減8,504億円という削減が示されまして、財政側としては当然ながらそれが普通交付税に反映されるというふうな懸念をもって試算のほうを進めました。その結果として、今回25年度の予算を前年度よりも5,900万ほど減の数字になっているという状況であります。以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 何か聞いた感じでは地方公務員、地方公務員の給与の関係で毎月なのか、1.1%なんでしょうか、その辺からちょっともう一回確認いたします。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 まず、交付税全体そのものというのが2.2%の減ということで示されております。17兆624億円という数字が前年度より下がって、2.2%というふうな示され方です。結果的に、今回当然試算というものが基準財政需要額と収入額両方財政側のほうで試算いたします。その結果といたしまして、地方財政計画上では地方税収が上がるということは1.1%の増という見方があるんですが、本市の場合、逆で地方税収が下がるというふうな見方をしておりますので、その分を反映した結果として5,900万円にとどまっているという現状で、結果として地方交付税2.2%ではなくて本市は1.1%の減で今とどまっているという状況になります。以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それで、こういう国のほうのこういった取り扱い等になってまして、私の感ずるところではですね、今回条例は特に出てませんし、地方交付税等の言ってみれば減と、こういうような形になっております。そうすると地方公務員、塩竈市も置きかえて考えてみると、そういうことを受けた関係の何らかの政策、具体的には条例という形になりますが、そういうこ

とが出てくるのかなと思ってるところです。それで、国の基準並み7.6%となると月々1.1%ぐらいなのかな。そうすると、来年4月からは今の現行の俸給職で執行されるわけですね。しかし、どっかでその減額分については調整していくということになると、冬場の期末手当の減になるんじゃないのかなと想定するんですが、私の考えでよろしいのでしょうか。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 国の、国は今7.8%減額しておりますけれども、国は本来いただいている給料の特例的な措置として給料7.8%減額しますと。ただ、期末手当に関しましては、本来の給料で計算した額からさらに9.8%かそういう率で期末勤勉は差し引いた額で支給するというようなつくりをしているようでございます。地方公共団体に対しては、国はまだ削減率とかですね、どういうふうな手法でということは、まだ全然言ってきておりません。その辺は、ですから国が言ってるのは100%以下の地方公共団体は交付税削減しませんとっておりますので、100%まで下げればいいという国の考えなのか、国どおり7.8%削減しろとっているのか、その辺もまだはっきりした通知が来ておりませんので、これからの話になると思います。

あと、なおかつ勤務条件が変更になりますので、職員労働組合との話もありますので、そういうことを、もし実施するとなってもそういうことをクリアした上での実施ということになると思います。以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それは労使間ですね、関係になってまいりますので。

問題は、そういうことも含めて国の閣議決定があり、しかし一方で予算措置が先行してやられてきてると。これはやはり地方自治体に対する国の関与というですね、重大問題なんですね。本来は国は、これは国の7.8%ですか、国家公務員の削減については行いませんとってたはずが、新しい安倍政権のもとで現大臣、大臣のところ閣議決定として行ったと。本来は地方自治体が決めるべきは、地方公務員の給与はみずから決めているわけですし、国が強制することにはあっては私はないと思うんですね。その辺、いわばそういう見方でいいのかどうか。いや、やっぱりこれは国の法令準拠、あるいは、に沿ってやらざるを得ないんだと、その辺のご見解だけお聞きをします。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 経過については、今それぞれ担当からご報告させていただきました。先ほどのご質

問の中でもお答えをいたしました。地方公務員の給与削減については、全国市長会あるいは宮城県市長会としてですね、今ご質問いただきましたとおり、本来、地方交付税というのは固有の財源ではあるということをおっしゃることを今まで言い続けてきたわけでありまして、まずはその考え方について我々からも問いただしをさせていただいております。

もう一つであります。先ほど私塩竈市の事例を申し上げましたが、塩竈市におきましては、既に3年間職員給与の独自削減という形で行財政改革のためにそのような取り組みをさせていただいております。そういった自治体も同列で扱うのかどうかというようなことについての見解が、先ほど担当からご説明させていただいたように全くないということでもあります。なおかつ引き下げについても、県・市とも、県・市町村とも7.8%という国の引き下げのガイドラインを、そのままやらなければならないという考え方なのかどうかということについてもですね、今見解が示されていないわけでありまして、こういった中で我々がまだまだ判断できる状況にはありませんので、今後、国と地方6団体の中でやはりまだまだ議論を重ねることになるものかと思っております。

したがって、今こういうことでの具体的なことについては、ご答弁を差し控えさせていただきます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。経過、推移を見ていくという形、国のほうのまだ示し方がないけれども先行して予算上は削減されてると、こういう問題点ははっきりさせておきたいと思っております。国の政治のあり方の問題ですね、についてになるかと思っております。

あと、先ほど資料No.9のですね、138ページのところに海岸通の予算措置が載っております。3,235万6,000円というのが振られております。前段復興交付金で800何十万だかですね、ありまして、今回年度当初の予算の中で3,225万6,000円なりを見積もり計上しているということですが、これは計上している考え方、捉え方について、最初お尋ねをしたいと思います。

○志子田委員長 佐藤復興推進課長。

○佐藤震災復興推進局次長兼復興推進課長 海岸通の再開発に係る事業費につきましては、事業費総額として3,235万6,000円をですね、見込んでおります。その内訳としましては、一つは24年度にですね、予算化した640万円につきましては、一度24年度分での執行ができませんでしたので、それを不用、2月補正で減額しまして、それを改めて計上しているというふうな状況になります。

それから、25年度分として国のほうからですね、復興交付金として認められてる分が2,520万ありますので、合計で3,160万をですね、事業費の補助というふうな形で計上しております。そのほかにもあと一部事務費等もありますので、事業費全体としては3,235万6,000円というふうな形で見込んでおります。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 中身的には、どういうことを考えての予算措置なんでしょうか。

○志子田委員長 佐藤復興推進課長。

○佐藤震災復興推進局次長兼復興推進課長 再開発事業につきましては、基本的に組合での事業というふうなことになります。そういった形になりますので、基本的には組合が補助事業として事務を執行していくためには都市計画の決定というふうな手続が必要になります。ですので、今現在、都市計画の決定をするために地元の方々でですね、どのエリアで事業を進めていくかといったことをですね、参加の方々の意思表示、そういったものの確認を含めて進められております。その後、市のほうでですね、エリアが決まればですね、その中でどういった都市計画を進めるかというものをまとめまして都市計画決定したら、その後国のほうから正式にですね、事業進められるような状況に整うというふうなことになるかなと思います。

今回計上しております、先ほど申し上げました事務費を除く事業費につきましては、基本的には組合の中で事業を計画するためのいわゆる調査費というふうなことになります。ですので、この調査費の中で具体化をこれから検討していくというふうなことになります。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。調査費ということで、言ってみれば本組合になった時点でそういう、どういうね、ものを計画に描いていくかということでの対応ということですね。はい、わかりました。

次に、地域防災計画についてちょっとお尋ねをしたいと思います。資料No.12のですね、ところでページ数でいうと84ページ、市のほうで出したやつで地域防災計画が振られております。それで、その84ページのところに地域防災計画の策定のフレームといいますか、が載っております。そこで、ことしの9月、年度内に防災計画をつくっていくと、前段の施政方針の中でも触れられておりました。それで2度ほど会議をやってるというのはお聞きしましたが、2回目はまずどの辺まで論議がされているのか、最初お尋ねします。

○志子田委員長 赤間市民安全課長。

○赤間市民総務部危機管理監兼市民安全課長 防災会議につきましては、第1回目を1月21日に開催しております、それが初めての開催でございます。それで2回目というのは、別にまだ開催しておりません、この予定表でいきますと5月に開催する予定というふうな形になってございますので、ご了解いただければと思います。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 失礼しました。今後のスケジュールそこだったんですね。それで5月の開催だと第2回防災会議素案作成協議と、津波、地震津波対策編ということになっておるんですが、そこで上のほうに事業概要というところに予算措置委託料、1,500万ですね。1,500万。これはどうなんですかね、ああいう前段出た防災計画は私も見ましたけれども、今回は専門業者の方に委託をして製本をつくってもらうということになるんでしょうか。それは専門的な知見もあるのかどうか、ちょっと最初お尋ねします。

○志子田委員長 赤間市民安全課長。

○赤間市民総務部危機管理監兼市民安全課長 1,500万につきましては、委託業者に委託をしましてですね、内容的には基礎調査から防災、基礎のアセスメントの調査業務とか、そういうものを専門的な業務を含めた中での委託という形になってございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。かなり膨大な量の、例えば今後の計画を見ましても風水害原子力対策編というのが載ってまして、災害に対する、前回出たものとかかなり違ってですね、現実の地震・津波等と原子力等も含めてですね、対応せざるを得ないので、その辺の関係は非常に大事ななと思います。

それで、今後、原子力編は私がいろいろ見た中で、例えば福島第一原発の原因究明はまだされてませんよね。そうするとその原因究明なしの、言ってみれば国の原子力規制委員会かな、からの示し方で、それで防災計画をつくっていくということになるんでしょうか。

○志子田委員長 赤間市民安全課長。

○赤間市民総務部危機管理監兼市民安全課長 原子力対策編につきましては、現在県のほうでも今策定中でございますし、国のほうでも原子力委員会のほうの関係で規制委員会ですか、そういう形のものを、マニュアル等も作成されておりますので、それらを加味しながらですね、塩竈市として考えていきたいと思っております。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 済みません。先ほどの人数なんですけれども、震災前の3カ年平均が30人の病休者の数です。30日以上のお休みを取った数が30人。震災後の23年度が32名、あと24年度、2月1日現在で17名という状況でございます。以上でございます。（「はい、わかりました」の声あり）

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 恐らく最後になるかと思いますが、ちょっと確認だけですね、しておきたいと思えます。

資料No.12の76ページのところにですね、市の本庁舎のですね、発電設備を行う、ごめんなさい。太陽光発電を行うというのが載っております。本庁舎ですね。それで、簡単にお聞きします。リチウムイオン蓄電池というものがあまして、これはたしかこの間ボーイング787の火災事故につながった蓄電池で、あれ大丈夫かなど。その辺の関係で、まさかこの上のほうが焼けてしまったなんていうことになったんでは議会も開けませんし、それこそ本庁がですね、防災機能持ってるのが防災なしと、こういうことになっちゃうんで、安全面だけちょっとね、担当のほうにお聞きをして、これは大丈夫だということなのかどうかちょっとお尋ねをしておきたいと思えます。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 そういうご質問受けると、こちらちょっと不安になってしまうんですが、今後いろいろ進化もしてると思えますし、納入される、それから工事の検査等でそういったところはしっかり確認してまいりたいというふうに思えます。以上です。

○志子田委員長 暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○浅野副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

田中徳寿委員。

○田中委員 まず、25年度の一般会計・特別会計・企業会計全て含めて塩竈市政始まって以来の

額の予算なものですから、丁寧にお聞きしていきたいと思います。当局の皆さん、よろしくお願いたします。

まず、最初に資料No. 9、23ページ・24ページの不動産売払収入3,000万とあるんですけども、これはどういう手続をとって3,000万の不動産を売っていくのかという少し考え方をお聞きしたいと思うんですよ。ただ名目上3,000万上げるだけじゃなくて、どのようにしたらこの震災の中で財源が足りないという中で、どのような塩竈市の遊休資産を、どのように活用して処分していくのかということをお聞きしたいと思います。

○浅野副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 まず、この財産収入3,000万というのは、これまで11月にもお示しました財政見通し、その財源対策の一つという項目でなさせていただいております。見通し上では通常2,000万程度という枠でいってまいますが、さらにちょっと今年度、25年度厳しいということで前年度と同様の額というふうにした経過がございます。

本市の今所有しております売却可能な財産と言われるところ、あくまでも財政課の今の試算になりますが、約9億ちょっとぐらいの資産があるというふうな見方をしております。ただ、実際に今現在の土地の活用状況となりますと、例えば社会福祉協議会さん、福祉法人であります社会福祉法人でありますとか、それから各企業さんでありますとか、あるいは町内会さんとか、なかなか売却に適する場所というのがすぐには見つかるという状況にはまわっていないという厳しい環境にはあるかと思っております。

ただ、今後、財源の確保という観点から、やはり必要なときには財産を処分してでも長総の実現でありますとか、復興の財源というものを見直さなければいけないという思いがありますので、とにかく今現在持っております約9億2,000万ほどの市有財産の売却という、可能なところを積極的に売却していこうという考えではおります。以上です。

○浅野副委員長 田中委員。

○田中委員 それですね、じゃどういう手続をして、どういう考え方で、今震災に当たり地価の下落の考えられる、この塩竈で海辺側は多分安いですよ。山側はこの間の税務課長の説明で400棟ほど建ったという、やはり需要があったのであろうと。この震災によって塩竈市の需要の環境が一変したんだと思うんです。その中でどのような形で、そういう企業誘致であったり、そういうために不動産を売却していくという考え方を根本的に決めていかないとなかなか売れないだろうと。役所も汗をかいて、やはり道路なかったら道路をつけてやるとか、そう

いう形のを考えて、一つ売っていくことによって土地の値段が上がっていき、人が住むことによって長期総合の人数を確保以上な、私が若い世代と話すと、先生、5万5,000では我々は魅力はないよと。逃げていくだけだよと。塩竈として本当に必要な人口は幾らかという、彼らは6万人欲しいと言います。そういう形で、これからどのようなものの考え方で人が住むような、塩竈市の持つてる財産を人が住んでいただけるような仕組みに変えていけるのかということの存念をお聞きしたいんですけれども。

○浅野副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 まず、先ほどの数字、ちょっと申しわけありません。ご訂正をお願いいたします。今売却可能な財政課で見えておりますのは2億2,000万ほどの資産ということでちょっと訂正のほうをさせていただきます。

今、お話しありました仕組みという形ですが、まず一般的に財産を処分するに当たりましては、広くいわゆる一般競争入札を行いまして、これは契約の公平性という観点から広く売却の方々を募るという形になるかと思えます。そういう意味では、これまでも一般競争入札でできるだけ高くという形でこちらでは売りたいという思いがありますので、まずはそういった契約の条件でもってやってきたという経緯があります。

一方で、ご質問にございましたまちづくりという観点、あるいは定住という視点という話かと思えますので、そういった土地、今財政課で持つておりますのが、海手でありますと新浜町地区でありますとか、あるいは山手でありますと袖野田あるいは青葉ヶ丘、千賀の台というところがございまして、今後そういった復興、あるいは復旧と復興の絡みの中でこういったところが一番有効的に売却すべきなのかという整理は必要かと思えます。

ただ、先ほどもお話しございましたように、例えば袖野田地区ですと法務局さんのほうにお貸ししてるという実態があるとか、あるいは各町内会さんのほうにお貸ししてるという実態もございまして、そういった売却可能な土地、それとまちづくりのほうの観点でこういったところが、こういった企業さん売ればいいのかというのは、ちょっとこれから十分に検討を重ねていきたいというふうには思います。以上です。

○浅野副委員長 田中委員。

○田中委員 そこなんです。財政危機だというような話をしながら資産の売却にさえこれから整理するという姿勢でよろしいのかということなんです。そういう攻めの姿勢が大事なんじゃないかと。一つのことを決めるときにこちらの路線では金がない、こちらの路線は金がある、

それをどう融合していくかということが大事なんじゃないかと思うんですよ。ことしの予算を出すのであれば、あのようなフレームで仕組みを議員に説明するのであれば、財産の処分あるいは行政財産でも、組みかえしてでも売れるものは売って現金化しておく、そして定住を図るという仕組みが今この町に必要なのかなと。

なぜかというと、4キロ、この市内は16平方キロしかないんですよ。何ぼ図面広げたって広くならないんですよ。一番の大地主は多分塩竈市だと思ってるんですよ。それを活用しなければ未来の塩竈市はないと思うんですよ。民間の土地を幾ら売っても、やはり猫の額なんですよ。塩竈市がどのような形で売っていくか、それが今逆に問われていると思います。これで質問を終わります。

次に、32ページの借り換え債についてちょっとお伺いします。21款か、8項1目か、8億7,170万の借り換え債ということがありますけれども、これはどういうときにできるのか、どういう状況のときに借り換え債が発行でき、あるいはどのような起債のときにできるのかというのをちょっと教えていただきたいんですけれども。

○浅野副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 地方債は自治法でも当然規定してございます。いわゆる議決事項という形になります。議決をいただくいわゆる発行の議決をいただく際には、その借り入れ条件、利率等も必ず議案、予算書の中に盛り込んで、それで議決をいただくと。そのいわゆる借り入れ条件の中です、償還期間はいつかということなんですが、一般的に30年以内というふうな規定をさせていただいてるという実態がございまして。

現在、今回借り換えするという中身につきましては、これはいわゆる縁故債の借り換えになります。いわゆる通常の政府資金でありますとか、あるいは市町村金融機構でありますとか、そういったところにつきましては、一定の耐用年数を加えた中での償還期間というのは決まっております。そこについては、借り換えという制度はございません。

ただ、民間の縁故資金になりますと最長で10年という非常に短い期間でお借りするというふうな実態がございまして、したがって、実際の耐用年数あるいは政府資金のほうの償還年数、こういったものを一つの限度といたしまして、そこまでに達するまでに借り換えを何回か行うというふうなやり方でございます。以上です。

○浅野副委員長 田中委員。

○田中委員 そこです、要するに縁故債というのは銀行から借りてると、起債だという形な

んでしょうけれども、30年であれだということなんでしょうけれども、じゃ先ほど言われた公明性、多分入札を行っているんでしょうか。

もう一つ、どういう条件で入札を行っているのかちょっとお聞かせください。

○浅野副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 実は縁故債というのは競争性を高めるとというのが非常に必要なことになります。ただ、もともと金融機関さんの考え方としては変動金利制というのを非常に重視したいというお話を受けてございます。ただ、なかなか変動金利を導入してる実態、あるいは自治体の事例というのは非常に少のうございます。それはなぜかと申しますと、当然ながら計画財政運営ができないというふうになるからです。

したがいまして、今本市で行っておりますやり方なんです、できるだけ変動金利に近い形で多くの金融機関さんが入札に参加できるような方法といたしまして、例えば10年という形ではなく、今5年というような形で償還期間を設定いたしました中で入札を行うと。そうしますと、実はこれまで2社あるいは3社だったものが5社、6社参入してくるという効果が非常にあらわれるようになりました。実際このやり方を始めたのは、たしか平成20年度から、本市のほうのやり方として多分県内ではまだどこもやっていないというふうに聞いておりますので、本市としては5年刻みで変動金利に近い形で金融機関さんのいわゆる入札参加を促すと、その中で金利をできるだけ低くするという工夫をしてございます。以上です。

○浅野副委員長 田中委員。

○田中委員 そこでですね、5社、6社というのはわかりますけれども、どのような公募の仕方が何かあるならちょっとお知らせいただけますか。

○浅野副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 やはり資金調達のやりやすさという面を考えますと、やはり市中銀行をまず中心に考えさせていただいております。もちろん指定金融機関、それから収納代理店、これを含めました、そのほかにこれまでですと漁協さんでありますとか、そういったところにも働きをかけさせていただきまして、できるだけ多くの方に参加いただくというふうなことをしてございます。以上です。

○浅野副委員長 田中委員。

○田中委員 そこで、もし銀行が入札に参加したら喜んで銀行なら参加させるんでしょうか。

○浅野副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 銀行さんはもちろん辞退というケースもございますけれども、銀行さんもちらのほう、いわゆる自治体側からお借りするとなると、その償還については非常に安定している、安全性が高いということで結構参加が見られます。

ただ、昨今の金融情勢というのはなかなかそうではなくて、逆に公的資金を導入している金融機関さんですと資金のいわゆる貸し出しというのが減ってきているという実態もございますので、今後その地方債を借りるに当たっての参加というのが、まだ不透明な部分はあるかというふうには思います。以上です。

○浅野副委員長 田中委員。

○田中委員 宮城県ではそうかもしれないですけども、ほかの銀行でそういうところが出てきたときはお受けするのかどうかお聞きしたいと思います。

○浅野副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 それはもちろん当然お受けいたします。例えばこれまでですと、いわゆるメガバンクと言われるような銀行さんもちらに参加してございますので、実際にお取りになってるケースもございます。当然ながら市中銀行、いわゆるそのほかにメガバンク、いわゆる中央銀行と言われるもの、それから第一地銀、第二地銀含めて全ての金融機関さんに参加いただけるというふうな工夫はしてございます。以上です。

○浅野副委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。では、そのように市の財政に寄与するような方法で頑張っていたきたいと思います。

次に88ページ、第3款民生費、扶助費、その中の医療扶助費6億4,593万8,000円について、中身を教えていただきたいんですけども。

○浅野副委員長 高橋生活福祉課長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 生活保護者の方が病気にかかるときにつきましては、県の指定を受けた病院等で診療、受診していただくこととなりますが、そちらにかかる医療費を生活保護費のほうから扶助費として支給するものでございます。以上です。

○浅野副委員長 田中委員。

○田中委員 県で指定している病院というのは総合病院だけなんですか。

○浅野副委員長 高橋生活福祉課長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 一般的には普通の総合病院、病院で

すとか市内の診療所さんですとか、あるいは薬局さんですとか、通常の一般の診療機関と同様だと考えてございます。以上です。

○浅野副委員長 田中委員。

○田中委員 じゃ、夜間でも診療なさってるのかどうか。どのぐらいの診療額の中でどのぐらいの比率が夜間なのか、ちょっとお知らせいただきたい。

○浅野副委員長 高橋生活福祉課長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 普通の通常の診療所等と同じですので、一般的に夜間診療というのは非常に少ないのかなと考えてございます。以上です。

○浅野副委員長 田中委員。

○田中委員 夜間診療は余りないという話ですね。わかりました。

それで、もう一つなんですけれども、この医療費が扶助費の中で半分ぐらいの比重を占めてる状況の中でレセプトの分析などはなさってるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○浅野副委員長 高橋生活福祉課長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 まず入り口のところになりますけれども、医療費の判定ということで私どもで医師を嘱託医としまして委嘱いたしまして、その医療行為が適切かどうかの判定をいただいて、その上で医療、受診していただくわけですから、医療機関のほうから国保連さんのほうにレセプトが参りまして、そちらのほうでまず第一次に資格の点検等通常の医療保険と同じように行われます。その上で私どもに戻ってまいりましたものを、私どもでもレセプトの管理システムで委託でレセプトの妥当性といえますか、重複した受診とかないかどうかのチェックをさせていただいて、そういった意味で医療費の適正化に努めているところでございます。以上です。

○浅野副委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。

次に100ページ、資源物収集及び選別回収等業務委託料として1億2,928万7,000円とあるんですけれども、資源物を回収してるのであれば資源物の売り払い収入はどこに記載してあるのか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○浅野副委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 資料No.9の27・28ページをお開きいただきたいと思います。そちら

のほうに20款4項6目雑入に、2の雑入という、2節の雑入という欄ございまして、その上から6番目にございます資源物払下料、こちらのほうで平成25年度としては763万5,000円を計上しております。

ちなみに、23年度の売り上げの実績といたしましては、1,000万円ほどの売り上げが私どのほうに払われておるといことでございます。以上でございます。

○浅野副委員長 田中委員。

○田中委員 そこですけれども、その1,000万ほどあって、今年度は見込みで763万5,000円の計上したという話なんですけれども、それで瓶、缶、紙やダンボールを、条例をもって塩竈市が責任として市民の皆様が出したものを管理して、回収して、それをやっていると、条例までつくられてははずなんですけれども、その中でどのような売り払いの仕組みになっているのか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○浅野副委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 資源物の回収、それから分別・収集、そういったものに関しましては、先ほどの予算の中、1億2,928万7,000円の中で収入に、まず7,500万ほどの予算を計上しております。選別・回収につきましては、5,500万円ほどの予算を計上しておりますが、その中で瓶、缶、ペットボトル、それと紙、そういったものの単価を私どものほうでは契約、単価を決めさせていただいております、ちなみにアルミ缶でしたらば1キロ当たり50円、ダンボールでしたらば1キロ当たり3円、新聞紙でしたらば1キロ当たり3円、雑誌でしたらば1キロ当たり2円、それとビール瓶でしたらば1キロ当たり幾らという形で単価契約をさせていただきまして、平成23年度でしたらば約3,400トンの扱い重量になっておりますので、それを単価を掛けて納入がされたという形になっております。以上でございます。

○浅野副委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。

次に104ページ、休日急患診療費の中の8目の報償費の中にある輪番制2次診療病院協力謝金というのはどのようなものか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○浅野副委員長 川村健康推進課長。

○川村健康福祉部健康推進課長 こちらの輪番制2次診療病院協力謝金でございますけれども、これは休日急患診療センターの後方支援病院、2次救急の後方支援病院ということで管内6病院のご協力を得ながら外科・内科それぞれ一病院ずつをですね、休日、あとは年末年始等で受

け入れ病院として確保いただいているということに対します協力金としてお支払いをしている内容でございます。

○浅野副委員長 田中委員。

○田中委員 そのお金は市立病院ももらっているのでしょうか。

○浅野副委員長 川村健康推進課長。

○川村健康福祉部健康推進課長 管内6病院の中に市立病院も入ってございますので、協力金ということでの収入があるというふうに考えております。

○浅野副委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。わかりました。

次に、ページ130ページ、8款土木費の3項の道路新設改良費の中で市道整備事業費と狭隘道路整備事業費を、ちょっと説明お願いしたいんですけれども。

○浅野副委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 今委員のほうからお話があった件は3款の19、区分でいうと19の部分だと思いますが、その中の私道整備補助金の部分について私のほうからご説明させていただきます。

私道整備補助金につきましては……（発言者あり）市道。そうですか。市道整備事業、済みません。失礼しました。市道整備事業につきましては、この部分につきましては、25年度で予定しておりますのは塩竈陸橋の部分の修繕の部分で1,800万で予定しております。（「陸橋か」の声あり）そのほか、坂のまち塩竈憩いパーク事業としまして100万を予定しまして事業費として1,900万を予定しております。以上でございます。（「狭隘道路」の声あり）

○浅野副委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 狭隘道路についてお答えいたします。

狭隘道路につきましては、中心線から後退するための測量設計委託等の委託費として20件分の予算化と、あと狭隘道路の後退しましたところの整備工事として5件分を見ております。あと、狭隘道路のブロック塀とかありますけれども、そういったものの除却費として4件分見てというような中身になっております。以上です。

○浅野副委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。私は塩竈の町って山側のほうは昔から建てられたもので物すごい狭隘道路になってるものですから、この事業で道路を確保して新築する仕組みを、この

町に導入しないと建てられなくて財産を投げて出ていかれる方が多く出るように危惧しておるんですよ。見晴らしはすごくいい、環境もいい、すごく住みやすくて駅から近くて、もうそういう場所がこの塩竈市にかなり散見されるものですから、そういう仕組みを導入しないと家を捨ててほかの町に行っちゃうんですよ。物すごくいいんだけども建てられないという相談を何件も受けてるもんですから、どうにかして今回の震災の中でその仕組みをつくり上げて、家を建てられるような仕組みを導入しないと塩竈市の人口はますます減るだろうと考えられるんですよ。そういう今いらっしゃる方も守りながら、あるいはこれから人を入れていくという仕組みをしないと、何ぼ入れてもざるになっていくとプラスにならないんですよ。そういう仕組みを考えてほしいんで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に資料13、資料13の45ページ、これに22年度かな、工事請負契約に係る増額工事一覧表とあるんですけども、46ページか。46ページですね。資料13の46ページですね。この入札結果の中でこれを今取り上げてるのはないんですけども、ちょっと項目がないものですから、この工事にかこつけて質問させていただきます。

きのう、おとといの読売の新聞なんですけれども「公共事業執行に壁」とあるわけですよ。資材高騰入札不調、せつかく当局あるいは市長が予算を獲得してきて議会が承認して予算をつくっても入札不調では、市民が待ち望む復興まで時間がかかり過ぎるんじゃないかと。この中で書いてあることをちょっとお読みします。

宮城県のある市では、不調率が46.7%と突出している。約半分不調だと。7月末時点で不調率は72.8%に達し、一部工事では予定価格公表という異例の対応に踏み切った。不調率が下がったが、それでも資材の高騰や人件費の上昇で価格の折り合いがつかないという新聞記事がおととい載りました。

我が市でも、土木関係の人たちに聞くと工事が不調であると。それをどのような形で是正していくのか。要するに今までのように市内の業者の方々に、あるいは二市三町の方々に指名競争入札、あるいはいろんな方法で指名を發しても、もう市内の業者の方々は受注されてて工事がなかなか取れないというのを聞き及んでいるんですよ。ことしの下水道工事、土木工事、いろんなものを復興で予算化されてますけれども、どのような形でその壁を抜かれていかれるつもりなのか、ちょっと所見を市長にお伺ひしたいと思ひまして質問しました。よろしくお願ひします。

○浅野副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今回の大震災で発注工事件数がかなりふえてきております。一方では我々今日までこの塩竈の建設業を支えていただいた方々にできる限り本市発注の工事をという思いもございまして地元優先、地元発注ということを常日ごろから心がけてまいったところであります。

ただ、ご案内のとおり3,000万を超えますと一般競争入札ということになりますので、今申し上げましたことについては、少なくとも3,000万以下については地元の建設業界の方々に極力受注いただくようなということで取り組みをさせていただいております。

問題が2つあります。

1つはですね、受注者の方々のほうに人的な配置ができていないということでもあります。例えば工事を受注いただきますと主任技術者、現場代理人というのを常駐させなければならないわけですが、主任技術者については、旧来は1件工事が1人ということでありまして、工事を1つ取ると2人ぐらいの主任技術者がいない建設会社は2つ以上の仕事はできないというようなことになります。そういった問題を解決するために、塩竈市におきましては、主任技術者が2カ所を兼務できるというような、こういった緊急時の対応策としてそのような取り組みをさせていただいております。半径5キロ以内という制限つきではありますが、市内半径5キロの円を描きますとほとんど入りますので、受注業者の方については、もう2カ所兼務できると。先ほど申し上げました2人おられれば4カ所ぐらいは受注できるというような態勢を整えました。

もう一つであります、やはり受注業者の方々は資材の高騰あるいはその他さまざまな物資が供給不足というような状況で悩んでおられますので、我々も2カ月、3カ月単位で発注単価の見直しということをさせていただいております。できる限り実勢単価に近いという形で発注をさせていただいておりますが、残念ながらそれでも大変地元の業界の方々は厳しいというのが実態であります。

不調になった工事につきましては、例えば2つの工事を組み合わせて1つに発注の規模をつくり直しましてですね、発注するというようなことで、できる限り効率的に仕事ができやすい環境等を行政側としては取り組みをさせていただいておりますが、一方そういった形を膨らませていきますと、やはり中央の大手の方々が入ってくるというジレンマがありまして、私どもその辺今対策が非常に、本音といいますか、地元の方々とそれから発注件数の増加ということですね、この辺を今後どう整理していくかということについては、また新たな対策等も必要ではないかということで県のほうにもですね、我々のほうからいろいろ提案をさせていただ

ているところであります。

例えばであります、塩竈市の下水道工事を1つの形で発注し、それをCMというんですかね、そういったことで取り組んでいただくとか、さまざまな方法がありますので、そういった方法も今後模索をしていかなければならないのかなというふうなことで考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○浅野副委員長 田中委員。

○田中委員 どこの視点が大事かということだと思ってるんですよ。地元業者育成も大切ですし、ただ私どもに聞き及ぶとかなりの工事量を受注されてて限界だというのを聞いているし、足りないというのも聞こえますし、どちらが本当かわかりません。

ただ、一つだけ思うことは、市民が待ち望んでる工事だということですよ。やはり市長は、当局が動いて、これほどの残業をしながらこれだけの工事量を確保され、復興交付金などを獲得されて、それを発注する際にいろんなジレンマが起きたと思うんですよ。そういう仕組みをやはり一刻も早くつくり上げないと、市民が、市長が望む「市民が喜ぶまち」にはなかなか行き着けないんじゃないかと。もう瓦れきもきれいになりましたし、いろんな準備が整ってきたんじゃないかと思うんですよ。ことしこれほどの予算を計上されて、その一つの仕組みができてないとすごくおくれれていくんじゃないかという懸念があるから、こういう質問をさせていただきました。なるべく市民が秋あるいは冬、来年の春には復興が塩竈始まったと言われるような姿を見せていただきたいので、よろしくお願いいたします。

次に、ページ152ページ、資料No.9です。ごめんなさい。10款教育費の2目教育振興費の中の事業内訳の中に学力向上対策事業費1,324万8,000円というのを書いてあるんですけども、この中身ちょっと教えていただきたいんですけども。

○浅野副委員長 星学校教育課長。

○星教育委員会教育部学校教育課長 学力向上を図るためにですね、市独自で予算を計上いたしまして浦戸第二小学校を除く市内小学校6校に指導教員を1名ずつ配置しております。以上でございます。

○浅野副委員長 田中委員。

○田中委員 私、20年ほど学習塾してました。そのときに五十音、あいうえおを書けない子を預かりました。ある学校の先生が、塾に行って勉強しろと。それを言われたのが、もう10年以上前なんですよ。現状はもっと厳しいんじゃないかと。勉強を教えることが。今の小学校の先生

はですね、あいうえおを教えられるのかちょっと聞きたいんですよ。あるいは九九、きちっと教えられているのか。そしてもう一つ、授業参観のときに親御さんと話して、紙に書いて壁に張って風呂に入るとき一緒に言ってくれないかというような教え方をされているのかお聞きしたいんですけども。

○浅野副委員長 星学校教育課長。

○星教育委員会教育部学校教育課長 小学校におきましては、ADHDとかLDと言われる発達障害を持った子どもたちが大分在席するようになってまいりました。市内の第一小学校を除く5校にはですね、そういう発達障害を持つ子どもたちの通級学級が設けられております。専任の教師が週、1人当たりですけども、1人当たり、1人の子ども当たりなんですけど、週1時間から5時間程度の個別指導を行って学力向上に努めております。また、昔ながらですけども、担任の先生による放課後の時間を利用したですね、個別の指導というのも地道ですけども行っております。さらに、サマースクールやウインタースクールでの個別の指導等を入れてまして学力向上というふうなことをですね、今大きく学力向上に努力しているところでございます。

あと、教室環境等のことについてですけども、今、小中学校ともに少人数指導、特に算数、数学、英語において少人数指導を実施しております。小学校の少人数指導の教室、算数ルームとかというふうな名前をつけて行っているわけですけども、その算数ルームには自分たちが学習した内容をですね、確認しながら学習できるようなもの、図形とかですね、例えば小学校ですと三角形の面積の求め方とか、そういうものを掲示して、常に子どもたちが確認をしながら学習を進めるような教室環境、教育経営を行っております。

あと、保護者の方に対してのお話というふうなことですけども、学校では「家庭学習の手引き」というものを小学校・中学校ともに各学校ごとに配付しております。それには保護者向けのですね、案内といいますか手引きがございまして、その手引きをしっかりと見ていただいて、例えば小学校1年生の場合ですと毎日ですね、必ず本読み、あとは漢字の書き取りとかというふうな宿題を出してですね、それを保護者の方々に見ていただいてチェックをしていただいて学校に持ってくるというふうなことで学校と保護者とが手を組んで連携をしてですね、学力の向上に努めているところでございます。以上です。

○浅野副委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。頭のいい人ができない子を教えられないんですよ。そこが

問題なんです。頭のできない子が教えるしかないんですよ。なぜかという、見るとわかる人は教えられないんですよ。見るとわからない人が学んだことによる癖を教えるのが勉強なんです。だから難しいんです。目で見てわかる人たちは簡単に覚えていくんですよ。そういう子を鍛えるのは簡単なんです。でも、先ほど言われた発達障害の子を教えたときに、ことし大学に入れるかもしれないんですよ。そういうことが起きるんですよ。でも、そういう烙印を押されると内申書がきついですよ、はっきり言って。公立高校にどういう対応をされるかということ、もう少し学んで教育を教えていただきたいんですよ。1人の人は全てが皆塩竈の資源なんです。一人たりとも塩竈からそういう子を、将来我々の介護をしてくれるかもしれないものですから大切に育てていただきたいんです。よろしく願いいたします。

次に、戻りますけれども9ページの、9の80ページですね。ここに3款民生費の4目に保育所費があります。3億9,200万3,000円となっております。これでいろんなことが書いてありますけれども、塩竈市が保育が進んでると言われてますけれども、これから塩竈市が定住策、あるいは市長の言うように長期総合計画の中で5万5,000人の人をほかから持ってきたいと。なぜかという、単純に言って去年330人弱の生まれた子どもたちが80年生きてとして幾らの人数になるかということなんです。2万5,000人弱なんです。これが塩竈市の力なんです。誰も死ななくて80年生きて、累計でそのぐらいなんです。それを400人にしても3万2,000人なんです。500人ということは、はっきり申し上げると600人、650人ぐらいいないと5万5,000人の数字に上がっていかないんですよ。今の倍の人数の子どもたちが塩竈市の市勢を支えるために必要なのです。これが現実なんです。数字の統計を見るときに。

そのためには、どうしても企業を誘致したり、あるいは消防や病院や介護施設で働く方々、あるいは長距離トラックであったり、あるいはコンビニなんかで働いてる方、あるいは24時間港湾が動いたら全て24時間対応の保育所が必要なんですよ。365日。病院も365日なんです。片方は市営であって365日してても片方はそうじゃないということが通るのか。その論理の中でこの塩竈市の定住促進策をつくっていくためには、他市に先駆けたそのような考えがあるかちょっとお伺いしたいんです。

○浅野副委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 まず、現在塩竈市延長保育、保護者の勤務時間なり通勤時間の都合に合わせて延長保育を行っております。今、ご質問に出ました夜間休日保育については、まだ具体的に我々のほうに要望として上がってこない状況ですので、ただ平成25年度、安心子

ども子育て新システムの中でニーズ調査を行っていきますので、そういった中でどのようなニーズがあるのか今後検討していきたい、対応していきたいと考えております。

○浅野副委員長 西村勝男委員。

○西村委員 質問させていただきます。初めに、資料No.7の施政方針演説にありました30ページの市内商店活性化促進事業と企業誘致活動事業についてお伺いします。

初めに、市長にお伺いします。昨年末より一般商店に対する支援策が著しく乏しいということは議員の、二市三町の議員連盟でもお話しになりましたし、会議所でもお話しになりました。その考えははまだ変わっていらっしゃらないのか、その辺ちょっとお伺いします。

○浅野副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今のご質問は商業者に対する支援がというご質問であったかと思いますが、私が発言させていただきましては今回の大震災以降さまざまな企業支援という制度ができ上がってまいりました。例えばグループ化補助金、り災商店再生支援事業あるいは水産加工業施設整備補助金制度でありますとか、さまざまな制度ができ上がっておりますが、そういった中で商業者の方々に対する支援というのが極めて少額ではないかということについては、いろいろな機会に県なり国に申し上げさせていただいておりますし、要望書等も提出をさせていただいてるところであります。やはり残念ながらまだまだですね、そういったことについて制度が薄いのではないかとすることは、今定例会でもご質問いただいております。我々も今後ですね、さまざまな機会にそういったことは引き続き要望させていただきたいと考えているところでございます。

○浅野副委員長 西村委員。

○西村委員 そこで先月ですか、第5次長期総合計画の進捗度報告会ということで市民の方々の話し合いが持たれ、いろいろ行政に対する成果、結果を数値化するというので5段階の評価がされて、2月9日ですか、ありました。学識経験者が3名で市民の代表の方々が17名、20名でやられたわけですが、5点法の採点の中で私のところから見たのは委員長、副委員長3名の方だけだったんですが、2点という点数が委員長から出たのが今お話ししました中心市街地活性化促進事業、シャッターオープン事業と企業誘致事業が委員長のほうで2点という点数がつけました。つまり委員長は今回の大震災以前にもまちづくりの委員会やいろんな委員会の長をやられた方でやっぱり今回の予算も決定され、もう進んでいる状況でしようが、こういう2点という点数についてどうお考えなのか、担当のほうでお考えをお聞かせください。

○浅野副委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 商店活性化促進事業と、あと企業誘致に関してですね、長総の進捗報告会の中で評価が低かったということでございますが、まず商店活性化促進事業としまして、内容が塩竈商人塾とシャッターオープン・プラス事業ということでございますが、まず商人塾のほうはですね、内容としまして商い講座と、あと個別コンサルティングコースということで、商い講座のほうは毎年ビジネストrendを見据えたテーマを設定しまして経営に必要な知識をですね、専門家から学んでいただくということで実施をしております。23年度の場合ですね、震災を踏まえまして商売復活を図るということでワークショップを行いまして、イベントの実施ですとか、お土産品の開発などについてアイデアが出されたところございました。その実現に向けて、24年度のテーマといたしまして講座を実施しましたところですね、10月には本町通りで塩竈おっぴさん祭りというイベントが開催されましたし、またお土産品の開発ということに関しましては、塩竈桜をモチーフにした繭細工のブローチが開発されまして、その開発したメンバーがですね、株式会社を正式に立ち上げたりもしております。

塾生の人数についても、これは市長も施政方針に対する質問の答弁のところでも申し上げたところですが、年々増加傾向にありまして、これまでのメンバーに加えてですね、シャッターオープンあるいはプラス事業で開店した方々、また起業を目指している方々が加わったりということで新しい風が吹き込んでいる状況があると思います。

また、シャッターオープン・プラス事業のほうにつきましては、平成20年度から実施しておりますシャッターオープン事業を拡充、23年度から拡充をして実施をしたりしているところがございます。例えば文化芸術活動なんかに対しても対象にするなど、集客、にぎわいを創出する取り組みをですね、目指しているところでございます。どちらも大変地道な取り組みでございまして、すぐに成果があらわれるものではないかとは思いますが、両方の事業が一体化となりまして実施内容の見直し、拡充については毎年取り組んでいるところでございます。

それから、あと企業誘致のほうでございしますが、企業誘致に関しては、一つにはですね、復興特区制度ができて国の特例が受けられる、あるいは復興に当たっていろんな補助制度が充実しているなどということもありまして、直接市のほうのいきいき企業支援事業ということで今年度対象になっているケースはございませんけれども、これも目には見えませんが、かなりの件数こちらのほうとしまして企業を訪れてPRをさせていただいたり、あるいは企業のほうから相談を受けている実態にあるところでございます。以上です。

○浅野副委員長 西村委員。

○西村委員 わかりました。これ2年目の企画でありまして、昨年もこれは25の事業について点数が出されております。その中でも余りいい点数ではなく、今回の、全体まあなかなか把握できませんが、もっともっと考え直さなくちゃならないのかなという気がしております。せめてこういう機会を含めて今後来年度の事業なり、これからいろんな事業を展開する中で民間の方々、有識者の方々のご意見は今後採用していくというおつもりといたしますか、考え方はあるのでしょうか、その辺。そういう機会をつくっただけで終わってしまうのか、それともそれを生かしていくのか、その辺ちょっとお伺いします。

○浅野副委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 2月の当初に実施させていただきました第2回目となった長期総合計画の進捗報告会でございますけれども、平成25年度におきましては、予算書のほうでもご確認いただけますように、予算については若干拡充をしております。

その若干拡充したところで何をやりたいかというふうに申し上げますと、今回長期総合計画の策定に携わっていただきました委員長、副委員長の学識経験者と方々とですね、もう一度政策に関して、あの場では公表という形でご意見頂戴いたしましたけれども、少なくともその事業の部分について工夫する余地がまだまだ我々あるかと思っておりますので、そういったところで助言をいただくということで25年度は取り組んでまいりまして、それを次の施策の展開のほうに生かしてまいりたいと思っております。以上です。

○浅野副委員長 西村委員。

○西村委員 せっかくこういう機会があるので、ぜひとも次の予算、次の事業に対しての上積みといたしますか、努力されて、よろしく申し上げます。

次に、31ページの……（「資料番号は」の声あり）済みません。7番の31ページ、BDF推進・燃料安定化事業についてお伺いします。

昨年の9月にもちょっとお伺いした経緯もありますが、なかなか主要な施策成果に関する説明書の中で5段階で1だと、先ほど聞きましたら、いや3だったんだということも聞いたんですけれども、この施策の中で循環型社会を実現し、自然環境を守る取り組みとしてBDF燃料の利用の促進について考えるということで新エネルギーの普及に努めているということで市長のほうから発言がありましたが、もう一度担当のほうで本当に「C」だったのか、「E」だったのか、なぜ評価が低かったのかということでもちょっとお話し聞かせてください。

○浅野副委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 お答えさせていただきます。

委員今おっしゃっておるのは昨年の決算議会での主要な成果の報告書ということで、評価、行政関与の妥当性の部分だと思いますけれども、それはその場でもご説明させていただきましたけれども、我々「E」としておりましたけれども、これは訂正させていただきたいと思っております。「C」という形にさせていただきますと、これは「C」というのはどういった内容なのかといいますと、法律等の義務はないが公共性が高く民間ではサービス提供が困難なものということで、行政関与としては「C」という形に改めさせていただきます。

しならば何が変わるのかということでございますけれども、我々この、まずバイオディーゼル燃料化事業の始まりはですね、もともと環境省の補助事業でございまして、環境と経済の好循環のまちモデル事業として始まって、平成18年から国の補助を使いまして始められております。これは塩竈市が日本一の生産量を誇りました蒲鉾の廃植物油を使いながら新しい燃料をつくるということの事業のスタートでございまして、これは塩竈市として非常に特殊性のあるエネルギーでございまして、植物由来の油でございまして、基本的にはCO₂は発生しないということになっております。地球環境に非常に優しいエネルギーということで、塩竈市としては大きく支援を今まで続けておりますし、今後も支援を続けさせていただきたいと思っております。

ちなみに、今年度でしたら733万4,000円の予算を予定しております。この中は100万円としまして事業に対する補助、それから重点雇用を使いまして633万4,000円ほどの支援ができればというふうに考えております。以上でございます。

○浅野副委員長 西村委員。

○西村委員 一番重要な地域産業のためのということで始まった事業とお伺いしますが、なかなか地域住民と行政と事業者といいますか、その3者ではなく、事業者と行政だけということなんで、市民といいますか、地域住民の方々も含めてそういう事業を展開されるとその認知度は高くなっていくのではないかと思います。ある時期では町内会で月に1回廃棄物処理の、ごみ集めのときに集めたり、あと大型店に集中して集めていただいてそれを収集してそれに充てるということもやられてるようですので、できればそういう部分での、まあ「E」から発した発想だったものですから、「C」でもやっぱりこれからの、「C」であれ「B」であれ、まず「A」に近づくようにいろんな事業を展開されていただければありがたいので、どうぞ

よろしくお願いを、それについてどう思いますか。

○浅野副委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 お答えさせていただきます。

現在、つまりBDFをつくるために廃植物油を提供していただいておりますのは、当然水産加工会社を中心として生協さんなんかも入って30社ぐらいでございます。委員おっしゃるよう一般家庭のというのも我々としては考えておるところなんですけれども、地域のエネルギーとしてますます身近になるのではないかなという思いで組合のほうとお話ししますと、やはり一般家庭から排出されるものは、どうしても品質が衰えてしまうので、つまり古くなったり何回も使ったりということでBDFにするためには非常にコストがかかっていく可能性が高いというお話もいただいております。

ですので、我々は組合のほうとお話しする中では、例えば施設見学会だったり小中学校への出前講座だつたりに力を入れていただいて、常日ごろから廃植物油からつくられるBDFというのはこういうものでつくられるんですよと、そういったことをPRしてほしいということお話ししております。昨年ですと5回ないし6回ぐらいの施設見学とかあと出前講座、そういったものを通してBDFを実際につくってもらおうという活動をしていただいております。そういったところから地域に浸透した、まさに新エネルギーとして我々としては取り組まさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○浅野副委員長 西村委員。

○西村委員 その辺どうぞよろしくお願ひします。

次に移ります。資料No.9の116ページ、高度衛生管理型荷さばき所整備事業ということで15億という大変大きな金額が提示されております。私、これは復興事業の中かと思つたら、これ一般の会計の中でということだったものですから質問させていただきますが、15億の中身といひますか、予算の内容について、もしわかりましたらお知らせください。

○浅野副委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 今ご質問いただきました119ページのほうはですね、資料番号12の83ページをごらんいただきますと詳細記載させていただいております。資料番号12の83ページでございます。今回の高度衛生管理型の荷さばき所といひますものは、これは実は一般会計で予算のほう計上させていただいております。ちょっとその辺が混乱しやすいところなんです、と申しますのは、今回漁港の一部ということで荷さばき施設をつくるということ

が、水産庁の高度衛生管理基本計画というものが昨年の8月につくられましたけれども、その中で県が整備します漁港と一体となって耐震性あるいは衛生管理ができる荷さばき所ということで一般公共事業として予算化するべきだということで、今回一般会計のほうで予算措置をさせていただいております。

この83ページに記載されておりますとおり、今回整備を行おうとしております施設の概要は3番の表にあります。高度衛生管理型の荷さばき所といたしまして、現在地の南側の岸壁に約1万4,700平米の荷さばき所A棟というもの、そしてB棟ということで東側の岸壁のほうにちょっと小さい2,700平米の施設ということで建設を予定しております。また、あわせてこれらの荷さばき所の施設に付随する施設としてですね、東日本大震災復興交付金事業で補完施設というものを1,800平米程度つくろうというふうに考えてございます。

4番のスケジュールのほうに書いてございますけれども、昨年の12月に設計のほうのですね、契約をいたしまして、今現在全体の基本計画、全体の基本計画と申しますのは全体の配置図、あるいは今県の岸壁の整備を災害復旧事業で行っておりますので、それとあわせてどういう工程でこういった箱物をつくっていくのかというような計画、あるいは全体の機能面の整理、これは当然運用方針ですとかソフト面の調整が出てきますので、そういったものを行っております。これらを基本設計の中で行っております、それらが全体の基本設計が終わった後にB棟の実施設設計のほうを行うということで考えております。それが9月ごろまでに終わらせていただくということで考えておまして、そのB棟と、B棟をつくるために必要な既存の建物の杭を抜いたり、あるいはかさ上げをしたり、そういったもろもろの経費で15億円という工事費を予算に計上させていただいているようなところでございます。

これにつきましては、設計を経て12月にはですね、B棟についての工事請負契約を議決案件としてご提示していきたいなということで考えておりますが、今まさに県とですね、調整をして、あるいは設計については各利用される方々と協議をしながら進めているというような状況でございます。以上です。

○浅野副委員長 西村委員。

○西村委員 はい、わかりました。前の説明と変わらないんですが、どうしても高度衛生管理型荷さばき所となりますと、それをつかさどる、まあ管理するのは市でありますからハサップ対応の管理をする人っていいですか、人材も含めてこれから教育なり設置をしていかなくちやならないと思うんですが、それはまだまだ先のことだと思いますが、それも含めて実際これに入

ってるのかなと思ったもので質問させていただきました。どうしても形はつくっても中身が伴わない、今までこうやってきたんだ、こんでいだろうという形で、どうしても水揚げする方々、船の方々も含めてなかなかその対応に順応するということが難しくなってくるとすれば、それを指導する、指示する行政側の管理者といたしますか、そういう方々も人材を育てていかなければならないのかなと思ったものですから質問させていただきました。どうぞその辺も含めて今後検討していただければ、形はできたが中身は伴わないとなれば、その存在意義が問われてくるような気がしますので、どうぞよろしくをお願いします。

最後になります、資料No.13の新しく出たやつでページ44、シルバー人材センターさんの補助金ということで26番目にあるわけですが、高齢者のための職業をあっせんしていただいて、また働く意欲、生活する意欲を高めていくということでは大変な事業だと思います。

ただ、補助金710万円、そのほかに県・国ということで補助金が出てます。今回市のほうでいろんな事業に対して入札に携わっていると思うんですけども、こういう公的な資金を受けた方々が一般の事業者と一緒に入札されるということは、ちょっと私個人としては違和感といいますか、あるんですが、その辺お考えありましたらちょっとお聞かせください。

また、その人材センターは税金とかいろいろ免除されてる部分いろいろあると思うんですが、そういう優遇された部分の中でそういうちょっとわかりますでしょうかね。

○浅野副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 シルバー人材センターさんのさまざま委託事業とか、確かに請け負っていただいております。

ただ、これは高齢者福祉事業の一つというふうな位置づけもございまして、その高齢者の生きがいがありますとか、それから雇用機会というものの拡大を目指すための今回の施策という、随契の委託という部分もございまして、その辺はご理解いただければと思います。

○浅野副委員長 西村委員。

○西村委員 危惧するのは一般事業者に対する圧迫につながらないかと。いろいろと優遇されている中で同じ土俵で入札にかかわるとなれば、普通一般の民間の業者は大変な思いをされるのかなと思ったもので質問させていただきました。じゃ、いいです。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○浅野副委員長 内形副市長。

○内形副市長 シルバー人材センターのいわゆる競争入札、どうあるべきなのかというお話いた

できました。今財政課長のほうからも説明ございましたとおり、高齢者対策の部分の就労機会の拡大ということで、市としては随契でやれるものは随契でさせていただいていますし、この組織そのものの運営の運営補助というのは、今お話しさせていただいております710万は運営費補助で出しております。市で競争入札で発注してるところは、実は同じ高齢者の就労対策ということで協生舎というところがございます。そういったところで同じような仕事をできるようなところにつきましては、やはり競争性を発揮させて決して低廉だというのではなくてそれぞれの団体がしっかりと仕事をしていただけるように入札をさせていただいております。以上であります。

○浅野副委員長 西村委員。

○西村委員 以上であります。ありがとうございました。

○浅野副委員長 お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、3月4日午前10時より再開し、一般会計についての質疑を続行したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野副委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議は、これで終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時02分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成25年3月1日

平成25年度予算特別委員会委員長 志子田 吉 晃

平成25年度予算特別委員会副委員長 浅野 敏 江

平成25年3月4日（月曜日）

平成25年度予算特別委員会

（第3日目）

平成25年度予算特別委員会第3日目

平成25年3月4日（月曜日）午前10時開議

出席委員（18名）

浅野敏江委員	小野幸男委員
嶺岸淳一委員	田中徳寿委員
志賀勝利委員	香取嗣雄委員
阿部かほる委員	西村勝男委員
鈴木昭一委員	菊地進委員
志子田吉晃委員	鎌田礼二委員
伊藤栄一委員	佐藤英治委員
高橋卓也委員	小野絹子委員
伊勢由典委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	佐藤雄一君	健康福祉部長	神谷統君
産業環境部長	荒川和浩君	建設部長	金子信也君
震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君
会計管理者 兼会計課長	星清輝君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君
産業環境部次長 兼水産振興課長	小山浩幸君	建設部次長 兼下水道課長	千葉正君
震災復興推進局次長 兼復興推進局課長	佐藤達也君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君
市民総務部 政策課長	阿部徳和君	市民総務部 財政課長	荒井敏明君

市民総務部 税務課長	赤間 均 君	健康福祉部 子育て支援課長	渡辺 常幸 君
健康福祉部 長寿社会課長	赤間 幸夫 君	健康福祉部 健康推進課長	川村 淳 君
健康福祉部 保険年金課長	佐藤 俊幸 君	産業環境部 商工港湾課長	佐藤 修一 君
産業環境部 観光交流課長	本多 裕之 君	産業環境部 環境課長	村上 昭弘 君
産業環境部 浦戸振興課長	木村 雅之 君	建設部 都市計画課長	佐藤 寛之 君
建設部 定住促進課長	阿部 光浩 君	建設部 土木課長	川名 信昭 君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	鈴木 宏徳 君	教育委員会教育長	高橋 睦麿 君
教育委員会 教育部長	桜井 史裕 君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤 ゆりみ 君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古 正夫 君	教育委員会教育部 学校教育課長	星 篤 君
教育委員会教育部 市民交流センター館長	佐藤 俊行 君	選挙管理委員会 事務局長	遠藤 和男 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	佐藤 勝美 君

事務局出席職員氏名

事務局 局長	安藤 英治 君	事務局 次長 兼議事調査係長	宇和野 浩志 君
議事調査係 主査	斉藤 隆 君	議事調査係 主査	西村 光彦 君

午前10時00分 開議

○志子田委員長 ただいまから平成25年度予算特別委員会3日目の会議を開きます。

前回の会議における志賀勝利委員の質疑において、一部不適切な部分があり、同委員より取り消したい旨の申し出がありましたので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志子田委員長 ご異議なしと認め、取り消しを許可することに決定いたしました。

なお、取り消し部分については、後刻、議事録を調査した上で措置することにいたします。

それでは、前回の会議に引き続き、審査区分1・一般会計の質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。阿部かほる委員。

○阿部委員 それでは、一般会計予算質疑に入らせていただきます。

資料No.12、2ページ、お願いいたします。

定員適正化の取り組み状況についてというところであります。異動状況といたしまして、本年度退職者全員29名、定年退職者の方々19名、その他の退職者の方10名というところがございます。それに先立ちまして、一言委員長、お願いいたします。

この東日本大震災を受けまして、この2年間、本当に職員の皆様、頑張ってくださいました。退職なさる職員の皆様、職務とはいいながら、身を粉にして昼夜を問わず復旧に一生懸命、市民の安心・安全確保のために働いていただきましたこと、心から感謝を申し上げたいと思います。また、保育所の先生方には、あの震災時、園児一人一人を抱え、そして無事避難させていただいた、そういったお話も伺っておりますが、本当にありがとうございました。ここに一言のお礼を申し上げたいと思います。

それでは、異動状況でございますが、この中で定年退職者の19名の中に、事務職10、土木1、建築1、そして保育士3、そしてその他の退職者の中で保育士1ということで、保育所の先生が4名減ということになっております。そして、新年度からの採用者に対しては3名ということで、人的手当では十分でありませうか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○志子田委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 お答えします。

保育士の一応採用に当たっては、5年、10年ぐらいの期間をもって、採用計画をもとにして採用させていただいております。団塊の世代の方々が退職するのにあわせて、できるだけ、要

するに年度ごとに退職者の人数の変動、4人なり、あとは全然退職者がなかったりというような部分があるんですけれども、できるだけ平準化して採用するように心がけております。ここ四、五年、保育士の採用につきましては、ほかの専門職と比べて毎年3名ずつの採用をいただいております。以上でございます。

○志子田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

予算特別委員会資料13の4ページ、5ページ、ごらんになっていただきたいと思います。

平成25年2月1日現在の入所者数というところで、公立としては349名の園児の方がいらっしゃいます。5ページを見まして、今回、25年度の新しい入所者、申込者ですけれども、公立のほうでは362名ということで、本当にうれしいことですが、お子さんの申し込みがふえているということで、これも果たして若いお母さんたちがこの震災を通してやはり働きに出なければならない状況にもなっているのかといったこともございますけれども、この保育所の先生1人に対して、園児の数は今何名というふうに基準がございますでしょうか。お知らせ願います。

○志子田委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 国で示す基準に沿って保育士の配置をしております。ゼロ歳児については保育士3名、あと1、2歳児については保育士6名、あと3歳児については20名、4、5歳児については30名という基準になっております。ただ、いろいろ子どもさんの状況、あと中にはそういった個々に支援の必要なお子さんもいますので、おおむねそういった基準でありますけれども、子どもさんの状況を見て多少の配慮をしているところでございます。以上でございます。

○志子田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 この東日本大震災を踏まえまして、国の基準というのもちよっと漏れ聞きますけれども、ゼロ歳児、あるいは1、2歳児ですと保育士さん1人に対して子どもは3人といったような厳しい基準も出てきておりますけれども、園児の皆さんの安全を考えますと、本当に先生方が1人おんぶして2人抱えたらこれでもうそれ以上は無理だという状況も恐らく勘案してそういった数字も出てきておるかと思いますが、ぜひその辺はよろしくお願ひしたいと思うし、また床面積に対しまして、ちよっと5ページの藤倉保育所が非常に希望者が多くて121名という、押しなべて最終的にはそれぞれの保育所さんがありますので落ち着くだろうという感じは

しますけれども、こういった人数が大変31名も多い申込者ということで、床面積に対しての定員オーバーというのはどのようにお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

○志子田委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 国で定めているまず床面積でございます。乳児室、これは主にゼロ歳児のある程度歩行の可能となったゼロ歳児につきましては乳児室の基準として1人1.65、あと匍匐室、まだ歩行できないゼロ歳児については1人3.3平米、あとそのほかの保育室については1人頭1.98平米という基準がございます。藤倉保育所ですけれども、定員90名で一応設置している施設でございますが、施設的には定員の20%、あるいは25%程度まで余裕のある一応施設のつくりをしております。ただ、児童の子育て環境を考えた場合にそこまでいくのかというような部分もございますので、定員を超えては、年度当初も含めて100名を超えて藤倉、あと清水沢、ほかの民間施設につきましてもそういったところがございますので、子どもさんの状況を考えながら、入所人員の配置をしていきたいと考えております。

○志子田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

前によくお話を伺ったときがあるんですが、床面積なんですが、建物の床面積に対する子ども数、そこにいろんな家具とか、いろんな道具とか、ベッドとか、ゼロ歳児であれば、そういったものを置いてしまうと結局まるっきり使える床面積というのが非常に狭くなっているんだというような話もちょっといろいろさまざまな場所で聞いてはいるんですが、その辺、塩竈の場合の面積的なものはいかがでしょうか。

○志子田委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 できる限り保育室にはそういった家具等置かないような形で十分な保育の場を確保するようにはしておりますが、中にはそういった家具とか置かれているところもありますけれども、そういった場合は、一応その残された保育スペース、保育面積なんかを基準に子どもさんの配置人数を一応定めているというような状況でございます。

○志子田委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございました。

ぜひこれからも子どもたちの健やかな成長のために、市としてできるだけのサービスをひとつどうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料9の3款です。

76ページの3款民生費、大変トップバッターであれなんですが、精神障害者福祉費というところで、自殺対策緊急強化事業費というのがございます。

それと、次の78ページ、児童虐待・DV防止スーパービジョン事業というのがございますけれども、これはどういった内容の対策をとっておられるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○志子田委員長 川村健康推進課長。

○川村健康福祉部健康推進課長 それでは、私からは、精神障害者福祉費の自殺対策緊急強化事業費、こちらの内容についてご説明をさせていただきます。これは、国のほうで自殺者がふえている状況、これを踏まえた中で自殺の防止というような観点から、100%の補助事業として3カ年にわたりまして実施されている事業でございます。本市におきましては、当初からこの補助を活用しながら、例えば心のアンケート等も行いながら、塩竈市の市民の方の心のケア、どのような進め方があるのかというようなところを検討いたしますとともに、震災以降は補助金がこれまで100万円だったものが200万円という形で増額になってございますので、それを活用いたしながら、市民の方の訪問相談事業、臨床心理士の方、あるいは精神保健福祉士の方の相談事業を実施しながら、心のケアに今努めているというところでございます。概要については、以上でございます。

○志子田委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 私のほうから、児童虐待・DV防止スーパービジョン事業についてご説明します。児童虐待・DV防止に対して、家庭児童相談員を配置して相談体制に一応努めているところです。この事業、23年度から始めておりまして、通常3名体制のところを1人増員しまして4名体制、体制を強化して一応相談業務を行っているというような内容でございます。あと、相談時間も、今まで9時から4時までだったところを8時半から5時15分までというような形で延長しております。あと、スーパーバイザーとしまして、専門の臨床心理士をお願いをしまして、特に対応困難なケースにつきましては、適切な処遇を図るために臨床心理士のほうから専門的な助言を受けて心のケアなりケアプランに当たっているというような状況でございます。以上でございます。

○志子田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

実は、2月13日に私の、西部のほうなんですが、西部の地区支会というのがありまして、町

内会長さん、それから民生児童委員の皆さんと協議会というものを、一つの塩竈市のモデルということで、なかなかこれが東西南北にまだ至っていないのが残念なことなんです、毎年さまざまな研修会を行っておりまして、実は児童、それから高齢者の方の虐待予防研修会ということで研修会を開きました。そこに地域包括センターの方と、それから児童相談所の方をお招きいたしまして勉強会を開いたわけなんです、大変塩竈市の状況のみならずさまざまな事例をお話しいただいて私たちも勉強になりましたが、まず大事なのは地域の見守りであるというのが一番大事で、塩竈市で出しておりますチラシの中にも、虐待の起きない地域づくりということが出ておりまして、まさしくこのとおりだと。塩竈市は本当に一生懸命頑張ってくださいなというのを私も感じました。その中で、やはり地域ごとの、向こう三軒両隣と言いますけれども、やっぱりこういった震災後のさまざまな対応、こういった自殺の対策もそうでしょうし、それから児童虐待、高齢者の虐待もそうでしょうし、まず近所、隣の方たちが声をかけ合って、様子を、お互いにこう挨拶することによって変わった状態がないかどうかというのも、本当にこう、「あら、何かちょっとね」というようなお話から、非常にやっぱり未然に防ぐということがさまざまにやっぱりありますので、ぜひこの方策ですね。確かに行政といたしましては、相談窓口を開いていただいて、もちろん専門家の方を置いていただいて、これはもう本当に行政のお仕事でございますので、ただその前に予防ということです、1つには。この震災を踏まえまして、大変やはり落ち着いてきますと、逆に心のケア、いろんなさまざまな生活相談、そういったことが、私災害のほうの説明会なんかに行ったときにやっぱり被災された方たちの様子を見ていまして、お話を伺って、非常にこの2年間過ぎまして、被災を受けた方と受けない方のこの微妙な差が感じられてきて、そういったことがすごく今心配をしております。ただ、塩竈市では、仮設住宅のほうにもいち早く相談窓口を設けていただいて、本当によくしていただいておりますので、私本当にこれは誇れることだと思っておりますが、やはり落ち着いてきた。阪神のときも3年目と言われております。そういったことを踏まえて、地域、隣近所というこの予防の面で、市としてはこういった政策的なことでもうちょっと進めていただきたい部分があるんですが、その辺の見解、いかがでございましょうか。

○志子田委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 委員お話しのように、震災直後はそういった相談件数なんかも減っていたんですけども、やはり1年を超えて2年目を迎える現時点になって件数が増加している状況にございます。児童虐待、DVもそうなんですけれども、施設へ入所する措置を

行うということは件数的にはわずかでして、ほとんどが今議員のおっしゃられました地域での見守りというのが大部分となっております。そのため、我々要保護児童対策地域協議会という組織をつくりまして、これは関係機関、特に学校、保育所、幼稚園、あとは主任児童委員の方々が中心となって、そういった方々を見守っていただく、機会機会を見つけて声をかけていただくというような形で対応しております。そういった形で結構今まで学校に行かなかった子どもさんたちが登校に結びついたなりなんなりというようなそういうような事例なんかも出てきておりますので、我々もそういった地域での見守りというのをこれから大事にして取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○志子田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます。ぜひひとつよろしく願いいたします。予防というのがとても大事な事業となりますので、何とぞよろしく願いいたします。

次に、資料No.9、107ページ、108ページ。

第5款労働費、重点分野雇用創造事業についてお尋ねいたします。

それから、資料No.12、78、79、80のところですか。お尋ねをしたいと思います。

まず、重点分野雇用創造事業、これにつきましては予算が3億394万1,000円ということで、補助率100%。これは本当に震災対応事業が拡大されまして、23年度からですけれども、1年延長という形になったようでございます。この実施事業、30事業ですが、これは全て23年度から事業が継続のものでしょうか。まずお尋ねいたします。

○志子田委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 重点分野雇用創造事業の震災等緊急雇用対応事業のほうでございますが、これにつきましては、ほとんどの事業につきましては24年度から25年度に継続するものでございますが、ただ内容によっては若干見直しがされて実施するものもございます。

それからあと、81ページのほうの生涯現役のほうの事業になりますが、この5事業につきましては、24年度から実施されている事業の継続という形で実施されるものでございます。以上です。

○志子田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

この30事業、これは23年度から創設されたということで、まず23年、24年と2年間たったわけです。そして、さらに1年拡充ということで25年までということで、こういった事業の実績、

あるいは評価というもの、それから今回のやっぱり予算配分、そういった評価とか、そういった実績とかを踏まえての予算配分になっておりますでしょうか。お尋ねいたします。

○志子田委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 この事業の効果ということになりますと、まず1つには雇用が創出されたかという部分と、あと直接事業なり委託事業なりということで実施をいたしますので、その事業の成果というものが上がっているのかということになるかと思うんですけども、各事業それぞれの課で事業の実績なり成果なりを踏まえまして、次年度の予算要求という形になってございますので、まずは、それからあと実績報告という形で県のほうに実績の報告を行って、次年度の予算のほうについても事業計画で認められておりますので、まずは適正な予算配分になっているというふうに考えてございます。

○志子田委員長 阿部委員。

○阿部委員 それでは、この事業の中で3番目にあります被災地防疫並びに害虫駆除及び家畜伝染病予防等パトロール業務委託というところで、震災の影響による衛生面などの生活環境の悪化を防止するため、定期的な防疫や巡回パトロールを行う。これどの辺の地域、被災3地域、あるいは浦戸諸島含めての全部の範囲でこういったことが実施されているかどうかお尋ねいたします。

○志子田委員長 赤間市民安全課長。

○赤間市民総務部危機管理監兼市民安全課長 この事業につきましては、震災直後から沿岸部、あと浸水地域、あと高潮等上がった地域につきましてはの防疫・防除という形で進めさせていただきまして、あと浦戸につきましても、委託業者を派遣しまして実施させていただいているところでございます。

○志子田委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。本当に一生懸命やっただいておりますね。においがありません、塩竈は。本当に町の中に入って感じます。石巻は、まだまだにおいが漂っております。そういった面では、本当に市民の皆様へのサービスということで、本当に一生懸命やっただいております。ありがとうございます。

それで、この事業、79ページです。地域ブランド力及び水産物・水産加工品等の販路回復事業、それから塩釜水産物卸売市場復興PR事業並びにここに産業振興アドバイザー業務委託というようなことが3つの事業があります。これは別々のところにそれぞれ皆こういったこと

は委託していらっしゃるのでしょうか。ちょっとお尋ねいたします。

○志子田委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 ただいまご質問のありました3件につきましては、それぞれ関連する別の団体のほうにお願いをして、それぞれ雇用いただいて当初の目的を果たすように今仕事のほうをやっているような状況です。

○志子田委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。それは構わないんですが、何か事業の内容を見ますと、非常に横断的に連携するともっともっと効果が上がるような気がいたします。例えば水産物に関して、やはり一つの手をつなぐといいますかそういったことでこういったアドバイザーの方のご意見等も広く知らしめるといったことをしていただくと、さまざまな分野で恐らくプラスアルファが出てくるのではないかというふうに私はちょっとこの事業を見まして思ったんですが、その辺ちょっとご意見があればお知らせください。

○志子田委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 ご指摘のとおり、ただいまは別々にちょっと動いているようなところがございます。そういったことも関連してなんです、これらの事業につきましては、それぞれ震災以前から実は取り組んでいる事業でございまして、実は震災を契機に今回は市場の建てかえですとか、あるいは水産業とか、水産加工のほうにもかなりの今新たな動きが出ておりますので、そういったものを束ねるような意味合いで新たにこちらの方では産業アドバイザー業務委託の2つ下に水産業振興コーディネーター業務委託というのがございますけれども、そういった方を採用させていただいて、もう少し広く横断的にという、今委員ご指摘あったようなこともやっていければなと思っておりました。

○志子田委員長 阿部委員。

○阿部委員 ぜひよろしく願いいたします。

それから、観光、80ページです。裏側になります。この観光関係の事業も、やっぱりさまざまな交流事業、あるいは施設の運営、それから整備といったこういったことも23年度から入っておりますけれども、この経済効果的なものというのはあらわれてきておりますでしょうか。横断的ですけども、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○志子田委員長 本多観光交流課長。

○本多産業環境部観光交流課長 観光の経済効果というのはなかなかすっかり指標にしにくい部

分がございまして、23、24の事業を比較いたしますと、前にも本会議の中でもご説明いたしましたが、入り込み客数が我々の場合ですと一つ目安になるということで、震災直後6割以下だったものが、昨年やはり8割まで回復をしてきているというところで、前にもお話をしておりますが、1人当たりの日帰り経済効果が6,400円ということがございまして、その人数分の経済効果が一定程度はあったというふうに考えております。

○志子田委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。本当にそういったお話を伺えれば助かります。次年度に向けてのまた努力をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、81ページ、同じく重点分野雇用創造事業ですが、生涯現役・全員参加・世代継承型の雇用創造事業ということで、24年からこれは始まった事業のようですが、その中で一番下にあります浦戸諸島農業技術実体験事業といいますか、これ失われつつある農地の再生と離島特有の農業用水の確保、農産物の栽培技術などを地元住民の指導により実体験することで、農業技術の伝承と地域振興を図るというふうになっておりますけれども、これ地元の人々の雇用はどのぐらいにつながっておりますでしょうか。

○志子田委員長 木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部浦戸振興課長 浦戸諸島農業技術実体験事業ですけれども、実際には本土から通っていらっしゃる方を雇用しているような状況でございます。農業技術の指導の部分におきましては、浦戸地区の方をお願いしまして農業技術の指導を行っていただいておりますが、そちらのほうは2名ほどお願いしているような状況でございます。

○志子田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 これは、新しい農業の技術を伝承するということで、新しい人たちが農業を継いでくれたらという農業振興の意味合いを持っておると思うんですけれども、この中に条件といたしまして、上にあるんですが、「事業者は、委託期間終了後も事業を継続し、正規雇用化に努める」というふうに書いてあるわけです。実は、こういった予算とか国から来るこういった事業に対してのやはりお金というものは、最終的に末永くそういった事業につながっていく、あるいは大きく育っていくための恐らく国の施策であろうかというふうに私は捉えているんですが、ぜひこれがしっかりした事業になっていくのかどうか。そして、それに続く、その技術を教えていただいた、そういう方たちが、これから先ずっとそういったことにつながっていくような事業体系というものをやっぱりきちっと捉えていかなければならないと思うんですが、そ

ういったところまでは見据えてこういった農業振興というのを図っていかれる事業であるかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○志子田委員長 木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部浦戸振興課長 実際にこの事業を始める際にも、NPO法人のほうに委託をして実施しているわけなんですけれども、事業終了後も継続して実施していくというような確認をとりながら補助事業を進めさせていただいております。ですので、できるだけ事業が未永く継続して実施できるように、こちらとしてもお願いしていきたいと思っております。以上でございます。

○志子田委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

それでは、次に資料No.9、156ページです。

第10款教育費についてお尋ねをいたします。ここに中学校社会科副読本関係事業費というのが87万6,000円というふうになっておりますが、ちょっとこれはどういった経緯で予算がついているのか、お知らせください。

○志子田委員長 星学校教育課長。

○星教育委員会教育部学校教育課長 では、お答えいたします。

中学生1人当たり600円ずつ補助をいたしまして、主に中学校ではこの600円のお金を使いまして道徳の副読本代として活用させていただいております。以上でございます。

○志子田委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

そのほかに市として公費でこういった副読本、あるいは準教科書的なものに予算を割いている部分はありますか、お聞きします。

○志子田委員長 星学校教育課長。

○星教育委員会教育部学校教育課長 小学校の4年生の子どもたち全員に「私たちの塩竈」という副読本を毎年配布しております。そのほか昨年度から震災体験文集というものを配布いたしまして、今年度は小学校2年生から中学校3年生までに配布をいたしました。来年度については、小学校1年生から配布できるようにというふうなことで増刷を考えております。以上でございます。

○志子田委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

実は、私、本当に来月は入学シーズンになります。一体中学校に入学するのに皆さんどのくらい経費がかかるか、今ご存じでしょうか。今、大変入学者のお母さんたちは青息吐息ということで、お会いすると「大変よね、大変よね」というお声を私本当にせつない思いで聞いております。大変こういった質問をするのもちょっとつらいことなんです、実は、制服と運動着、あるいは靴、そういったことを合わせまして8万4,000何がしかのお金です。それから、副読本費というのが補助教材費8,250円かかるんです。そのほかに、1年間、入学後です、例えば給食費、それからまあ全共通の教材費、実習費、それから3年生に行きます修学旅行費の積み立て、そういったことを含めて14万3,625円かかるんです。双子さんいらした学年がありまして、私は、本当に親御さん、頭の下がる思いでございます。双子さんですと、やりくりききませんね。1人は1人ですので。なかなか本当にお母さんたち、今中学校をお持ち、高校をお持ちのお母さん方は、実はいろんな不満とかそういうの出てこないんですけれども、言う暇もない。もう夢中で本当に一生懸命夜も7時、8時まで働いている方もいらっしゃいますし、本当に一生懸命子育てのために頑張っておられるんです。いろんなことに言葉を発する暇がないというような状況で走り回っているというのが、私拝見したところでは現実でございます。そういった中身を拝見しまして、もちろん制服等、本当にありがたいです、実は。一番多感な中学生が私服だったらこれは大変なことでございますので、制服もとともあれですし、それから靴なども丈夫でございました。買うときは高いと思っても、1年間、本当に外靴がもつぐらい大変丈夫でございますので、この辺は本当にむしろ考えてみれば安いものであったのかというふうなことも考えておりますが、その中で教材費です。お願いいたします。もう少しの予算をこの辺につけていただけると、大変、義務教育でございますので、市のほうで何とかこの育ちゆく子どもたちのために教育予算というものを、どこかで節約をして回していただけたらと思っておりますが、その辺のご意見をもしいただければありがたいです。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 本市の教育費につきましては、いわゆる教育費という分野で捉えますと他市とそんなに大きな差はないという状況にあるかと思えます。ただ、その中身がどうかというふうになりますと、例えば本市の場合の特色としての学校給食費の人件費でありますとか、そういったところにお金が充当されているという実態もございます。今ご質問のありましたように、確かに教育費というのは非常に大事な分野だというのは財政側でも思っております。

今後、そういった教育費の充実というところを財政側でも十分に検討させていただきたいと思っておりますし、一定程度経費の見直し、他事業との調整という中で教育予算の確保というものを十分に確保していきたいというふうに思います。以上です。

○志子田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます。ぜひ今後の課題にさせていただければというふうにお問い合わせ申し上げます。

それでは、資料No.9、102ページです。

第4款衛生費、今年度工事請負費として7,920万円ということで、これは清掃工場の耐用年数は何年ぐらいになっておりますでしょうか、お知らせください。

○志子田委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 お答えさせていただきます。

もちろん当然使用状況等によりましては、一般的には25年から35年で大幅な見直しをかける必要があるというふうには言われております。以上でございます。

○志子田委員長 阿部委員。

○阿部委員 それでは、塩竈市のその清掃工場、何年ぐらいになるのでしょうか。お知らせください。

○志子田委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 昭和51年に完成した施設でございますので、ことしで37年目の施設になります。以上でございます。

○志子田委員長 阿部委員。

○阿部委員 それでは、大変本当に働いてくださっているというふうな受け取ってよろしいのでしょうか。今現在この清掃工場の稼働状況から見まして、どのぐらい例えば手当てをしていったら今後稼働できるのか、その見込みはついておりますでしょうか。

○志子田委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 委員ご指摘のように、大分古い施設ではございますが、我々は本当に現場で働く職員が非常に丁寧な扱いをしていただいた関係で、これは毎年4,600万程度は定期的に交換する部品、この部品によって耐用年数が決められておまして、その年数が来たら必然的に交換せざるを得ないと、それが大体4,000万から5,000万円ぐらいは毎年かかるであろうということでございます。ただ、今回予算のほうに施設補修等工事ということで3,300万

円計上させていただいておりますが、これは工場の防水工事に3,000万円を予定させていただいております。これなどは、やはり経年変化による工事でございますので、こういったものは当初は必要ないものという形の予算になってくると思います。以上でございます。

○志子田委員長 阿部委員。

○阿部委員 時間ですね。ありがとうございました。

これで質問を終わります。

○志子田委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 おはようございます。

では、私のほうからご質問させていただきます。

まず初めに、議案についてお尋ねしたいと思いますので、資料の1、17ページの議案第20号からお聞きしたいと思います。関連いたしまして、資料12の25から26ページもお開き願いたいと思います。

今回、塩竈市の文化財保護条例の一部を改正する条例につきましてお尋ねいたしますが、提案理由といたしまして特別名勝松島における現状変更の許可等に係る事務を行うため所要の改正を行うというふうにございますが、もう少しわかりやすくご説明願いたいと思います。

○志子田委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 議案第20号につきましてご質問いただきました。

この内容につきましてなんですけれども、特別名勝松島の地域内で現状変更を行う場合につきましては、これまで文化財保護法の規定によりまして文化庁長官の許可が必要でありました。それが今般市の教育委員会への権限移譲、そういったものが可能となってございます。これにつきましては、総務教育常任協議会等でご説明はしているんですけれども、権限移譲に必要な区分地図、地番図というようなものだったんですけれども、そういったものが少し経費的なもので大きくてこれまで手がつけられていなかったんですけれども、それが県事業によって整備されて本市へ権限移譲が可能になったというところでございます。こういったものを受けまして、今回文化財保護条例を改正いたしまして、権限移譲になったものに関して現状変更等の許可を審議する審議会の審議機関を設置しなければならないというものがあまして、その審議機関を設置するための条例の一部改正というようなもので提案させていただいた内容でございます。

○志子田委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 ちょっとわかったようなわからないような話なんですけれども、その権限移譲ですよ。塩竈市に、教育委員会のほうにと。これまでは文化庁のほうの許可の範囲まで行っていた部分ですけれども、恐らく今おっしゃっているのは、浦戸のほうに特にかかわってくる部分だと思います。今まで、これまでも人が住んでいた場所ですよ。今回の地震・津波で大分そこがやられてしまいましたけれども、今般また建て直しをしたり何かする部分においても、さまざまな手続上の問題だと思うんですけれども、それではこれまでの権限移譲の部分でどの範囲まで塩竈市が携わることができるのか、その辺もう少し具体的にお聞かせください。

○志子田委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 少しちょっと先ほど舌足らずで申しわけございませんでした。これまで申請者から現状変更等の申請がありますと、市の教育委員会で受けまして、それを県の教育委員会のほうに副申をいたします。そして、県の教育委員会のほうから文化庁長官のほうに行って、文化財の審議会の諮問答申を経て、また逆の方向で許可されるというようなそういった流れでございました。そして、これまでは申請から許可まで約1カ月くらいの期間を要しておりました。それが今般権限移譲によりまして、申請者の申請が塩竈市に許可申請がありますと、市の教育委員会でその内容について審議機関に諮問、そして審議機関から答申を経て許可を出すといったようなそういった流れになりまして、その期間を私どものほうでは今の段階では1週間なり2週間というような中でその申請から許可までの期間というものを考えてございます。そうすることによって、市民サービスの向上、また震災における復興の加速というようなことが期待できるというようなことでございます。

ただ、現状変更等の許可の内容なんですけれども、これにつきましては、取扱指針というようなものが定められておまして、その内容によってこの許可をしていくというようなそういったこととなります。この許可の内容までも権限移譲されたということではございませんので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

○志子田委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。ありがとうございます。

今中身の部分でお話いただいたのは、建物の高さとか、それから敷地の面積とかというのは、確かに10メートル以内とかというふうな細かくさまざま決まっているということは、私も理解しております。そういった部分で、確かに昭和27年かにこの特別名勝松島ということが国で定められたというふうに伺っておりますけれども、とにかく景観を維持するというのが大き

な目的だと思っていますので、その範囲の中におきまして、さまざまなこれから復興住宅もその中でできていくわけでありまして、また申請者が個人の場合もあれば、これからそういうふうに市が対応する部分も出てくると思いますので、そういった意味ではスピードアップしたかなと思います。そういった意味では、審議員ですよね。これまでの委員会制度だった部分と今回審議員となった部分で、そのメンバーの方たちが同一かどうかちょっとわかりませんが、そういった意味ではなお重責を担うと思うんですが、そういった意味でその方たちの仕事内容、今言ったように許可制の部分だと思いますが、ちょっとその辺も教えていただきたいと思っています。

○志子田委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 文化財保護、今度新たに文化財保護委員会から審議会というふうに名称も変わる内容でございますけれども、現状変更等の審査をいただく方々につきましては、現在6名の方に文化財保護を、新たには審議会の中ですけれども、6人の方にご委嘱をいたしているという内容です。専門分野といたしましては、考古学、自然科学、民俗学、民俗芸能。またあと、議会のほうからも1名有識者というような形で入っていただいております。それに、今般県の指導によりまして、都市計画、どちらかというとならば景観のほうなんですけれども、そちらの専門分野の方も入っていただくようにという指導がございます。そういった中で、1名追加というような形で今後文化財保護審議会を開催しながら対応していきたいというふうに考えております。

○志子田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。本当に大変なお仕事と思います。私たちが世界に誇るこの松島の景観を維持しながら、またそこに住まれる方たち、またそれから島の復興のためにも、繁栄していかなくちゃならないという2つのこう目的が融合できて、そしてスムーズに進むように私たちのほうも本当に努力していきたいと思っております。

関連してお聞きいたします。No.9の160ページ、お聞きしたいと思います。

第10款の教育費のところ、この文化財に関連いたしまして文化財の修理補助金500万円と出ておりますが、この中身についてまずご説明願います。

○志子田委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 この文化財修理補助金なんですけれども、24年度にもこの文化財修復費の補助金を出しております。この補助金につきましては、計画では24年

から26年ということで、鹽竈神社の文化財の修理というような中身での支出でございます。24年から25年までにつきましては、鹽竈神社の左右の拝殿の修理、またその後には文化財の別宮の拝殿の修理というようなものが予定されております。この修理に関しましては、前回の修復から実質上修理は行われておりませんでした。ある程度の修復を実施しなければ貴重な文化財の価値を損ねる懸念がございます。文化財が存在する市町村の責任といたしまして、必要な文化財の維持管理のための補修を行うものでございます。そして、この500万円なんですけれども、各年度の事業費の55%については国が補助いたします。事業費から補助金を引いた額の4分の1につきましては、県が補助する。そして、補助事業費から国と県の補助金を引いた残りがあるんですけれども、そのものに県の補助金があるんですけれども、県の補助金の2分の1で500万円を限度というようなことで塩竈市の補助要綱が定められておりますので、その補助要綱に従いまして今回補助するというような内容です。

○志子田委員長 浅野委員。

○浅野委員 そうしますと、文化財、この修理の500万円というのは、市が出している部分の限度額ということで理解してよろしいでしょうか。

○志子田委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 県の補助金の2分の1という定めなんですけれども、そうしますと500万円を超える額になってしまいます。その中で、市の要綱の中では限度額を500万円と定めておりますので、その限度額いっぱいの500万円を今回補助するという内容です。

○志子田委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 ちょっとしつこくてごめんなさい。今のはわかりました。それで、おっしゃる中身は鹽竈神社のものを文化財保護、修理というふうには、私はちょっとここを、実は今回個人とかいろいろなところで有している文化財がございますよね。また、市で定めた文化財というものがあると思うのですが、そういったものが津波とか、今回の地震で場所によっては蔵から出てきたものが物すごい津波のヘドロによってそれを修復しなければいけないと。歴史的にも、文化的にも非常に価値があると。そういった部分にも使われている補助金なのかなというふうに思っておりましたので、そういったものの申請とかそういった修理はなかったのか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○志子田委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 先ほど言いました塩竈市の文化財保護補助金交付要綱、その中では、指定文化財に対する補助というようなことで定められております。先ほども、鹽竈神社につきましては国指定の文化財でございます。あと、市の中である文化財ですと、志波彦神社とか市の神社にあります灯籠、そういったものもあるんですけども、そういった指定された文化財に対しましてはこの要綱によって補助することになっておりますけれども、今委員がおっしゃられました蔵の中に入っているそういったものも貴重な市の文化資産なんですけれども、それに対する補助というようなものは、この要綱の中では定められていないというような状況でございます。

○志子田委員長 浅野委員。

○浅野委員 よくわかりました。ありがとうございます。

では、次に、資料No.9の78ページです。

先ほども質問が出ましたが、3款民生費の児童虐待・DV防止スーパービジョン事業です。281万5,000円。これについて、中身は先ほどお聞きいたしました。それで、お聞きしたいことは、今回この特に私は、児童虐待もそうなんです、DV防止のほうにちょっと力を入れてお聞きしたいと思うんですけども、当事者、私もさまざまご相談いただいている方がいらっしゃいますが、鬱病とか、またパートナーとか配偶者に暴力を受けたという部分のPTSDというものを、精神的な疾患を抱えている方も中にはいらっしゃるというふうに専門家の方からお聞きしておりますが、こういった方たちのさっきも予防というようなことがありましたけれども、自分の傷ついた気持ちをというか心身ともにそういったものを癒す居場所づくりといえますかそういったものとか、またこういった問題は当事者本人だけではなくてその家族が抱えている問題もたくさんあると思いますので、そういったご家族を交えたカウンセリングというものも必要かと思うんですが、そういったことに対応はいかなものでしょうか、お聞きいたします。

○志子田委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 DVへのまず取り組み対応なんですけれども、今委員おっしゃられましたような、例えばそういった病気なりお持ちの方については、専門の一応相談員、保険者も含めていろいろかかわっていただくようにしております。ただ、基本はまず本人が配偶者から逃れたい意思があるのかどうかというようなことが一番大事で、そういった場合、我々一時保護なりそういった施設で保護すると。そこまで至らないケースにつきましては、先

ほどもお話ししましたように、地域の方々含めて、関係機関を含めて地域の方々で見守っていきという形での対応をとらせていただいております。以上でございます。

○志子田委員長 浅野委員。

○浅野委員 はい、ありがとうございます。

一口に地域の方々とおっしゃっても、本当これはどちらかといいますと、当事者自身が自分がそういった暴力を受けているということが認識できない部分もあるんです。あるNPOの団体の方ですけれども、簡単な心の体温計といいますか、今自分が鬱なのかどうなのかとか、それから自分が今されている行為は、これはDVに当たるのかどうかと、そういったことは個人ではなかなか理解していない部分もある大変やっかいな事案だと思っております。特に、DVの場合は、これは女性だけでなく男性もDVを受ける場合があります。ですから、男性にとっても、例えば女性からしつこくメールの中身を聞かれているとか、それから高いものを要求されているとか、いろんなものがこう、それもやっぱり一つの種類のDVなんです。女性だけが受けているのではなくて、男性もこれは受けている場合があります。そういったことが気がつかないうちに日常の中で繰り返し広げられているということをまず本人が気がつくことが大事だと思いますので、ぜひそういった地域のマンパワーもございしますが、そういった情報が、全国にさまざまなNPOなり、そういった協力団体がたくさんございしますので、ぜひそういった最新の情報も得ながら、簡単に今皆さんネットワークでホームページを開くとそういったものが自分で判断できるということもありますので、ぜひそういった手法も使っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○志子田委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 ちょっと説明不足でした。中には、専門の医療機関、あるいは今おっしゃられましたそういったNPOの団体とか何かかかわっていただいて、一時保護までいかななくても、専門の病院に入院していただくというようなそういった措置のケースもございします。今言われた事例につきましては、いろいろと専門の先生方、あと専門の機関、複数かかわらなくちゃいけないケースですので、そういった方々と連携をとりながら十分に対応していきたいと思っております。

○志子田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

それで、もう一点ですけれども、DVで完全に離婚はしていないけれども夫から身を隠すと

いう、住所を移動する、もちろんこのことは周囲の方にも知ってもらっては困るという事案ですね。そこで一つは大半が子どもさんを連れて夫のもとから身を隠しているわけですが、児童手当の問題があります。児童手当というのは、配偶者、夫の口座に当然入るものでありますので、その口座を知られたくない。また、かといって生活していく分においては、仕事がある方ならまだしも、やはり子どものそういった児童手当の部分も夫の口座に入り込んでいると。それを何とか子どものために使いたいと思っても、なかなかできないと。何か昨年あたりからこれがどうもふえているためにシステムがちょっと変わったようにも聞いているんですが、その辺についてはご回答願いたいと思います。

○志子田委員長 佐藤保険年金課長。

○佐藤健康福祉部保険年金課長 お答えをさせていただきます。

児童手当の支払い先ということになりますが、実際にはそのような例えば親権者が誰かという単にそこだけではなくて、その部分で実際の扶養を誰がなしているか。例えば離婚を調停中であって、今お子さんはお母さんと一緒にいらっしゃる場合、そういった場合は例えば申し立てによりまして、実際の扶養を見ている方に対しての支給、そういったものが可能となつてございます。ですから、例えばDV等そういったものに対しましても、実際の申し立て等があつて、それが客観的に判断されるという状況であれば、実際にお母様のほうに例えば支払いをするとか、そういったことは可能になっております。以上でございます。

○志子田委員長 浅野委員。

○浅野委員 大変これは助かると思います。本当に、ただ本当に情報が漏れないようにというそういった配慮はよろしくお願ひしたいと思います。また、今回そういったDV関係の部分で、また児童虐待の部分ということは、先ほどの話にもありますように、震災後特にふえてきていると思います。ぜひこういったことが、いろいろな場所にDVに関しての、一人で悩まないでというパンフレットは各地で見かけます。本当にありがたいことだと思います。ぜひ人に相談できないでいらっしゃる方、例えば子どもを連れての健康診断とかそういったところでもお母様方のさまざまな顔色、またそういった相談しにくくなっているような表情等々、子育て支援センターの中でも見かけたら、とにかくこちらから声をかけて、まずお話ししやすい雰囲気ぜひ職員の皆様にもお力をかしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、次に移りたいと思います。同じく資料9の94ページ、お願ひいたします。

第4款の衛生費です。説明欄のほうに今回ヒブワクチン、あと子宮頸がんワクチン接種委託料等々ございます。こちらのほうは、資料の7の24ページにも、主な施策の中で子宮頸がん等ワクチン接種事業として4,813万6,000円というふうに概要が書かれておりますが、この内訳、ちょっと教えていただきたいと思います。

○志子田委員長 川村健康推進課長。

○川村健康福祉部健康推進課長 子宮頸がん等ワクチン接種事業の内訳……（「等ということですので、何々が」の声あり）はい。こちらの事業費につきましては、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、こちらの予防接種の接種委託料、これが大きな内容になってございまして、資料番号9の94ページにございます、上段のほうでございまして、委託費の中のヒブワクチン接種委託料1,067万7,000円と子宮頸がんワクチン接種委託料としまして2,238万8,000円、小児用肺炎球菌ワクチン接種委託料といたしまして1,483万2,000円と、その他接種に係ります事務経費等を含めての総合的な金額ということでございます。よろしく願いいたします。

○志子田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

それで、ヒブワクチンにしましても、子宮頸がんワクチンにしましても、これまでは単年度の予算になっておりましたが、報道によりますと予防接種法に基づいて25年度から定期接種になるというようなお話も聞いておりますが、その辺についての情報をお願いいたします。

○志子田委員長 川村健康推進課長。

○川村健康福祉部健康推進課長 こちらの子宮頸がん等の3ワクチンにつきましては、これまでは任意の予防接種ということで、3カ年の緊急接種を行います補助事業として行われてございました。今回、今国会で予防接種法の改正ということで審議をされてございまして、平成25年、ことしの4月から定期の予防接種と言われるものに変更になってまいります。以上でございます。

○志子田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

それでは、本市の、これまで国が半分、また各自治体が半分となりましたが、法で決めた上、そういった国の予算と自治体の予算とその辺の関係性はどのようになりますでしょうか。

○志子田委員長 川村健康推進課長。

○川村健康福祉部健康推進課長 これまでの補助事業の枠組みといたしましては、国2分の1、市2分の1というような事業費の割合でございましたが、予防接種法の改正を含めまして定期の予防接種化となりますと地方普通交付税措置という形になってまいります。国のほうで交付税、どの程度という内容につきましては、9割分は財源措置をするというようなことで情報提供は受けておるところでございます。以上でございます。

○志子田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひこのワクチンが女性の、そして子どもたちの命を、そして健康を守っていくものになると思いますので、ただこれが事業として行ったといっても、周知徹底がなければなかなか効果を発揮いたしません。ぜひそういった意味でわかりやすい周知徹底のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、同じくNo.9の96ページ、妊婦健診についてなんですが、今回妊婦健診のほうもおおむね14回まで公費負担ということで、基礎的な部分は公費負担していただきまして、大分妊娠出産に関して妊婦の方たちにも本当に健診を受けやすいという段階になりました。ただし、今ちょっと問題というか心配なことは、不妊治療ですよね。不妊治療のほうもたしか2009年から国で公的助成も行われておりますが、まだまだ金額的なものは少ないという声もありますが、もう一点今問題になってきたのは、不育症です。なかなか耳なれない言葉だと思っておりますが、妊娠しても流産、死産を繰り返し、3回以上になってくると不育症と。子どもが育たないという。これはいろんな原因があると言われておりますが、これに対してのご相談とかそういった市でつかんでいる情報とかはございますでしょうか。

○志子田委員長 川村健康推進課長。

○川村健康福祉部健康推進課長 基本的にでございますが、専門的な相談ということではなく、当然妊娠、妊婦さんの相談という窓口では、市の保健センター、ここで行っておりますとともに、保健センターの隣にございます宮城県保健所のほうでも行ってございますので、いろいろと具体のご相談ということで受けた場合には適切な機関のほうにつなげる、ご相談窓口につなげるというような対応を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○志子田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひこのことについても、今後市のほうでも不育症、結構悩んでいるご両親とかお父さんお母さんいらっしゃると思いますので、ぜひその辺のこともまた情報方集めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、このピンクの実施計画書のほうからもお尋ねいたします。

52ページのほうをお開きください。

そして、先ほどの資料の12の雇用の部分にもございました。81ページにもございます。

重点分野雇用創造事業の中の女性による浦戸諸島の食振興プロジェクト事業1,160万8,000円、雇用予定人数4人となっておりますが、これは平成24年からの継続事業だと伺っておりますが、具体的に中身をお聞きいたしたいと思います。

○志子田委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 平成24年度補正予算でお認めをいただきました250万円ほどで平成24年度は2月上旬に発注をいたしております。NPO法人のほうに女性による浦戸諸島の食振興プロジェクトということで、塩竈ロータリークラブのほうから、全国のロータリー組織のほうからキッチンカーを浦戸のほうに、NPO法人のほうにご寄附をいただきまして、そのキッチンカーを活用しながら、浦戸産の食材等を使った料理の提供、それから島外の各種イベントなんかへ浦戸の食産業、こういうものがあるんだというのをPRしていくといったような事業になってございます。それらのための人件費的な支援ということで、今回24年、25年度ということで予算を要求させていただいております。以上です。

○志子田委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 すばらしい事業だと思います。ぜひNPOの方たちは、やはりよそから来たと言ったら大変失礼ですけれども、まず地元の方たちも巻き込むような事業展開になるとなよろしいかなと思うんです。というのは、やっぱり農村部の女性の方たちというのは、結構畑でとれたものをいろいろ加工して道の駅等々に出品して、本当に自分たちがこの事業を広げているんだということがもう全国的にもいろんな効果ができていて、そのまちの本当に目玉商品になっていると。ぜひ恐らくこの事業も3年間の事業かもしれませんが、これが根づいて地元の方たちが自分たちでとれたものを自分たちの手で商品化していくという、こう熱意のほうまで持っていければ、もうこれは国からの100%補助金ではあるでしょうけれども、これを機会に塩竈市の浦戸の女性の方たち、もちろん浦戸の島民の方たちもそうですけれども、自分たちでそこからとれたものを自分たちの手で加工して、それが全国に広まっていくといえれば、本当にこれは心の復興にもなりますし、また私たち塩竈市にとっても大きな財産になると思います。大変大きな事業になっていきますので、ぜひこれを何か結果が残せるものになっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○志子田委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 今委員からご意見いただきましたように、もちろん浦戸の方々も雇用いたしまして取り組む中身になっております。キッチンカーというのが、島に来なければ浦戸の名産は食べられないということじゃなくて、今浦戸に観光の方が来ても浦戸の地元のもの食べられるという状況にはございませんので、それらのものを地元で食べさせられるということで、まずキッチンカーという取り組みがあります。それから、浦戸以外のところでも食べられるようにということで、車を中心にしてこういった取り組みをしていくということになります。27年度以降ですけれども、これもやはり塩竈ロータリークラブ等の声かけでほかの地域から車を寄贈していただいたわけですから、この委託事業の終わりが事業の終わりということにはなかなか対外的にもならないだろうということで、我々もきちんとそれが根づくように応援してまいりたいと思います。以上でございます。

○志子田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

最後の質問になろうかと思えます。

同じく実施計画書のこの60ページ、ここの上から2段目です。

生きる力を育む教育の充実ということで、小中学校の特別支援教育支援員配置事業、今回2,228万6,000円ということで、人数、そして支援員の実質役割的なものを簡単に結構ですので、お教えてください。

○志子田委員長 星学校教育課長。

○星教育委員会教育部学校教育課長 ではお答えいたします。

特別支援教育支援員ですけれども、各小中学校に1名ずつ市の予算で配置させていただいております。主に特別支援学級に在籍している子どもたちの支援のほかに、特別な支援が必要な子どもたち、例えばADHDとかLDといった発達障害を持つ子どもたちの支援を普通の学級の中にいるそういう発達障害の子どもたちの支援を行っております。

○志子田委員長 浅野委員。

○浅野委員 それで、各学校に1名ずつ。だんだん各クラスにも今人数的にふえてきていると聞いております。その1人の方で対応できるのかどうかということも心配ではありますが、まずこの支援員の方たちの研修などの状況はどのようなことでしょうか。

○志子田委員長 星学校教育課長。

○星教育委員会教育部学校教育課長 研修につきましては、特別支援関係の塩竈市で行っている研修がございまして、そこに参加をしていただいたりというふうなことを行っております。今年度は、2回そういう研修を実施しております。

○志子田委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 以前、この支援員制度が国で決まったときに、本当に先ほどお話があったように、ADHDとかLDの子どもたちというのはどういったものかといったことからまず研修していかなきゃならないと思います。個別の対応もあると思いますけれども、特別支援学校の協力なども得られると。それは、各自治体のほうでの考えで行われる裁量部分ではありますけれども、そういったこと等は対応しているかどうかだけ、最後にお聞きしたいと思います。

○志子田委員長 星学校教育課長。

○星教育委員会教育部学校教育課長 塩竈市の各学校につきましては、具体的には利府支援学校の地域支援コーディネーターという役割の先生方がいらっしゃいまして、その先生方が各学校に出向いてくださりまして、直接の研修とか支援をしていただいております。

○志子田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。これで私の質問を終わらせていただきます。

○志子田委員長 高橋卓也委員。

○高橋委員 幾つかお伺いいたします。

最初に、資料№.9の65、66ページ、3款民生費の1項1目社会福祉総務費について、66ページの事業内訳の下から2行目、国民健康保険事業特別会計繰出金について伺います。4億3,590万4,000円が計上されておりますが、まず内容をお伺いします。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 国民健康保険事業特別会計繰出金、これは全て総務省が定める基準内の繰り出しというふうになります。主な内容といたしましては、保険基盤安定、つまり軽減世帯数の割合に応じて、その国保会計が負担となるような部分を一般会計が財政支援をするという保険基盤安定、それから例えば高齢者、あるいは医療の機関の設置数、これに伴いまして当然医療費が増嵩するというに伴います財政安定化支援分の繰り出し、そのほか出産一時金でありますとか、あとは事務経費につきましては全てこれは一般会計からの繰り出しというふうな主な内容になります。以上です。

○志子田委員長 高橋卓也委員。

○高橋委員 今回の回答でわかるわけですが、念のために確認しておきますが、基準外は全然ないということでしょうか。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 今回の平成25年度繰出金では、全て基準内というふうな繰り出しになっております。以上です。

○志子田委員長 高橋委員。

○高橋委員 この国民健康保険事業特別会計繰出金、全て基準内だそうですですが、前年度比ではどのようになりますでしょうか。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 前年度比でまいりますと、基準内の合計金額という形で、24年度は当初予算 3 億9,340万円、それに比較しまして25年度で差が 4 億3,590万円というふうに、約 4,256万円ほどの増というふうになってございます。以上です。

○志子田委員長 高橋卓也委員。

○高橋委員 あと、国保会計に内容的に踏み込んでまいりますので、あしたの特別会計の質疑の際に詳しく質問する予定ですが、被災者の医療費免除を継続させるためにこうした繰り出し金を基準外も含めて増額すべきであると考えますが、基本的な考えだけきょうはお伺いしたいと思います。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 被災者支援分につきましては、これまで国民健康保険事業特別会計の中のいわゆる国保財政調整基金等で被災者支援というふうに行っているというふうになっております。一般財源として使われる今回のルール分、かなりやはり大きく増額してございます。一般会計もまずは交付税措置もあると。ただ、交付税措置のほうも実際はまんどに基準財政事業需要額に算定されているという状況ではございませんで、おおむねその 8 割というのが交付税措置があるというふうな状況になっております。そのほか当然ながら 2 割分というのが市税等の一般財源を活用して国保財政の安定化のための繰り出しというものを行っているという状況になっておりますので、その辺はご理解いただければというふうに思います。以上です。

○志子田委員長 高橋卓也委員。

○高橋委員 大きな 2 点目で、同じく資料No.9の79、80ページ、3 款民生費の 2 項 4 目保育所費について、80ページ、事業内訳の下から 3 行目、食物アレルギー保育児対策事業費について伺

います。施政方針等の絡みで、代表質問では小中学校のアレルギー除去の問題について取り上げたわけですが、施政方針の保育所の給食についてはなかったので私この問題については取り上げなかったわけなんですけれども、この食物アレルギー保育児対策事業費35万6,000円が計上されていますが、どういう内容なのかお伺いします。

○志子田委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 アレルギー児へのまず保育所の対応なんですけれども、医師の診断書に基づきまして、基本はそのもととなるアレルゲンを除去するような形で対応しております。

予算化されております35万6,000円につきましては、その代替食品なり、あとは調理員、あと保育士たちの必要な研修費に使わせていただいております。以上でございます。

○志子田委員長 高橋委員。

○高橋委員 そうすると、代替食については、公・私立同じように補助が出されているわけでしょうか。

○志子田委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 基本的に代替食については、児童の個々の状況に応じてできる範囲でというような形になっておりますので、基本は保育所の保育単価に含まれておる給食の措置費内で対応しておるのが現状でございます。

○志子田委員長 高橋卓也委員。

○高橋委員 最初の質問についての回答が、この事業費は代替食についてとあと栄養士等という。2回目の質問では、基本的には給食の措置費で代替食は賄っていると。ちょっと回答が最初と次と違うんですが、どちらが正確なんでしょうか。

○志子田委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 財源内訳を説明します。

食物アレルギー保育児対策事業につきましては、これは全て一般財源でやっているものでございまして、そういった交付税で見られております保育所運営費の中で一応対応しているというような形でございます。

○志子田委員長 高橋卓也委員。

○高橋委員 そうすると、今の問題は、最初への回答で考えますと、この対策事業費というのは栄養士さんたち等の勉強というか講演とか、その費用だけということになってしまうんですが、

そうなんですか。

○志子田委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 予算の中で、その上から2番目、保育所管理運営事業費1億1,252万7,000円、この中には通常の児童の保育所の経費等も含まれております。食物アレルギー対策運営事業としまして、市として事業費として別くくりに一応しているというようなことでございまして、事業費の財源につきましては同じような形で基本的には一般の国から出てきております交付税なりの財政支援の中で対応していると。ですから、民間につきましても、保育所の運営費のほう、要するに保育単価のほうで見られております措置費の給食費の中でほとんどの一応保育士の食物アレルギー対策については対応していただいておりますというような中身でございます。

○志子田委員長 高橋委員。

○高橋委員 ちょっと中身を聞きたいわけですが、その点についての回答がないんですが、まあここにとどめておきたいと思います。

次に、3つ目に駅、東北本線の塩釜駅並びに仙石線の本塩釜駅への駐輪場の整備について、1月31日の産業建設常任協議会で、ページ等々については後で触れますので、済みません。産業建設常任委員会で塩釜駅前広場整備事業として平成25年、26年で駅前広場の整備と駐輪場の測量設計工事をやると。本塩釜駅前駐輪場については、平成25年度に測量設計と工事をやるということが産業建設常任委員会で示されましたが、これはどこに予算化されているのかお伺いいたします。

○志子田委員長 佐藤都市計画課長。

○佐藤建設部都市計画課長 こちらにつきましては、今現在国の緊急経済対策ということで平成24年度の補正予算のほうに計上する予定としております。

○志子田委員長 高橋卓也委員。

○高橋委員 済みません。失礼しました。そうすると24年度の補正予算できちんと認められているということでしたので、じゃこの問題については、今後内容等々、どういう駐輪場になるのかとか、料金体系の問題とか、今後取り上げていきたいというふうに思います。

次に、質問、浅野委員とダブってしまったんですけども、資料No.9の157、158ページ、10款教育費の4項1目社会教育総務費について158ページ、事業内訳の下から2行目、国重要文化財鹽竈神社御社殿修理事業についてお伺いいたします。

この500万円の内容をお伺いする予定だったんですが、先ほど詳しくご答弁ございましたので、ただ私逆算が苦手なものですから、総額で幾らかかるのか。それと、去年も出したという、24年度もというお答えが先ほどありましたが、24年度は幾ら出したのかお伺いしたいと思います。

○志子田委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 それでは、まず24年度からの内容をご説明いたします。

24年度は、4,484万円の事業費でした。そのうち国庫補助金といたしまして事業費の55%、2,466万2,000円です。そして、県補助金につきましては504万4,000円です。そして、市補助金といたしまして県補助金の2分の1というような内容でございますので252万2,000円、そういった内容になってございます。そして、所有者の負担が1,261万2,000円というような内容です。

25年度につきましては、事業費が1億1,000万円です。国庫補助金が55%で6,050万円、そして県補助金が1,237万5,000円、そして市補助金が市の要綱である限度額の500万円、そして所有者負担が3,212万5,000円とそういった内容になってございます。

○志子田委員長 高橋委員。

○高橋委員 この市の財政から去年24年度が252万円、今年度が500万円、こういうお金を出す論拠はどこにあるのかお伺いします。

○志子田委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 文化財保護法の182条に地方公共団体の事務というようなものがございまして、地方公共団体は文化財の管理、修復、復旧、公開、その他その保存及び活用に要する経費について補助することができるというような条項がございまして、その条項に基づいて、先ほど浅野委員にもお答えいたしましたんですけれども、塩竈市文化財保護補助金交付要綱、そういったものを定めておりまして、その中での補助というような内容になってございます。

○志子田委員長 高橋卓也委員。

○高橋委員 文化庁のホームページを調べたんですが、国宝並びに重要文化財建造物の修理事業については、文化庁はこのように述べております。「これらの国宝、重要文化財建造物を後世に継承していくためには、適切な時期にさまざまな保存修理が必要です。修理事業は、所有者または管理団体が行いますが、多くの修理事業が国の補助事業として実施されています」とい

うふうに文化庁は述べております。先ほど自治体も補助することができるという文化財保護法182条についてご説明ありましたけれども、この支出は義務ではないわけですね。お伺いします。

○志子田委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 政策経費というふうに捉えてございます。

○志子田委員長 高橋委員。

○高橋委員 政策経費というのは何でしょうか。

○志子田委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 浅野委員にもお答えしたんですけれども、文化財が存在する市町村としての責務として必要な文化財の維持管理のための補助を実施するというようなことで、市の政策と。文化財を守って後世に伝えていくというような市の意思表示というように捉えてございます。

○志子田委員長 高橋卓也委員。

○高橋委員 文化財だからという考え方でよろしいでしょうか。

○志子田委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 はい。そのとおりでございます。

○志子田委員長 高橋委員。

○高橋委員 別の角度からこの問題について質問したいと思います。私も、元朝参り、鹽竈神社へ行きますし、お花見も行きますし、親戚が遠方から来れば必ず鹽竈神社をご案内しますので、神社そのものに何か敵対意識を持っているわけじゃなくて予算の問題でお伺いしているということをそこだけは明確にしておきたいというふうに思うわけですが、違う角度からお伺いしたいのは、問題はこれが宗教施設であるということでございます。先ほどの文化財だというのはよく承知しました。だから出すんだということもよく承知いたしました。しかし、別の角度から宗教施設だということで、憲法でこれは強い縛りがある問題だと私は捉えています。憲法第20条信教の自由では、このように述べています。「信教の自由は、何人に対しても、これを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、または政治上の権力を行使してはならない」とあるわけです。しかし、私も先ほど言ったように鹽竈神社はしょっちゅう伺うわけなんですけれども、神道を信じている人も、仏教を信じている人も、あるいはクリスチャン、キリスト教を信じている方も、塩竈にイスラム教の方がいらっしゃるかどうかはよくわかりま

せんが、そういうほかの宗教の方も含めて、この500万円のお金の支出に当然かかわってくるわけです。5万6,000人ですから、一人頭、頭割りすると赤ちゃんから年寄りまで100円以下、90何円になるかと思うんですけども、これはこの日本国憲法が保障する信教の自由にかかわる宗教組織、ここの所有者は鹽竈神社と志波彦神社であると。これは鹽竈神社のホームページで調べたんですけども、1つの宗教の建造物に市民の税金を使うということは、鹽竈神社以外であるのでしょうか。

○志子田委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 これまでなんですけれども、市の指定文化財につきましても、支出している経過がございます。市の文化財といいますのは、志波彦神社が市の指定文化財として指定してございますので、そういった中での修理、また鹽竈神社境内内に文化灯籠というようなものがございまして、それも市の指定文化財と指定してございます。そういったものの補修についても、市でこれまで支出しているという経緯がございます。

○志子田委員長 高橋委員。

○高橋委員 ですから、重要文化財はわかったんです。そこにお金をつける論拠というのもよくわかったんです。私は、もっと上の法律である憲法の立場から伺っているわけです。そういう信教の自由を損ないかねない問題であるということを私は指摘したいんです。いろんな宗教を皆さん信じているんです。私は、無神論者なので何一つ信じていないんですが、実は。そういう人たちにまで、このお金、神社の改修費の負担を2年合わせて752万円、みんなに求めている。ほかの宗教を信じている方々にも。その問題点ですよ。大きな問題だと思うんです、信教の自由というのは。あらゆる自由、憲法が保障しているわけですから、こうした自由については。もちろんテロをするような宗教については、もちろん私は否定するわけですけども、この信教の自由との関係で一宗教の建造物の費用を、さまざまな宗教を信じている市民がいるのに一律に託すというのはどういうものかと。私は憲法違反だと思いますよ、これ、はっきり申し上げまして。市長の見解を伺います。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほど担当のほうからご答弁させていただきましたが、国重要文化財ということで、まず国費をいただいているというようなご説明をさせていただきました。国はもちろん憲法をつくっておられるわけでありましたが、そういった立場でありまして、この今回の鹽竈神社御社殿ということについては、もちろん宗教的な施設であるということは私も了知をいたしており

ますが、それ以上に今議員もお話しいただきましたように、市民の皆様方のさまざまなよりどころになっている。景観を形成する、あるいは散歩方々というお話をいただきましたし、あるいは元朝参りにというさまざまな市民の生活の場になっているということを勘案いたしまして、国のほうでも一定の補助を出していただいているということでありまして、そういった国の補助を受けまして、本市でも500万円という貴重な財源ではありますが、そういったものを活用させていただいているということでご理解をいただければと思います。

○志子田委員長 高橋卓也委員。

○高橋委員 もう一度聞き直します。私は、論点のすりかえというのは、私はうんと嫌いです。重要文化財であり、市民の憩いの場である、それはもう聞いていますし、社と魚のまち塩竈ですから、シンボリックな建物であるということも、それはわかっているんです。その回答をさらに市長に最後に求めたわけではないんです。信教の自由という憲法の立場と相照らしてさまざまな宗教を信じている市民がいるのに、一宗教の建造物に市税を投入するのはいかがなものか、憲法の立場と相入れないのではないかとということを質問しているのです。そこについての市長の見解をお伺いしたい。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私がご答弁申し上げましたのは、そういった憲法をつくられた国が今回この国重要文化財に対して補助を出されているということについては、私は国の判断はそういったものを超えてということであるというふうに理解をいたしておりますが、今のご答弁はそのような趣旨を踏まえてお話をさせていただいたつもりでございますが、いかがでしょうか。

○志子田委員長 高橋卓也委員。

○高橋委員 これで一旦矛はおさめますが、憲法を超える見解というものなかなか聞かないお立場だということを私よくわかりました。日本国憲法が通じないのは、私はアメリカだけかと思っておりましたけれども、この点については、憲法を超える利用価値があるというような答弁というのは私はどうも納得いかないわけですが、まあ余りしつこくやってもしょうがないので、ここで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○志子田委員長 暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午前 11時43分 休憩

午後 1時00分 再開

○浅野副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。鎌田礼二委員。

○鎌田委員 私のほうからは、まずは資料7の施政方針及び予算案説明要旨、この中からちょっと入っていきたいというふうに思います。

29ページに主要な事業が掲載をされておりますが、昨年までの市長の施政方針、それから予算案の説明要旨、「好きです塩竈」とか、「元気です塩竈」とか、あと何とか塩竈とありましたよね。そういう形式から今回は「第5次塩竈市長長期総合計画」と大きなタイトルでは、それから「塩竈市震災復興計画」というふうに分けていらっしゃるわけですが、これはどういった変化といたしますか、どういったあれでこういった振り分けをしたのか、ちょっと意識が今までとはちょっと変わってきているのかなというふうに心配をしているのですが、その辺をちょっとお聞かせ願えればと思います。

○浅野副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 第4次塩竈市の長期総合計画の際には、今議員がご質問いただきましたような表現をとっていた時期もございました。今回、改めて第5次塩竈市の長期総合計画がもともとどういった視点・観点でつくられたのかという原点に帰った形で市民の皆様、議会の皆様方にご理解をいただこうと。あわせて、塩竈市震災復興計画との関連性といったようなものをより顕在化させたほうが皆様方にご理解をいただきやすいのではというような形で、特に第5次塩竈市長長期総合計画につきましては、「だれもが安心」「海・港と歴史」、あるいは「夢と誇りを創る」という章立てに沿った形で説明をさせていただきました。

また同様に、震災復興計画につきましても、5編から編成をいたしておりますが、その編ごとにどういった事務事業を25年度は取り組むかというようなことを明確にさせていただいたところがございます。よろしく願いいたします。

○浅野副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

それから、もう一つ、ここの中でお聞きをしたいのは、主要事業の中のこの長期総合計画にかかわることの中身で、いろいろ力を入れてこられたところもあるし、意を注いでいるところがあるかと思うのですが、今回のこの事業の中で特に力を入れているといたしますか、そういつ

た思いを持っている事業はどれなのか、それから思いをしつつも予算化、予算をふやすこともできなかったとか、ちょっと悔いが残るところはどの辺なのか、ちょっとその辺お聞きしたいと思います。

○浅野副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 第5次塩竈市の長期総合計画策定の際にも、塩竈市の震災復興計画策定の際にも改めて申し上げさせていただいておりますのが、やはり定住人口の確保ということと産業経済の活性化といったようなことがなしには第5次塩竈市長期総合計画の推進もそれから震災復興もないだろうということで、この2つを柱にさまざまな施策体系を組み立てをさせていただいているところであります。

それらの事業の中で特に思いということでありましたが、今申し上げましたような施策に連なる部分につきましては、ぜひにという思いで予算を計上させていただいておりますし、今申し上げましたものから外れる分野につきましても、塩竈市の今後のまちづくりにとって大切な事業であるということで予算を計上させていただいたところであります。

積み残しはというご質問でありましたが、今長期総合計画と震災復興計画、それに関連するさまざまな事務事業が動いておりますので、そういった事業体系を網羅することによりまして、一定程度今申し上げましたような事業を推進するための予算は計上できたのではないかなというふうに考えているところでございます。

○浅野副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

今、定住人口というお話がありましたが、ちょっと資料の関係で次々に進みたいので、後でその辺をちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

次に、この細かなところに入っていきたいと思います。

せっかく資料7を開いたので、31ページのこのBDF推進燃料安定化事業についてちょっとお聞きをしたいと思います。

これについては、何度も質問させていただいたり、あと一般質問もさせていただきました。今の原料油、これの扱いはわかっているんですが、それからもう少し広げたらというちょっと話をしたいなと思っているんです。やはり今弁当屋さんでは揚げ物が多いですし、中身としては、それから塩竈市内ではやっぱり天ぷらを出されるようなそういった箇所が結構あるかと思うんです、とんかつ屋さんもそうですが、そういったものも含めると若干原料はふえてくる

かなと思うのですが、そういったふやす気はないのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたい
と思います。

○浅野副委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 お答えさせていただきます。

現在、せんだつてもちょっとご答弁させていただきましたけれども、水産加工場とそれから
生協を中心として約30カ所から回収をしておるところでございまして、あと一般家庭の
ものに関しては、やはり若干品質がちょっと落ちてしまうので、それを製品化するには非常に
コストがかかるし、ちょっと難しいというふうなことも団地組合のほうからは言われておりま
す。ただ、地域エネルギーでございまして、そういった一般家庭を含めて加工場とかそうい
った方以外にもぜひとも提供できるような、まあ回収できるようなレベルにすることも団地組
合としては非常に重要なことなのではないかなというふうに考えておって、そのためには例え
ば施設の視察とか、それから出前講座のようなもので実際にBDFをつくっていただくという
取り組みを団地組合の皆さんはなさっております。そういった実際にBDFをつくっていく中
で、ああ、BDFのためにはそういった油、もともとの植物油の品質が非常に大事なんだな
ということを浸透させていって、全市的に広めていく取り組みにつなげたいという思いでおる
というところでした。以上でございます。

○浅野副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 原料油の質かなというふうに思うんです。今の原料プラスそういったとんかつ屋さ
んの油とか、天ぷら屋さんの油なども使うというのは、パーセンテージ的には少ないと思う
んです。ですから、それを丸々とんかつ屋さんのあれでロットとしてぽつとつくっちゃうとか
いうのであれば問題が発生するかもしれませんが、全体に混入して、ブレンドして原料
油として使う分には、私は余り問題にならないのかなというふうに思っているんです。その
辺を検討していただきたいと思っていました。ほかにもいっぱいありますので、じゃ、次に進
ませていただいて、今度は資料12を中心に行きたいと思います。

まずは、文化財関係の、先ほども質問がありましたけれども、端的に内容はある程度把握し
ているんですが、ここでちょっと言いたいのは、この新しい審議会の中のメンバーです。こ
の中のいわゆる学識経験者といいますかこの人達の割合がどういうふうになるのか。そし
て、実際の文化財については、いろいろ審議している専門家がおりますよね。それが塩竈にはここに
たしか入っていない、塩竈市民として入っていないような気がしたんですが、その辺をちょっ

とお聞かせください。短時間でお願いします。

○浅野副委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 新たに文化財保護審議会ということでの名称変更になりますが、今回、そのメンバーになっております内容なんですけれども、先ほど浅野委員の中でもお答えいたしましたように、まずは専門分野といたしまして考古学、そして自然科学、民俗学等というようなことでございます。その中に今回県のほうから権限移譲を受けるに当たって都市計画、どちらかというと都市計画の中でも景観というようなそういう専門分野の方を入れてほしいということで、そちらの方にもお願いするというような内容になってございます。その中で塩竈の委員がいないんじゃないかというようなお話なんですけれども、現委員長につきましては塩竈在住ということでございます。あと、もう一方、学識経験者で塩竈ということでございます。あとは、他市ということになってございます。

○浅野副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、ちょっと今の回答ではちょっとわからなかったんですが、私が言わんとしているのは、文化財に対するえらい知識のある人が、何とかという本格的な呼び名がありますよね。それが塩竈がいないんじゃないかなというふうに思っていたので、それでちょっとお聞きしたんです。ですから、いないのであれば、そういった人を何とか開拓するなり任命するなりして進まないといけないんじゃないかなという思いがあったのでちょっと話させていただきました。ほかにもちょっと質問があるので移りたいと思いますが、ちょっとじゃあ短時間でお願いします。

○浅野副委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 この先ほど言いました専門分野としては、考古学とか民俗学とか自然科学というような形になってございますけれども、それぞれに文化財というような形のものがあまして、文化財というのは、有形文化財、無形文化財、あとは名勝、そういったさまざまな形のものを総称して文化財というようなことになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○浅野副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 はい。じゃ、次にちょっと移りたいと思ひます。

次は、36ページの……（「同じ資料でよろしいですか」の声あり）いや、この12を今ずっと言っているんです。12ずっと行きますので。12の36ページです。

道路に関することですけれども、今回、塩竈市は独自の基準を設けましたが、これによって、まあいわゆるこれは言いわけで、これがあるのでタッチしなくていいという形に捉えちゃうかなというふうに思うんです。ですから、本来はきちんとした整備を進めていただきたいところなんです、それがかえってこれで逃げてといいますか、回避する道があるので全然進まないんじゃないかというふうに思うんです。資料の9番のこの話ですけれども、9番の130ページに狹隘関係の道路整備、それから市道整備事業とか、この予算とってありますけれども、これは例年よりふえているんですか。この条項できたにもかかわらず減っているとかというのではあれなんです、減っているんでしょうか、同じなんですか。その辺、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○浅野副委員長 阿部定住促進課長。

○阿部建設部定住促進課長 狹隘道路につきましては、今年度、来年度につきましては着工件数がふえてまいりましたので、それにあわせて狹隘道路の協議のほうもふえておりますので、狹隘に関しては予算のほう、ふえております。以上です。

○浅野副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、市道整備事業、これはどうでしょうか。これがメインになると思うんですが。

○浅野副委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 お答えいたします。

市道整備事業につきましては、24年度の補正予算の部分について新たに組み入れている部分がありますので、その部分でこうお答えさせていただきたいと思います。市道整備事業につきましては、25年度予算の中では今1,900万円ということで事業費として予定させていただいております。この中身につきましては、昨日もお話しさせていただきましたが、これは塩釜陸橋の部分で1,800万円を予定しております、それ以外の市道整備事業につきましては、24年度の国のほうの補正予算の部分で箇所づけしている箇所がありますので、トータルとしましてその中で予定しています事業費につきましては、前年度と比較しまして相違ないような額になっていると理解しております。

○浅野副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

そうすると、認識したいのは、この予算額は例年どおりということなのでいいのかなとい

うふうに思うのですが、本来であれば私はこういった条文もできて、逃げ道としてこうあるものの、予算は若干なりともプラスして整備していくべきかなというふうに思うんです。狹隘道路に関しては、この震災絡みでふえているということですが、予算はいわゆる単純にぱっと比較すれば、これはふえているのかふえていないのか、その辺だけちょっとお聞きしたいと思います。

○浅野副委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 昨年よりは、事業費としてはふえているような状況になっております。

○浅野副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

それから、次の63ページです。資料ずっと12から来ていますから。63ページの公園関係についてちょっとお聞きしたいと思います。

今回は、この本市の基準案としては、市内域であれば10平米から20平米にふえると。国の基準より多いと。それから、市街関係も同じだということになってはいますが、これはまあ今までの既設の公園には、これにみんな該当してくるといいますか、今までの公園はこれに匹敵したのかどうか、ちょっとその辺の基準が、やはり今までは国の基準で10平米以上というこの域であったのがこういうふうになっているのかなという。今までのあれはどうだったのかなという、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○浅野副委員長 佐藤都市計画課長。

○佐藤建設部都市計画課長 お答えします。

まず、こちらのほうの改正の部分の住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準ということになっておまして、塩竈市の場合はこの該当する公園、約140公園ございます。そちらのほうの公園全体で約91ヘクタールほどあります。そちらのほうを市内の人口で割りますと、1人当たり今現在で約16平米ぐらいという形になります。そちらに今現在整備している加瀬沼公園と伊保石公園、これからの2期分を足しまして、そうしますと1人当たりが20平米以上確保できるという形になっております。

○浅野副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 じゃ、今言った最後の2カ所ですか、整備が終わるとこの本市の基準に入ると。ですから、全部今までのある公園も含めてのこの20平米が確保できるということによろしいんですね。なかなか、そうですか。そういうことで公園の基準としては、国の基準からかなり上

でレベルが高いんだなというところはわかりました。これに対するちょっと整備関係です。この予算のどこに盛り込まれているのかはよくわかりませんが、やはり木が伸び放題とか、遊具がどうのこうのとかがいろいろあるかと思うんですが、そういった整備事業については、これに伴って大体今回の予算でふえているのでしょうか。それとも同じなんでしょうか。

○浅野副委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 公園の整備の関係のご質問なのでお答えいたします。

我々のほうで今公園の事業費として予算化させていただいている事業費につきましては、維持管理をメインとした予算を計上させておまして、その中で不都合な箇所があればその都度その部分の解消を図るというようなことで事業として今進めさせていただいている状況下にあります。以上です。

○浅野副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。考えてみますと時間が随分過ぎていて、あらあつという間だなというふうに、聞くものの何かまだ10分の1も話していないなというところなんです。スピードを上げてちょっと行きたいと思います。

今度は資料12の76ページです。

太陽光発電についてお聞きしたいんですが、単純にもう短時間でいくと、今回市役所に乗っけるやつは、このワット数とかありますが、使用料に対して日中はそうするともちろん十分の発電量であって、リチウム電池に夜間用に蓄えられるという考えでよろしいんですね。ですから、マックスの使用料とマックスの発電量がどういったぐあいになっているのか、簡単にちょっとお願いします。

○浅野副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 太陽光発電というのは、それほど大きな発電量ではございません。

実際に今回パネルで起きます発電量というのは28.8キロワット、これは全ての電源を賄うことはできませんで、いわゆる非常時、いわゆる災害対策本部が設置されると、必要最低限の電源、いわゆるその確保はできるというふうな状況になります。以上です。

○浅野副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 了解をしました。

それから、次83ページです。これも一般会計に入ると思うんですが、資料No.9の116ページにあります。この関連かなというふうに思いますが、高度衛生管理型の荷さばき場整備に

ついてちょっとお聞きしたいと思います。

これは、予算は一般会計の中に入っているのですが、これは質問してまずはいいいんですよね。
(「はい」の声あり) その中で、私は今後の運営方法についてちょっとお聞きをしたいというふうに思うんですが、これは市ですずっとやってきているので市の今の管理ですずっといくのか、今後ある程度の管理方法について考えるのか、その辺をちょっと簡単にお聞きしたいと思います。

○浅野副委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 こちらの整備につきましては、塩竈市として開設したということでの整備をいたしますので、いわゆる公設ということになります。

運営の仕方につきましては、公営でいく方法とあと民営の方法とありますので、これにつきましては今からどのくらいの施設ができて、どのくらいのコストがかかるのか、それをどういった形で行政側が費用負担するのか等々交えて検討いたしまして、その上で公設、あるいは公設民営、そういったものも含めて検討していきたいというふうに考えております。

○浅野副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 よろしくお聞きしたいと思います。

やはり他場所を見ますと、私も視察で会派やら出て動いていて、そんな中でやはり漁協関係で運営されているというところがほとんどですし、そういったことも多分視察もされていると思うんですが、十分にそういった検討を加えていい方向に持って行っていただきたいと考えております。

では、次の資料No.12の89ページ、90ページ関連でいきたいと思います。

これは、資料No.9の116ページ、同じページでいいと思うんですが、ここで浦戸関係の整備事業について載っていますが、これはかさ上げ工事やら何やらも含んでくると思うんですが、整備上、その土砂はどこから持ってくるのかを簡単にちょっとお知らせください。

○浅野副委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 こちらの浦戸の野々島、寒風沢の災害復旧事業でございます。こちら資料9で申し上げますと、11款、173、174ページになります。こちらの工事で使う土砂等につきましては、本土側から基本的には持ってくるということで今のところは進めております。以上です。

○浅野副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 本土側から運ぶとなると、台船に載っけて、また載っけて陸揚げしてというような、大幅な手がかかるし、お金もかかるんだらうなというふうに思うんですが、この間の質問でもさせていただきましたが、今しゅんせつ中であると。そのしゅんせつの土砂を何とかこれらに転用できないのかと、そして土砂が足りないのであればしゅんせつの何でしたっけ、今7.5メートルでしたっけ、それから一気にもう9メートルにランク上げをしてどんどん掘り下げて、その土砂をこれは使うというそういうことであれば一石二鳥のような気がするんですが、全くそういった方法は考えられないのか、考えられても何かの問題でできないのか、その辺あれば簡単にちょっとお願いします。

○浅野副委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 港湾の航路との関係では、ちょっと私どもで何とも言えない部分がございますけれども、私どもが行っております漁港の整備の中では、岸壁の全面の土砂等については、それはある程度コンクリート材みたいなものを入れて多少土質を改良しながら改めて使うということでやっているところでございます。以上です。

○浅野副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 まあ港湾の専門家でないので多分わからないのかなと思うんですが、しゅんせつ関係をちょっと知っている人がいて答えられるのであれば、そういったしゅんせつの土砂を使えるのか、使えないのか、その辺だけちょっとお聞きしたいと思います。

○浅野副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私のほうから、若干県のほうと情報交換させていただいておりますので、そういった視点からご説明させていただきたいと思います。本航路のしゅんせつというよりは、青葉航路というんですか、松島のほうに行く航路ございますね。そちらから浦戸のほうに分岐する航路がございます。通称駒島航路と呼んでおりますが、これが今埋没をしております、今浦戸交通船に乗ると、途中から左のほうに曲がって大回りで桂島、野々島のほうに行ってくださいまして、この航路を県のほうで航路しゅんせつを行っていただくことになっております。こちらの土砂については、かなり良質なものではないかということをご想定をいたしております、このような土砂については、今委員のほうからご質問いただきました浦戸の漁港施設整備のみならず、地盤のかさ上げ、あるいは多目的な利用といったようなところにこの土砂をぜひ活用させていただきたいということについては、既に県のほうに申し入れをさせていただいているところでございます。

○浅野副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

次に、時間もないことですし、資料9のほうからちょっとお聞きしたいと思います。

この中の議会費です。（「ページ数をお願いします」の声あり）資料の9の34ページに議会費がありますが、この絡みでちょっとお聞きをしたいんですが、3年前に議場の整備ということで、市長宛てだったと思うんですが、要望書を出されたというふうに私はお聞きしております。そして、その折に一番手っ取り早かったといたしますか、緊急に必要なだったと思うんですけども、この椅子の関連が変更されました。これは議員だけの椅子が変わっただけで、市当局の人たちは、中にはパイプ椅子で長時間やられているという方もおられるようで、この議場の見直しも含めてたしかそういった要望をされたと思うんですが、今回、ずっと去年もそうですが、ここに盛り込まれてはいないと思うんです、そういったことは。それについてどう今考えていらっしゃるのか、財政なんですかね。財政関係の方ですか。回答をちょっとお聞きしたいと思います。

○浅野副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 平成21年当時の議長から市に対しての要望ということで、おおむね4点ほど何か要望があったというふうに伺っております。

1つは、議席の移動、それから質問席の設置でありますとか、それからマイク設備の更新、今回の更新も既に終わっておりますけれども、議員方の椅子の更新、そして傍聴席の座面、あるいは背当ての改修などの要望をいただいているというふうに伺っておりました。今回そのうちの1点だけということなんですが、今後施設整備も含めてかかわる話でもありますし、財源調達も議会費というのは全て一般財源というふうなところがありますので、ちょっと今後の検討課題というふうにさせていただければというふうに考えております。以上です。

○浅野副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。まあそうすると要望の中で議員の椅子だけが変わっているということですね。最近の一般質問やら何やらでは、もうほとんどが、ほとんどといいますか全部が一問一答方式で進めていますし、そうなるとやっぱり対面形式がいいのかなというところもありますし、あとはやっぱりいろいろ話を進めるに当たっては、座っているコンディションやら何やらで、その席の状況やらで疲れる疲労度も皆さん違うと思うし、やはり二元代表制を掲げている議会としては、やっぱり対等に話ができるそういう、今対等じゃないんじゃない

いかと、我々だけいい椅子に座って皆さんはという話じゃちょっと論議もなかなか進まないと思うので、それについても今回は含んではないと思うのですが、次年度についてはそういったことも考えていただきたいというふうに思います。

次は、資料13を中心にちょっと行きたいと思います。駆け足で進みたいと思います。

まず6ページですが、ここに公立保育所員の年齢構成がありまして、保育士の正規職員と臨時職員の数がここに出ています。ここで私が思うのは、この資料No.9にも書いていましたけれども、ここの中でこの間の誰かさんの——誰かさんというのは表現悪いですね、どなたかの委員が質問されていて、報酬関係はアップしたんだというような回答をちょっと私聞いたように頭に入っているんですが、これは同じ仕事をしているのか、正規職員と臨時職員と同じ内容の仕事をしているのか、そこを端的にお聞かせください。

○浅野副委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 臨時職の保育士の方にもクラス担当とか持っていておられますので、基本は保育の現場では正規職員と同じ仕事内容をしていただいております。

○浅野副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 去年の一般質問でもちょっと臨時職員と正規職員について質問させていただきましたけれども、私はやっぱり臨時職員は臨時職員、やはり報酬的に3倍、4倍以上ですか、もらっているわけですから、そういったきちんとした使い分けを私は必要だと思うんです。ここでいう臨時職員と同じ仕事であれば、保母さんについては全部臨時職員で対応されたいかがかというふうに思うんですが、急に今まで働いてくれていた人がだめですというわけにはいけませんから、自然数に合わせてふやしていくとか、そういう方針は持っていられるでしょうか。同じ仕事を私はするのであればそうだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○浅野副委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 将来的にはなんですけれども、保育所整備の中で行く行くは公立保育所の数についても、地域の拠点となるような形で少し対象を絞っていこうというような形で一応考えております。そういった中で、今ある正職員で将来的にはできるだけ賄えるような保育所運営、そういったものを一応考えていきたいというふうに思っております。

○浅野副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、だって同じ仕事で同じ内容で同じことをちゃんと対応してやってくれるなら、臨時職員が私はいんじゃないのかなというふうに思いますが。だって単価がそれだけ低いん

だし、そういう考え方であれば、私は反対にそういった能力を発揮して正規職員と同じ仕事をやってくれているんですから、普通の臨時職員の考え方の700幾らでしたっけ、単価忘れちゃったけれども、ちょっと上げたとは言っていましたけれども、何か何十円の単位の問題ですよ。それならぐんと上げて時間給1,000円とか2,000円でぼんと上げてやるべきじゃないかなと、反対にですよ。見方を変えれば私はそう思うんですけれども、そう思いませんか。

○浅野副委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 一応将来的な公立保育所の役割なんですけれども、民間ではなかなか採算的に担えない障害児保育なり、あと要保護児童を対象とするようなそういった保育を公立保育所では積極的に一応やっていただく、そういったためのやはり地域の福祉の拠点となるような公立保育所というのがやっぱり将来的には何カ所か必要かというように考えております。

○浅野副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっと何かかみ合わないようなんですが、私は結論からいえば、臨時職員と正規職員が同じ仕事をやられるのであれば臨時職員に変えていくべきだし、そして同じ仕事内容で同じことをこなせるのであれば、そういった臨時職員も給料報酬を上げてやるべきだと私は思うんです。ですから、そういった方向で今後考えて、やる気のある臨時職員でばんばん働いてもらったほうが安い単価でいけるので、そのほうが私はいいかなというふうに思いますので、今後検討をいただきたいと思います。

それから、次の資料の13の18ページ、ここの中で職員の配置数が出ていますが、月見小学校と第一中学校だけ2人なんです。あとは全部1人なんです。この辺はなぜこうなのかと。人数的には余り変わらないんじゃないかと。例えば一小あたりは、一中ですか、ほかの二中より少ないような気がしているんですが、こういった何で2人と1人という差があるのか、それを端的にちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○浅野副委員長 会澤教育総務課長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 各学校に用務員は男性1人と女性1人の用務員を配置しております。こちらの2名という男子用務員については、全員正規職員です。それから、この月見ヶ丘小学校と第一中学校については、女子用務員がおります。その他の学校には非常勤の女子用務員がいるというような形で同じ数を配置しております。

○浅野副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、普通の学校は2名いて、たまたまここに数字的には載ってはいませんが、みんな2人いるんだと。それは臨時職員で対応されているという考え方でよろしいんですね。はい。

じゃ、次に移らせていただきます。

次は、図書関係……、これはちょっといいかな。次に移りますね。

人口問題、先ほど市長に定住人口の話が出ましたけれども、この資料No.13の30ページを見ますと、どうも転出が多いと。転入転出の割合を見ると、ちょっと多かった月、6月と1月がありますけれども、ほかは全部転出が多いんです。これはどうなんだろうと。これを見て、私は今回の長期総合計画の5万5,000というあれですが、あつという間に5万5,000になっちゃうんじゃないかと、これはこれはというふうに私は思っちょつとぞつとするんですが、市長はこの数値を見てどう思われるのか、ちょっと感想をお聞きしたいなというふうに思います。

○浅野副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 最終的に10年後の人口予測を5万5,000というような形で今回の長期総合計画策定をさせていただいております。なおかつ毎年進行管理をさせていただいておりますが、残念ながら23、24については、流出が多いというような現状であることについては、私も非常に厳しい状況だという認識をいたしております。今こういったことを踏まえまして、今後の定住人口を確保するといえますか、この人口減少に歯どめをかけるために何をやったらいいかということについて、今大筋の考え方をおまとめし、先日も議員の皆様方にお配りをさせていただいております。もう若干こういった内容を精査しながら、こういった中から具体的な施策としてこういったことをやっていくというようなことを今整理しつつあります。25年度にも一定程度そういったものを盛り込ませていただいたつもりではありますが、まだ全体的なものを網羅した形にはなっておりませんので、今後なお一層そのような努力をさせていただきたいと考えております。

○浅野副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。この定住人口増加、それに向けていろいろ考えられているようですが、そんな中でこの39ページです。ここの各種手当がありますが、みんなどこでもこの住居手当とか通勤手当が発生してくるわけですが、ここで思うのは、市の職員がどのぐらいの割合が塩竈市住民なのか、市以外のところから通われてきている職員はどうか、その割合です。そして、それがこの手当の割合もそれにほぼ匹敵するのだろうかというふうに思

うのですが、私は極端な話を言えば、もうこの市の職員は塩竈に住むべきだと。そういったことを言い出したら大変な話になるのかもしれませんが、例えば私が市長であれば、もうおまえは当然だと、塩竈に住みなさいと、採用の条件もそうだと、今後勤める条件もそうだと。塩竈以外であれば住宅手当も出さない、通勤手当も7キロ四方ですから、ここからだったら3キロ半ぐらいしか出さないとか、そういった私はもう極端なあれを、やっぱり市の職員から塩竈に住んでもらおうというそういう意識が必要であって、それができなかつたら普通の人だって余り塩竈に来ようという気はしないと思うんですが、そういう思い切った本当に全然ほかも考えられないような私はその対応が必要ではないかなというふうに思うんですが、これがもう最後ですか。時間ないんでしょうか。（「ない」の声あり）1分ですか。

ついでにあともう一つお聞きしたいのは、この46ページのこの変更率とあるんですが、これは変更率がえらい割合が高くて20%とか30%近くあって、そして落札率が99.何%とあるやつが随分ここに各所見られるんです。この関連はどうなのか。変更率というのは、いわゆる契約をして、ある程度実際やったら変更してこの金額がこうなったというやつなのか、ちょっと意味合いよくわからないのですが、この私としては何か不思議な数値なんです、そこをお答え願えれば、先ほどの2点です、お願いしたいと思います。

○浅野副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 1件目の塩竈市の職員が全て塩竈市在住であるべきじゃないかというご質問であったかと思いますが、ご案内のとおり職業の選択の自由というものが我々ございますので、なおかつ組織力というものを考えましたときに果たしてそれでいいのかどうかというようなこともあるかと思っております。ただし、新しく職員を採用いたしました折に、例えばアパートに入りますというときには、私も塩竈に住んでくださいというようなことは必ずお願いをさせていただいておりますし、議員のご質問の中では、1点は例えば災害配備なんかのときに今回の東日本大震災の例を待つまでもなく、やっぱり緊急に配備できる職員は一定数確保されてしかるべきではないかというようなことについては、目配りをさせていただいているところであります。

落札率の話をいただきました。大変発注件数が多くて、業者の方々がむしろ仕事を選ぶ状況というようなことが端的に申し上げれば今の状況ではないかなと思っております。不調が大変多くなってきておまして、結果としてそういったことが落札率が高どまりになってきている原因だろうというふうに考えております。

また、変更率については、例えば地下に埋設しております下水道管を掘り返しました結果、若干その延長をふやしてやらなければならない、水道管の入れかえ工事をやりましたときに支障物があってそこを迂回しなければならない等々が新たな要素として出てきた場合につきましては、変更増という形で対応させていただいているところでございます。

よろしく願いいたします。

○浅野副委員長 曾我委員。

○曾我委員 平成25年度の一般会計の関係で、前段にもありましたように351億円の予算、そして通常の一般会計で約200億円と見て、それを150億円上回る部分は震災復興事業の予算というふうに見ていいのではないかというふうに思います。

私どものほうから、No.13の資料要求いたしました。私は、今回の一般会計で特に生活再建、中小事業所のなりわい再建を中心に質疑を展開してまいりたいと思っております。

No.13の22ページ、平成25年度の復旧・復興災害関連事業予算の一覧表が出ております。この23ページの合計額が152億円になっておりますから、これが通常分よりも多い復興予算というふうになるかと思えます。それで、全員協議会で第5回の塩竈市の復興交付金事業会計の申請状況とかいろいろ出させていただきましたが、まず被災者の立場で心配していることは、例えばこれから危険区域というふうに指定した場所、特に浦戸ですが、その事業が12月議会で区域設定をしたと。それに基づいて浦戸の危険区域の具体的な工事が始まる予算だと思うんです。それで、被災者からすれば、その調査に基づいて津波被害に遭った自分のうちがどういう値段で買われて、その値段をもとにして移転先に移さなきゃいけないというときに、そこを買わなきゃならない値段とかそういう心配があろうかと思えます。そういう点で、この危険区域、野々島、寒風沢、桂島、それぞれありますけれども、その辺の心配についてどう考えたらいいのか、お伺いします。

○浅野副委員長 佐藤復興推進課長。

○佐藤震災復興推進局次長兼復興推進課長 12月議会で災害危険区域等の条例のほうをお認めいただきまして、その後3月1日付で実際危険区域の指定を行っております。指定したのは、桂島地区と、それから寒風沢地区の一部というふうなことになります。

それで、移転に際しましては、基本的にあと市側で浦戸地区内に隣接地に新しく団地を整備するというふうなことになります。その際、国のほうの基準の考え方を申しますと、従来は移転団地につきましては賃貸というふうなことだったんですけれども、売却といった形も対応し

て構わないというふうになっております。その際は、浦戸地区内での実勢価格での払い下げというふうな形になりますので、基本的には地元の方々のほうにもお話ししているのは、そんなに既存の宅地の買い上げをしますけれども、売る際の土地の部分についてもそう大きくは変わらないだろうと、基本的には今の宅地のほう、売る場合というか市側で買い求める宅地については、例えば100坪であったとすると売る側については80坪程度に少し範囲がちっちゃんくなるというふうなこともありますので、多分同じくらいの価格で要するにやりとりができるかなというふうなお話をさせていただいております。

○浅野副委員長 曾我委員。

○曾我委員 同じ土地は求められないけれども、若干狭くはなるけれども、大体ほぼ同じぐらいな売買の関係ができるであろうと。このときにも災害地域関係では、ローン組んだ場合に利子分の補填があるというふうにも説明されてきたわけけれども、その辺はどうなのかということと、あと心配されているのが抵当権を組んでいた住宅、そういった場合にはそれらの関係はうまく調整できるものなのかどうか、その辺についてお伺いします。

○浅野副委員長 佐藤復興推進課長。

○佐藤震災復興推進局次長兼復興推進課長 まず防災集団移転の場合につきましては、基本的には3月1日に市のほうで告示指定をさせていただきました。その日から例えば移転をなされるというふうな方につきましては、あと新築をする建物の物件の例えば住宅ローンを組めば、その住宅ローンに対する一定の利子補給という部分がなされます。それから、土地についても、同じように利子補給ができるというようなそういった仕組みになっております。

それから……（「抵当権設定された場合」の声あり）失礼しました。抵当権の設定につきましては、その辺はあといろいろ課題がありまして、例えば要するに抵当権を設定された方々が銀行との間でいろんなやりとりがなされるという部分がありまして、従来は市側で土地を買う場合にはそういった抵当権を解除してから市のほうで買うというようなそういったやり方になっていたわけなんですけれども、その辺が復興を急ぐ上で少し、要するに自治体側でも銀行とのやりとりを軽減できるような方策がないかというふうなことで、今ちょっと県内でいろいろ話し合いをさせていただきながら、足並みをそろえた対応はできないかということで検討させていただいております。

○浅野副委員長 曾我委員。

○曾我委員 いろいろ個人個人はさまざまな課題、抵当権の問題などいろいろなのがあると思

ますが、ぜひその辺も丁寧に対応していただくようお願いしたいということと、それからずっと私が求めているのは、何度も言ってまたかと言われるかもしれませんが、住宅再建で現在のところ基礎支援金、加算支援金で300万円だと。進んでいる隣の岩手県は、県が100万円の、それから自治体が100万円で、全体が500万を支援していると。こういう矢先に国のほうで新たにこの間県から示された交付金の関係ありますが、これをこれから当局が示すんであると思いますが、ここでは余り深く入りますと、ちょっと事前のことになりますが、この住宅支援、生活支援の上では、新たな住宅を建てる上では、そういった方向も検討していただけるのかどうか、その辺だけ伺っておきます。

○浅野副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今ご質問いただきました件については、県のほうから大枠を示されているということとあります。14億7,750万円というような金額を危険区域以外の方々にぜひ生活再建に活用していただきたいということで、そのうち8割を今年度指定するということころまでは、県の作業として進んだということについては理解をいたしております。ただ、その受け入れについては、今後また議会のほうに改めてどのような形のものかということをしかりご説明させていただきながらご提案をさせていただきたいと思っておりますので、この場ではその程度のご回答にさせていただければと思います。

○浅野副委員長 曾我委員。

○曾我委員 ありがとうございます。実際に財源が伴うものですから、今回そういう形で示されたのは非常に希望が持てるなというふうにも思っていますが、ぜひ生活再建のために一層の努力をここではお願いしておきます。

それからもう一つは、区画整理事業ではない、例えば具体的には港町の整備の関係で擁壁の関係なども何度も求めてきたわけですが、これも復興交付金の事業の中で、あるいは地元の港町のところで示された関係で新たにお伺いしたいのですが、つまり私が何回もかさ上げのことを心配しなくても、道路整備の中で道路の沿線沿いの宅地については、道路事業とあわせてきちんと宅地もかさ上げするという説明してきたのかなというふうに思っておりますが、その辺について伺っておきます。

○浅野副委員長 佐藤復興推進課長。

○佐藤震災復興推進局次長兼復興推進課長 港町の整備につきましては、今回道路事業としての対応が国のほうの復興交付金は認められましたので、今後整備をしていくというふうなことに

なります。その際、道路整備とあわせてかさ上げが、宅地がどういった形でできるのかというふうなお話になろうかと思えますけれども、基本的には道路事業でやれる範囲というのは道路部分だけになりますので、宅地のかさ上げについては市のほうの宅地かさ上げの支援策、あるいは擁壁等の支援策という部分がありますので、それを活用していただきながら、市の道路事業とあわせて取り組んでいくというふうなことになります。

一方で、それ以外に例えば市のほうのリサイクル骨材という部分がありますので、それについては市のほうで別途提供できるというふうなお話をさせていただいておりますので、骨材を活用するというふうなことであれば、市のほうで一定程度運搬なり、一定の敷きならしといったような対応をさせていただくというふうな考え方にしておりますので、そういったものであれば宅地も含めて整備ができるのかなというふうに考えております。

○浅野副委員長 曾我委員。

○曾我委員 港町のとくに説明した文書の中では、道路の沿線沿いについても、住宅、道路の図面の中で整備されるというふうに私これ見てそう思ったんですが、そうではないと。一定道路の整備については、道路の整備という制限というかことがあるので、あるいはこれまでの骨材とか擁壁、かさ上げの支援でやっていただくことになるということなんです。それで、私が問題視しているのは、擁壁の関係が50センチ以上でなければ補助金にならないというこの制限、つまりいつもそうなんですが、すき間をどう埋めるのかというそういう視点がいつも行政の中にはないのではないかという問題意識です。話繰り返して嫌だなと思うか、一部損壊もそうですし、そういった50センチと決めちゃうと50センチじゃないところの擁壁を上げたときは対象にならないとかそういったすき間を埋めなければ、やっぱりそこがまさに市長の姿勢ではないかというふうに思うんですが、今回そういった交付金も来ますし、内容、対象事業となるとそういうことも含んでいるようにも見受けられるんですが、改めてそういったすき間を埋めて、全ての方々がもとの暮らしていたところに戻れるような施策に今回の国からの交付金事業も含めて改めて考えることはできないのか、この点についてお伺いします。

○浅野副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今回の議員のご質問は、塩竈市の被災宅地かさ上げ支援事業のお話であるかと思いますが、一定程度規模の被災があった場合についてはということで、確かに初めは盛り土かさ上げ分だけを塩竈市として補助させていただくというような内容でありました。その後、多くの議員の皆様方から、それだけでは本当に再建できないのではないかと、例えば擁壁が傾いた、

あるいは擁壁が倒壊してしまった、あるいは地盤沈下によってうちそのものをかさ上げしなければならない、あるいは引き家をしなければならないというような方々もあるのではないかと
いうご指摘をいただきまして、その後大幅に制度内容を改善をさせていただきまして、今現在
全体の予算が3億6,000万円で相当程度のことと今回の補助制度で対応していただけるものか
なと思っております。ただし、やはり利用する方々がなかなか判断がつかかねて、実際ご相談
に来ていただいている方々の二、三割ぐらしか残念ながらこの制度を活用いただけていない
という現状にありますので、我々はもっとこういった制度を活用いただきたいということにつ
いては、しっかりと市民の皆様方に説明責任を果たしてまいりたいと思っておりますし、今ご
質問の港町地区の方々については、先ほど担当課長からこういったことの場合によってはとい
うようなご提案もさせていただいているわけでありまして、その辺の内容についてご賢察を
いただければ大変ありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

○浅野副委員長 曾我委員。

○曾我委員 地元の説明会にも私もできるだけ出るようにしてございまして、そのたびに担当課の
ほうではこれを説明していただいて、できるだけ利用していただきたいというふうな話をし
ているのも私も知っております。ただやっぱり何センチということがハードルになって、もうそ
のすき間を埋められないということも出ておりますので、私はそういう点では、宮古市はそう
いった制限を設けていないんです。地盤の補強及び整地の工事、擁壁の設置及び補強工事、そ
れから旧擁壁の除去を含むのり面の補強工事、排水施設の設備工事、地盤調査及び設計調査費、
その他被災地の安全性の回復に必要な復興工事ということで、20万円以上の対象工事にしてい
るんです。だから、何センチとこういうふうになると、やっぱりいろいろさまざま問題が起
こると思いますので、ぜひこの進んだ経験を生かして、被災した、港町でいえば港町が全域が被
災しているという地域に光を当てて、どうすればそこに同じような公的な支援でもとのところ
に住んでいただけるのかということに思いをめぐらして、ぜひ頑張って被災者の立場で生活支
援をお願いしたいということだけ申し上げておきます。

それから、次に中小企業の関係に入らせていただきます。

資料要求では、13のここでは商工会議所の関係が出ていますが、28ページです。28ページで、
これを見ますと塩釜商工会議所の会員数が23年3月10日時点で1,737の会員がいたと。被災を
受けた方が下のほうの合計数を見ますと1,238件の被災を受けた方がいたということで、復旧
済みなんかもありますけれども、大変な会員数の中の多くは71%ほど災害になったんだなとこ

こで見受けるわけです。そういう点で中小業者に対する支援というのは、塩竈ではいち早く全壊30万円、大規模半壊20万円、それから半壊が10万円ということで、早く店なんかの内装とかを直すために工事をした部分の半分ということで補助していただきました。それを受けて頑張っている方々もおりますが、なおいまだになかなか備品が壊れて大変だとか、厨房が壊れて大変だとか、グループ補助には入れない、宮城県のいろいろな商業活動のやつも見たけれども、100万円以上じゃなきゃだめだとか、そういった補助が200万円以上じゃなきゃだめだということは、つまり自分で100万円を出さなきゃいけないということですから、そういう感じでそれも市内の中小商店、塩竈市は中小業者が多いわけですがけれども、中小商店の再建のためには、宮城県の基準から下のほうの部分にもう一度全壊30万円、20万円、10万円がありましたけれども、あれは店の改装・改築ですよ。備品などについて、施設については対象外だったと思うわけですがけれども、ぜひ市長は今度の第5次長期総合計画では、商業関係、そういうものをぜひ発展させるというかここに活力を入れていくということで第5次も言っているわけですがけれども、やはり私はそのグループにも入れない、県の活動補助金も使えないというところにぜひ改めて支援をする考えはないのか、お伺いしたいと思います。

紹介しておきますが、市内市町村の商業者向けの復旧補助金の一覧を私ここに持っております。亘理では、100万円です。それから、東松島市も中小企業の復興のために上限100万円、石巻も100万円、それから栗原市も100万円、登米市は300万円を上限にして、そういった地元の中小業者の施設設備などの支援を行っております。ぜひこの辺について改めて求めるものですが、いかがでしょうか。

○浅野副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 商業者の方々の支援ということについては、商業者の皆様方の窮状については、私も重々現場を訪問させていただくたびに、もっと根本的な部分で制度があってほしいということで、今日までのさまざまな機会に国なり県にグループ化補助金、あるいは県の支援策というような間を埋めるようなものをぜひご賢察をいただけないかということをお願いをさせていただいてまいりました。それは、一つにはこれから先まだ8年の間、県なりから構築していただきました基金を活用してさまざまな制度をさまざまな財政出動をしていかなければならないということでもありますので、やはりこういったことを一市一町ということではなくて、被災地向けということでもう一度お考えいただけないかということについてお話をさせていただいてまいりました。これから先もまたさまざまな機会にぜひ商業者の方々に対する手厚

い支援ということについてご再考いただけないかということをお話をさせていただきたいと思っております。そういった結果を踏まえて、また改めて考えさせていただきたいと思います。

○浅野副委員長 曾我委員。

○曾我委員 ありがとうございます。県のほうの中小向けの補助金制度、ようやくおくれれておりましたがグループ補助金が終わりましたので、宮城県が25年3月25日から4月26日まで、対象業種も新たに建設業、療術業、歯科技工士なども新たに業種を拡大して募集することが決まったようであります。それで、対象業種も拡大を求めようということも持ってきたわけですが、担当のほうでのさまざまな努力もあってここまでこぎつけたと。残念ながら、ただ補助の対象が200万円以上ということは変わっておりませんので、今市長が申しましたように、引き続き100万円でも対象になるようにとか一層の努力をしてほしいし、また市でもそういった取り組みを一層やっていただくように求めるものです。これは、長引けば長引くほど「もう1年やったらもう閉めるわ」とか、「もうやめるわ」と言う人たちが結構おります。そこに早く光を当てていかないと、やっぱり塩竈市の町が戻らないのではないかとということも危惧されますので、ぜひ一日も早くそういった方向性を示していただきたいということを申し上げておきます。

それから、雇用についてお伺いしたいと思います。

先ほども前段での委員の質問がございましたが、これは資料の12です。緊急雇用の関係、78ページ、79ページ、それから80ページに関係して176人の雇用をしていくということで、この数字を見れば「あ、うまくいくのかな」というふうな期待も持ちたいところでもあります。ところが、実際これを活用してきたところでは、実は単価が安過ぎて人が集まらないよという人もおります。それから、時間帯も朝8時から5時半までだという職業だけではございませんので、そういったことでも大変だということも言われております。

それで、これはまあ緊急雇用ということですが、ぜひこの制度そのものは活用しながらも、これではとても間に合わないので、事業所自身がこれにプラスをして時間給を上げて雇っているんだというところもありましたけれども、これらの全体のこれまでの取り組みとか課題はないのか、まず最初にお伺いしたいと思います。

○浅野副委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 それでは、重点分野雇用創造事業についてのご質問ですので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、今単価の部分でなかなか人が集まらないというようなご指摘もあったかと思うんです

が、この事業につきましては、直接雇用とそれからあと委託事業ということで、2つの形態で実施をされているところでございます。直接雇用につきましては、当然市の非常勤職員、あるいは臨時職員という形で雇用されますので市の時間給等の単価の制約はあるかと思うんですけれども、まず委託事業については、その事業内容に応じてある程度その事業者のほうで単価の設定をしていただくことも可能かなとは思いますが。ただ、あらかじめこちらで事業計画をするに当たっては、当然一定程度の時給なりの設定はいたしますけれども、先ほども申しましたように、一定程度そのような事業内容を考慮した上で、事業者のほうで設定していただける部分もあるかと思えますし、これまでも24年度の実績を見ますと、まず委託事業についても、発注についてはある程度経過どおりの発注がなされ、人員が確保されているといったように感じてございます。

次に、この事業の課題ということでございますが、まず国の補正予算によりまして、24年度までだったやつが25年度まで延長されているところでございます。1年間ということになりまして、この事業については、短期雇用で次の雇用までのつなぎということで、この期間の中で就職活動をしていただいて、できれば正規雇用に結びつけていただくといったようなことがあるかと思えますので、やはり雇用されている方も、事業者のほうでもそこの将来的には正規雇用というところを考えていただいて就職活動を支援していただいたり、それから就職活動に当たっていただいたりといったところが必要になるのかと思えます。以上です。

○浅野副委員長 曾我委員。

○曾我委員 ぜひ、やっぱり今は特に公務員のバッシングもありますけれども、全体的に労働者の賃金が年々切り下げられてしまっているという状況の中で、少しでも雇用状況を改善することも大きな柱ではないかというふうに思っております。そういう点でこれらの緊急雇用は雇用として、ぜひ事業所自身が努力するというのもありますが、どういう問題があるのかということも含めてきちんと捉えていただきたいなというふうに思っております。

もう一つは、この緊急雇用の中で、私もう少し市にやってほしいなと思っているのは、市内の中小事業所の実態調査を例えば1年かけて、役所の方々はもう定数削減の中でこの300億円の予算をこなさなきゃならないという、技術者もいないという中で大変でしょうけれども、やっぱり市民とともに歩むとすれば、やっぱり市内の事業所の実態がどうなっているかということをつかむことが必要だと。そういう点で商工の関係の予算を見ましても、ほとんど去年とおととしと同じ関係の予算だと。一部まあ商工会議所の何とかというのが新たに入ったようです

けれども、これはこれでどういう意味なのかは後で聞きますけれども、やっぱり実態をつかむと。苦しみを一緒に共有するというか、そのところを例えば緊急雇用で1年かけてぼちぼちと商店街でもいいし、ずっと回って何が問題ですかということの本格的にこの緊急雇用で雇用して取り組んで、それを行政の施策に反映するというそういう視点があつていいのではないかというふうに思うんです。そういった点では考えはないからこういう予算になっているとは思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○浅野副委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 被災した事業者の実態とそういった方々の声を聞くということだったかと思うんですけれども、まずこちらとしましてはやはり全ての事業者が商工会議所の会員となっているわけではございませんけれども、今回資料としてお示しさせていただいたような形で市内の主な事業者の営業状況というのが調査され公表されているところですので、これを一つの指標として対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○浅野副委員長 曾我委員。

○曾我委員 塩竈市の税務統計でいくと、平成21年度、これは国勢調査の関係ですが、塩竈市内の事業所は3,207事業所、従業員は2万1,010人でした。商工会議所の会員さんは1,737件ですから、半分ということになります。半分は商工会議所じゃない事業所ということになると思います。そういう点では、今担当課長が言いましたけれども、それは第一歩だと。だけれども、もう少しこう何というの、訪ねて行ってどうですかということをやりたいと。これは、震災だからとか震災じゃないからとかじゃなくて、これほどの不況の中で、さまざまな高齢化もありますし、さまざまな問題があると思うんです。そういったことの実態をつかむ上で、まさにこういった緊急雇用で、直接市の職員が行けなければ、こういうところにやっぱり立ち上げて取り組んでいただきたいなというふうに私は改めて、今回はのりませんけれども、ぜひそういった視点を忘れないで取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、雇用の関係では、塩釜管内のハローワークの調査がいつも、それを出していただきましたが、これは塩竈だけではないんですが、実は国勢調査の調べですと、27ページです。

(「資料番号は同じでいいですか、12番」の声あり) 13の27ページです。済みません。言わんとすることをだんだん忘れちゃうんですが、国勢調査で見ますと、ここは労働人口に対する完全失業者の割合というのが出てくるのです。ここには出てきませんよ、これは塩釜管内ですから。調べますと、塩竈市では平成12年度には完全失業者6.6%だったと。平成17年度は8.2%だ

ったと。平成22年度は9.28%だと。労働者人口に対する完全失業者の割合がどんどんふえていっているという現実です。ですから、これが今22年、23年、24年といきますと、もっと深刻になるのではないかとということも危惧されます。そういう点では、やっぱり雇用の場の確保、雇用の場の確保となりますと事業所の再建、そこにいくわけですから、ぜひ雇用関係で、私は市が大きな企業だというふうなことに例えれば、塩竈市もきちんとした雇用をして、またさらに民間でもきちんとした雇用が図られるような施策をぜひ進めていただきたいというふうに思いますが、この点について何かあればお伺いしたいと思います。

○浅野副委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 雇用の創出には事業の復興が何よりも必要だというようなお話だったかと思うんですが、委員おっしゃるとおり、まず被災した事業者が雇用しようとする際には、その被災した施設を復旧するなり復興するなりして、施設設備が稼働するといった状況が前提となるものかと思えます。そういった意味では、今年度、宮城県のほうで事業復興型雇用創出助成金という制度をつくってございまして、例えば水産業の共同施設利用事業ですとか、それからグループ補助金、こういった国の財源、県の補助金などをもらって施設設備の復旧・復興を果たした事業所を対象としまして、新規で失業者を雇用した場合に3年間その賃金を助成するといったような制度が創設されてございまして、昨年塩竈市内にも県から委託を受けた事業者がそのマッチングをするためにサポートセンターを創設して現在も活動しているところでございます。

25年度の事業については、ちょっと現時点では未定でありますけれども、これが継続されれば若干なりとも市内で雇用が引き続き創出されるものというふうに考えてございます。以上です。（「いいです」の声あり）

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 それでは、私のほうからも質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

では、初めに、資料No.12の第1回市議会定例会の議案資料の中から質問をさせていただきます。

初めに、76ページの塩竈市本庁舎の太陽光発電設備等導入事業についてお聞きをいたします。

初めに、事業効果の中で、通常時太陽光により発電された電力を照明・通信施設等に利用するというように書いてありますけれども、先ほども発電量は余りないということでお話ありま

したけれども、これらで年間どれぐらいの電力量の削減というか軽減になるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○浅野副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 先ほどちょっとご説明申し上げましたように、今回の1日当たりの発電量が28.8キロワットと。資料の76ページの2番の事業効果の通常時というところでは、日中ですが、ここでは予定としては15.3キロワット。残り13.5という形になりますので、これが下のほうにありますように蓄電池のほうの5キロワット以内で夜間に使えるように蓄電するというふうな中身になります。

内容的にはどういうところかというところ、先ほどもご質問があつてお答えさせていただきましたが、少なくとも最低限の電力として、万が一の震災、あるいは災害が発生した時点での災害対策本部が継続して24時間開ける、その電力をまず賄い切れるというふうな設定にさせていただきます。例えばテレビ2台でありますとか、パソコン、それから照明、あるいはトランシーバー、無線機なんかの電源と、それから監視用モニターテレビなんかの電源というような必要最低限のものをまず今回の太陽光のパネルの中で電力を確保しようという内容でございます。全体的な経費としてですが、年間で約30万円ぐらいの経費削減というようなところで今現在見込んでおります。以上です。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。ありがとうございます。

今後なんですけれども、防災拠点の向上という意味からも、こういった太陽光設備の導入、学校を初め公共施設に新たに設置推進を考えてられるのかです。学校等については、耐震化は終わっていますけれども、さらなる補強をしなければならないというふうなお話も聞いていますけれども、今後こういった太陽光発電の設置推進の考え、具体的にはこういったところに、あるのであればお話を聞かせていただきたいと思います。

○浅野副委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 まず、本市の庁舎とそれからガス体育館のほうで今回25年度予算を計上しておりますので、ここは何とか申請の中で県の環境省の補助金がついたと。今後も同じように、学校設備の発電関係も、こちらで考え方を整理した上で補助をいただけるような整備をしていきたいと。ただ、その中で、やはり今ご質問にありましたように、荷重量がどのぐらいかという話になります。この本庁舎も実は計算はできておまして、平米当たりの重さとい

うのがおおむね30キロに耐えられるというふうな本庁の結果が出ておまして、今回太陽光パネルについては非常に軽量化されているシリコンパネルというもので、おおむね平米当たり4キロ程度と、本庁舎については大丈夫だというような結果が出ております。同じように、今後学校施設、耐震補強関係は終わってはおりますが、こういった調査も踏まえながらというところの段階を踏みながら整備のほうの検討というのが必要になるかというふうに思っております。以上です。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。今、防災拠点の機能を高めるということで、そういったほかの事業者には屋根とか屋上を貸したり、こういった太陽光発電の設置の推進をしているというところとか、いろいろな部分で推進をされている自治体が出てきている状況なので、できるのであれば本市でもこういったことに取り組まればいいのかなど。教育の部分でもいろいろありますので、そういった点からも、できるのであれば推進をしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次、同じ資料の今もお話ありました78ページの重点分野雇用創造事業について何点かお話を聞かせていただきたいと思ひます。

それで、実施事業30事業ということで、今直接と委託ということでもお話をお聞きいたしましたけれども、この直接の部分なんですけど、雇用の募集等は、募集の推進は公募とかそういった部分での募集だけなんですか。お聞きいたします。

○浅野副委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 この重点分野雇用創造事業でございますが、直接、委託にかかわらず、失業者の募集に当たっては公募が条件となっております、ハローワークに掲示をしたり、あるいは市のホームページですとかそういった形で募集をすることになりまして、なおかつその際にはこの緊急雇用創出事業を活用しての募集であるといったようなことを明記することになってございます。以上です。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。それで、この事業は、塩竈市内の方を雇うのか、それとも定員に満たなければもうちょっと幅を広げて募集というか雇用、雇っていくのか、その点お聞きしたいと思ひます。

○浅野副委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 募集に当たりましては、現在は居住地の条件とか年齢とかそういったものをつけることはできませんので、条件を示して募集だけということになりますので、応募される方は市内の方というふうには限らないということになると思います。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。あと、この雇用予定人数ありますけれども、皆定員になっている状態のときはいいんですけれども、やはりやめられる方とかもいると思うんですけれども、そういったときは補充等を行うのか、それとも行わないのか、その点どうするのかお聞かせください。

○浅野副委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部商工港湾課長 この事業につきましては、失業者の方の雇用の確保を図っていただきながら、あるいは事業の目的を達成するといったようなことになりますので、まず途中でやめられる方がいたような場合には追加で募集をしていただいて、なおかつその事業の本来の目的を果たしていただくといったことになるかと思えます。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。ありがとうございます。

では、次に行かせていただきます。

同じ資料の84ページ、塩竈市地域防災計画策定事業についてということで、いよいよ防災計画の会議の中にも女性の委員が含まれまして、女性の目線、視点からも防災計画が推進されるということで、私も質問してきた経緯がありますので、この点はよかったなと思っております。それで、一応この中で（3）番に委員の部分で書かれていますけれども、この委員構成と女性の委員はどういった関係の人で、何人ぐらい委員となられているのか、その点お聞きしたいと思えます。

○浅野副委員長 赤間市民安全課長。

○赤間市民総務部危機管理監兼市民安全課長 防災会議の委員につきましては、現在40名以内ということで、今39名の方に就任していただいております。その中で女性の方は4名ほどございますけれども、その中で障害者団体の代表の方とか、保育園の方、あと婦人会の会長さん等々入っております4名という形になってございます。また、社会福祉団体等の代表の方、あと市老連の方といいますか老人クラブ連合会の方から入っていただいているような状況でございます。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。あと、6番の今後のスケジュール等の中を見ますと、町内会等の説明会、懇談会等も行われるということで書かれておりますので、そこでちょっとお聞きしたいんですけども、災害が起きた際に介護が必要な高齢者、障害者の避難をどのように支援していくかということで、東日本大震災のときも大きな問題となったわけですけども、そこで町内においては事前に要援護者の名簿作成をして、いざというときに名簿に基づき地域でこれらの方々を支えていくということで取り組んでいるわけですけども、ただ希望者ということでなかなか対象者全ての名簿作成とまではいかないわけですけども、国のほうでも要援護者名簿の作成を市町村のほうに求めるというような今後方針もあるみたいなんですけども、この点について本市のお考えをお聞きしたいと思います。

○浅野副委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 私のほうからご説明いたします。

現在、宮城県では、この3月に宮城県災害時要援護者支援ガイドラインを改訂する予定で事業を進めておるようでございます。そういった中であって本市の場合についてでございますが、実は既に要援護者台帳、私ども作成、平成21年度にしております、この際にひとり暮らし高齢者や障害者などのいわゆる災害時の要援護者を災害発生時に早急に救出できるようにということで台帳を整備してございます。昨年の7月から8月にかけてですけども、市内の町内会長さん、あるいは民生児童委員の皆様にご協力をいただいて、災害時に要援護者の対象と思われるお宅に回っていただきまして、制度の説明をしてもらい、本人の同意を得ていただきながら申請にご協力を願っているということで進めてきてございます。

それで、現在、登録者数でございますけれども、1,400人前後というふうな――あえて前後と申し上げましたのは、実はこの間、この震災以降死亡・転出等が若干数字出入りあります関係でそのような数字をお答えさせていただいておりますが、そういったことがあって対応を今現在進めている状況でございます。以上でございます。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。ただやっぱり希望者だけという大変な部分で、災害が起きたときはやっぱりそういった方を支えていかななくてはいけないという状況でもあると思うので、この点の進め方、またそういったもの、名簿ができたとしても、やっぱり行政が全ての方を支えるわけにはいかないということで、そこにはやっぱり地域の方の支えがなければこういった

方を災害のときには支えていけないということで、そういった名簿作成は行政でできたとしても、そういった支える側になる場合、地域の方にどういうふうな感じをお願いをしていくかというか、そういったところはどうお考えになっているのか。

○浅野副委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 確かに今委員おっしゃられたように、そういった災害時援護者については、台帳作成に当たっては、近隣関係、あるいは血縁関係を含めて3名ほどそういった方々を見守っていただく方をつけさせてもらっています。市としてそういった方々を対象に入れまして、地域での防災訓練ですとか、あるいはいろんな防災訓練活動においても、そういった方に入ってもらった形での訓練活動を進める中で地域に根差した見守り等を含めて対処していきたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野(幸)委員 わかりました。今後こういった点、大事になってくると思いますので、今後とも取り組みのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして資料No.9のほうから質問をさせていただきたいと思います。

48ページの2款の総務費ということで、交通安全対策事業ということで質問をさせていただきたいと思います。ここの中で通学路の安全対策についてお聞きをしたいと思います。

通学路に関しましては、昨年、文部科学省、そして国土交通省、警察庁合同で各自自治体の通学路の緊急点検を要請されておまして、本市でも総点検が行われました。それで、通学路の安全確保について地域で認識を共有するという観点から、対策必要箇所及び対策内容ということで公表するという事なんですけれども、平成24年12月末の公表状況を見ますと、宮城県では公表対象が34市町村のうち29市町村が公表しているわけなんですけれども、この中に塩竈市が入っていなかったんですけれども、二市三町で2つの市と町だけだったんですが、塩竈市もその2つの中に入っていたんですけれども、この点について公表しなかった理由というか、この点お聞きしたいと思います。

○浅野副委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 通学路の緊急安全点検につきましては、昨年教育委員会を中心に各学校の指導員の教員の方及びスクールリーダーの方々、またPTAの関係者、先ほどお話にありました交通管理者であります塩釜警察署、あと道路管理者であります国道維持出張所、県土木事務所、土木課がそれぞれ一堂に会しまして合同点検をしております。合同点検では21カ所の危

険箇所が確認されておりました。

経過としまして、10月18日に再度関係者による意見交換会が開催された中で、新たに危険箇所が3カ所ほど報告を受けた内容になっておりまして、対策の必要な危険箇所が24カ所ということで再確認をしております。

その中で点検実施結果の公表のおくれているのはなぜかというご指摘でございますが、現在、公表に向けて関係者との協議調整がおくれておりましたが、3月1日、最終確認をとり行いましたので、現在公表のために必要な手続をとり行っている状況下にあります。

公表の時期につきましては、3月の中旬ごろを予定し、あと本市のホームページ並びに広報紙等に掲載する予定で今取り組んでいる状況であります。以上です。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。今回の予算案、また平成25年度の当初予算案に防災安全交付金というのが計上されているということで、この通学路の安全対策にも使えるということでありまして、公表した自治体が申請した場合、公表していない自治体と比べて優先的に交付されるということで聞いたものですから、ちょっと今質問させていただきました。

それで、今年度もこの通学路の整備に関して、整備箇所と内容を具体的にお聞かせください。

○浅野副委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 緊急点検に伴う危険箇所の整備の箇所につきまして、25年度の予定箇所でございますが、具体的に第一小学校東側の市道本町南町線を約400メートル程度、路肩のカラー化を図っていくということで箇所づけしております。以上です。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 カラー舗装ぐらいしかできないんでしょうかね。

○浅野副委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 点検箇所のほうで今それぞれの管理者たちのもとで確認させていただいた中で、当塩竈市の各学校区の施設整備の考え方につきましては、それぞれまず具体的に申し上げますと、まず学校による対策につきましては、それぞれの施設の危険箇所の問題解消については、もう終了していると。あと、交通管理者におきますいろんな一時停止等の設置及びLED信号機への交換等につきましては、年度内に全て完成するというところでお聞きしております。

また、塩竈市の道路管理者におきましての今後の交通安全対策の部分につきましては、その

緊急安全対策危険箇所の中で箇所づけされたものにつきましては、路側帯のカラー化とそういうものでの確認をさせていただいている状況にあります。以上です。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 やっぱりカラー舗装じゃなくていろいろな対策の項目があると思うんですけども、この辺は各関係機関で連携をとっていただいて、せつかくこの通学路の安全対策に使える予算も今後大幅というか出てくると思うんです。ですから、この機会を通してやっぱり塩竈市内の通学路の補修というかそういったところをきちっと、やっぱりこういう機会あったときにやっていただかないと、後からというとまた予算等がつかないとか、ないとかそういう状況にもなってくると思いますので、やっぱり国のほうでこういう重点項目として打ち出している部分は、しっかりとそういったことができるときに本市としてもしっかりとやっぱりやっていただきたいということで、この辺お願いをしておきたいと思います。よろしく願いいたします。

あとはまた、カラー舗装という話ありましたけれども、ある地域に行ったところ、カラー舗装終わっていたところなんですけれども、右左どっちをカラー舗装するのかということでありまして、カラー舗装したんだけれども、実際はそっちを通るんじゃなくてこっちを通るんだよということを言われて、ああそうなのかということの中で思って、またカラー舗装したほうだと車からの見通しも悪いし、そういったところもあるということなんです。ですから、そのカラー舗装に関して何か規定とか法律関係あるのか、お聞きしたいと思います。

○浅野副委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 今回24年度の中で緊急的に交通安全対策としてカラー舗装化させていただいた箇所の選定につきましては、合同点検の中でそれぞれの方のお話を聞きながら、箇所として現在施工しているというような状況であります。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 この辺にしておきますけれども、とにかく舗装とかしたとき、やっぱり地域の方というのは子どもたちの行動とかを常に見ているわけですね。ですから、こうしたほうがいい、こうしてもちょっと危ないとかそういう状況把握というのをしているわけですから、やっぱり何かやるときにその周辺の地域のお父さん、お母さんとか、おじいちゃん、おばあちゃんとかそういった方の話を聞いて、話をするのも一つかなと思っておりますので、この点もよろしく願いをしてきたいと思います。

次に、同じ資料の66ページに行かせていただきます。

第3款民生費で仮設住宅地域支え合い体制づくり事業ということで、ちょっとこの中で孤立化の防止ということで本市でもサポートセンターを設置しておりますけれども、こういった仮設住宅の入居が長期化する中で、また再度延長という話もある中で、今後サポートセンターの役割は本当に大変大きいのかなと思っております。それで、これまでの取り組みの状況と25年度は特にどういったところに重点を置いて取り組まれるのか、お聞きをしたいと思います。

○浅野副委員長 高橋生活福祉課長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ふれあいサポートセンターでございますが、23年11月から社会福祉協議会のほうに委託しまして、仮設住宅の1室を利用しまして、そこを拠点に活動しております。現在、10名の職員が配置されておまして、プレハブの仮設住宅、それからあとみなしの仮設住宅ですとか、公営住宅のほうのみなしもございますので、そういったところの訪問活動、それから特に高齢者の単身の方ですとか、高齢者のみの方の世帯の状況を重点的にでございますが、回らせていただいております。そのほかまた別途保健センターのほうで調査しまして、心のケアの必要な方等がございますので、それについては医療機関ですとか、あるいは県のご協力も得ながら対応させていただいているところでございます。また、今年度につきましては、そろそろ公営住宅という形も出てまいりますので、今25年度、今度公営住宅のほうの集会所等を活用しながら、どういったことができるのか今後模索して社会福祉協議会とも協議してまいりたいと考えてございます。以上です。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。本当に今仮設住宅も、まあ世帯によって違いますけれども、特に家族が多い世帯とかは仮設住宅は狭くて本当につらい思いというかそういった部分もあるわけです。それで、まあそういった訪問とかする中で、私も何回かサポートセンターに行かせていただきまして、行事とかもいっぱい真っ黒になるくらい書かれておりましたけれども、訪問を嫌う人、また集会所等で行う行事に参加されない人、このような状況の方々とのコミュニケーションがとれる工夫というのがやっぱり大切かなということでこう長期化していくと思うわけですが、この辺、どうお考えなのかをお聞きをしたいと思います。どういう取り組みをされているか。

○浅野副委員長 高橋生活福祉課長。

○高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 いろんな今委員おっしゃいましたよ

うに、仮設住宅の集会所、ほとんど連日のようにボランティア団体さんですとか、あるいはたまたま芸能人の方ですとかおいでいただいたりしております。こういったことでできるだけ設定を、普通の私どもでやる事業だととっつきにくい部分ありますけれども、そういった民間さんの例えば歌、民謡の関係ですとか、そういった形であればちょっと行ってみようかなというような形にもなろうかと思っておりますので、そういったご案内のチラシ等を持っていきながら、できるだけ安否確認、そして行事へのご出席を呼びかけて、できるだけケアに努めていきたいと考えて進めていっていただいております。以上です。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。とにかく一人一人ちょっと声をかけていただいて、孤立化しないように、また外に出てきてもらうように、その取り組みをお願いしたいと思っております。

それでは、次、同じ資料で80ページなんですけれども、先ほども別の委員からもお話ありましたけれども、食物アレルギーの保育児対策事業ということでありますけれども、アレルギーを持つ子どもたちが増加して事故も起きているということで報道されておりますけれども、今年度はやっぱりこういう事故等を受けてどういった新たな取り組みをなされようとするのか、そういった内容をお聞きをいたします。

○浅野副委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 アレルギー関係で新聞で報道されたことに伴いまして、再度施設内での点検を徹底しておるところです。

施設の中でのまず点検なんですけれども、アレルギー児、あともう一つアレルギー児のアレルゲンというのですか、要するに除去する食べ物については、施設の中で担当の保育士、調理師はもちろんですけれども、みんなで共有するようにしております。あと、メニュー、まず1カ月まとめて出されるわけなんですけれども、特に前日にそのメニューを確認しまして、除去する食べ物があるかどうかということを調理師、あと担当の保育士等で確認しまして、翌日、当日の調理に当たっては、できるだけ分けして調理を行う。あと、配膳の際には、それぞれプレートに名前を書いたプレートに配膳するわけなんですけれども、それも複数人数で確認しながら、間違いのないような形で一応対応しておるところでございます。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。じゃ、保育児の方向人ぐらいいらっしゃるんでしょうか、食物アレルギーをお持ちの方。

○浅野副委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 施設施設によって状況は異なるんですけども、多い施設では10名ほど、七、八名のアレルギー児を抱えているところがございます。全体で約50名ほどのアレルギー児が保育所のほうには在籍しております。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。それで、保育士さんの研修等も必要だと思うんですけども、こういった研修等は今年度は何回ぐらい行われますか。

○浅野副委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 内部で行う研修、あと外部で行う研修、保育士を対象とした研修、あと県内でまとめて調理師を対象とした研修がございます。結構複数回の研修がございます。それで、そういった部分については、学んだことを保育所内で職場研修してそういった事故防止なりアレルギー児への対応を再度施設内で確認し、みんなで設定しているというようなことでございます。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。それで、食物アレルギーによる重い症状を和らげる自己注射薬といってエピペンですけども、これ以前にもお話しをしたと思いますけれども、この備えというのはどのような状況になっているのかお聞きをいたします。

○浅野副委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 エピペンの対応については、保護者あるいはかかりつけの医師と相談して、そういったエピペンの対応が必要かどうかを確認させていただいております。現在のところ、エピペンを使ってほしいというような保護者から、かかりつけのお医者さんからの依頼はございません。ただ、研修会などでそういったガイドラインを用いた研修をそれぞれ調理員、保育士、行っておりますので、なお施設内では万が一の場合にということで職場内で徹底をしておるところでございます。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 ですから、万が一の場合ための備えという意味で言っているんですけども、それはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○浅野副委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 現時点ではエピペンは備えておりません。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 やっぱりこれは備えられるんですか。何か規定とかあるんでしょうか。備えられるのであれば、どうして備えられないのか、その点をお聞きしたいと思います。

○浅野副委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 通常、かかりつけ医の指導のもとで患者なりがそういったエピペンを常時携帯しているというような状況にあるかと思います。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 じゃ、今後もこの後備えないでということではいられるということではよろしいんでしょうか。

○浅野副委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 個々の児童の状況によって、もしどうしても必要だというような形であれば、患者さんは当然なんだろうけれども、施設内でもそういった対応を考えていきたいと考えております。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 これはいつ起こるか分からないという点がありますよね。そういったときにこのエピペンがなかったということで、そういったところを聞かれたときはどうなんですか。そういった状況は考え過ぎなんじゃないでしょうか。その点をお聞きします。

○浅野副委員長 渡辺子育て支援課長。

○渡辺健康福祉部子育て支援課長 なお、かかりつけの医師なり、あとうちのほうで囑託医もお願いしておりますので、そういった方々に、ちょっと専門医と相談して今後の対応を検討させていただきたいと思います。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。じゃ、対応を検討していただきたいと思いますが、これ設置しなければ、万が一そういった状況、今まで何ともなかった子どもが急にそうなるということも例としてはあったわけですので、そういったときのためにはやっぱり備えつけておかなければいけない状況もあるのではないかなというそういう思いがありますので、その点よろしく願いをしておきたいと思います。

それでは、続きまして時間もないので、小中学校の点は別な機会にちょっと聞きたいと思いますが、教育費の152ページで15節の工事請負費、ここで4,265万9,000円、そして156ペ

ージにも小中として15節で工事請負費2,500万4,000円ですか。補修工事内容等は資料No.13のほうに書かれていましたので拝見をさせていただきましたけれども、これ大規模工事というものもあるわけですが、この修繕工事と大規模工事、全てここに書かれている予算で行われるのか、その点お聞きをしたいと思います。

○浅野副委員長 会澤教育総務課長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えいたします。

資料No.13の8ページにある大規模改修工事等がありますけれども、こちらのほうはこの予算の中には入っていませんで、24年度の補正予算、最終日あたりに提出の予定でございますので、そちらでお答えしたいと思います。

それからあと、こちらにありますのは、大規模までいかない例えば二小のトイレの改修とか、杉小の外部の給水改良工事とかそういったものが積み重なった金額になっております。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 それでは、152ページの施設解体工事なんですけれども、どこの部分なのかちょっとお聞きしたいと思います。

○浅野副委員長 会澤教育総務課長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えいたします。

第三小学校の体育館を建てたときに電波障害ということで共同アンテナを設置してございます。それが地デジ化になりまして必要なくなりましたので、そちらの解体ということになっております。以上です。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。あと、152ページ、156ページに学校用備品ということでありまして、以前私質問で机とか椅子とかという部分を質問させていただきましたけれども、その点はここには入っていて予算がついて新しいものを幾らか購入できるのかどうか、その辺お聞きをしておきたいと思います。

○浅野副委員長 会澤教育総務課長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 机と椅子でございますけれども、数多くは準備できませんが、この中に200セットほど購入のものが入っております。以上でございます。

○浅野副委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 ありがとうございます。また来年度もつけていただくように市長をお願いを

して、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に実施計画の中の60ページに生きる力を育む教育の充実ということで、小中学校の図書館整備事業ということでありまして、その事業内容の中に親しみやすい学校図書室をつくるということでありまして、この辺一応200万円、400万円、この金額ありますけれども、私も今全て見たわけじゃないですけれども、図書室を拝見させていただいて、本はいっぱいあるんですけれども、やっぱり古くなってきている部分もあるのかなと。また、もう少し図書室で和めるような雰囲気のある図書室というかそういったものをつくることも大切なのかなと思つてたわけですが、この予算の中でこれはこれで間に合うんでしょうか。足りなくないのか、その辺要求してもだめなのか、その辺をお聞きして、今後の図書室づくりを行う上でのそういった気持ちの部分をお聞きをして、私の質問を終わらせていただきます。

○浅野副委員長 会澤教育総務課長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 図書整備事業、震災後いろいろな自治体、団体からかなりの数の図書を寄贈されております。そういった中で大分充実しております、文科省のうたっている基準にはもうほぼ到達しているという形になっております。そういった中でも、古くなっている図書とかそういったものの更新という内容になっております。

あと、こちら学校図書館整備になるかどうかわかりませんが、緊急雇用の中で心のケアと図書のいろいろな支援する職員を配置したり、また備品関係もいろいろ工夫しながら用務員さんがいろいろ古い本棚を塗ってくれたりとかそういった中で整備している状況でございます。以上でございます。

○浅野副委員長 暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。菊地 進委員。

○菊地委員 私も少し確認をしたいことがあります。その前に今まで多くの委員が質問していたんですが、やはり先ほど高橋福祉事務所長の答弁のように、聞いたものに対してこうい

って、こういうふうな事業が展開されて、市民にとってプラスになるんだよと、そういうふうな答弁を私は期待しますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

何かその事業の数字がどうのこうのだけでは、市民にとってこの予算委員会、何だか全然わからないんです。例えば金額、事業何々しますと、それによってこういうふうな利点があるために今回予算したというのは、私はやっぱり、今回、毎回聞くんですが、行政の皆さん、やはり市長を初め、この予算というのは351億8,000万円ですか、やっぱり自信と確信を持って出してきたと思うんです。そして、そのお金が住民にとって市民にとって本当に有意義になるんだと、そういう審査ということで我々が議論を交わすわけですから、さっきの福祉事務所長みたいに、こういうお金が使われるとこういうふうになるんですというようないい答弁を期待していますので、よろしくお願ひいたします。できない理由の答弁は要りませんので、これだけはちょっと言っておきますので。

まず、委員長から資料ナンバーとページ数と言われたので、まず13の新生クラブで資料を要求していたのを、ほかの会派が資料要求したやつかもしれないけれども、大切にこの資料を活用してまいりたいと思います。

ページ数、37。市税関係についてなんです、どうでしょうか。5億5,000万円くらい市税がふえるというのはわかったんですが、それは画一的にその納税者に割賦が行けば皆さん納めます。しかしながら、問題なのはやはり多くの税金をいただくとか納めていただく工夫、努力というのが必要ではないかなと思うんです。まず一つは船の船籍。船の名前つけて登録するとき、それが税金が入りますよと、そういう努力をしてほしい。あと、一番身近なところでは、塩竈に銀行の支店いっぱいあります。そこでの軽自動車、バイクの登録がどうなっているか、そういうのを調査して、やっぱり塩竈の道路を使って集金やら勧誘している、そういった保険会社とか銀行のそういったバイクとか軽自動車の登録をぜひ塩竈に推薦とか推奨してもらって、推進してもらって、そして塩竈に税金を払ってもらおうというようなそういった取り組みをしていただきたいんですが、そういった取り組みができるかできないか。企業に行って頭を下げてくればできるのではないかなと思うんですが、そういうふうにするかできないか、まずお答えお願ひいたします。

○志子田委員長 赤間税務課長。

○赤間市民総務部税務課長 やはり銀行とかそういうもの、本店関係で一括して購入する、そういう部分が主でございます。確かに塩竈に本店があるという銀行は今ないので、それは今後お

願いをしながら、塩竈で使うバイクは塩竈で登録してもらい、そういう部分の努力はいたします。

○志子田委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。そのようにぜひお願いしたいと思います。

というのは、やはりそういった身近な努力とかそういうことをしていけば、税収もちょっとでもいただけるのではないかなと。そして、そういった意味であと行政がスムーズに進んでいけばいいのかなと思いましたが、よろしくお願いしたいと思います。そんなに予算だのそういう挨拶に行くのはかからないと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと、46ページ、工事請負契約に係る増額工事一覧表というの、まあ先ほど同僚の鎌田委員が質問されていましたが、この中でやはり落札率が99.9%で、それでそのほかに変更が約20%もあると。先ほど答弁で掘って見たらどうのこうのだと言ったのですが、私はちょっといつも思うんですが、掘ったものでもないんですね。ですから、ちょっと地盤工事とかというのは、やっぱりずっと内容によって違うのか。あと、これを見るといろいろ海関係も寒風沢の連絡協議会だかというのがやって、これなんかは99.3%で29.5%も変更しているんです。だから、こういった瓦れきの処理も、だから何かちょっと答弁は答弁で承りますけれども、ちょっと不可解な予算の中の資料、これは去年の資料だと思うんですが、こういう使われ方すると、ちょっと我々予算審議している側とすれば、本当にこの予算大事に使われるのかなとそういう心配するものですからお伺いしたのですが、こういった感じ、ページでいうと47ページ関係、浦戸の瓦れきの処理はどういう状況でこういうふうになったのか、ちょっと説明願います。

○志子田委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 お答えさせていただきます。

こちらは、平成23年度の浦戸野々島・寒風沢と被害瓦れき運搬用仮道路の工事でございますけれども、こちらは浦戸地区、被害が非常に大きかった地区でございます、瓦れきを集積して仮置き場に搬入するに当たりましての道路が全くない状態でありましたので、こちら早速災害復旧連絡協議会のほうにお願いしたということでございました。その後、とても道路では集積することが足りないということでしたので……、済みません、もう一つ、高潮もございましたので、高くせざるを得なかったということでこういった形になっております。以上でございます。

○志子田委員長 菊地委員。

○菊地委員 まあ説明聞いて「ああ、そうですか」と納得すればいいのかなと思うんですが、なかなか「えっ」と。何かちょっと腑に落ちない点がありますので、今塩竈市災害復旧連絡協議会ですか。それで、いろいろ資料要求でこの並びのページ、57とか58とかで協定書を出していただいているんですが、そしたらこの中での内容で質問してまいりますので、簡単にでいいのですが、答弁願いたいと思います。

まず、依頼された構成員の業務報告書等は全依頼業者から提出されているのかどうか、お願いいたします。

○志子田委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 我々、災害復旧連絡協議会のほうと協定に基づきまして仕事を行ってまいりました。こちらから災害復旧連絡協議会のほうに仕事を協定に基づきまして依頼することにしておりますので、それを、例えば家屋解体でございましたらば、きちっとした形で行った企業からの報告書が参るといって形になっております。以上でございます。

○志子田委員長 菊地委員。

○菊地委員 まあ、ありがとうございます。あと、スクラップの搬出について、有料・無料の処理量の確認の仕方、有料の場合の全額の処理について、金額の処理についての、いわゆるそういった報告とかそういったものがなされているのかどうか、教えてください。

○志子田委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 金属スクラップ、有価物と言われておりますけれども、有価物、災害復旧連絡協議会が行ったものに関しましては、ほとんどの量が中倉埋立処分場に発生した場合には搬入されることになっております。その搬入された有価物につきましては、トラックの例えば4トンダンプでしたらば4トンダンプで4トンという形で、きちっとした形で管理をさせていただきます。以上でございます。

○志子田委員長 菊地委員。

○菊地委員 4トンダンプだから4トン、10トンだったら10トンというふうなそんな計算なのか、ちゃんとした台貫があってそこではかっていたのかどうかそこはいいとして、あと先ほどに、最初のほうに戻るのですが、例えば業務依頼をする場合、いわゆるその災害復旧連絡協議会以外の業者も仕事したと思うんです。そこからも、構成員以外からもそういった業務依頼関係のやりとりをしていたのかどうか、それをちょっと確認したいと思います。

○志子田委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 お答えさせていただきます。

災害復旧連絡協議会との協定に基づいた業務に関しましては、災害復旧連絡協議会の会員の皆様に行っていただいております。

また、あとその報告ということでございますけれども、これはきちっと随時終了次第報告は上がっておりますし、指示に関しましては、こちらから災害復旧連絡協議会に指示しております。以上でございます。

○志子田委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。そこで、あとこれは確認なんです、いわゆる建物等の解体について、木造とか、鉄筋コンクリートとか、多種にわたる建物がいっぱいあったと思うんです、それぞれに。個性豊かな家が、商店があったと思うので。その契約額の決定をするときに、誰が確認して誰が、予算額というのはある程度県のほうで解体するときには木造はこのくらいですよと言われていたというのでそれはわかるのですが、その木造とか鉄筋コンクリートは誰が判断してそれを承認していたのか、それをちょっとお答え願いたいと思います。

○志子田委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 家屋解体につきましては、当初家屋解体の申請をいただきましたらば、その後現地調査を行います。現地調査で大きさ等を私どものほうで調査いたしまして、それに県の基準単価と。あとそれから、物価分等の基準の価格を合算いたしまして我々としての価格を出すということでございます。以上でございます。

○志子田委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。いろいろ新聞等でほかの市町村が話題になっていましたが、いわゆる塩竈市では、たしか有価物関係、金属換金は大体単価にすると8円くらいなんです、ほかでは20円くらいなんです、その開きというのはどのように考えていたのか、それだけ教えてください。

○志子田委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 金属類の単価ということでございますが、我々他市の事例を当然参考にさせていただいております。単価につきましては、これは本当に相場でございます、日に日にと、大げさな言い方をすれば一日一日で違いますし、それから月ごとに違います。年ごとにも違います。我々はそういった形でそういった市場の動向、他市の状況等を勘案しまして単価を決めさせていただいております。我々としては、取り決めた単価は15円、15円の中から

運搬、積み込み、そういった分別等の経費を7円引きまして、8円を払い下げ価格として我々のほうに支払っていただくという形に、もちろん1キロ当たりでございますけれども、そういった形にさせていただいております。以上でございます。

○志子田委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございました。市内ではいろんなうわさが飛び交っております。そういった意味で、信頼される行政というのをやっぱり確立していかなくちゃだめなので、ちゃんとした運営というのは、一番先にこういう問題が出たときに、我が会派の佐藤英治議員が「誰が監督するの」と、「額も非常に大きい」と。外部監査導入もうたったものですからちゃんとした行政を進めていると思うのですが、市民からどうこう言われられないようなそんな行政で本当に信頼されるような行政運営をしていただきたいなと思いますので、今後ともお願いしたいと思います。

それではあと、No.9の問題から入っていきます。

130ページの皆さん質問しているのですが、狭隘道路関係とか、あと私道整備関係、ちょっと額が少ない、市内各所道路改修工事100万円、そして私道整備補助金100万円と毎回毎年同じくらい少ないなと思うのですが、それで長年我々要望しておりました玉川岩切線のガードの工事が何か今年度金子部長の熱意が通じて県のほうでやるよとなったみたいなのですが、その辺のお金はどこに入っているのか、予算が、それをちょっとお願いしたいと思います。

○志子田委員長 金子建設部長。

○金子建設部長 前段委員のほうから言われました私が頑張ったせいではございませんので、まずお話をさせていただきます。これのほうは県の事業ということでなっておりますので、全て県費のほうでやるという予定になっております。なお2月25日に地元地域の方にいろいろご説明もしているようでございます。そういった中で、やっとな設計のほうにまとまったというご説明をさせていただいたところですので、今後速やかに進んでいくものというふうに理解しているところでございます。以上です。

○志子田委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 そんな謙遜しなくていいんです。やっぱり県に行って「ここ早く整備しなさい」と、「市議会から、うんとずっと言われてもう何年たつの」という熱意が通じたのかなと私は思っていますので、ぜひとも推進を図られて、袖野田地区のガード下のいわゆる安全・安心な道路になってもらえますよう、今後とも県のほうに働きかけていただければと思っています。

あと、同じ資料のちょっと前のほうに戻りますが、68ページ、ここではちょっと確認したいんですが、いわゆる高齢者対策費1,700万円とか、あと老人保健措置費3,795万円とあるのですが、これはこれで何となくこういうものに使われるんだなというのはわかるんですが、住民からちょっといわゆる特別会計になるかどうかわからないんですが、ここの老人措置費ということでお伺いすれば、いわゆる施設入所するとき、「ある施設では15万円くらいかかるんだ。そうすると年金ではとてもじゃないがお願いできないんだ」と言うのですが、市内の例えば今度29床の地域密着型とかできるんですが、いわゆるその年金暮らしの方が対応できるような費用なのかどうか、それだけちょっとお伺いしたいと思います。大体平均がどのくらいで、標準的なサービスを受けるのにはこのくらいかかるとかというのをちょっとお知らせ願えれば。

○志子田委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長 長寿社会課長 まず、委員お尋ねされました68ページにあります老人保護措置費のほうからお話し申し上げます。この主な内容になりますけれども、養護老人ホーム入所措置の対象者として、おおむね65歳以上の身体、精神、環境上の問題があつて経済的に困窮しておつて自宅で生活困難な方への措置を行う場合に計上されるもので、前年度の比較で見れば入所人員が前年度は18名見ておつていて、今年度計上しておりますのは15名で計上してまして、これは老人保護措置入所という形のものでして、委員がお尋ねされたいいわゆる小規模特養老の入所だとかそういったこととの関係ではございません。（「それはわかっているけれども、もしそっちのほう、特別会計だから、もし入所するとするとどのくらいかかるのかなと、普通の一般の方が。介護の話というとい悪いから、まあいいです」の声あり）

○志子田委員長 神谷健康福祉部長。

○神谷健康福祉部長 今答えられる金額をお答えさせていただきます。実は29床の小規模特養老がオープンするというので、標準的な1カ月当たりの料金といいますと大体13万円程度というのが一般的です。ただ、これに対しまして、例えば生活保護ですとか年金額が非常に少ないというような方の場合につきましては、いわゆる居住費、食費なんかについて減額措置ということで特定入所介護サービス費ということで給付がされますので、そういうことを考え合わせますと、例えば第3段階、第2段階、第1段階とだんだん段階が低くなるにつれて1カ月当たりの金額が減額されてきますので、例えば第1段階みたいな一番低いところだと、先ほど言いました13万円が6万円程度になるというような値段の設定もされているようでございます。以上でございます。

○志子田委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろ住民からやっぱり後で特別会計の審査のときに詳しく聞きたいと思いますが、けれども、ただこの措置費にかけて住民の方が本当に大変な思いで生活して、ようやく入所が決まったらどうやって生活すっぺというのが市民の多くの方が言っていましたので、ちょっと金額を確かめました。申しわけございません。

あと、42ページにちょっと戻っていただきたいんですが、財産管理費で確認をしたいと思えます。この財産管理費の中で、いわゆる前々から私、昔うちのほうの伊藤栄一議員が区画整理に携わった時の話からなるんですが、そこに北浜のスタンドの近くに前空き地というか、今は空き地になっているんですが、津波で流されて、そのようやく市の財産があると思うのですが、その辺の処分等を考えているのかどうか。長年ずっとそこを民間の方が不法占拠したか裁判どうのこうのまでなったと思うんですが、ようやく更地になったんで、そういったところの処分等も考えているのかどうか。そういうところをちょっとお答え願いたいと思えます。

○志子田委員長 内形副市長。

○内形副市長 菊地委員が今おっしゃっているところは、たしか北浜の区画整理事業を行いました、当時国有地だったものが市のほうに帰属したという4筆の土地の件だと思います。おっしゃるとおり今度の大震災、大津波で建物が流されました。地上権発生していましたので、我々底地の部分の回収というのはなかなか難しかったのですが、今回上の部分なくなりましたので、今しっかりと塩竈市の市有地ということで囲いまして、その管理を行っているところでございます。いずれ普通財産でございますので、委員ご承知のとおり、管理あるいは処分の中で一般会計の一財に寄与することにつながるというような使命がございます、普通財産につきましては。これは鑑定に基づいて管理をしてまいりたいと思っております。以上であります。

○志子田委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろありがとうございました。本当に津波被害で、あの辺に住まわれていた方、大変な思いをしたわけです。もう20年近く公平・平等ということで私は訴えて、何で税金集められないのですかというのを当時の今総務部長の佐藤部長が財政課長のときも、多分聞いてどうなのと言った記憶があるんですが、ようやく解決の方向に向かったということで安心しました。

あと、その財産管理の中で、今回壺番館、行政組織が移ることなんです、壺番館の管理負担金というのは、今回行政組織が移ることによって、ここには3,018万円と書いてある

んですが、44ページ、今回移ることによってどのくらいふえたのか。それだけちょっとお答え願います。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 ページ数でいきますと44ページの19節負担金、補助及び交付金、ここに3,025万8,000円というのがあるんですが、このときの説明欄のところに壺番館管理負担金3,018万円というふうになっております。このうちこれまで約900万円だったのですが、今回壺番館に移ることによって2,100万円ほどの増という形で3,000万円というふうになっております。以上です。

○志子田委員長 菊地委員。

○菊地委員 まあ2,100万円もふえると、3,000万円。そうすると、月に直すと月25万円くらいになるんだっちゃ、平均して。25万円くらいになると。ということは、やっぱり25万円くらいの家賃であそこに入るのかななんて、普通一般的な考えだと。ですから、もっとうそういった意味で市のかかわりとして有効に壺番館が活用されますようお願いしたいと思います。

（「250万円だ」の声あり）あ、250万円。ごめん。済みません。計算弱いものですから。そうすると、月250万円も家賃をかけて入ることになるので、ちゃんとした行政組織が闊達に運営されますようお願いしたいと思います。そのくらいあったら、私的に考えると新庁舎も夢ではないのかなと思うのですが、それは私のひとり言としておきます。

あと、飛び飛びで申しわけございません。

138ページ、港町の港町地区復興道路整備事業についてちょっと確認をしたいのですが、私、たまたま商工会議所での説明会に出席できかねたんですが、その後いわゆる築港大通線とかいろいろ会議の内容等連絡受けました。本当にありがとうございます。そこで1つ気になるのは、いわゆる築港大通線のことなんですが、「大潮時の満潮平均水位を下回らない計画としており、かさ上げ高さは最大で1.5メートルとなります」。これはもう本当に「ああ、よかったな」と思っているんです。そして、ここが問題なんですよね。「宅地と段差が生じる場合は、階段やスロープを設置します」と。これを聞いて、「えっ」と。せっかく復興して道路を1.5メートル最大ですするのに、その段差を生じたところを今どき階段というのはどういうことなのかなと。よっぽどその宅地を高くして、今のこの道路高では心配だから高くしてやるから階段と。その階段までの費用をするのかなというのがちょっと疑問なんです。その辺、どのように理解したらいいのか、ちょっと説明願いたいと思います。

○志子田委員長 佐藤復興推進課長。

○佐藤震災復興推進局次長兼復興推進課長 港町地区の道路事業に関する部分になりますけれども、先日地元の方々への説明会がありまして、その際、宮城県のほうから整備の考え方が示されております。その際に今委員がおっしゃるように、今回も道路工事で整備をします。その際、すりつけについては、一定勾配については県のほうですりつけ工事をするというふうなことになります。ただし、そのすりつけをする際に、そんなに極端にというふうなことではないんでしょうけれども、一部階段等の方についても生じるという話を我々のほうも伺ってきております。すりつけをする場合に、どうしても段差が最大で1メートル50という場所もありますので、何もない更地であれば1メートル50の更地のところにすりつけするために、例えば12%の勾配ですりつけるとなると一定程度スロープでいってすりつけていくということになります。そういった状況が生じますので、私どものほうで地区の皆さんのほうにお話をさせていただいたのは、更地の方々であれば市のほうでリサイクルの骨材等がありますので、そちらのほうを運んで残った段差が生じている部分について、市のほうのリサイクル骨材を埋めることで平坦な土地にできるというふうな状況がありますので、そういったこともご検討いただきたいというふうなお話をさせていただいております。

○志子田委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろご苦勞あると思いますし、住民がもっと心配しているのは、やっぱり住みなれた土地に住んでいたい。しかしながら、道路のかさ上げだ何だで住環境が悪くなるのはもう耐えられないという思いからの考えだと思いますので、ぜひとも住みなれた土地で、道路高になってきても何とか安心してその地域で生活できるよう最大限のご努力をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

あとは、教育問題、けやき教室問題、ちょっと146ページ。けやき教室には、市内の児童生徒だけでなく市外からも入っているということなんです、そのまず割合はどのくらいなのか、人数と割合。

○志子田委員長 星学校教育課長。

○星教育委員会教育部学校教育課長 済みません、ちょっとお待ちください。

けやき教室には、現在二市三町から27名の児童生徒が通っております。そのうち塩竈市から通所している児童生徒は11名でございます。

○志子田委員長 菊地委員。

○菊地委員 人数はいいんです。けやきを利用して、学校に行けない子どもさんに本当にこういった勉強の場ができるというのはいいことかなと思っています。そこで、いろいろ住民の方から言われたことがあります。というのは、いわゆる不登校とか何かでようやくけやきに行き始めたんだと。しかしながら、やっぱり教育熱心な先生というかで、学校に行けないのがようやくけやきに行けるようになったのに、今度けやきでも、何というのかな、けやき運営上、管理上の問題かもわからないんですが、やはりようやく学校に行けない不登校の子が、例えばですよ、来たとしたら、その子をいかに励まして長くまず通学してもらおうと、そして長時間教室にいられるようなそういう働きかけをしてもらっているのが、もうけやきに来たんだから、そのルールに従って朝から晩までいなさいと言われたような隣近所からの声があつて、せつかくけやきに通い始めたんだけれども、朝から晩までと言われてというそういう苦情がありましたので、やっぱりそういった不登校のいろんな事例があると思うんですけれども、その事例事例ごとに対応なされているとは思いますが、そういった気配り、思いやりというのは教育の基本でないかなと思っています。いわゆる施政方針に対しても、道徳教育というのを聞いたんですが、やはりその思いやりがあつての教育じゃないかなと私は考えますので、そういったケースケースよつての対応、なされているとは思いますが、相手の立場になってやはり27人の児童生徒が利用しているとすれば、その27人の対応の仕方がみんなそれぞれ違うと思うんです。それを大事にして、一人でも、あとけやきで学んだことを、あと学校に帰られるように、普通の生徒として行けるようなそういう努力はしていると思うんだけれども、やっぱりそういった住民からの申し出がありまして、せつかくけやきに行けるようになったのに残念ですよというような、隣の奥さんだという方からそういうのを言われましたので、一応そういうことのないように、そして一人も登校拒否するようなお子さんがいないようなそんな教育環境をつくっていただきたいと私は思いますので、教育長から簡単でもいいですが、そういったお話をお願いしたいと思います。

○志子田委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 けやき教室についてご質問いただきました。

菊地委員からご指摘のとおり、けやき教室においては、学校に戻すそのかけ橋の役目をしているところでございます。まさに個に応じた指導をして、できるだけ学校に戻れるようにということで日々個に応じた指導をしているところでございますが、それぞれに課題があつて不登校になった子どもたちですので、一進一退しながら来られるようになったり、それから学校に

一部通うことができるようになったりというのを繰り返しながら戻る子どももおりますし、結果的に戻ることができず、そこから高校のほうに進学する子どもはあるところでございます。非常にデリケートな子どもたちでありますので、今後とも、個に寄り添った形での指導を心がけるように、指導員、それから指導主事、それから学校の担任のほうにも連携をとりながら進めるように指導してまいりたいと思います。

○志子田委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。出されていると思うんですけども、さらに確認して本当に未来を担う子どもがやっぱり本当によかったなと言えるようなご指導を賜れば、よろしくお願いします。卒業生の進路についてだって、やはり何とか高校に入ると、いわゆる負の連鎖と言っては語弊があるのですが、やっぱり家庭環境をちゃんとしっかりしてもらって、そして教育もしっかりしてもらって、子どもがこの塩竈で本当に働いてもらいたいと思っています。なぜこういうことを言うかという、私のところに投書が来たりしています。そうすると、10ページにわたって来ていました。いろんなことを書いてあります。その中でこの方はやっぱり今まで病院関係はほかに、地域に行っていたんだけど、塩竈市立病院に来るようになったんだよと、それも市のことを思うからなんですと。退職された方です、どこか。そして、この方が言うには、「乗って残そう100円バス」と。そして、あと「患って残そう市立病院」というと、みんなが病気になるのではないかなと思う、病気にもしなったときには、患ったときには市立病院へ行ってみんなでこの地域を盛り上げたらというふうな意味かなと思っていました。あと、いろいろ細かいこと書いておりますので、あとおいおいこの投書されたことを議会に反映しながら市民の声として届けますので、よろしくお願いします。

最後になりますが、資料No.1、議案の二十何号だっけ、住環境のことなんです、道路の、25、26、それによって道路がバリアフリーとさっきの狹隘道路整備関係等の整合性が図れるのかどうか、それだけ確認します。せっかく条例をつくって道路の……、ごめんなさい、ページ数をはっきり言いますか。議案25号、だから資料No.1の169ページからなんです、あと議案26号塩竈市市道の構造の技術的基準等を定める条例。これを読みますと、バリアフリーにちょっと引かかるなというところがあるので、あと塩竈の狹隘道路の整備、これをするによって少し後退するのではないかなというふうな思いがありますので、その辺、どういふふうこの条例を使って推進していくのかどうか、お伺いしたいと思います。

○志子田委員長 川名土木課長。

○川名建設部土木課長 議案第25号、26号の関連する質問対してご説明させていただきます。

まず、移動円滑化のための市道の構造に関する基準につきましてご説明させていただきたいと思ひます。あと、構造の関係についても、あわせて説明させていただきます。基本的にはここに記載させていただいているような内容のもので施設整備を考えていきますが、いかんせん塩竈の場合につきましては、地形、あとはその形状等も若干平地の部分とは違ふ部分が多々ありますので、可能な限りこの構造に沿えるような箇所があるとすれば、その部分について施設整備をしていくことで考えていきたいと思ひます。以上です。

○志子田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 じゃ、きょうの最後になつたようであります、私からも質問させていただきます。

予算委員会資料や、さらには新たに実施計画が出されまして、非常に予算がどういふふうに通こうとしているのかということが読み取れたといひますかそういう部分があつたし、またそれについても質疑したいといふふうにも思つております。

それで、最初にNo.9で質問させていただきますが、44ページの庁舎関係の請負工事費の関係でまずお聞きしておきます。庁舎の耐震化は既に震災前に終わりましたが大変助かつたわけですが、その後地震で大幅な改修も必要になつたといふような状況です。それも無事終わりました、今後その改修費が50万円計上されていますけれども、どこかのところを直そうとしているのか、それを最初にお聞きしておきたいと思ひます。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 44ページの工事請負費の補修工事等の50万円ですが、この本庁舎を維持していくために、例えばいろんな小修理がございます。例えば、配水管が詰まったりとかそういった修理関係の費用として50万円、年間まず確保しているといふ状況でございます。

○志子田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 それでお聞きしたいんですが、先ほど来も菊地委員からもありましたけれども、この庁舎がそういう意味では今後どれくらいもたせようと考えておられるか、あるいはどれくらいもつものなのか、お聞きしておきたいと思ひます。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 ご承知のとおり、まず平成22年度のときにこの本庁舎の耐震化工事を行ったといふ経緯がございます。一般的な話をすれば、耐震化といふことですので、通常で

すといわゆる国の補助金関係もありますとおおむね10年は使用するという形になろうかと思えます。ただ、問題はこの庁舎も昭和35年という非常に古い建物でありますので、その間に建物の構造だったりとか、ほかのいわゆる傷んでくる箇所とか、そういった経年変化等も十分にちょっと配慮した上でこの庁舎の維持管理をまずは当面は進めていきたいというふうに思います。以上です。

○志子田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 おおむね10年ぐらいがめどのようだというお話でありましたけれども、それでお聞きしたいんです。市民の方から言われました。「塩竈市役所のトイレは、何ですか」と。1階のトイレです。一部分は洋式も入れて改修したというのがありますけれども、市民は市役所に来てご用足しをしたいというときにトイレに入る。そのときに余りにも塩竈の市役所のトイレとしてはお粗末なトイレではないかと。ぜひこれは取り上げていただいて、改修していただくようにやってほしいというふうなお話がありましたのでお伝え申し上げますが、少なくとも1階のトイレの改修の部分、これを10年でしたら10年使う上でもこれは重要なことではないかと思えますので、その辺についてのお考えをお示しいただければと思います。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 大変その辺のご指摘、なかなか我々もちょっと心苦しいところがございます。やはり1階部分、特に女性のトイレでありますとか、男性のトイレにしても、やはり例えば車椅子の方とか障害者の方もお使いになれるようなそういった構造にすべきという考えはもちろんあります。そのためには、当然ながら手すり、それから構造上の話をしますと、もっと間口を広くしなければいけないというふうな工事が必要になってくると思います。それから、トイレの中の数ももともと少ないんですが、例えば車椅子の方がお使いになるとかなりのスペースをとるということで、トイレの数の制限とかいろいろ出てくるかと思えます。これまで、例えば扉を、今ドア式になっておるんですが、例えばそれを引き戸にするとかいろんな検討をしてきた経過もございますので、もう少し今後その検討を深めてまいりまして、どういう構造で対応できるか、時間をもう少しいただければというふうに思います。以上です。

○志子田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 私思い出すんですけれども、杉の入小学校、何度かお話し申し上げた経過があると思いますが、杉の入小学校のトイレがおかげさまで24年度で全て改修されまして、見事に立派なトイレになりました。本当に心から感謝申し上げたいと思います。そのトイレを最初

に1,000万円たしかかけて、これはお一人の子どもさんが、障害のあったお子さんがおいでになりまして、それでトイレを改修すると、多目的なトイレとして改修したということが始まりです。その後に東校舎から次々とやって最近では西校舎ということで、時間は一定かかりましたけれども、しかし今やっとなんかそういう状態になっていると。今回、2校の学校のトイレが出されておりますけれども、早く進められることを心から期待したいと思います。

それで、そのトイレの改修ですが、先日もう一人の方からこういうお話がありました。市役所に来てぐあい悪くなってトイレに行ったというんです。そしたら、トイレに行って立ち上がれなくなったと。だけれども、どなたも気づかない、中に入っていますから。それで、何かベルがないかというふうに思ったけれども、それもなかったと。それでやっとなんか落ち着いてそれから出てきたというような方がおられました。

そこで、トイレの改修に当たりましては、改修前でもすぐにできるのはやったほうがいいと思うんです。ベルの設置とか、それから最近言われていますのは、水道の水をジャージャー流すということよりも、音楽を流して音を小さくするというか、余り気にしないで済むというようなことも含めて出されておりましたので、ひとつトイレの改修を含めてその辺も考慮していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 確かに小中学校の、特に玉川中学校を初めとして、トイレが大きく大規模に改造されて、自動でランプがついたり、あるいは音楽が流れると、非常に用も足しやすい環境になっていると。確かに本庁舎のほうはそれに比べればかなり劣るという部分があるかと思います。

まず、緊急時の非常時のベルというのは、これは確かに重要なお話だと思いますので、すぐ検討させていただきたいと思います。

ただ、音楽とかそういったものをちょっとどういうふうにするか、これはもう少しこちらの検討をさせていただければというふうに思いますので、まずは非常時の対応というような部分については、急いで進めてまいりたいというふうに思います。以上です。

○志子田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、次にお聞きしたかったのは、皆さんからご質問いろいろありましたので、施設設備で太陽光の関係です。5,367万8,000円、予算化されております。これは、再生可能エネルギー

等の導入補助金といいますかそれを活用してということで、体育館もそれが示されております。私、先ほど来、各学校にもというご意見もありましたし、そういう点でできるところはぜひそういうふうにやってほしいということとあわせて、民間の個人のうちを建てるときに太陽光の助成というものはこういったもののようにできないのかどうか、その辺のことについてお聞きしておきたいと思います。

○志子田委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 塩竈市におきましては、今新エネルギーといいますかそういったところはBDFの部分に力を注いでおるところでございますので、太陽光発電のほうまでにはまだ我々としては取り組んでおりません。ただし、県において太陽光発電への補助、そういったものはたしか増額されたというふうに聞いておりますので、そちらのほうのご利用を考えていただければと思います。以上でございます。

○志子田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 お言葉でございますが、BDFの補助はそんなに多いわけじゃないですね。でも、やっていることはそれはそれで評価していいと思います。しかし、これから震災でいろいろうちを建てる方もおりますでしょうし、それから既存、何とか震災を軽く済んだという方々でも、いろいろそういう今のエネルギー問題ではやっぱり相当原発の問題を含めて考えているということが実情です。そういうことで、ぜひ検討課題にはなっていなかったのかもしれないですけども、個人がうちを建てるときも、県の補助に上乘せするような方法とかそういったことをぜひお考えいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。課長、よろしいですか。

○志子田委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 お答えさせていただきます。

BDFへの補助は、確かに予算上は100万円という形になっておりますけれども、重点分野雇用創造事業を使いまして今年度でしたら633万円の補助をしておりますし、また固定資産税、プラントの償却資産の部分でも年間大体七、八十万円の固定資産税の減免措置をしておりますので、総額でいいますと700から800万円ぐらいの支援は我々としては行っているという考えでおります。

また、太陽光発電への支援はというお話でございましたけれども、我々としては今後新エネルギーはBDFを中心にとというのが基本でございますけれども、そうした委員のご指摘等も受

けまして検討させていただければと思います。以上でございます。

○志子田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 そういふ点でぜひご努力をお願いしたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

その次に、No.9の68ページです。

これは、ここの中で、実は老人福祉費の中に役務費というのがありまして、敬老乗船券費1,078万円というのが予算化されております。そこで、これに関連してお聞きしたいんですけども、これは出されましたこの実施計画の中に出ておりますが、浦戸地区高齢者70歳以上の方に無料乗船券を廃止し、外出支援を行うことにより福祉の増進を図るということで、ことしは1,078万円ということですが、次年度から700万円ちょっとふやして1,150万円にするということが出ております。そういう点でお聞きしたいのは、実は被災者の方に対して、本土にいる方、その方が浦戸に戻るために、いろいろお墓参りだ、そら草取りだ、そら、いろいろあります。そういう点で戻るときにぜひ補助をとということで、月1回の補助の無料券が配布されたようであります。本当にありがとうございます。それで、実は最近、その無料券はことしも続くのでしょうかというふうなお話をいただきました。それで、考えてみましたら、やっぱりこちらに、本土にいる方々が震災復興住宅に落ち着かれるまでの間は、要するに仮設住宅やみなし仮設住宅にお住まいの間は、やっぱり月1回にしろ、2回にしろ、とにかくそういう無料券を配布して、安心して浦戸とも交流を深められるような状態をつくるべきじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○志子田委員長 木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部浦戸振興課長 ただいま委員からもお話がありましたように、昨年10月から震災特別敬老乗船券としまして、本土の仮設住宅等に住まわれている方々に対しまして、1月当たり1往復分の乗船券を配布させていただいております。平成25年度につきましても、今のところ被災の状況というのは変わっていないように思われますので、平成25年度も一応継続していきたいと考えております。以上でございます。

○志子田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 ありがとうございます。そういう点では、とりあえず25年ということがございますので、私はできればそういう点でみなし仮設住宅、仮設住宅にお住まいの方々が震災復興住宅なり、自分の建てたうちなりにお住まいできるまでの間はぜひ継続してほしいという要

望を添えておきたいというふうに思います。

それでは、その次に96ページですが、放射能関係で4款の環境衛生費の中に需用費の中に出てくるのでしょうか、放射能測定事業542万円というのがあります。これも、資料の中に放射能関係の整理について出されておりますが、そこでお聞きしたかったのは、この間私ども魚市場に行きまして、魚市場での測定器を見せていただきました。しっかりと部屋をつくられて大変検査をきちんとやっていたと。これはこの予算ではないですけれども、別な予算でやっている分野ですけれども、それできょうお聞きしたかったのは、実は開放実験室でやっている市民の持ち込み、あるいは学校給食、あるいは保育所関係の食材関係の測定がされて、その分野はいろいろ広報などにも出たりしております。私、きょうここでお聞きしたいなと思っていたのは、実は空間ガンマ線量の測定について、当初14カ所ぐらいだったのが今や55カ所ぐらいにふやして測定しているようでありますけれども、市役所、そこに立派なのがありますね。それから、保育所、幼稚園、それから小中学校など55カ所というふうに出ているわけですが、具体的にどういうふうに測定しているのかお聞きしたいと。その測定値については、例えば東部だったら東部保育所のところが出ているとかというのはあるんですけれども、それ以外はどういう形でこの55カ所の全体を報告しているのか、お聞きしておきたいと思います。

○志子田委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 測定の方法ということによろしかったでしょうか。測定、毎日ホームページで更新しておりますけれども、50センチの高さと1メートルの高さで空中の放射線量を計測するという形でございます。東部保育所でしたら、東部保育所の園庭の中でございまして、学校でしたら学校の中という形でやらせていただいて、当然外でということになりますけれども、そういった形でやらせていただいております。

○志子田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 その測定は、定期的にどういうふうに行っているのか、誰かが行ってやっているのか、その辺のところをちょっと見えないものですからお聞きしたいと思います。

○志子田委員長 村上環境課長。

○村上産業環境部環境課長 私どものほうで、今回国の重点雇用の制度を使わせていただきまして、2名体制で毎日回っております。以上でございます。

○志子田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 わかりました。

それでは、その次に進めさせていただきたいと思います。

No.9の108ページです。先ほど来曾我委員も質疑しましたけれども、この重点分野雇用創造事業の中で特に市が直接雇用する関係で、これも市民の方からお話をいただいた分ですが、要するにその方は技術職を持っている方です。土木関係のです。いろいろ工事やっている状況とかそういうのを見ていると、その方は専門家だからちょっとなかなか心配しているわけですね、いろいろ。そういう点で、はっきり言ってもっと市のほうが積極的に、塩竈市内に自分だけじゃなくてそういう方がいるでしょうから、そういう点で手助けをしてもらおうと、この復興のために、そういうことが必要じゃないかと、そう言われれば私たちだって行きますよと。そういう点で、こういう重点雇用事業の中で、例えば土木課のほうにおかれて本当に専門家の人が少ないというときに、いろいろ県とか国の人材は応援されているでしょうけれども、しかし、この塩竈にもそういう方々がいると。そここのところをどういうふうの手助けをしていただいて、一緒に復興のために立ち上がっていただくかということをおこの機会にぜひ考えていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 技術者不足は現実としてありますので、各課にどのぐらいの専門職が足りないかという部分で照会をかけております。その照会に基づきまして、建築職なり、土木職、何人ぐらい足りないかと把握いたしまして、それに関しましてはほかの自治体等とかにお願いしてございまして、大体今の時点では34名は確保できる見込みとなっておりまして、各課の要求はそれで大体満たしているという状況にはございます。ただ、地元の方を生かすという方法に関しましては、また今後検討はさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○志子田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 わかりました。ぜひ、そういう積極的なご意見を出してくれる方もおりますから、ボランティアでもいいんだということまで言ってくださっている方ですので、やっぱりそういう点ではぜひご検討していただいて、いろいろお力をおかりしたらいいんじゃないかというふうに思いますので、よろしくお願したいと思います。

それでは、次に116ページに進めたいと思います。

これは8項で復興事業で15億円が工事請負費として計上されております。これは、魚市場の高度衛生管理型荷さばき場整備事業ということでございます。これについて、実はこの実施計

画の中で、この実施計画非常にわかりやすいと思って見ていたんですけども、ここの99ページにこの事業の概算事業費として25年は15億円、そして26年は20億円、27年は15億円と、要するに50億円をかけて整備するというものですね。そういう点で完成は27年度ということになって、これは当局からも27年度まではかかりますよというお話は受けたわけですけども、予算規模がこういうふうになっているというのは私は今ちょっと気づいたんですが、それでお聞きしたいのは、ここに出ていますように解体事業と整備事業とを交互に段階的に行うことで水揚げ作業への支障を最小限に抑えながら市場円滑化を図っていくというふうには述べておるんですね。それで、現場を市場に行ってみせていただきました。確かに東のほうは全部解体していますから、東側の事務所には方々はこちらの西側のほうといいますか南側から西側にかけて移っておられたという方もおります。それで、私は、やはり作業しながら解体すると、解体しながら工事をしていくわけですから、そういう点でまず買い受け人の方々、問屋組合の方々とか、その携わる方々の家、事務所がきちんと確保されるのかどうか、作業しながら、そのところは今のところはそうなっているけれども、今後どういうふうになるのかというのが心配になりました。それで、そこについてはどういうふうを考えているのかというのが1つと、それからやっぱり進めていく上では大規模な工事なんですよ。ですから、そういう点でまず仕事しながらというのは、業者の方々が市場を、競りをやりながらとかいろいろあるわけですから、そういう点で工事をやる業者の方とか、それから市のほうと、そしてそこで営業をやっている方々とのやっぱり密接な連絡体制、あるいは協議、これを事業を進めさせていくことをそこだけに力を入れていくとちょっと連絡が崩れてしまうというのがありますから、やっぱり一つ一つ問題が出れば、出なくても、必要などころでは協議をしてやっていく。これは当然そういうふうになっているだろうとは思いますが、そのことが今これから進める上でも重要だなと思ってきましたので、その辺についてどういうふうにお考えになっているかをお聞きしておきたいと思います。

○志子田委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 高度衛生管理型荷さばき場の整備につきまして、2点ご質問を頂戴いたしました。

まず、1点目の工事を段階的に解体と一緒にやっていく、しかも水揚げを行いながらやっていくということに関して、事務所等の整備をどういうふうに確保していくのかという話でございます。ご存じのとおり、東側につきまして解体が終わった際には、西側のほうに一旦お移り

いただくということで、今暫定的にそちらのほうに入らせていただいております。そして、この市場の完成後の姿ということでございますけれども、当然卸売機関ですとか組合的な部分で必要最低限の施設のほうはつくる用意はございますが、昔と違いまして今は、どうしても昔は魚を買って事務所に戻って電話をしてそれで伝票をつくってやりとりをするということが必要だったわけですが、最近は携帯電話でかなりの部分が済むというようなこととか、あるいは今現在ですと坪1,800円でお貸しさせていただいておりますけれども、新しくつくるとなるとそういった金額で到底つくることはできませんというような話をしている中で、基本的には個人個人で事務所のほうをご用意いただきたいということでの今のところお話をさせていただいております。したがって、今現在皆様方にお話し申し上げておりますのは、26年の3月まで西側のほうには基本的にはいただいて結構なんですけれども、それ以降については個々にご用意いただきたいということのお話をさせていただいております。そういったことで今進めさせていただいております。

2つ目の仕事を行う上で、宮城県、あるいは業者との連携ということでございます。

これも、当然のことながら仕事を行う上で、例えばせんだつては2月22日金曜日に、卸売関係とか問屋関係さんと宮城県と塩竈市で、この工事を進めるに当たって一方的に建物を壊されてしまって水揚げできなくなるようでは困るということを具体的にご心配いただいておりますので、その辺も県と市が入りまして、いろいろな調整を小まめにしながら、そういったことのないように努めていきますよというようなお話をさせていただいております。ただ、今回、平成27年度までに漁港のほうの災害復旧費を終わらせなければならないというような今大きな国のほうの制度の縛りがございますので、それに向けてやっていくためにはどうしても解体を行って、解体を急いで早く漁港のほうを整備したいという県の思いなんかもあるわけですが、それはとにかく今現実の問題としては、それは制度の中で上手に詰めながら進めていきたいと思いますというようなお話をさせていただきます。塩竈の市場につきましては、被災の程度が比較的少なかったということで、3月11日の発災以降、4月14日には再開はしておりますけれども、皆様方には本当の意味での震災の影響というのは、今この工事が完成するまでの期間、どうしてもそういった影響は出てきますよというお話をしておりますが、皆さんの協力と連携をとりながら、なるべく最小限の影響で食いとめるような形で進めていきたいというようなことで考えております。

○志子田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 県議会でも漁港関係の契約をやっと成立して先議したそうです。ですから、いよいよ工事に入るといふふうになると思いますので、そういう点では引き続きよろしく願いたいと思います。

それでは、次に137ページ、138ページのところに行きたいと思います。

138ページで、実はこれも復興交付金事業の中で、地域の関係で大変申しわけありませんが、新浜町杉の下線の道路整備が道路事業、2億643万円というのが予算化されております。これは、実はこちらの計画の中で、実施計画の中の91ページを見ますと非常に懇切丁寧に書いています。25年から27年度までの事業として、これは3カ年の事業の実施計画ですからそうなるということがあるんだと思いますが、25年は2億円台ですが、26年は5億4,900万円、27年は3億4,900万円ということで、11億円を越す予算がここに盛り込まれております。いよいよこの新浜町杉の下線が、本当に長年なかなか難しかったのが今日この震災の復興事業ということで位置づけられて、本当に藤倉がこれから一変するといふふうな状況になろうと思います。本当に長年の課題でありました。そういう点でこういう事業をこれから都市計画、あるいは2丁目は区画整理などでこれからさらに進められる、あるいは下水道管が下に入るといふような、雨水幹線が、そういうことでいろいろこの震災でこういう復興が実現するようになれば、本当に町がよみがえってくるというふうに思うわけであります。そういう点でぜひこれについては、本当は今後の計画を聞こうと思ったらこれに入っていましたので、それで質問はこれは省略したいというふうに思います。

それで、最後に近くなっておりますが、155ページというよりも、さっき小野幸男委員が質問していた学校の椅子関係、机関係、何かの資料にありましたね。実施計画の62ページです。250万1,000円が予算化されていまして、市内小中学校の備品、机、椅子、家庭理科室コンロなどということを出されておりますが、先ほど次長のほうから200、この机、椅子、セットなのかどうかわかりませんが、それが出されておりました。それで、私は時間の関係でちょっと提案しておきたいんですけども、昔々です——昔々といっても昭和50年代ですが、その当時、机と椅子、第二小学校の机と椅子を一気に債務負担行為でかえたんです。それは、やっぱり子どもたち、新しくなった人、ぎざぎざする人とかいろいろありますよね。そういう点でぜひ、200個でも数は、それでも頑張ったんだとは思いますが、市長、やっぱり債務負担の使い方について、子どもたちの教育の面でここに光を当てていただくということはどうでしょうか。一言お聞きしておきます。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 本当に私も各学校さまざまな機会に訪問させていただきますが、やはり建物本体の老朽化とか、施設面でまだまだ予算が必要だというような状況は見ておりますが、そういったものについては計画的にということで予算を計上させていただきたいと考えております。一気にというのも方法論としては十二分にあるという、債務負担という方法もあるということは理解をいたしておりますが、まずは計画的に、例えば食器を交換するときにも年間幾らというようなことで計画的に取り組みをさせていただきましたが、学校のこのような備品についても、今後計画的に取り組みをさせていただきながら、また改めてその後の対応策については検討させていただきたいと思います。

○志子田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 その次に、実は先ほど曾我委員が地元の中小零細業者、あるいは企業者、あるいは商店を含めて、国の制度、グループ補助やあるいは県の支援制度、再開支援とかそういうことの該当しない、要するに200万円以下の部分というのは該当しないんです。ですから、その部分について独自の補助をということで市長の見解を求めました。市長も、それに対しては、本当に状況を実際に歩いて、肌で感じて、そういう点では何とかしなくちゃいけないと思っています。だから、国にそういう点でできるだけ新たな政策ができないか要望していくというお答えだったと思います。それはそれで結構なんですけど、問題はやっぱり要望するのは大事です。しなければ国のほうはなかなか立ち上がりませんから、それをやっていただきながら、じゃ自分のこの塩竈市のそういう困っている状況について、どういう方法をとればいいのかと。しからば国の方針がいろいろ決まってから検討するというんじゃないかと、そこのところをどうするのかということが今求められていると思うんです。そういう点では全てお金が付きものかどうかというのはあるわけですが、少なくともそういう被災者に寄り添って市政を動かしていくという点からいえば、その辺についてもう一步踏み込んでお考えいただくべきではないかなというふうに聞いていて思ったものですから、その辺について市長のほうからもう一度見解がありましたら、お答えいただければと思います。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほど曾我委員からご質問いただきましたときに、そのようなご説明をさせていただきました。やっぱり今地方の財政というのは、なかなか10年先が見通せない。要するに震災復興・復旧が完了するまでにどれぐらいの経費が今後必要になるかという部分が実はなかなか

か見えてこないわけであります。例えば今回の危険指定区域以外についてもということについては、我々もう1年ぐらいこの声を上げてきたわけであります。ようやく国におきまして、今回そのような制度を構築していただいたと。なおかつ今回の制度の中では、被災した場所の地盤のかさ上げも実は選択できるというような仕組みになっているわけでありますので、やっぱりまずは我々が声を上げて被災者の方々が本当に困っていることをまずはしっかり国・県に伝えさせていただきながら、そういった結果を見ながらということで、先ほど私の思いを伝えさせていただいたところでありますので、ぜひご理解よろしくお願ひ申し上げます。

○志子田委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 市長の言わんとしているのはわかりますし、そういう段階、今の段階はそうだというのがわかります。しかし、もう一步踏み込んでやっぱり考えていくべきだというふうに思いますので、そのことは強く申し上げておきたいとします。

最後になります、被災者のためにということで、全国から寄附金が寄せられていたと思うんです。そういう点でどれだけ塩竈市に寄附金が、義援金とは別です、寄附金が入ってきて、そして今どういうふうに使われてどれくらい残っているのか、そのことをお聞きしておきたいとします。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 今現在24年度分として今寄附いただいておりますのが約1,050万円ほどになります。そのうち既に寄附金の形として予算計上しているというのが大体おおむね230万円ほどになっておりますので、残り大体まだ700万円程度これからというふうな予算分があります。と申しますのは、実は寄附金というのはずっと年間通じて入ってくるわけなんですけれども、入った時点ですぐ予算化するというような手続はまず踏んでおりますが、時期的に集中して年度末にとかそういう形で今一気にふえてきているというのもありますので、現状として今そのようになっています。

まず、一般寄附として24年度分は1,050万円ほど。大変失礼しました。今のは一般寄附ではなくて義援金です。義援金が一般分として1,050万円、それから通常私たち塩竈市に入ってくる分としましては、これが寄附金として3,162万7,000円ほど今収納されているという状況です。残り分につきましては、おおむね2月補正までにほぼ予算化してございますので、この辺については一般寄附についてはほぼ予算化は終わっている状態です。

それからあと、この内訳になります、一般寄附の中でいわゆるふるさと納税分と、いわゆ

る長期総合計画の事業に充当していただきたいというご意向のあるものが大体970万円ほど、残り支援金、あるいは一般寄附というものが大体2,200万円ほど、合計3,162万円ほどになっているという状況でございます。以上です。（「はい、わかりました」の声あり）

○志子田委員長 お諮りいたします。これまで審査を行ってまいりました審査区分1、一般会計については、これで質疑を一応終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志子田委員長 ご異議なしと認め、審査区分1、一般会計については質疑を一応終了いたしました。

さらにお諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、3月5日午前10時より再開し、審査区分2、特別・企業会計についての質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志子田委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

午後4時37分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成25年3月4日

平成25年度予算特別委員会委員長 志子田 吉 晃

平成25年度予算特別委員会副委員長 浅野 敏 江

平成25年3月5日（火曜日）

平成25年度予算特別委員会

（第4日目）

平成25年度予算特別委員会第4日目

平成25年3月5日（火曜日）午前10時開議

出席委員（17名）

浅野敏江委員	小野幸男委員
嶺岸淳一委員	田中徳寿委員
香取嗣雄委員	阿部かほる委員
西村勝男委員	鈴木昭一委員
菊地進委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊藤栄一委員
佐藤英治委員	高橋卓也委員
小野絹子委員	伊勢由典委員
曾我ミヨ委員	

欠席委員（1名）

志賀勝利委員

（特別・企業会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤昭君	副市長 内形繁夫君
市立病院事業管理者 兼 院長 伊藤喜和君	市民総務部長 佐藤雄一君
健康福祉部長 神谷統君	産業環境部長 荒川和浩君
建設部長 金子信也君	震災復興推進局長 兼政策調整監 伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長 佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長 星清輝君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 高橋敏也君	産業環境部次長 兼水産振興課長 小山浩幸君
建設部次長 兼下水道課長 千葉正君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長 佐藤達也君

市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間 忠良 君	市民総務部 政策課長	阿部 徳和 君
市民総務部 財政課長	荒井 敏明 君	市民総務部 税務課長	赤間 均 君
健康福祉部 長寿社会課長	赤間 幸夫 君	健康福祉部 保険年金課長	佐藤 俊幸 君
産業環境部 浦戸振興課長	木村 雅之 君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	鈴木 宏徳 君
市立病院事務部長 兼医事課長	菅原 靖彦 君	市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木 康則 君
市立病院医療福祉部 医療福祉情報企画室長	小川 輝明 君	水道部長	福田 文弘 君
水道部次長 兼総務課長	鈴木 正信 君	水道部営業課長	菅原 秀一 君
水道部工務課長	大友 伸一 君	監査委員	高橋 洋一 君
監査事務局長	佐藤 勝美 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤 英治 君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野 浩志 君
議事調査係主査	斉藤 隆 君	議事調査係主査	西村 光彦 君

午前10時00分 開議

○志子田委員長 ただいまから、平成25年度予算特別委員会4日目の会議を開きます。

本日、欠席の通告がありましたのは、志賀勝利委員の1名であります。

これより、審査区分2・特別会計、企業会計の審査を行います。

発言のお一人の持ち時間は、申し合わせにより、答弁を含めておおむね30分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

質疑に入ります。なお、質疑の際には資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。阿部かほる委員。

○阿部委員 平成25年度特別会計予算の質疑に入らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、介護保険についてお尋ねいたします。資料番号12、27ページ、議案第21号、22号が連なっておりますが、通してお願いいたします。

まず、条例制定の趣旨ということで、今年度、塩竈市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例についてということで、ここに載っております。本市の考え方といたしましては、平成24年4月より新たに始まったサービス、本市においても現在実施されていない定期巡回、随時対応型訪問介護・看護及び複合型サービスについてということで、ここで24年4月から始まりましたこの対応型、ここで塩竈市独自でということでこの表に載っております。非常災害対策ということでプラスされるのだろうということとはわかります。

国の基準に次の項目を追加するというので、1番には、災害の種別に応じた個別計画の策定、それから計画の掲示、3番目が、他の社会施設等との連携や協力体制の確保、それから4番目が、食糧等の備蓄、自家発電装置等の確保ということで、これは項目でもわかりますが、震災を通して必要な対応項目の追加かと思えますけれども、もしもっと詳しくお話ししていただけるのであれば、市民の皆さんにわかりやすくお話をいただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

○志子田委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長 長寿社会課長 委員から議案第21号に係ります独自基準としての、いわゆる市の独自基準部分についてのお尋ねをいただきました。私どもは東日本大震災を経験した都市といたしまして、この独自基準についてなのでございますが、災害の規模とか災害種別により

避難誘導等は異なりますが、発生時点での施設職員の対応はもとよりですが、地域における協力体制が必要となります。そういった観点からも、平時におけます防災訓練とか地域住民との総合訓練が必要と考えておまして、こういった観点を踏まえまして、常にこういったサービス事業所内には個別の計画ですとか、計画、いわゆるいざという有事の際に、掲示とか、あるいは他の福祉施設との連携についてとか、そういった点をきめ細やかに取り決めをしていただくようにという意味で、独自基準を設定させていただいております。よろしくお願ひします。

○志子田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます。高齢化はますますの増加ということで、大変対応にこれから生かされていくものと思います。特に震災の経験を生かさせていただいて、こういったきめ細やかな策定をしていただいたということで、安心・安全につながるものと思っております。

それでは、28ページ、お願いいたします。

ここに第2章、第3章といたしまして、条例の概要なのですが、定期巡回、随時対応型訪問介護・看護ということで、これまでにない部分が入っております。夜間ということが入っておりますが、これは夜間対応型訪問介護、こういったことは大きな、これまでになかったものということで出ておりますが、これまでこういったニーズはなかったのでしょうか、塩竈市では。よろしくお願ひいたします。

○志子田委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 資料No.12の28の第2章にかかわる部分でのご質問でございますが、これまで塩竈市において24時間の巡回ですとか、あるいは介護・看護にかかわる要望とか、利用者の皆さんからは介護制度、平成12年よりスタートいたしまして、その際にそういった要望は一時ありました。しかしながら、事業者さんのほうの体制的なこととかいろいろ絡まって、具体の実施までにはいっていなかったというところでございます。

しかしながら、今般の地域主権一括法に伴ってのこういった部分をより鮮明に利用者のほうに配慮した対応をするということを念頭に、今回条例という形に入れさせてもらっています。現在、塩竈市ではこういった発生事例はまだございません。

あわせて申し上げますならば、この最後のほうの9章のほうにありますけれども、介護と看護とというふうにして、福祉と医療の部分についても、これまた発生状況は見てございません。以上でございます。

○志子田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 実に、施設に入られた方、あるいは通所の方、あるいは在宅の方と、介護の多様性というのは本当に大変なものかと思えます。ただ、在宅看護ということは、これから施設をつくってもつくっても、なかなか十分に対応できない時期が来るということは目に見えておりまして、やはり在宅看護ということに重きを置かなければならない。そのときに、やはりこういった手厚い支援というものが、介護する側にとっては本当にこういう制度があるというだけで、相当数心の負担というか、安心につながるかと思えますので、ぜひこういったことをこれからも充実していただきますように、よろしく願いいたします。

それでは、資料No.9、341ページ、お願いいたします。

介護保険特別会計保険事業勘定のところで、介護予防事業費というところに出ております。1節のところでは2次予防事業費として361万1,000円ということが出ております。それから、その下を見ますと、2番目の1個目に、1次予防事業費としてほんの少ないあれですけども、ちょっと出ていますが、この内容をちょっと教えていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○志子田委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長 長寿社会課長 2次予防対象者把握事業、予算計上は361万1,000円ということで、これにつきましてですが、いわゆる市内に住所を有します65歳以上の高齢者を対象にして、昨年の11月のたしか協議会でしたか、そこにも資料として上げさせてもらったのですが、その際に、その対象者を把握するための基本チェックリストと1万3,300名近くの方に配布させていただき、9,700名からの回答をいただきました。そういった中で、いわゆる要介護状態の可能性のある方々をピックアップさせていただいて、そういった方々にいろんな、いわゆる栄養教室ですとか、あるいは運動器機能の回復のための教室だとか、そういったものを展開しているというのが、2次予防対象事業としての部分でございます。

それから、1次のほうでございますが、これはいわゆる元気な高齢者の皆さんへの対応部分ということで、1次予防については、いわゆる介護予防の普及啓発事業を中心に展開してございまして、介護予防の講演会ですとか、あるいは介護予防の基本的な知識を持っていただくためのいわゆる相談会の実施とか、そういった、あるいは具体的に体力増進、健康づくり、あるいはストレッチとか、そういった体操とか、そういったものを中心に展開している部分でございます。

○志子田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます。本当にきめ細やかな対応をしていただいております。やはり元気で皆さんが人生を送っていただくための方策として予防というのはまず大事ということ、第一義的な段階ということで、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、ここでちょっとお聞ひしたいのですけれども、現在の浦戸諸島の方々の介護の実情というのは、どのような対応を市のほうではしておりますでしょうか。お聞かせください。

○志子田委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 浦戸地区に対しましては、私ども長寿社会課から浦戸元気塾教室、いわゆるサロンとか、そういったことで月1回、あるいは包括支援センターのほうを通して月1回、大体当課としましては2回ほど毎月お邪魔して、いわゆる仮設住宅等にお住まいの高齢者の方を中心に、いろんな相談事、それからやはり身体的なストレッチというのですか、開放的な軽運動を交えながらの対応で、状況を把握させてもらいながら即座に対応できるような見守りのなところも含めてですけれども、対応させてもらっているという状況でございます。

○志子田委員長 阿部委員。

○阿部委員 私が浦戸にお訪ねしたときに、ちょうどお天気が余りよくなかったのですが、仮設のほうでそれぞれに個別におうちの前に腰かけて、高齢者の方たちが何をするでもない、本当に腰かけて時を過ごしているというような状況がございました。ぜひあのブルーセンターのほうに自由に使えるような空間をつくっていただひて、そこでお茶飲みでもできるような、皆さんできるような状況があるといいのかなというふうに思ひました。私たちも時間があれば訪問してお話をしたりということもあるのですが、なかなか時間がとれないという状況もありまして、何かそういった方策を1つ、センターを利用するなり、あるいは集会所を利用するなりした方策もぜひよろしく対応していただければということをお願いして、次に参ります。

資料No.9、347ページ、ここの第5款地域支援事業費というところで、成年後見制度利用支援事業費というところで103万2,000円ということが出ていますが、これの内容と現在の支援状況をちょっとお知らせください。

○志子田委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 資料No.9の347ページ、成年後見制度の支援についてでございますが、現在利用しておられる方が1名おられまして、実はこのたび3月に、いわゆるその申し立てを受けまして、市長申し立てという形になりますが、地方裁判所のほうまでつないでいるというふうな状況でございます。例年、例年といひますか、この1年間特にですけれども、

私が担当してから二、三件、そういった相談を承っているということでございます。

○志子田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 安心・安全社会、こういった制度で十分にフォローしていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、資料11、16ページ、水道事業のほうで少しお伺ひしたいと思います。16ページです。お願ひいたします。

この16ページの一番下になります。下水道負担金というところで6,569万1,000円、下水道料金徴収事務委託手数料ということなのですが、これはどちらに委託しているのでしょうか。お知らせください。

○志子田委員長 菅原水道営業課長。

○菅原水道部営業課長 塩竈市の下水道と、それから多賀城市の下水、それから漁集排が、塩竈市水道部のほうに委託している、それで手数料としていただいている負担金の収入になります。以上です。

○志子田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

それで、これがちょっと下水道使用料の金額が、水道のほうにちょっと見ますと、5,906万円というような数字が出ておりますけれども、これはちょっとどうなのでしょう。その辺を教えてくださいたいと思います。

○志子田委員長 福田水道部長。

○福田水道部長 塩竈市の下水道だけでなく、漁集排とは多賀城市分がございますので、金額が合わない形になっています。

○志子田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

それでは、資料11、20ページ、このところの用務費というところで1億450万6,000円というところで、これが水道事業の料金の調停とか、あるいは収納及び計量事務に係る費用ということなのですが、現在、水道事業の職員の方がことし3人減ということがございます。窓口委託ということですが、経済的な減はどの程度でございましょうか。お知らせください。

○志子田委員長 福田水道部長。

○福田水道部長 12月にお認めいただきました債務負担行為に基づきまして2月に契約させてい

いただきました。一応3カ年で4,000万円ほどの経済効果が出ると想定してございます。以上です。

○志子田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 今現在、水道料金の支払いとしては、口座振替あるいはコンビニ支払い、直接お支払いにいらっしゃる方もいるかと思えますけれども、どのぐらいの人数に、戸数になっておりますか。お知らせください。

○志子田委員長 菅原水道部営業課長。

○菅原水道部営業課長 銀行口座振替は80%弱を切るくらいで、79%ぐらいになっています。それで、コンビニというか納付書の発送が21%くらいで、そのうち水道部に来ますのが3%かその程度になっております。以上です。

○志子田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 実はここにチラシを持ってまいりました。塩竈市水道お客様センター開設ということで、大変かわいらしいチラシが入ってまいりました。非常にわかりやすく、こういったチラシというのは非常にお客様にとってはありがたいなと思えます。この委託先の会社はどういう会社なのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○志子田委員長 菅原水道部営業課長。

○菅原水道部営業課長 東京に本社がありまして、従業員は検針を含めて5,000名ほどになっております。そして、事業単位の、こういった窓口ですとか、検針とか、いろんな業務委託をしているのが100自治体ぐらいと契約しております。業界では最大手になるかと思えます。

○志子田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます。本当に新たなスタートというか、行政も市民も本当に震災を契機に改めてこれから何かスタートというような気分になっておりますけれども、最後になりますが、震災復興室の皆さんがこのたび北浜地区のいろいろなこれからの土地改良、あるいは区画整理等のチラシと申しますか、資料ですね、とってもわかりやすくカラー刷りにして出させていただきました。あのような図面ですと、本当に市民の皆さんも見て理解できるということで、大変努力をしてくださったというふうに受け取りました。これからもどうぞ市民の目線でいろんなお知らせのときにはどうぞ努力をしていただきますと、本当にありがたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

これで終わります。ありがとうございました。

○志子田委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 おはようございます。それでは、私のほうも特別会計についてお聞きいたします。

資料No.9の334ページ、引き続き介護についてちょっとお聞きしたいと思っております。

第2款介護給付費の中で、3項高額介護サービス費、その後また高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費と、3つの項目がございますが、それぞれ簡単に概略を教えてください。

○志子田委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 それでは、お答えいたします。

まず、利用者の1割の負担の部分で高額になったときということで、世帯内で1カ月のサービスに係る利用者負担月額でございますけれども、上限額というのが設定されていまして、そういった部分の超えた部分について払い戻される制度でございます。私ども長寿社会課のほうに高額介護サービス費の支給申請書を提出いただく形で払い戻しをさせていただくというふうなシステムでございます。

それから、2つ目といたしまして、介護保険と医療保険の利用負担が高額になったケースということで、これにつきましては、介護保険と医療保険の両方の利用者負担がそれぞれ月額の限度額設定がございますけれども、それが自己負担額を合算して、これは年額でですが、超えた場合に超えた部分を申請によって、後から支給されるというもので、この部分では同じく私どものほうに申請、支給兼自己負担の証明書というのを申請いただく形なのですけれども、この部分は医療保険者のほうに手続をしてもらうという形になるかと思えます。

それから、3つ目でございますが、社会福祉法人等による生活困難者の利用負担の軽減という部分でございますけれども、この部分につきましては、特に生計が困難な利用者に対してですが、利用者負担額の食費、居住費、滞在費等を含むのですけれども、その4分の1、あるいは高齢福祉年金受給者に当たっては2分の1が軽減されるという制度でございます。

なお、大変恐れ入りますが、私どものほうで第5期の計画改定に当たって、市民の皆様に出させていただきました介護保険の高齢者支援、このパンフレットの、済みませんが23ページのほうに詳しく書かせていただいています。よろしくお願いたします。

○志子田委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 わかりました。ありがとうございます。

この制度は近年、平成21年か22年ぐらいに国で制定されたと思うので、まだまだ利用者の方

たちにこの制度が行き渡っていないのではないかなと思っております。今パンフレットのほうで紹介があるというお話でございましたが、中身、私も読みました。膨大な全ての介護のサービスについて1冊のパンフレットに網羅されているのはいいのですが、なかなかそこまで読み切っていない部分と、それからもう1点は、今老老介護、またお一人で暮らしていて介護を受けている方、近くに家族がいらっしゃらない方、そういった方たちもたくさんいらっしゃいます。自分が介護の認定を受けたくても、どういった手続をしていいかわからないという高齢者の方もたくさんいらっしゃいます。

そういった中で大変申しわけないのですが、このパンフレット1冊だけでは、とてもこの内容、ここまでわかる方はいらっしゃらないと思います。私はきのう、幾つかのこの高額サービス費という言葉、ちょっとホームページを調べましたが、各自治体の中で大変ホームページの中に、もうその介護長寿、介護サービスの部分の1つのコーナーを設けまして、そこで本当にわかりやすく、高齢者の方が皆さんパソコンでホームページを見るときは限りませんが、ただし市民の方が理解しやすいという方策をしているところがたくさんございました。ぜひそのようなことを対応していただきたいと思いますが、それについてのご回答をお願いいたします。

○志子田委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 委員から今そういったお話をいただきました。私どものほうの視点というか、目線で物事を見がちになってしまっていて、ちょっと反省していますが、そういった点で早速にそういったインターネットとかに掲載している他の先進事例とかも参考にしながら、普及啓発を進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○志子田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。この予算案の中に、本年度も高額介護サービス費として8,828万何がしというふうに、もう予算も計上されております。昨年度は9,000万円という金額が計上されておりますので、全くこの制度を知らないということではないと思いますが、これまで身近に介護を受けている方たちは、恐らくケアマネジャーさんとか、そういった方々からまた施設に入っている方々にとっても、そういった施設の職員のほうからそういった情報を提供されて申請書を提出していると思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。

○志子田委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 確かに今お話しいただいたように、ケアマネジャーさんを通じて、こちらのほうに申請いただいたりというふうなお話もありますし、今この高額介護サービ

ス費のほうの対前年比ではちょっと下がっている部分でございますけれども、震災減免によって年度当初の月で私ども会計上の部分でございますが、平成25年の3月部分、利用部分で該当しない方がいるために、このような数字減というふうなことが生まれているということもあわせてお答えさせていただきます。

○志子田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

あと、他市の事例でございますけれども、よそによっては、この支給対象と思われる方にご案内を送っていると。やはりこのパンフレットでしたら、どなたでも相談窓口に来た方、また前には広報と一緒に各家庭に配布されましたけれども、なかなかそれを読み切ることはできません。そういった上でその対象者にあらかじめ当局のほうで、こういった制度がありますよとご案内状を出しているという、そこはちょっともうすぐサービスが行き届いている自治体だと思いますけれども、そこまで今できるかどうかは別といたしまして、そういった事例があるということをご承知おきいただきたいと思っています。

あと、もう1点、最後の特定入所者介護サービス等、これは先ほども言いましたように、低所得者の方とか、なかなか厳しい方たちにもこのような食費とか、そういったものに対する減免があります。これも負担限度額認定証というのが恐らく必要じゃないかと思うのですが、その辺はどのようになっていますでしょうか。

○志子田委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 今お話しいただきましたが、私ども長寿社会課のほうに負担限度額認定証という申請書、認定申請書というのを出してもらって、それをもって対応いただくということになります。

○志子田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

先ほどの高額介護サービスにしましても、この認定証にしましても、全てご本人からの申請書がなければ受けられない減免だと思っております。そういった意味で、先ほど申し上げましたように、この制度があること自体知らない方も多くいらっしゃると思いますので、ぜひその辺も対応方、きめの細かい対応をお願いしたいと思っております。

では、345ページの地域支援事業費、先ほどもご質問があったようでございますけれども、私はここで認知症の高齢者の見守り事業費と、あと家族介護継続支援事業費、この中身について

てお聞きしたいと思います。

○志子田委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

認知症高齢者見守り事業でございますが、この事業内容といたしまして、サポーター養成、いわゆる認知症サポーター養成講座を開設したり、あるいは認知症家族の会ですとか、認知症ケア相談に関する講師、医師等への謝金等でございますが、そういったものが含まれております。

それから、家族介護継続支援の部分でございますが、この部分につきましては、家族介護慰労金ということで、要介護度4ないし5の方を在宅で介護し、介護サービスを1年間以上利用されていない方のケースで、世帯全員が市民税非課税の方に慰労金として10万円を支給させていただいているものでございます。以上でございます。

○志子田委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

認知症の高齢者見守り事業、これは年々本市におきましても認知症方たちがふえてきている。本当にご家族の方たちがもう夜も昼も本当に気の休まる時はないという中で、地域の皆様方がサポーターとして地域で見守りをさせていただくという制度は大変ありがたい制度だと思っています。

講習会もいろんなところでなされて、またサポーター店ですね。塩竈市においては、個人のサポーターだけではなくて、お店でサポーターということで、ぜひ何かあったらお困りの方ということです、これは市内にもたくさんお店があると思うのですが、一目でここはサポーター店とわかるような、そういった表示はしていच्छるのでしょうか。

○志子田委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 ちよつときょう本来ならば、PRも兼ねて持ってくればよかったのですが、オリエンテーリングがあつて認知症サポーターとしてのリングとか、目につくようなものとして備えたり、あるいは事業所、先ほど委員が言いました店舗ですか、そういったところに何らかの掲示をしていただくという形の方策も一方では考えなきゃないなというふうには思っているところでございます。

○志子田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひせっかくお店の方たちがサポーター店として名乗りを上げていただいていますし

て、ホームページのほうには確かに市内の地図にこの店がやっていますと出ていますけれども、ぜひ見てすぐに目につくようなことにしていただかなければ、せっかくの制度ももったいないなと思いますので、ぜひ本当にこの間も、前にもお話ししましたけれども、やはりどこに、自分がどこに帰るのかわからないというおばあちゃんが、そのサポーターのお店の方がたまたまその方を対応していたんですね。ただし、そのお店の方は残念ながらそのおばあちゃんの顔も場所もわからない。それで、近くを通った小学生が、どここのおばあちゃん、僕と一緒に連れていくよって、小学生がおばあちゃんをみんなで自宅まで送り届けてくれたという温かいお話も聞いております。ぜひそういったことで、小学生でも中学生でも、学校のほうにおいても、このサポーター制度ということを、ぜひ教育の一環としても、きょうはちょっと一般会計でありませんが、そういった部分で横の連携も図っていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

ちょっと介護が続いて大変申しわけございません。資料No.12から、先ほど阿部かほる委員からもお話がございましたが、今回一括法の中で、議案第22号の資料の独自基準の下のように、やはり非常災害の対策ということが一番私たちにとっては、今回の震災を受けまして、この災害弱者と言われる高齢者の方も含めて、また施設に入所されている方、それから被災した施設が今回の震災で南三陸のほうとか、また東松島のほうで多く聞かれております。私たちのほうの市内においては、お亡くなりになった方はいらっしやらないと思うのですが、ただし、やはり避難してくる時に、私たちが避難した場所にも、近くの介護施設の方たちが職員の方たちと皆さん全員が避難されてまいりました。本当に体育館だったので寒いし、それから低体温になったり、またさまざまな気管支炎やら何かで発熱したりということで、本当に大変な状況でありましたが、今回このようにほかの社会福祉施設との連携や、それから協力体制の確保ということであたわれているのは、非常にありがたいことだと思っております。

それで、お聞きしたいのですが、ここの連携は市内のみなのか。また、二市三町まで広げるのか。いわば気仙沼とか志津川は、もう岩手県まで避難しているわけですね。また、登米のほうの山沿いのほうの施設のほうも緊急避難所として受け入れているわけです。そういったところまで今回考えられているのかどうか。その辺についてお聞きしたいと思います。

○志子田委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 市内に限らず、市外、介護サービス事業所さんは仙台周辺とか、あるいは県外からも、あるいは関東方面からも現在来ている状況があります。そういった中で、

今お話に出ましたけれども、福祉避難所、これは1次避難というよりも2次避難という形態をとろうかと思えます。それで、介護サービス施設内で避難所開設というのは、これはなかなか平時から人的対応も含めて組むということは難しい話でございますけれども、そういった中であっては、やはり二市三町の、例えば今現在塩竈にとある法人が同系列で社会福祉施設とか、老人福祉施設とか経営しているケースで、その連携を図って対応をいただくとか、そういったことは全部網羅して織り込みしてございます。

○志子田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

もうきのうの県議会のほうでも、そのような対応をしているところが県内の何市町村あって、何か余りパーセントよくなかったように記憶していますので、ぜひ、これからだと思います。ただし、私たちはもう震災から2年目を迎えて、本当に早急に私たちは自力で逃げることも可能だったり、車の渋滞だったりとか、さまざまな問題もございまして、まず自力では絶対に逃げられないという方々の安全、命をどう守っていくかということが、まず第一に考えていかなきゃならない課題かなと思っておりますので、そこは本当にいろんな意味で、今おっしゃったように人的配分、またスペース的な問題、そしてその施設自体が断水やら停電やら、ここで発電機というお話もありましたけれども、本当にあらゆる考えられる想定を盛り込んで、それで本当に横の連携を取りながら、しっかりとこの部分はこのように条例のほうに定める以上は、本当に具体的な具体例を一つ一つ考えられることは挙げて、そしてまた現場の声をさらにお聞きしていただいたり、できればもう志津川、南三陸町とか、気仙沼とか、そちらのほうの、東松島市のほうの施設関係者の方々の体験といいますか、そのときどうだったのかという現場の声もしっかりと聞いていただきながら、このことに対して本当に安心・安全を担保していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

済みません、介護のほうが本当に続きまして申しわけございません。

今回、先ほどちょっとページ数は忘れましてけれども、2次支援でしたね、第1次支援と2次支援というところで、阿部先生がお聞きになった部分がありまして、大変その対応が私はすばらしいなとも思いますが、一步推し進めて考えてみますと、元気な高齢者の方、確かに65歳以上になりますと、介護を受ける、サービスを受けるという、そういった部分が出てきますが、大半の高齢者の方、特に塩竈市の高齢者の方々にお会いすると、皆さんお元気な方がたくさんいらっしゃいます。本当にダンベル教室に行ったとか、さまざまないろんな時間を過ごされて

いますけれども、これは1人称なんです。自分のためにやるということは限度があります。誰かのために何かをするということは、もっともっと元気になっていくと思います。ボランティア活動が物すごく熱を帯びているというのは、誰かに感謝をされて、自分の存在が人に認められている、そして感謝してもらって、自分の存在意義を再確認する、つまり人は元気になっていくというのを、何かの本で読んだ記憶がございます。確かにそのとおりだと思っております。

そういった意味で、介護のサービスをなるべく受けなくて、自分の力で、自力で健康で年をとっていかれるというのが理想であります。やむを得ない、こういった状況になったための介護サービスですが、あえて自分から介護サービスを受けようというのではなくて、むしろ介護サービスをそういった、受けずに人のために尽くせたら、もっと元気になるのではないかと、これを、実は、これは埼玉県朝霞市のほうが中心になって始めたのですが、今埼玉県中に広がっている動きだそうなんですけれども、支え合い事業というのがありまして、介護を受ける前でも、だんだん高齢になって庭の草取りが大変とか、1人で買い物に行けないから誰かに一緒に行ってもらいたい。今シルバー人材さんのほうで、そういった部分をサービスしていただいている部分がございます。

でも、それだけではとてもそれこそマンパワーが足りない部分もございます。ちょっとしたことのお手伝いをできるということで、これは朝霞市のほうで商工会議所と連携をとりまして、サービスをして1時間500円という時間、料金なんですけれども、それを市内の商品券で対応するんですね。それで、高齢者の方はそのサービスを受けたいと思うときは、そのNPO法人かなんかを通じて、その商品券を購入しているのです。頼みたいときはNPO法人に頼んで、そこから人を派遣してもらって、それは登録している方が来ていただいて、1時間草取りしてもらったら、その商品券をあげる。そのもらった方は6カ月以内に市内のお店で使うというふうにして、もう元気と、それから町の活性化がリンクしながら動いていて、その朝霞市から始まったこの支え合い事業が、今埼玉県あちこちで広がっている。

それで、これは市の予算をここにそんなに大量に組み込むことはございません。何せ高齢者の方が自分の持っているお金を使って、その券を買うわけですから。そして、いろんな条件があって、認定されなければこのサービスを受けられませんよとか、いろんな足かせがあるために、逆に認定を急いだり、認定してもらおうと、そういった部分はないと思います。そういったもののほうに気持ちが行ってしまうと、もう毎回毎回、認定する人数も、またその調査の部

分もあります。逆に言えば自分の元気、健康、そして地域の皆さんの触れ合いというものを中心に考えていくと、町は活性化し、逆に言えば、その介護の給付が少し抑えられるということにもつながっていくのではないかなと私は思いましたので、ちょっと事例を申させていただきました。お考えがございましたらお聞かせください。

○志子田委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 ただいまのお話、かなり参考になっていまして、実は介護会計の中で、介護給付費が介護の歳出予算に占める割合として95%近く介護給付費があります。今地域支え合いというのですかね、隣近所の声がけで公園の草取りをしましょうとか、あるいは子どもさんたちと一緒にいろいろな、何ていうのですか、伝統芸能とかを伝授したりとか、そういったことで元気を発する、いわゆるボランティアポイント的なことを、いわゆる介護を、ポイントを受けて、今先生が一とおき説明されましたけれども、そのポイントがひいては介護保険料をお支払いする部分の還元作用にもなって、元気も伴うというふうなシステムかと思えます。そういったものを私どものほうも今後検討材料に入れさせていただければと考えています。よろしくをお願いします。

○志子田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。長々と介護のことについてお聞きいたしました。

最後に、水道事業のことについてちょっとおさらいさせていただきたいと思えます。

実施計画書の92ページの一番下の段、公共施設の早期復旧と震災対応力の強化・整備・推進ということで、水道施設災害復旧事業、野々島、朴島、海底配水管、この中身についてお聞きいたします。

○志子田委員長 大友水道部工務課長。

○大友水道部工務課長 お答えいたします。

内容につきましては、浦戸会計で本復旧、野々島から朴島に行く部分を今回本復旧をさせていただくというふうな部分になります。震災によりまして、この間、石浜野々島、野々島寒風沢工区、これは23年度から工事が推進工法で終わりました、最終年度になりますが、災害復旧で査定を受けている部分で、延長距離を1,161メートル、口径は75ミリという管を、今回は通常の埋設工法で布設をするという内容になってございます。以上でございます。

○志子田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。埋設工法ということで今お聞きいたしましたので、これか

ら津波やさまざまな災害の部分において、今までのような水道管が折れ曲るとか、断水するという心配はないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○志子田委員長 大友水道部工務課長。

○大友水道部工務課長 お答えいたします。

かなり今までの工法とは、海底についてはいわゆる鋼管を使用しておりましたが、ポリエチレン製の鋼管に鋼帯外装といたしまして、鉄板でも薄く巻かれているというふうなパイプを採用する。それで、今までは通常海底に埋設をしていた部分が、先ほどお話をしたとおり、約1メートルぐらい埋設をしておりますので、いろいろな今までよりは耐震性になっているというふうに思います。以上でございます。

○志子田委員長 浅野委員。

○浅野委員 これは完成は25年度と書かれていますが、年度内完成の見通しはいかがでしょうか。

○志子田委員長 大友水道部工務課長。

○大友水道部工務課長 一応完成は25年度という形でございます。早期に復旧するという形になりますが、いろいろ関係機関との協議がございます。今漁協関係、あとは海上保安部等々、いろんな部分と今折衝している段階でございます。早期に今復旧を目指しまして、早目に復旧をしたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○志子田委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 予算特別委員会の関係でちょっと何点かお尋ねをしたいと思います。

資料No.10の議案38号についていささかちょっと質疑させていただきます。

No.10のところで、1ページはそれぞれの業務予定量というものが示されております。そこで、補正予算でもいろいろと市立病院の医師不足等々、小児科もありましたが、その全体としては患者数をふやしていくと。患者数の関係では入院5,700、あるいは外来7万5,000と、こういうふうになっております。そこで、患者さんをふやしていくという想定でこれはつくられたのだらうと思いますが、その辺でのふやしていく上でどういうふうな対象になっていくのか、まず最初にお尋ねをしたいと思います。

○志子田委員長 伊藤市立病院院長。

○伊藤市立病院事業管理者兼院長 患者をふやすにはどうするかというご質問でございますが、まず先生たちがいるということが一番肝心な状況でございます、やはり医師数というのが一

番大きなものではないかと。それから、あとはその専門性の問題ということもございます。

そういう中におきまして、今年度小児科不在というか、大学から応援をもらっていたわけですが、25年度におきまして何とか小児科医の先生に来ていただくことになりました。本当にこれはなかなか苦勞したのですけれども、大学ともいろいろお話をしていたのですが、なかなか難しいという状況があったのですけれども、何とかここで1人来ていただくということになってまいりまして、これは大学と、あと県の医師会のほうの関係もありまして、そっちのほうから実際のあれでございまして、そういう形で小児科医をまず常勤を1人置くという形。それから、あと大学からも、先日教授ともお会いしまして、そこも応援ももらいながら、いずれまた大学からまた別の先生ももし可能なら入れていただくとか、そういうこともちょっと今教授ともお話ししてまいりました。

そういうことで、まずは患者数、それから患者数のみならず、やはり地域の小児科医療というか、そっちが大きなものがあると思います。健診業務、それから予防注射とか、非常に小児科医がいないものですから、そういう面でも役立っていくのかなと思っています。

それから、あと内科のほうに1月から呼吸器の先生がいらっやっております、非常に専門医でございまして、そういう面で肺がんの治療診断とかありますし、それからあとは肺気腫とか、慢性的なそういうぜんそくを含めましてのそういう治療、そういうのも患者さんの増に結びつけていきたいなと思っています。内科の先生はほかにも全部で10人くらいおりますので、そういう中で従来の先生と協力しながら地域のためにそこをまた頑張っていきたいと思っています。

それから、あと外科の方面に関しましては、外科は今4人の先生がいらっやっております、かなり高度な医療もやっています。肝臓がんの治療なんか積極的にやっています、なかなかこの地域で、仙台でもそんなに肝臓がんをやる場所は少ないのですけれども、非常にやっていますので、そういう面、内科の肝臓の先生と、外科と内科の先生、外科と一緒にしながら、そういう高度な医療も行っていきたいと思っています。

それから、あと整形の先生が今いらっやいます。この季節、非常に整形の患者さんが多くて、寒いということもあるし、あるいは転倒するとか、かなり病棟のほうも大分整形の患者さんが多く入っておりますので、この先生はリハビリがかなり好評で、患者さんと非常によく話も聞いて、いい治療をしてくださるものですから、なかなか評判がいいものですから、そういうことでまたさらに患者数も含めていければと思っています。

以上、お話ししたように、そういう少し新しい先生も入ってもらったり、あるいは今までの先生と協力しながら患者数増に結びつけていきたいと思っています。以上です。

○志子田委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 そうすると、新年度からその小児科のほうの常勤医師が1人配置されるということになるということなわけですね。わかりました。

そこで、新たに呼吸器関係の医師も配置されるということで、小児科のほうもということになると、市立病院の経営自体もその点では好転するのかなというふうに思います。そこで、病床の利用等について、これをさらに活用していくと、ベッド回転数を引き上げていくというのは1つ方策はそうなのですが、その辺のあたりで策があるのかどうか、その新たな病床利用の関係で何らかの策があるのかをお尋ねしたいと思います。

○志子田委員長 伊藤市立病院院長。

○伊藤市立病院事業管理者兼院長 ベッドの回転というのも非常に大事で、今、うちの病院で一般病棟の在院日数が大体16日ぐらいでしょうかね。1の基準でいきますと、21日以下になっていけばいいというのがあるのですけれども、非常にもうこれは短くなって、昔から見れば、これは25日とか、恐らくかなり長い期間で来たと思うのですけれども、今10対1の看護ですと、大体21日以下にしなきゃいけないとありましたので、今は16日で回転しております。

今後、亜急性期の病棟を今4月から行うことにしております。亜急性期というのは、急性期と慢性期との間の病棟でして、60日ぐらいは入院できるのです。自宅に帰る数が多くないといけませんけれども、そういう、今までですと早い時期で帰らなきゃいけない。そういうのもありまして、それからあと慢性期療養もありますけれども、その中間的なところのあれを、これが少し診療単価的に少し高く設定されているものですから、急性期をそういう応用をしながら、少しそういう面においてもベッドをコントロールしながら、収益増にも結びつけられるんじゃないかなと思っていますが。以上です。

○志子田委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 わかりました。医師確保、それから亜急性期という中間、急性あるいは慢性の間のところでの取り扱いということも検討し、今後の、新年度の事業に展開をしていくということですので、なおひとつ病院経営維持のためにぜひ万全を期していただければと思います。

それで、もう一つ私の問題意識なのですけれども、例えば、これはまだ今まで実行されていないと思うのですが、土曜の診療、例えば半日ぐらいの土曜の診療というのは検討の対象に上

っているのかどうか。これは職員のいろんな勤務とか、お医者さんのそれぞれの医師の勤務、休み等もありますが、やはり働いている方々の関係でいいますと、土曜の半日ぐらいの診療というのを1つの考え方なのかなと思います、その辺のご検討なり、あるのかどうかちょっとお尋ねをしたいと思います。

○志子田委員長 伊藤病院長。

○伊藤市立病院事業管理者兼院長 土曜のあれはどうかということでございますけれども、現在、医師数、看護師数、ある程度規定どおりはっていますけれども、それでは今宿直、当直をやった場合には、午後から帰ってもらうとか、そういうふうにしています。かなり救急を見ると、なかなか夜間も寝られないこともあるものですから、あと先生たちも含めて看護師さんもそういう配置で、ぎりぎりで今人数を動かしているということもございます。それで、やはり人数的な面がある程度そういう確保をされていかないと、なかなか拙速に土曜日できるかという、なかなか難しい。その勤務時間とか労働時間の問題。実際夜間は時間外で対応しているところがあるのです。5時から勤務に入るのですけれども、当直に入っても宿直勤務、それから時間外で対応する時間、それから振りかえとか、いろいろ労働基準監督署からの通達もあって、かなり今厳しくなっていますので、そういう労働条件も見ながらちょっと勘案しないと、なかなかそういうふうにはできないかなと思いますけれども、いずれそういう要望もありますので、検討する余地はあると思います。以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。市民的な要望も含めて、あと一方では、体制の問題がやはり欠くことができませんので、これはひとつ経営の関係の中で、ぜひご検討のほどよろしく願います。

次に、魚市場会計について最初にお尋ねをしたいと思います。資料No.9の252ページのところになります。一般会計のほうで改修については触れられていましたので、今年度の会計の関係で最初に予算上の提案がありまして、103億という水揚げがことしの見込みというか、想定というふうになっているようですが、前年は141億という水揚げもそういう水準になりましたが、なぜ3億円なのか、まずその辺、前年との関係も含めてどういうふうに想定したのか、まず最初にお尋ねします。

○志子田委員長 小山水産振興課長。

○小山水産振興課長 平成25年度の魚市場事業会計の歳入でございますけれど

も、歳入の根幹をなします魚市場使用料につきましては、今年度は103億円の水揚げを想定しての5,000万円という金額を計上させていただいております。こちらはご存じのとおり、1,000分の5の使用料ということでございますが、昨年時となりますけれども、おかげさまで141億円という水揚げがございました。しかしながら、それ以前を見ても23年度が103億円、22年度が101億円、さらにその前になりますと、21年は83億円弱という年度もございました。このように、かなり格差が大きいということもございまして、特徴的な点としましては、昨年時につきましては、遠洋トロールのクサカリツボダイを中心としたものが66億円ということで、通常の年よりも30億、40億多い金額でございましたので、そういったところを控え目に見て、大体3年から5年の平均値の金額で見ても103億円程度が妥当ではないかということで計上させていただいているというような状況でございます。以上です。

○志子田委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 そこで、その141億円、103億円の想定ということは、そこら辺をとったのかなということですが、そうしますと、27年度までそれぞれの、塩竈の魚市場の、今既に解体されております。一番そういったことが進んでいく中で、船がちゃんと入港できるかということがちょっとやはり一番の心配ですね。仮の荷揚げ場をつくっていくということでのいろんな対応を27年度予定までの関係で事業は進められるようですが、そうしますと、その辺の水揚げとしてやっていく上で、その辺の対応をことし1年間、その辺の関係だけちょっとお尋ねしたいと思います。

○志子田委員長 小山水産振興課長。

○小山水産振興課長 次長兼水産振興課長 小山水産振興課長 ご存じのとおり、塩竈の魚市場、昭和57年には500億円に水揚げということ記録した魚市場でございます。そもそもそういったことに対応できるような、かなり広い係船岸壁ですとか、水揚げ岸壁ですとか、施設を持っておりましたので、現時点におきましては、比較的今の面積で何とかやっていたという状況でございます。

と申しましても、今までですと水揚げをした上で、その水揚げをした、係船した船にそのまま係船いただいて水を給水したり、仕込みをしていただいたりということをしていただけていたわけですが、今はそういうふうになっているとなかなか水揚げが支障を来すということもありますので、今はマイナス6メートルの岸壁ということで、市場とまたちょっと離れたところへ移動いただいて給水いただくというようなことなんかもしてございました。

この後、工事が進捗するに際して、使える荷さばきスペース、あるいは係船岸壁の延長が多少短くなる時期もこれはあるかと思えますけれども、そのあたりは漁協の方々と一応いろいろ打ち合わせして、あるいは宮城県の岸壁工事との調整をしながら、なるべく支障のないような形で進めていきたいなというふうに考えておるところでございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。その辺の取り扱いはぜひやっていただきたいと思えます。

そうしますと、あとその水揚げの中で、何かで聞いたことがあるのですが、塩竈船籍の船もあるということで、その船籍があることによって、今後の水揚げ等にはいい影響を与えていくのかどうか、塩竈船籍等の実態と取り扱い、流れについてちょっと確認をしたいと思えます。

○志子田委員長 小山水産振興課長。

○小山水産振興課長 従来から塩竈船籍の船というのも、はえ縄のマグロの船ですとか、あるいは遠洋トロールの船ですとか、あるいは沖合底びき網の船ということでございました。特に沖合底びき網の船につきましては、塩竈船籍の船が5隻ございましたけれども、従来はどうしても漁場との関係とか、燃料の関係で、石巻に水揚げをして、石巻で市場で売られるというような形があったわけでございますけれども、今は石巻が使えないということもありますが、一方では水産加工場の配置等の関係で、その5隻については塩竈のほうに陸送を含めて水揚げしていただいているような状況もございますし、また最近新たに、冷凍のカツオ一本釣り船を購入されて、塩竈船籍に登録していただいたというような方もございますので、そういった方もコンスタントに塩竈に入港いただけるような話がありますので、そういったあたりでは一定程度の水揚げのほうを確保というか、維持できるのかなというふうに考えております。

○志子田委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 わかりました。そういうふうなことでのいろいろな条件といいますか、がつけば、水揚げのほうも引き上がってくるのかなと思えます。

あと、昨年といいますか、まだ今年度は終わっていませんけれども、一応終了した時点で水揚げ等、最終的なものを確定するのでしょうか、輸入冷凍便というのですか、トラック搬送というのは結構大きな主力ですよ。これは私たちも改めて輸入物の水揚げというのは、水揚げというか、そのどういう流れになって、こう塩釜港に入ってくるのか、その辺ちょっと最初にお尋ねしたいと思えます。

○志子田委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 遠洋トロールのツボダイということで、昨年特に豊漁だったということでございますけれども、それは塩竈船籍の遠洋トロール船2隻と、あと北海道船籍の遠洋トロール船3隻、都合5隻ございます。この船は漁が終わって満載になりますと、ちょっと入港を、喫水高、喫水の深さの関係もありまして、仙台新港、あるいは塩竈の貞山埠頭のほうに水揚げをします。それで、冷凍されておりますので、何ていうのですか、セメント袋みたいなものに入っちゃうような形で形がつくられておりまして、それを仙台港なり貞山埠頭のほうで陸揚げをして、10トントラック等で塩釜漁港のほうに運んで、塩釜漁港のほうで選別ですとか、あるいは計量して、それを冷蔵庫にしまうと。そして、翌週、翌々週等にサンプルを出荷して入札をいただくというようなことで、塩釜魚市場の、これは輸入品ではなくて塩竈船籍のものが塩竈に水揚げをしますのです、国産の陸送品ということで水揚げされているというような形でございます。

○志子田委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 わかりました。これも大事な柱になるわけですね。つまりその水揚げの関係ですね。その辺はひとつぜひ対応等を一層詰めていただきたいというふうに思います。

あとは、141億等の水揚げがあつて、ありますので、決算上は見込みとしてはどういうふうなことになるのか、その辺だけお尋ねをしておきたいと思います。

○志子田委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 24年度は多少残り1カ月の水揚げもございますけれども、おかげさまで141億の流れをくんで、一定程度の水揚げ高ということで決算できるかと思えます。そういうことで、一般会計のほうに数千万円の繰出金ということで、専決処分等々でお返しできればなというふうに考えておるところでございます。以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつ鋭意努力を払っていただいて、3月の取り組みについてひとつぜひよろしく申し上げます。

それから、次に特別会計で国保の関係でちょっと何点かだけお尋ねをしたいと思います。資料No.9の213ページのところですね。もう一つは218ページのところでちょっと確認だけさせていただきます。

一般会計の繰り入れで96万4,000円というのがありまして、乳幼児医療費の運営強化という

のがございます。それで、その辺の取り扱い等々はどうだったのか、新たにこれは一般会計の区分ですから、子ども医療費の新たなその予算措置というのがありまして、そういうのも含めて流れがあったわけですが、そういった取り組みが25年度から始まる、既に受け付けがされております。それとの関連で、この乳幼児医療費運営強化事業強化費というのはどういうものなのか、最初お尋ねしたいと思います。

○志子田委員長 佐藤保険年金課長。

○佐藤健康福祉部保険年金課長 お答えをさせていただきます。

今お尋ねのありました乳幼児、25年度から子どもの医療費助成ということになりますが、こちらにつきましては、今ご質問にもありましたように、全ての医療保険、国保であろうが、社会保険であろうが、全て一般会計のほうから医療費の助成ということで行うという形になっております。

それで、今ご質問いただいた部分につきましては、国保のこの医療給付費につきましては、国庫の負担金というのがございます。この国庫負担金につきましては、地方が単独事業といたしまして、この乳幼児医療のように医療機関の窓口で一部負担金を払わない、つまりいわゆる現物支給と言われるもの、現物給付、支給と言われるものですが、これで実施した場合には、一定割合をその国庫の負担金から減額をするという仕組みがございます。それで、乳幼児医療につきましては、現物支給で行っているためにこの減額の対象になっているという状況でございます。

それで、宮城県では県事業として入っている部分がございますので、その部分を実施したことによりまして、市町村国保が減額を受けるということでの、いわゆる不利益、こういうことを受けるということの解消するために、独自の要綱を定めまして県事業をやった範囲の中で負担金から減額される分というものを、この運営強化費という名称で補助をしているものでございます。この要綱によりまして、県が定めている要綱によりまして、負担率につきましては、県2分の1、市町村2分の1ということになってございます。今、一般会計から繰り入れて予算化しております96万4,000円、こちらにつきましては、市の一般会計からの繰入金、それから県の補助金につきましては、同じ218ページの一番上のところ、同額の96万4,000円というふうに計上してございますが、県からの補助金ということで計上させていただいているようになってございます。以上でございます。

○志子田委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員　そうですか。わかりました。そうすると、国のほうの現物支給給付医療費の関係での窓口で対応した場合には控除されると。一種のペナルティーと捉えていいのですか、国のほうの。

○志子田委員長　佐藤保険年金課長。

○佐藤健康福祉部保険年金課長　国の考え方といたしましては、現物給付、つまりこれは医療機関での窓口での支払いが発生しないということがありまして、給付水準がいわゆる法定の普通ですと3割とか、後期の方ですと1割とかとございますが、その法定水準よりも高くなるだろうという見方をしております。そうしますと、いわゆる無料で受けられるような感覚になりますので、受診の増加、さらには医療費の増加ということに波及が認められるだろうということで、そういったものを実施していない市町村との均衡を図るための調整だというような考え方をしていくということでございます。

○志子田委員長　伊勢委員。

○伊勢委員　わかりました。ちなみに前年はどれぐらい来ていたのですかね。24年度の関係でお尋ねします。

○志子田委員長　佐藤保険年金課長。

○佐藤健康福祉部保険年金課長　前年度の予算ベースで申し上げますと、120万3,000円ということで計上させていただいております。これは医療費の部分にかかわるものですので、やはりその年によりまして変動があるかというような状況でございます。以上でございます。

○志子田委員長　伊勢由典委員。

○伊勢委員　わかりました。

最後になりますが、水道会計で284ページのところに、下水道長寿命化というのがあります。これについて、初めて私もこういうのを今回見た、初めて見ましたので、そこら辺の関係だけお尋ねをしておきたいと思います。

○志子田委員長　千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長　長寿命化計画の策定の内容でございますが、本市の下水道事業につきましては、昭和22年から戦災復興事業として実施をされてきております。特に昭和34年に、現在の国道45号に1,800もの管渠が布設され、その後36年に中央ポンプ場が完成しているということで、現在こういった施設については稼働しているといえますか、使用されているという状況になってございます。

それで、その整備区域を拡大してかなりの下水道施設が整備をされてきているわけですが、下水道施設の耐用年数でございます45年を超過した施設がだんだん多くなってきてございます。これまでもこれらの施設の管理につきましては、例えば何らかの支障が発生した際に対応するという事務的な対応が多くなってございましたが、これらの対応ではなくて、現行ストックの延命化をさらに図るような、そういった視点で既存の施設のどういった管理が必要かというようなことを、今回の下水道の長寿命化支援制度、これは国の制度でございますが、こういったものを活用しながら、特に重要管渠でございます、いわゆる幹線管渠と言われるもの、さらには基幹施設でございますポンプ場の施設、これらについて計画を策定したいというようなことでございます。これにつきましては、ことしからの新たな事業ということでございまして、来年度も含めました2カ年の中で計画を策定してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつこれもしっかりインフラ整備としては大事なところですので、ぜひやっていただければと思います。終わります。

○志子田委員長 田中徳寿委員。

○田中委員 それでは、企業会計のほうから入らせていただきます。資料No.11、2ページ、第5条公用車両賃借の件でちょっとお伺いしたいのですけれども。

○志子田委員長 鈴木水道部総務課長。

○鈴木水道部次長兼総務課長 こちらの債務負担行為には、公用車両2台分を5年間リースしたいということで計上させていただいたものでございます。

○志子田委員長 田中徳寿委員。

○田中委員 水道部は今までリースしていたのでしょうか。

○志子田委員長 鈴木水道部総務課長。

○鈴木水道部次長兼総務課長 水道部は車両17台ございまして、24年度、新たに2台をリースさせていただいております。今後計画的にリースに切りかえていくという考えでございます。

○志子田委員長 田中徳寿委員。

○田中委員 こんなに現金を持っていてもリースするのでしょうか。そこら辺の心得をちょっと教えていただきたいのですけれども。現金で買った場合の管理費と、そういう仕組みが、これほど現金を持っていても、そういう感覚になるのかということをお伺いしたいだけです。

○志子田委員長 鈴木水道部総務課長。

○鈴木水道部次長兼総務課長 これまで全て買い取りで実施いたしておりましたけれども、大分リースのほうが普及しておりまして、維持管理を含めた全ての経費も大分、経費的に遜色ない状況になってきているということもございます。

また、メンテナンスフリーということで職員の維持管理に係るものも軽減されるという状況を勘案しております。

○志子田委員長 田中徳寿委員。

○田中委員 ちなみに現金で買われたらどのぐらいで買えるものなののでしょうか。そこまで調べてコスト削減に対応しているのでしょうか。

それから、本会計も含まれておりますけれども、かなりの額のリースがあります。それを直していくとどのぐらい浮くのか。そこら辺を積算してきちんとしたものの考え方、職員がやるからコストがかかる、じゃあ今、いろんな方が塩竈市で働いていらっしゃいます。この本会計の中であると八百何十人という人が給料をもらっている形をとっています。そういう中で、全てのものを安直に、これがはやっているからという考え方ではうまくないんじゃないかと。やはり冗費を節減しながら、財政課長、冗費を節減しながら予算をつくっているという答弁の中で、そういう考え方がはびこるようでは、これから先どういう形になるのかということをお願いのであります。財政課長、教えていただきたい。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 おっしゃるように、経費の削減、これからの財政運営上での経費削減は非常に重要であります。今委員さんがおっしゃられたように、確かにリースによるデメリットというのは当然ございます。一番大きなデメリットというのがリース料率、これによる割高さという話になろうかと思えます。そのほかに、途中の解約ができないでありますとか、あるいは所有権がこちらで取得できないというデメリットが大きくあります。

一方でという話になりますが、なぜじゃあ塩竈市がこういったことをやっているかというふうなメリットのまずお話をさせていただきたいと思いますが、1つは資金調達の機能ということでは、単年度の負担というのは平準化が図れるということです。車両購入となりますと、一般的に、軽自動車ですと普通は大体100万円前後、普通乗用車ですとライトバンでありますと150万円、あと大きな公用車、市長公用車になればもっと大きくなると。債務負担が非常に大きくなるという話になります。

車両購入につきましては、ご承知のとおり、これは一般財源で措置せざるを得ないというのがほとんどであります。もちろん清掃車両等はいわゆる起債が充当できるものがありますが、一般的にはもうほとんど全部一般財源、そういった一時的な負担の平準化というメリットは一方ではあります。つまりこれは何かというと、計画的な財政運営につながるというメリットもあろうかとは考えております。

そのほかにありますところは、例えばですけれども、事務の負担の軽減というものも一方では考えなくちゃいけないと。つまりそれは何かといいますと、リースで行いますと、その車検でありますとか、あるいはタイヤ交換でありますとか、管理、こういったものは全て会社の所有物ですから会社のほうで行うと。つまりそれを直接購入した場合の我々の事務負担というのはどういうものがあるかと、車検がありますとか、その納税義務が発生するでありますとか、そういった事務負担というのが一方であります。これは実はなかなかその人件費の算定とかが難しいところがありますが、こういった実は経費の削減、職員の執務の時間というものが他に回せるところも十分に考えられるというメリットがあろうかとは思います。

そのほかに、これは安全性の確保という面では、車両というものは5年なら5年リースというふうになります。一般的には購入してしまいますと、6年、7年、あるいはお金がないということで10年とか、長期にわたって使用する可能性も考えられます。そうしますと、その技術進歩、車のほうの技術進歩も日々進歩してございますし、その安全性もどんどん高まっているという中での安全性の確保というメリットも一方ではあるのではないかと。

それから、金利水準に左右されないということが当然ありますので、これは固定金利の中では毎年、先ほどお話ししましたように、計画的な財政運営につながるというメリットの面を考慮して、現在塩竈市ではこういったことでリースを行っているという現状にあります。以上です。

○志子田委員長 田中徳寿委員。

○田中委員 私からものを申せば、5年ベースが終わった後に、リースの価値が役所はあるはずなんです。そこなんです。リースをやるなら10年間やって、その10年間の残りの期間のリースの軽減された期間で運用することによってコスト削減が図られていくわけですよ。リース5年間、新車リースをした場合、約計で100万円ぐらいのものを買うと300万円と聞いておりますよ。残価率があるわけですよ。普通の企業であれば、リースを使うとは、物すごく利益の出ている会社なんです。普通は割賦なんです。ただ、役所に割賦を、ローンを使えとは言え

ないものですから、そういうものの考え方です。

それから、もう一つ申し上げておきます。リースは役所には関係ないのであります。なぜならば、役所は税金を払わない団体だからです。リースというのは経費計上できるという概念から発達したもののなのです。税金を控除できやすいという仕組みの中で発達したものを、税金を払わない役所が考えること自体が私は考えものだと思っております。それはコンピューターであつたり、いろんな施設のものがあるならばやむを得ない。償却も早い、全てそのように聞いているので、それはやむを得ないと思います。コピーであつたり、コンピューターであつたり。そういうものはリースが適合という形で私も承っております。でも、車というものは、もし100台、あるいは150台管理するのであるならば、1つの仕組みをつくってあげたほうが簡単なのであります。それを本当に積算し、総利用額を計算していったとき、どれほどの膨大な額になっていくのかということなのです。リースというのは金利が高いのであります。それがわかっていらっしゃるのでしょうか。手間暇を惜しんで行政なのでしょう。市民サービスのために手間暇を使うのが行政だと私は思っておりました。（「もう少し静かにしゃべって」の声あり）でも、本音で思います。先ほどの中で、そういうものを一つ一つ見て、いろんな節約の仕方がありますけれども、そういうところは見直していただきたいのです。

次に行きます。資料No.10、3ページ、第6条、一時借入金の限度額10億円を、中身を教えてください。

○志子田委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 田中委員にお答えいたします。

病院の予算の中で、第6条で借入金の限度額を10億円というふうに定めております。この一時借入金といいますのは、医療の収入のほう、社会保険のほうとか、介護保険のほうとか、国保とか、いろいろ診療報酬とか入ってくるのですけれども、それが定期的に入ってくるのですけれども、その入ってくるまでの間にボーナス時期でありますとか、いろんなものの支払い時期がありまして、そのタイムラグがあるときに一時的に現金が足りなくなるときがございます。そのためのお金を用意することがございますので、大体今ですと、水道部さんのほうから2億円ずつ借りたりとか、もし足りないときは一般会計のほうから幾らかお借りしたりという対応をしております、市中の金融機関等からは今借りないで済むような形で済んでおります。その限度額を一応10億円という形で予算の中で定めているというものでございます。以上でございます。

○志子田委員長 田中徳寿委員。

○田中委員 わかりました。資金繰り上、10億ぐらいが安定的経営のために必要だということですね。わかりました。

次に、第9条、棚卸資産の購入限度額3億4,650万円と定めるとありますが、これはどういう意味なのかちょっと教えていただきたい。

○志子田委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 同じく予算書の中で第9条ということで、棚卸資産、その限度額を定めてございます。これにつきましては、主に薬品費のことです。薬剤のほうは一度買いましたら直接使うものではなくて、1回購入、何ていうのですかね、1回病院の中にためるという形にしています。それを棚卸資産ということで、全体的に3億前後を院年度予算の薬品費を1回入れまして、そこから使うときに支出をするという形にしておりますので、その薬品費のその購入限度額を3億4,600万円ということに定めるといってございます。以上でございます。

○志子田委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

そこで、棚卸資産なのですけれども、資産勘定のどこに記載してあるか何か、ちょっと教えていただきたい。

○志子田委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 棚卸資産の予算書につきましては、薬品費でございますので、医業費用の営業費用の中に入っておるといってございます。以上でございます。

○志子田委員長 田中委員。

○田中委員 営業費用だけの計上なのでしょうか。資産勘定には載らないのでしょうか。

○志子田委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 これにつきましては、3条予算の経常費用のほうに薬品費は消耗品でございますので、3条のほうに記載していると。第4条につきましては、資本的収支のほうでございますので、それについては資産形成の部分ですので、3条のほうに計上しているという状況でございます。

○志子田委員長 田中徳寿委員。

○田中委員 わかりました。

次に、No.9、276ページ、下水道会計で資本費平準化債7億9,890万円と借換債の5億3,610万円の説明をお願いしたいのですけれども。

○志子田委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 まず、資本費平準化債でございますが、これにつきましては、通常の公共下水道事業を行う際に発行されます地方債、これにつきましては、償還期限が約30年になってございます。一方で、公共下水道施設の耐用年数でございますが、これは45年というようなことになってございます。したがって、起債の償還の期間において、実際の耐用年数と比べると、多くの負担を強いるというようなことになってございますので、世代間の負担の平準化を図るために発行が認められているものが資本費平準化債ということでございます。

また、借換債でございますが、これは過年度に発行してございました平準化債の繰り上げ償還がありまして、そのために5億3,610万円というようなことで、今回計上させていただいている内容でございます。以上でございます。

○志子田委員長 田中徳寿委員。

○田中委員 借換債ということは、新しい債券を発行するという形になるのでしょうか。

○志子田委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 その内容でございます。

○志子田委員長 田中委員。

○田中委員 最後に284ページから290ページまでに、下水道事業に関して本年度公共下水道事業費として6億6,833万2,000円、288ページの災害復旧工事として69億5,500万円、290ページに復興事業費として28億1,825万9,000円の工事請負費を計上して、計104億4,159万1,000円の工事発注が見込まれますけれども、これを今の現下の状況の中で業務を発注し、きちんとした仕組みができ上がるのかどうか、ちょっとお伺いしたいのですけれども。

○志子田委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 今お話しいただきましたように、総額で約104億円の工事請負費を計上させていただいております。この中で、建設事業費につきましては、これは昨年工事を発注してございます牛生ポンプ場の電気機械、これらの事業費も含んでございます。

また、災害復旧費69億円でございますが、これにつきましては、協議設計で一昨年見込みで約84億円の事業費を認めていただいております。その中で一定程度整理をしてきている部分

もございますので、今現在考えられる最大限の事業費ということで計上をさせていただいております。これについてはまた精査が出てくるかと思えます。

最後の復興事業費でございますが、28億円でございます。これにつきましては、5地区の復興交付金事業というようなことでございます。体制としてはということでございますが、今現在、下水道の建設関係のほうの職員でございますが、市職員3名、それから自治体の支援、他自治体からの支援職員が3名、さらには県の任期つき職員が3名、合わせまして9名体制で今事業を進めてございます。先ほどのその104億円の事業をこういった体制の中で、全体に進めたいというふうに考えてございます。

また、一方で、特殊な例えば電気機械と、そういった工事もこれから出てまいりますので、そういったものについては、例えばコンサルのほうへ施工監理を委託すると、そういった職員以外の体制を組みながらというようなことも前提にしながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○志子田委員長 田中徳寿委員。

○田中委員 ありがとうございます。これで私の質問を終わります。以上です。

○志子田委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 私のほうからも特別会計について質問させていただきます。

まずは、市立病院関係から行きたいと思えます。資料No.10になります。

まず、この予算書ですが、今年度は赤字ということですが、次年度に向けて意識してふやしたとか減らしたとか、そういったところがあれば、それをちょっとご説明いただきたいと思えます。

○志子田委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 新年度予算の考え方でございます。

まず、患者数等でございますけれども、まず私どもは今改革プランを基本にいろいろ取り組みを進めておりますので、その中で入院患者数、外来患者数につきましては、何とかこの目標どおりに何とか達成していきたいということで、まず患者数等を含めております。

また、先ほど院長が申し上げましたように、さまざまな新年度、プラス要素がございまして、そういったもので収入、医業収入、診療、入院収益、外来収益を上げていきたいというふうに考えておりますので、何とかことしと比べますと、大体プラスマイナス1億円ぐらいの差になるということなのですけれども、ドクター大体お一人ぐらいの稼ぎ高の分でございます。実際、

来年は小児科医の招聘が大体見込まれるということで、また昨年といたしますか、内科のドクターもちょっと体不調で病休をとっていた先生もいらっしやいまして、その先生も新年度からフルに働けるということでめどが立っておりますので、そういったことを踏まえますと、その1億円の差を何とか詰められるのではないかとということで予算編成を今したという状況でございます。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。期待をしておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

では、ちょっと細かいところを行きたいと思いますので、18ページ、この収入の中に、医療相談収益とあるわけですが、結構な金額になるわけですが、人間ドックとか個別的な健康診断ということになってはいますが、この中で市民の健康診断の割合といたしますか、一般質問やらなんやらで私は言ってきたのですが、やはり健康診断を、もう市立病院に行けというふうにやるべきではないかというふうに思っているのですが、その辺の受診率は、市民に対する割合ですね、実際の健康診断を、計画を入れている人数の中で、市立病院でこなしている部分はどのぐらいになるのか。また、市が役所の職員の方の診断の割合、それもちょっとわかりましたらお願いしたい。

○志子田委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 この公衆衛生活動費、ドックでございます。ドック、例えば市の職員なのですけれども、大体今全庁挙げて病院に支援するという取り組みをお願いしておりまして、まだ100%にはいっておりません。ドックを受けている市の職員は今六十五、六%までふえてまいりました。ちょっと前までは半分、50%以下を切っておりましたので、随分またちょっとふえてきたというところではあるのですが、まだ残念ながら100%にはなっていないというのがドックの状況でございます。

また、健康診断につきましては、市の健康診断、職員は全部市立病院で受けるという方針になりましたので、ここはもう100%受診ということになっております。また、大きなところでは消防本部でありますとか、そのほかにもいろいろ大きな大手もこういった法人等も含めまして、市立病院の利用が今多くなっているという状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○志子田委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 わかりました。少しでもアピールしていただいて、その受診率を上げていただきたい

いなというふうに思います。

それから、次の項目のここは何ですか、その他医療外収益というところで販売手数料、公衆電話料、公衆電話料はわかるのですが、この販売手数料というふうになっていますけれども、これはどういったものなのか、何を販売されてどういったところで販売しているのか、ちょっと私はあそこでそういったものがあつたのかなというふうに思っているのですが、その辺ちょっとお聞かせください。

○志子田委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 この販売手数料につきましては、2階のほうに売店を設置してございます。ここを今までですと、その売上高の何%という契約をいたしまして、その業者さんと契約をいたします。そこを大体年間、結構売り上げもふえておりますので、300万円ぐらいの使用料をいただけるというふうなものを見込んでおりますが、それでこの部分で計上しているという状況でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それから、次のページ、19ページになりますけれども、初任給調整という項目があるのですが、これはどういったものなのだろうなという、余り聞きなれない言葉だなというふうに思うのですが、ここをちょっと説明をいただきたい。

○志子田委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 これにつきましては、医師の採用年月によりまして、公立病院で採用する場合は、医師の医師になった年数から数えまして何年は幾らとかという手当を支給しているという状況でございます。ドクターの手当でございます。

○志子田委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 またまた細かいことですが、その下に医療診療材料費とあるのですが、この項目はどういったものなのか、ちょっとお教えいただきたいと思います。

○志子田委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 これにつきましては、診療で使いますいろいろな包帯とかガーゼとか含めまして、そういったもの全てここで計上しているという状況でございます。

○志子田委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 では、市立病院関係で最後になりますけれども、次のページ、20ページの、この中

の研究研修費ですか、この金額が約520万円計上されているわけですがけれども、こんな程度なのかなというふうに、私は個人的には思うんですよ。これがいわゆる同規模の病院で多いものなのか、少ないものなのか、私はやはりこの関係者のレベルアップを考えると、やはりこれはお金をかけてレベルを上げて、やはり集客を図らないといけないんじゃないかというふうに思うわけですがけれども、その辺のちょっと考え方、多いのか少ないのか、一般的なのか。

○志子田委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 今年度につきましては、520万円研究費として計上しております。多いか少ないかと言われましたら、ちょっと少ないのかなというのが正直なところでございます。何とかここをもっと倍ぐらいにしまして、先生たちへの研修でございますとか、医療職、今ドクター以外にもさまざまな研修に各スタッフ行ってもらっております。でも、なかなか下がりませんので、1年に1回とか、何年に1回とかになっていますので、それを隔々まで全ての方が必要な研修等に行けるような形で行く行く何かもう少し予算をふやしたいというふうには考えておりますので、何とかあと収益を上げていきまして、この予算の分を次年度以降さらにふやしていければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○志子田委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 病院全体のレベルアップにつながるというふうに思いますし、次はぜひとも少しでも上げてレベルアップを図っていただきたいなと思います。

では、次に水道関係に移らせていただきます。資料No.11です。

この水道関係、今回議案第12号で職員が44名から41名と3名減になっていますが、この理由はどういうことなのかということをお聞きしたいと思います。窓口の関係がありましたね、何か前、去年でしたっけ。それから、あと私もずっと職員が同規模の市町村に比べて職員数がかかなり多いのではないかという話をずっとやってきたわけですがけれども、そういったところから来ているのか、どういった理由なのかをお聞かせ願ひしたいと思います。

○志子田委員長 福田水道部長。

○福田水道部長 3名減の主なもの、窓口業務の委託に伴う職員の減でございます。

○志子田委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 わかりました。それで、その予算、3名、やはり市の職員3名ですから、結構の今までの報酬額、幾らかわかりませんが、その3倍の額が、支出が減るわけですがけれども、そ

の分どういった形で生かされているのか、その辺をちょっとこの予算の中で、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○志子田委員長 福田水道部長。

○福田水道部長 資料№.11の7ページに、給与費明細書がございます。この中には、前年度予算計上した人件費と、それから今年度の人件費の内訳がございます。ここをごらんになっていただきますと、給与費の給料で1,700万円の減、それから手当で1,000万円の減と、人件費が総額で3,000万円ほど減になっている状況でございます。以上です。

○志子田委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

では、次、もう1点、2点ですか、細かいようなところもありますが、この資料の18ページ、ここの中の水源地監視謝金とありますよね。これは水源についてはもう決まり切っていることで、もう開発することもないし、もう決まっているものだから、水源としてはですね、謝金はどうして発生するのかなというふうに思うのですが、この辺の理由をちょっとお聞かせください。

○志子田委員長 鈴木水道部総務課長。

○鈴木水道部次長兼総務課長 この部分につきましては、旧七北田水系から取水するためのポンプ施設があった場所、現在使っておりませんが、そちらのほうの草刈りとか、また維持管理のほうをお願いしている状況です。

○志子田委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

じゃあ最後に、私のところにも毎月水道メーターの検針に来られるのですが、その人たちの項目とといいますか、報酬やなんやらの項目はどこに入ってくるのでしょうかね。

○志子田委員長 菅原水道部営業課長。

○菅原水道部営業課長 20ページに、5の業務費の委託料というのがありますが、今までこの中に検針委託料という形で2,300万円ほど入っていたのですが、4月から窓口委託をしますので、検針業務の検針員さんにつきましても、委託業者の社員となりますので、そこにお支払いしますので、この7,350万円の中に含まれているという形になります。

○志子田委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 ということは、含まれるということですが、これがいわゆる一般的に何人でやられ

ていて、一人頭どのぐらいになるのか、お教え願いたいと思います。見る限りは、やはり夏の暑い日、寒い日、特に塩竈は坂が多いし、階段も多いしと、本当に大変なあれで、夏場は汗びっしょりで一生懸命やられている姿をいつも見ておりますけれども、こういった金額になるのか、ちょっとお教え願いたいと思います。

○志子田委員長 菅原水道部営業課長。

○菅原水道部営業課長 件数につきましては、検針員は16名、今現在ございます。検針員の戸数なのですが、少ない方で1,000戸ぐらい、多い方だと二千数百戸という形になります。それで、今までは単価73円でお支払いしていましたが、今度は委託になりますので、社員となる会社社員の規定による給料になります。以上です。

○志子田委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 そうすると、委託をされるということですが、今までやられた方はどういった処遇になるのか、首になっちゃうのか、ちょっと今初めて私は委託というような話を聞きましたけれども、本人とはお話はほとんどしないので、姿を見ているだけですから、ああ大変だなという思いでいるわけですが、今後の処遇については、そういった、こういった形になるのでしょうか。

○志子田委員長 菅原水道部営業課長。

○菅原水道部営業課長 現在16人の検針員さんがいますが、そのうち1人の方は4月以降辞退されました。ほかの15人の方につきましては、引き続き今までどおり検針を委託会社の社員として来ていただくという形になります。

○志子田委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 わかりました。そうすると、この人たちは委託をされて、またそこに所属するという形になると、現実やはり報酬やら減って、労働環境が悪化するといえますか、そういう状況になるのでしょうか。その辺をちょっとどういうふうにつかんでいらっしゃるのか。

○志子田委員長 菅原水道部営業課長。

○菅原水道部営業課長 会社の方針としまして、基本給プラス出来高制、それから社員ですので福利厚生、その他交通費、そういったものも出るみたいですので、1件当たり、今までうちの塩竈市水道部としてお支払いしていた単価73円ですか、そういった単価で単純に割れないという形となっております。大体実際につきましては、ほぼ、余り今までの条件とそんなに大差はないというふうに考えております。以上です。

○志子田委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 あんまり変わらないということで捉えていいとは思いますが、ちょっと先ほど冒頭でお話をしましたように、かなりの私は重労働で大変なことで、まず1軒1軒その場所を覚えるのも大変で、その家の裏にある人もいるし、玄関口にある人もいるし、あと何か物の下にある人もいるようで、いろいろな場所があるわけですがけれども、本当に大変な仕事だと思うんですよ。ですから、今後やはりこの人員3名減らして、その分が金額的にも浮くのだろうし、私はもう本当にしっかりやっている人に対しては、やはりきちんと報酬を出すという方針で行かないと私はいけないと思うんですよ。きのうは臨時職員の話もしましたがね。やはりもうみんなのやる気を買ってぼんぼん効率よくやっていただくのが私がいいと思うのですが、そういったお願いをしてこの話は終わりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、資料No.13にちょっと移らせていただきます。

まずは、15ページの国保関係ですか、これは毎年これで私は発言させていただいているのですが、この資格証の問題ですね、この表を見ますと、短期証については、ほかの市町村の割合と大体一緒かなというふうに、これは表、数値を見ますとそう思うのですが、本来の資格証、いわゆる短期証でなくて資格証のほうは、割合は飛び抜けて多いんじゃないかと。これは誰が見てもそう思うなというふうに思うのですが、これに対する回答は毎回基準は一緒なのだと、他市町村と違うことはないんですよという話ですが、それにしても多いと。そして、なおかつこれは私は個人的に思うのですけれども、ある程度のこの幅があつて、幅といいますか、解釈の幅があつて、その解釈がちょっと若干違ってきているのかなというふうに思ったりするのですが、そういうことはないのでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○志子田委員長 赤間税務課長。

○赤間市民総務部税務課長 うちのほうではこういう部分については要綱を制定しております。要綱。要綱を制定しておりますして、多分それはほかの市町村も要綱を制定していると思います。ただ、それも今度取り扱ひの部分、実際のですね、その部分で実際は1年以上全然支払わない、そういう部分であれば、すぐ資格証というような部分もあるのですけれども、そうしますと膨大な数字になってきます。だから、そういう部分じゃなく、ある程度の塩竈の場合は滞納額の部分で何十万以上とか、そういう分で短期証のほうに回したり、そういう部分でやっている部分があります。

ですから、塩竈の場合については102件、ただこの部分についても24年度は102件、20年度は

164件ありました。そういう分で、塩竈市の部分も資格証をなるべく減らすように、それで滞納者と直接会ってお話をしながら、それでもって資格証の部分を今後は減らしていきたいと思っております。ただ、この資格証の部分についても、先ほど言いましたように、要綱関係がありますので、それに照らし合わせながら、そういう分でやっております。以上です。

○志子田委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。そうすると、適正にやられているので、その項目にチェックリストに従ってやっているということですね、いわゆるね。そうすると、こういうふうになると。これは各市町村一緒だと、こういうことですね。

もう一つ、この表の23年度と24年度で131から102に減っているわけですがけれども、その前の年からも比べれば減ってはいるわけですがけれども、これについてはどういうふうな解釈でいるのでしょうか。そういった同じ対応でずっと来てはいるが、対象者がただ単に減っているという解釈なののでしょうか。それとも、震災の絡みもあったのだろうけれども、どういうふうに捉えているのか、ここの数値の変化をちょっとよろしくお願いします。

○志子田委員長 赤間税務課長。

○赤間市民総務部税務課長 当然23年3月11日に発生しました大震災、その部分の影響が非常に強いと思います。そういう部分で、あとそういうふうな部分で半壊以上の部分については、一応国民健康保険税の減免とか、そういうものがありました。大規模の部分については、大規模以上ですか、そういう部分については全額とか、そういうのがありましたので、実際保険税がかからなかった部分、そういう部分があります。そういう部分でこの数値が下がっております。これは一応大震災、あとうちのほうでも滞納者との直接のやりとりで、なるべく資格証のほうにしない、そういう部分の考えでおりますので、こういうふうな結果になったと思います。以上です。

○志子田委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 わかりました。

次の16ページの下表ですがけれども、平成22年度、23年度の比較で、これは減っているわけですがけれども、そうすると同じ要因なのかなというふうに思いますが、それで多分いいと思うのですが、その上の表の階層別の何ですか、発行数ですか、証明証の発行数がありますけれども、ここで所得金額がずっと列記されて、不明と、そして未申告というふうになっていますが、これについては完全に全然わからないのか、ある程度皆さんの感触としてはどの位置にあるの

か、そういったものをある程度つかんでいるのか、その辺ちょっと私は意外とこの金額、この300万円以上の人の、この辺に入っているのかなと勝手に解釈はしているのですが、どんな感触でおられるのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○志子田委員長 赤間税務課長。

○赤間市民総務部税務課長 これはその所得金額のこの階層別、この部分については、国保の世帯の部分については、世帯全員の所得があれば、それなりに保険税を算出します。そういう分で、100万円ずつ2人いれば200万円、3人いれば300万円、そういうふうな階層別で計算しております。そして、先ほど言いました、不明、未申告36名、この部分については、なかなかどういうふうな状態というのはつかめていないというのが実態でございます。

○志子田委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 そうなんですか。というふうにしか言いようがないのですが、じゃあ次に移らせていただきます。

次は21ページの健康、これはいいですよ。特老関係もいいですよ。ちょっとこの数値をいろいろ見てみますと、実人数が合計で349人、いわゆるこのくらいの待機者数があるというふうにこの表を見て解釈すればいいのかなというふうに思いますが、これはやはり新しくできる施設もあるのですが、いわゆるその施設が高齢化に対応していないとか、追いついていないということだと思のですが、この表をどういうふうに捉えているのか。これだけの待機者数があるわけですが、どういった感想を持ってられるのか、そこをちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

○志子田委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 待機者数、特別養護老人ホームの入所待機者数の件でございますが、実人数の欄、349ということでございますが、このうちでございますが、212人の内訳として下の欄外になりますけれども、特養、老健等々入所の内訳を書かせてもらっていますけれども、それと349から差し引きさせていただいて137人でございますが、この方々は在宅であろうというふうな状況で、その在宅者のうち、さらに要介護度3以上の在宅者について、その一番下の表の欄、70というふうな書きあらわしをさせていただきました。その部分で見ますと、70の方が実際の待機者数になるのかなというふうな捉え方でございます。この部分で、いわゆる施設の部分で足りないという部分ではございますけれども、私どもとしましては、今でき得る5期計画の中での最大の施設整備のありようとして対比させてもらっているというふうな

状況でございます。

○志子田委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 最大の努力はしているということですが、ついでにちょっとお聞きしたいのですが、この要介護3以上の在宅者という、今話も出ましたけれども、この要介護の度合い、どのぐらいの感じで何段階あって、この3以上というのはどういうことなのか、どの程度なのか、それをちょっと簡単にお教え願いたいと思います。

○志子田委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 介護認定は要支援1、2、それから1、2、3、4、5と介護度の計算がありまして、介護度1から5の中で3以上となりますと、ランク的にはその位置でございますが、何と申しましょうか、いわゆる介護度認定に至る要因、いわゆる病氣的なことから発したり、あるいは病気以外でけがとか、あるいはいろんなさまざまな疾病の中から生まれてきたりとか、そういったことはあって、72項目ですか、チェックされて判断いただく形で、そういった部位に位置するというふうな理解しております。

○志子田委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 感触的に大変な人たちなのかなと、家族の負担が、それが在宅であればかなり負担が重いのだろうなというふうに思います。先ほどの回答で最大限にという話はありませんけれども、それを超える、超最大限に努力を今後ともしていただきたいなというふうに思います。では、これについては13の資料があって、最後に、あと5分ぐらいだと思うのですが、3分しかないのかな、資料9からちょっと行きたいと思います。

資料9の222ページ、ここの右下に収納率向上特別対策事業費って結構な金額がここに計上されておりますけれども、実際このいわゆる徴収、未納者の徴収、国民健康保険だと思っておりますが、この対策費と比較して、収納した金額とちょっと比較をしたいのですが、どのぐらいの回収にこの対策費を充てているのか、そこをちょっとお聞きしたいなと思います。

○志子田委員長 赤間税務課長。

○赤間市民総務部税務課長 まず、これは収納率向上対策事業費の部分ですけれども、この部分については、納税勧奨員の方の部分の報酬なり共済費、そういう部分が主でございます。あと、役務補助費としましては、通信・運搬、この部分については督促状とか、そういう部分の発送、そういう部分が収納率向上対策事業費1,421万9,000円となります。ただ、納税勧奨員の部分については、市税、国保税両方集めていただいております。それで、全体にしますと億単位、1

億、1億以上ですか、大体1人平均にしますと2,000万円ぐらい、そういう分で徴収をしています。以上です。

○志子田委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。そうすると、この対策事業費を大幅に上回る金額を回収しているということでもよろしいわけですね。今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。

最後の1点、次、261ページ、ここの魚市場関係になります。魚市場、何ていうのですか、占用料というのですか、これは、2,000万円ですかね、約2,000万円、それから塩釜港、何ですか、これは利用料ということで書いていますよね。これが約400万円ぐらいですけれども、これは魚市場って市で経営していて、自分のところで経営しているのに、占用料とか使用料を払っているというのが、ちょっと何か私では解釈的にはちょっとおかしいのですが、これはどういう意味合いなのか、ちょっとお聞かせ願ひたいと思います。

○志子田委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 こちらは塩竈市が建物を持っておりますが、底地の部分を県の漁協をお借りしているという形になってございます。宮城県の漁港条例に基づきまして、敷地を借りている面積に関して、1平米当たり月額60円の占用料ということでお支払いしている分と、あとはやはり県の漁港条例に基づきまして、漁獲物を水揚げした金額、それに1,000分の0.63という金額をお支払いするという条例に基づいて、県のほうにお支払いしているというものでございます。

○志子田委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。以上です。

○志子田委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○浅野副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

曾我ミヨ委員。

○曾我委員 最初に、下水道事業についてお伺いしたいと思います。No.9の271ページには、25年度の予算、歳入歳出分けてありますが、昨年度は70億の予算でしたが、ことしは146億の予算をかけて事業を進めるという内容であります。倍という事業でありますから、大変なご苦労が伴うものと考えております。具体的に聞きたいというふうに思っておりますのは、まず例えば両方どちらでもいいのですが、例えば議案資料12の91ページ、ここには25年度の公共下水道事業について書いてございます。特に私は市民のほうから考えておまして、例えば復興交付金事業、港町2丁目地区の下水道とか、中の島地区下水道、新浜町、藤倉、越の浦いろいろありますが、そのほかに市内各所の雨水・汚水の調査をされておると思いますが、簡単でいいのです、その調査の結果はどんな状況になっているのかと。それぞれ地域によっては違うと思いますね。尾島町だったり、港町だったり、牛生のほうだったり、それぞれ違うと思うのですが、この管渠の多分調査をして、下のほうだから私たちは、市民にとってはなかなかわかりにくいのですが、大変な被害だったのか、そうではなかったのか、その辺について大まかでいいのでお伺いしたいというふうに思います。

○浅野副委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 東日本大震災による下水道管渠の被災状況というお尋ねでございます。沿岸部分の埋め立てによりまして市街地を形成しておる地区におきましては、汚水・雨水とも管渠が非常に破損している状況がございます。これらの調査を実施いたしまして、一昨年の暮れまでには災害査定を基本的に受けさせていただいております。通常の査定部分につきましては、昨年9月の段階で議決をいただいた契約案件が何件かございましたが、それをもちましておおむね95%程度の工事については、もう既に発注済みでございます。それ以降に、ことしに入りましてからさらに1件工事を発注してございまして、管渠延長に対します工事発注の状況からいたしますと、ほぼ99%ぐらいの工事についてはもう既に発注済みということでございます。

ただし、被災箇所が非常に分散してございますので、工事のほうにつきましては、今鋭意進めておるところでございますが、他の地下埋設物等の移設等を行いながらというようなことがございまして、若干当初の予定よりはおくれているというような状況でございます。以上でございます。

○浅野副委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。相当埋め立ての地域は被災がひどかったという状況の中で、それで

も95%発注済みということでもありますし、それらをもとにして進められるのかなというふう
に思っております。

もう一つお伺いしたいのは、今回改めて今まで塩竈市の公共下水道整備にはなかった計画の
中で、この復興事業に乗せて中の島地域の第2のポンプ場の建設とかのことが盛り込まれて、
大変私もうれしく思っているわけですが、特に公共下水道の関係で今までこれまで、さっきも
報道も出ましたけれども、平準化債とかいろんな下水道の起債、借金返済の関係で、なかなか
もう、一番大きい金額の借金になっているということもよく指摘されるのですが、教えてほし
いのですが、通常この雨水建設事業費についての考え方と、それから復興事業で取り組まれ
る事業と、その自治体にとっては差はないのか、その辺についてどうなのだろうというふう
に思うわけですが、その辺わかれば教えてください。

○浅野副委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 通常の雨水事業と、今回の復興交付金事業との差というよう
なお話でございます。通常の雨水の事業でございますと、当然補助事業で実施をするというこ
とになりますので、その場合でいきますと事業費の2分の1が国からのほうの補助と、今は社会
資本整備総合交付金事業ということになってございますので、交付金が交付されるというよう
なことでございます。

一方、復興交付金事業でございますが、公共下水道の交付金事業につきましては、事業費の
75%、これが国費ということになってございます。残りの25%でございますが、そのうちの
15%相当分につきましては、震災復興特別交付税、これが充当されるということになってござ
います。したがって、残りの10%、これが起債で対応するというような状況になってござ
いますので、復興交付金事業につきましては、通常の事業に比べまして非常に有利な制度設計
になっているということでございます。以上でございます。

○浅野副委員長 曾我委員。

○曾我委員 通常の公共下水道での、特に雨水については復興事業でやったほうが有利になる
ということを伺いました。ただ、私が心配するのは、例えば中央のその排水区の事業について説
明によりますと、国道45号線の下に3メートル以上の管を入れなきゃいけないとか、中の島の水路
のところの工事とか、それから調整池、それからポンプ場と、これを復興交付金でやりますと、
期間が平成27年度までということの制約まではいきませんが、そういったことが出てく
るのかなと思いますけれども、例えば牛生のポンプ場建設をとりましても、約5年間かかって、

間もなく平成25年度で完成するのかなというふうに思いますが、その点でどうなのかという心配がありますが、その点でどうなのでしょう。

○浅野副委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 27年度までというようなことが、今の復興交付金事業の事業期間として国のほうから設定されておりますので、我々といたしましても27年度までに工事を完成させるようなというようなことで、今進めておるところでございます。

ただ、27年度ということでございますが、当然事業の繰り越し等も視野に入れざるを得ないような状況もあるかと思えます。そういったいろんな制度を使いながら、できるだけ早期に完成できるように努力してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○浅野副委員長 曾我委員。

○曾我委員 今、課長さんからいろいろ27年度までということはあるけれども、いろんな機会を見ながら、その事業が完成するまで努力したいというふうに受けとめておきたいと思えますが、本当に大変な事業だと思いますので、そのご努力を改めてお願いしておきたいと思えます。

それでは、介護保険事業についてお伺いします。

まず、市民の目線から言いますと、被災された方々が、現在は昨年9月から介護保険のサービス利用の部分の一部負担免除がされております。これが国保と同じように後期高齢もそうですが、3月末で切れてしまうということになっている現段階ですが、ぜひとも被災者はまだ生活がもとに戻らない、あるいは義援金も切れるという中で、ぜひ続けてほしいという切実な願いが出されているわけですけれども、例えば今度の介護保険事業、No.9の例えば322からございますが、この中には多分その一部負担免除の部分は入っていないというふうに思えますけれども、では今までの一部負担免除については、どの部分で軽減されてきたのかも含めて説明をお願いしたいというふうに思えます。

○浅野副委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 一部負担免除についてのお尋ねですが、まず昨年9月までの利用分までにつきましては、第1号保険料で負担する分、21%を全額国が特別調整交付金の対象として見ていただいたわけですけれども、昨年の10月以降でございますが、本年3月分まで、今委員がおっしゃられたように、この免除分に関しては第1号保険料で負担する分、21%の10分の8が国の特別調整交付金の対象となって、残り10分の2を保険者であります塩竈市が負担するという形、財源上はそのような形での組み合わせというふうになってございます。

今お話しされました、いわゆる介護保険の利用者負担の免除の件でございますが、現在宮城県、あるいは宮城県の市長会、そういったところでのいろんな判断とか考え方、事務局からの案内でございますけれども、まとめるために各自治体のほうに照会をいただいている状況でございます。そういった点から見れば、それにお答えしている32の自治体で国からの支援等にかかわらず、いわゆる財源手当の問題から継続は難しいというふうな判断で自治体のほうでは捉えているというふうな状況でございます。

○浅野副委員長 曾我委員。

○曾我委員 今のところのその経過はわかりました。そうすると、これまでの10月から現在3月までのサービス分の国が10分の8を見ていたと。10分の2の部分は市町村の介護保険の財源で充てていたということなんですね。それは例えば基金から出してやっていたとか、その具体的な財源がどこから出ているのか。減免の部分、減免されるとそこに穴があくでしょう。その分はどこで負担していたのかという。

○浅野副委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 差し当たり介護会計における財政調整基金で充てさせてもらっているという状況、それで後年度で入ってくるというふうな考え方でございます。

○浅野副委員長 曾我委員。

○曾我委員 それは決算ではないですけれども、大体実施するとなれば、どれぐらいの財源が必要というふうに考えていますか。

○浅野副委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 利用者負担免除に係る介護費用の1割分相当ということで、私ども、いわゆる当該年度ですけれども、24年度の9カ月分の実績から、月平均大体免除額といたしましては850万円ほど見えていますので、これを12カ月分としてみますと、1億200万円程度の財源が必要かなというふうに捉えています。

○浅野副委員長 曾我委員。

○曾我委員 次年度だと1億200万円だと。現在での基金というのはどれぐらいになっているのですか。参考までに。

○浅野副委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 現在の介護会計における財政調整基金の数字でございますが、約1億円でございます。今回平成25年度の当初予算編成に当たりまして、そのうちから6,000

万円ほど、約ですけれども、入れさせてもらうことになりますので、残り4,000万円、25年度末では4,000万円程度の数字になろうかなというふうに捉えています。

○浅野副委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。1億円はあるけれども、4,000万円次年度の予算に入れていくと4,000万円しかないという状況で、なかなかこの自治体というか、塩竈市だけでこの介護保険のサービス料を軽減するのは厳しいのかなというふうには思いますが、やはりこれを引き続き国にも求めていく以外にないのかなというふうに思いますが、そういう考えがあるのかどうかだけ伺いたいというふうに思います。

○浅野副委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 県内自治体としての国に向かっての要望とか、そういった活動においてはそういった声を出させていただきたいというふうに考えます。

○浅野副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今回国から示されておりますのが、国民健康保険、介護保険、全く同様の考え方を示されているわけでありますので、宮城県市長会といたしましても、このままでは財政が大変厳しいということをご理解をいただくために、まずは県に調整交付金的な形で2割分に対応いただけないかというような要請をさせていただいております。もし県がご負担いただくということであれば、24年度同様の対応ができることになるわけでありますが、現下の状況では県も負担は非常に厳しいというようなお話を頂戴いたしているところであります。

そういった状況を勘案いたしまして、あわせて全国市長会といたしましても、国に対しまして、地方の置かれた環境、特に被災地の状況の厳しさというものを我々は訴えさせていただいているところでございますので、ご理解をお願い申し上げます。

○浅野副委員長 曾我委員。

○曾我委員 これらは、私ども共産党市議団もそうですが、県議団等も含めて、さらに総運動を強めなきゃならないなというふうに思っているところでありますが、被災者の生活、あるいは要介護者の方々の支援はやはりこういうときだからこそ支援ができるように、特に行政にもお願いしますし、私どもも頑張っていきたいなというふうに思っております。

具体的にその点はそれとしまして、介護保険事業の全体の予算についてですが、予算ですからなかなか姿が全部おさまり切って、なかなか問題にすることができにくいものでありますけれども、ただ私ども思っておりますのは、平成25年度の介護保険事業全体は、昨年度の、24

年度の介護保険法の改正に基づくものが入っているのではないかと。全体で全体を改定して総枠を1.2%引き上げたというものの、実質的にはマイナスの改定になっているということが言われておまして、特に利用者の間では在宅支援、そういった時間帯が相当細かに切り分けられてしまう、あるいは事業所においては、職員の処遇改善も廃止されて、一方では報酬に組み込まれることから、利用者の負担が進むのではないかとということも言われておりますけれども、全体の調整期間、それぞれのサービスや事業をやっている、1年間、その24年度の事業をやっている、さまざまな問題が出されているのであれば、それをぜひお聞かせ願いたいし、またそれらの点を今後25年度に、どういうふうに改善しようとしているのか、もしあればお伺いしたいというふうに思います。

○浅野副委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 今委員がおっしゃられたこととして、全体的に介護報酬の部分で、この第5期間、平成20年から26年の間になりますけれども、1.2%のアップされるということについては、これにつきましては、当初予算上からも反映させていただいてはおりますけれども、それはあくまで介護給付費に係る居宅とか、そういった給付費に反映されていくという形の部分ですけれども、ただ、今最も私ども担当するところで高齢化率というのですかね、高齢者が著しく早い進行で高齢者人口がふえていっているという状況、それから震災を契機といたしまして、これまで元気な高齢者の方々がいわゆる要支援1、2というふうな段階の部分で該当される方がふえてきている状況があるというふうなところで、ちょっと危惧しているというのですかね、その辺が介護給付費に影響して、今回の全体予算の中で介護給付費に係る割合が96.3%くらいになっているというふうな状況でございます。

○浅野副委員長 曾我委員。

○曾我委員 これはまた引き続き介護保険事業そのものの全体のやはり、先ほどもどなたかが言われましたけれども、施設サービスがふえれば、それだけ負担がふえるという中身でありますし、これから特別養護老人ホームも29床のこころの樹というのは非常に大変喜ばれておりますし、また今後利府町のほうにもできるであろうということも入ってくると思いますが、ぜひその利用者の、特にこういう事業は民間に委託して、そこでの事業が進んでいて、役所のほうは実務的な事業で済むという関係で、なかなかこの実態、それが入ってきにくい状況がありますので、ぜひ引き続き実態がどうなっているかということも調査をしていただくようお願いしたいと思います。

それから、ちょっと今、伊勢委員から資料をいただいてわかったのですが、実は宮城県のほうに、被災者のためにぜひ使ってくださいという寄附金が103億円もあると、こういう中で、ぜひこれらを活用して、国保、介護保険、後期高齢の一部負担が、その気になればできるのではないかということも裏づけもあるようですので、市長におかれましては、引き続き県のほうへ、こういうこともあるのだということもくorumて、一層県での支援をお願いしていただきたいと思うのですが、これは先ほど市長が取り組んだことはわかりますけれども、そのことだけ私のほうから申し上げておきたいと思います。

以上で私からの質疑を終わります。

○浅野副委員長 菊地委員。

○菊地委員 私からは、No.9の253、魚市場会計、1億880万円の予算ですが、今年度水揚げが103億円を予定しているのだと、結構なことかなと思うのですが、それでこの水揚げの予想は聞いたのですが、いわゆる漁船そのものの水揚げと、いわゆる陸送物と、どのくらいの比率を考えているのかお伺いいたします。

○浅野副委員長 小山水産振興課長。

○小山水産環境部次長兼水産振興課長 答えいたします。

魚市場使用料の漁船扱い高を今年度63億円と見ておりまして、搬入業扱いを40億円、そのうちの5億円が冷凍水産品ということで見ております。以上です。

○浅野副委員長 菊地委員。

○菊地委員 ことしも大体陸送物が多いのかなと、こう思っています。本来のいわゆる漁船からの水揚げというのは、そのためにいろいろ今まで、去年からも漁船誘致費なんていうのがなくなっているみたいなのですが、何かいわゆる市長のいわゆる第5次長期総合計画との説明なんかでも、基幹産業の水産だと言っておきながら、何かいまいち、新しく魚市場周辺、建物だのそういうのを直したりするのはわかるのだけれども、実際問題、立派にできて、それが活用できるのかなと、そういう心配をするものですからこういう質問をさせていただくのですが、施設は立派に、あと二、三年かかれば全部あの辺立派にできると思うんですよ。荷さばき場から何から。だけれども、その後本当に漁船が塩竈に入って水揚げしてくれるのか、それを心配するものなので、そういった感じで漁船誘致の費用なんかは入っていないのでどうするのかと、成り行き任せでいくのか。だったら、市長が基幹産業は水産ですというのはちょっと違うふうに思うので、やはり水産加工とかというのを中心にしていくのであれば、もっともっと積極的

な対応をすべきじゃないかなと思うのですが、その辺、荒川部長、考えがあるのだったらお答えください。

○浅野副委員長 荒川産業環境部長。

○荒川産業環境部長 24年時につきましては、先ほどずっと説明したとおり、陸送物と遠洋トロールと漁船漁業のほうは6・4の割合でしたけれども、23年時におきましてはそれが逆でした。漁船漁業が6割で、先ほど言った遠洋トロールが4割と。だから、毎年毎年、そういった水揚げにつきましては、非常にはかり知れない状況があるというふうなことをまずご理解していただけないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○浅野副委員長 菊地委員。

○菊地委員 自然相手だから、それははかり知れないものはあると思います。しかしながら、それはとれる、とれないはあるけれども、もしとっていただいたもの、漁獲してもらったものを塩釜港に船で来てもらうという、そういう努力は必要じゃないかなと私は思うのですが、それを、私はそこを言いたいですよ。とれる、とれないは自然界によって違うと思いますよ、海水温が低い、高いによっても、マグロが下のほうにとか、上に浮いてきてとかというのがあるから、それはいいですよ。それを捕獲した漁船が塩竈にどうやって入ってもらうかという努力をどうするのと聞いているんですよ。何か施設は立派にしました、はい、漁船が全然入ってきません、はい、あと運営が苦しくなりますでは、基幹産業、水産、塩竈というのは、ちょっと情けないのではないかなと。それが本当に日本で一番住みたい町塩竈になるのかどうか。私は疑問に思いますよ。

ですから、漁船誘致、どんなことをしても、陸送でも何でも塩竈に運んでくださいという、そういう努力をどうするのというのをお伺いしているのであって、その辺の決断、決意をお話ししてもらわないと、ただ今までどおりの、はい、わかりましたというわけにはなかなかいかないと思いますので、そのために今回351億8,000万円の予算を立てたと思うんですよ。特別会計はまた別としてもね。ですから、そういうことを私は聞いているつもりなのですが、答弁がそういうふうな答弁だと、何かおとついでしたっけ、志賀委員さん、きょう休んでいて名前を使って申しわけないのですが、本当に10年先、20年先の塩竈がどうなるのかなと思うと、本当に心配するのはみんな同じ、議員さんみんなそういう心配をするんじゃないかなと思いますので、その辺の決意、やり方、どうするのかというのをお答え願いたいと思います。

○浅野副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今後の魚市場運営のあり方についてというご質問でありました。先ほど委員のほうからご質問いただきました、塩釜港に入船いただいた方々に対する支援金であります。これについては燃料油が高騰いたしましたときに、県と、それから産地市場といいますか、特三漁港が、それぞれ連携しながら取り組ませていただいた制度であります。議会の皆様方にも快くご理解をいただきまして、他魚市場におかれましては、たしか1年、1年半ということ打ち切られたようですが、塩竈につきましては3年間ぐらいこういった制度を継続させていただきまして、できる限り多くの漁船に入っていただく努力をさせていただいたと思っております。

魚市場整備後の新たな運営管理のあり方についてということについては、今関係者の皆様方で集まり、いろいろ知恵を出し合っているところであります。ただ、やはり特効薬というのは当然ないわけでありますので、常日ごろの地道な努力が私は大切なのではないかなと思っております。

先ほど来お話をいただいておりますツボダイにつきましても、私も稚内、釧路の生産者の方々のところに足を運びまして、ぜひ塩竈の魚市場に船を入れていただきたいというお話をさせていただきました。残念ながら喫水の関係で塩竈に直接入れないということで、今仙台港に船を入れていただいておりますが、ご案内のとおり、50億を超える水揚げがあったということで、私もほっといたしておるところであります。今後もやはり行政だけではなくて、それぞれ魚市場に関連する問屋、あるいは買受人、あるいはそれらの関係する団体の方々が一致団結して取り組んでいくという姿勢をそれぞれが持つということが、まずは一番大切ではないかなと思っております。

今そういったことに向けて、さまざまな機会に議論を重ねているところでありますので、魚市場が完成します27年以降については、また新しい運営形態というものも模索させていただいているということについてご報告をさせていただいたところであります。よろしく願いいたします。

○浅野副委員長 菊地委員。

○菊地委員 地道な努力をしていかなくちやと。そして、地道な努力でツボダイの水揚げというか、陸送がなされた。それは評価します。そのほかの、先ほど市長が言っていました、いわゆる支援をいっぱいしたのだと。したけれども、その支援をずっと続けるような努力とか、そういうものをしていかないと、やはり今市長の答弁の中で、いろんな業者関係とかというのは、

やはり業者関係は自分たちのことですから自助だと思いますよ。そして、その民間と一緒に頑張って頑張るのが共助だと思います。そして、いわゆる行政しかなし得ない市長のトップセールスとか、そういうのは私はやはり公助だと思いますよ。それを組み合わせて塩竈の水産というのは、本当に生きるのではないかなと思うのですけれども、何かその辺の道筋をちゃんと立ててほしいと思います。今までどおりのやり方でこの国際的な漁業関係の立場というのは弱くなっているのに、このままの今までの塩竈の運営というか、考えで行ったら、私は埋没するのではないかなと思いますので、やはり基幹産業、塩竈というふうな胸を張って公言するのであれば、やはりそれなりの努力をいっぱいしてもらって、本当にこの塩竈が繁栄するようにお願いしたいなと思います。

あと、また市長が先ほど運営関係においても、民間の活用云々と、こう話をされていましたがどういった方向性にその魚市場の運営を持っていきたいのか、それは簡単でいいですから、市長が答弁できないのであれば、担当課長でもいいですから、こういうふうな方向性を今探っていますというくらい説明していただきたいと思います。

○浅野副委員長 小山水産振興課長。

○小山産業環境部次長兼水産振興課長 今、市場のほうの建設、建物のほうはこの間もご答弁申し上げたとおり、公設という形でございます。これを公営にするか、あるいは一部民営にするかということでございますが、境港という特三漁港の1つがございますけれども、そちらでは特三漁港の境港の卸売機関が3つございまして、その3つが出資をした管理会社を1つつくって、そちらが漁港のほうの、漁港というか、漁港を含めた市場の指定管理を受けているというような形がございますので、例えばそういった形がどうなのだろうかということについては、震災前にも卸売機関などと勉強してきた経過なんかがありますので、そういったことも1つの例ということで、そういった方向も含めて、今いろいろ詰めてより効率的な運営ができるように、より塩竈の魚市場のほうに魚が呼べるようにというような形で考えているというようなところでございます。

○浅野副委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。より塩竈の港を利用してもらうように、そういった運営を考えていくということは、塩竈にとっては明るい希望なのかなと思いますので、ぜひ目的達成のためにさらなる努力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、195ページの交通事業会計についてお伺いいたします。

いろいろ予算的なものもあるのですが、いわゆるその事業収入の中に、これは事業収入が7,704万2,000円とあるのですが、その中にはいわゆる団体客とかとあるのですが、団体客というのはどういう方を指しているのか。ちょっとその辺お知らせください。

○浅野副委員長 木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部浦戸振興課長 資料№.9の198ページのほうの離島定期航路収入という部分がございます。この中に団体乗船料ということで166万4,000円ほど計上しておりますけれども、まず団体というものにつきましては、15名以上の乗客、一団体15名以上の方が乗船する際に適用する団体乗船料ということになります。通常ですと、平日ですと2割引き、土日祝日ですと1割引きの乗船料で乗船いただいているというような状況でございます。

○浅野副委員長 菊地委員。

○菊地委員 15名以上だと。わかりました。それで、その上にいわゆる普通乗船料というのが5,511万4,000円とあるのですが、この中には敬老乗車券って1,078万円というの也被まれているわけですか。

○浅野副委員長 木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部浦戸振興課長 ただいま委員からご指摘がございましたように、普通乗船料のほうには敬老乗船券も含まれております。

○浅野副委員長 菊地委員。

○菊地委員 そうすると、なかなか4,400万台の一般乗船というふうには考えられるのですが、そこはかなり厳しいのかなと、こう思います。塩竈市から1,000万円も出してもらっている状況になるわけですね、簡単に言えば。と思いますよ。だって、そう思いませんか、だって塩竈市で乗船券を島民の方にやっているのだから、そうだなと私は思うのですが、そうするとかなり厳しいと。運営的にもちょっとそろそろ考えられたらいいのではないかなというふうに思っています。

というのは、丸亀市に我々新生クラブで調査に行きました。そのときは、前回の質問のときもお話ししましたが、公設民営でうまくいっていますよと、そういう話をされていますので、この間の答弁では民営化のほうも多少考えられる時期に来ているということなのですが、新たにその辺どういうふうに今後持っていくのか、お伺いしたいと思います。

○浅野副委員長 木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部浦戸振興課長 先日の施政方針の質問の中でもご質問がありまして、今現在の

交通事業の経営健全化計画、平成25年度で終了することになります。その終了するに当たりまして、平成25年度中に新たな経営健全化計画のほうを策定していかなくてはならないと考えております。その中で、公設公営の場合と公設民営、あるいは丸っきりの民営の場合の比較検討を行いながら、どういった方策が一番今後の離島航路の部分でいいのかという部分を比較検討しながら考えていきたいと考えております。以上でございます。

○浅野副委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。比較検討するということなのですが、たしか平成3年あたりにもいろんなあの当時の議員さんから、浦戸交通の民営化ということについて質問があったときにも、比較検討したはずなんですよ。そういうデータがもしあるのであれば、1年かけてやるよりも、早目、早目と、そういった準備をして、何がいいのかと考えていったほうがいいのではないかなと思いますよ。活性化のためにも、そして浦戸の振興のためにもそういった方策を考えていくと。なぜならば、やはり浦戸に住んでいる住民によって、浦戸の交通をどう考えるかということ、やはり真剣に浦戸の住民に決めてもらえば私は一番いいのかなと思っていますよ。でないと、行政が主導で今までずっとやってきたからこのままでいいのだというんじゃなく、やはり今回施政方針の中にも、改善、改革というのがうたっていますので、そんな意味で、ここで改善をして、改革をして、そして交通事業がスムーズにいく、そんなことで、そしてそれによって浦戸の振興が成し遂げられるというのが、私はプロセスじゃないかなと思うのですが、その辺のお考えをちょっとお伺いしたいと存じます。

○浅野副委員長 木村浦戸振興課長。

○木村産業環境部浦戸振興課長 確かに離島交通の部分では、経営的にはかなり厳しい状況には来ているとは思いますが。そのほかにも浦戸地区の振興の部分でもいろいろと今後考えていかなくてはならない部分があるかと思えます。そういったことを加味しながら、何とかこれから策定する計画のほうを、大変厳しい状況ではございますけれども、何とか考えていきたいと考えております。以上でございます。

○浅野副委員長 菊地委員。

○菊地委員 課長さんだけに責任を負わず気はございません。やはり塩竈市全体として改善、改革をしていくのであれば、やはり今までのやり方にとられることなく改革をしていかないと、塩竈の行方というのが進んでいかないのではないかなと思いますので、ぜひともこれは一丸となってそういったものを考えてほしいなと思いますので、この件に関して市長のお考えをお伺

いしたいと存じます。

○浅野副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 基本的には先ほど担当課長からもご説明申し上げましたとおり、今の経営健全化計画が25年度まででありますので、26年度以降のこの浦戸交通のあり方についてどうかということについては、しっかりと整理をした上で、また議会のほうにもご説明をさせていただきたいと考えております。

ただ、1点、先ほど委員のほうからそういうお話をいただきました。私もこのあり方については島民の方々と再三再四お話をさせていただいております。島民の方々のかなりの方々が、やはり我々の最後の足だと、この浦戸交通線こそが我々の生命線でありますので、やはり塩竈市でしっかり頑張ってくださいよというお話をいただいていることも事実でありますので、そういったことも大切にしながら、今ご提案いただきましたように、島民の方々にどういったあり方がいいのかということについては、改めてアンケート的なものをやらせていただきながら、そういった声もしっかりと反映をさせていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○浅野副委員長 菊地委員。

○菊地委員 市長の答弁で、浦戸の住民からは最後の足だというお話です。しかし、丸亀市でも別に浦戸、交通を、船をなくすというんじゃなく、それを使い勝手のいい民間に委託すると、公設民営とか、そういうやり方で足は十二分に残すし、機能性のある足にすればいいわけであって、今までのやり方でずっと来て、それで残すというのであれば、何も市長の目指すことしの改善・改革にはならないと思いますので、その辺も浦戸の住民の方の意見を聞きながら、それは十分にわかるのですが、別に船をなくすというんじゃなく、利便性のある公設民営にとかという考えられる方法を提案して議論をしていって、よりいい浦戸交通にしていけばいいのかなと私は考えますので、その辺も十二分に議論をしていただきたいと存じます。よろしく願いしておきます。

あと、390ページの北浜復興土地区画整理といろいろ予算が載っていますが、これだけでなく、ちょっと当局から立派な実施計画というのが出ていました。この中には今質問した魚市場会計、そして交通事業会計、全然記載されていないんですよ。あと、それと震災関係でいうと、藤倉の区画整理事業も一切載っていないんですよ。ということはどういうことなのかなと。まさに復興、復興と言っておきながら、浦戸の復興、載っていました。しかしながら、浦戸交通の

ことは載っていません。基幹産業の水産をします。そして、魚市場運営、経営のことは載っていません。そして、震災絡みで土地区画整理関係で、あの藤倉とかが載っていないのか。その辺が、私はせっかくこういう立派なものを出してもらって、あと27年まで3年間、これで塩竈の第5次長期総合計画や復興計画が進むのかなと思っているのですが、個別的には一切載っていないというのは何か意図があるのかなと、こう勘ぐりましたので、事業ができないものは載せないのか、載せているのか、ちょっとその辺お答え願います。

○浅野副委員長 阿部政策課長。

○阿部市民総務部政策課長 皆様方のお手元にお配りいたしました実施計画でございますけれども、これは平成25年度の政策的経費の実施計画でございます。今お問い合わせございました藤倉関係の土地区画整理事業でございますが、平成25年度には予算措置というものが交付金事業の中では25年度の予算措置というのがまだされておられませんので、25年度の実施計画書の中には掲載しておりません。

それから、経常経費、交通会計のような経常経費等についても掲載を、政策的経費だけの実施計画でございますので、経常経費の部分についても、こちらの計画書の中には載せてございません。そういった整理をさせていただいております。以上です。

○浅野副委員長 市長。

○佐藤市長 例えば今ご質問いただきました魚市場なのですが、99ページをお開きいただきたいのですが、高度衛生管理型荷さばき場整備ということで、先ほどもお褒めをいただきましたが、15億、20億、15億ということで50億というような形で掲載をさせていただきましたし、91ページには北浜地区災害に強いまちづくりということで、25年度が8億8,500万円というふうな形で掲載をさせていただいておりますが、こういった形ではないのでしょうか。（「ないですね」の声あり）

○浅野副委員長 菊地委員。

○菊地委員 私は市長、魚市場運営とか魚市場管理、経営をどうするのと、魚市場会計のことが載っていないと。荷さばき場だのなんだのという、そういう個別のは載っていますよ。どうするかという基本的なものが載っていないので言いました。そうしたら、あと今、企画課から通常のやつで新規のやつとかとって通常のは載せなかったと言ったのですか。新規だけですか。

○浅野副委員長 阿部課長。（「いいよ、時間がないから」の声あり）

○阿部市民総務部政策課長 通常のやつじゃなくて、政策的経費という部分について長期総合計画の実施に係る政策的経費の部分について載せておるということでございます。新規だけということではないです。

○浅野副委員長 菊地委員。

○菊地委員 何かその辺が項目を見ると、なかなか政策的なものなのかどうなのかという、入っていないのもあるし、私はこれから魚市場経営、交通経営、あとやはり藤倉地区の方が期待している区画整理なんか、それと一緒に道路整備もするわけなのだから、そういうものをぜひ片隅と言うと怒られるけれども、項目に入れるべきでなきゃ、入っていなければいけないのかなと思いますよ。私はそれが何か、だから改善・改革がどうなるのかなと心配するものですから、ちゃんと満遍なく事業をしたいというのはわかるのだけれども、大きなところをやはり見逃すようなのではちょっと塩竈の先が見えないのではないかなと思いますので、こういった質問をさせていただきました。いろいろ質問したいことがいっぱいあるのですが、時間がないうようなのでこれで終わりますけれども、皆様のご活躍をご期待したいと思います。ともに頑張りましょう。

○浅野副委員長 高橋委員。

○高橋委員 議案第30号の塩竈市国民健康保険事業特別会計予算について質疑します。あえて資料ナンバーとページを言えば、資料No.9の211ページから251ページまでの全てになるわけでありませう。

私、この間、市長の施政方針に対する一般質問、そしてきのうの一般会計についての質問、その中でもこの国民健康保険税について、それぞれの会議の趣旨内容に沿って質問を行ってきたわけです。そして、さらに先ほどは曾我委員が介護保険料について一部免除を継続するのかどうかということについても市長から、国保もひっくるめてのご回答がありました。国、県は8割であり、県は考えていないという趣旨のご回答があったわけですがけれども、私はこの間の答弁を、市長答弁、当局答弁を聞いてつくづく思うのは、この問題について、国、県、市がそれぞれ責任を押しつけ合って、被災者の立場に立っていないということを痛感せざるを得ないと思うわけです。一体どこに責任があるのかと。ここを国も県も市も、誰も明らかにしていない。市は県が2割出さない、国が全部出すべきだ、県は国が全部出すべきだ、国は8割以上出さないよと、去年の政権が変わっても民主党政権と同じ方向で行くよと、みんなで責任の押しつけ合いをやっていると。ここに最大の問題があると痛感するわけですが、同じ内容で質問し

でも、同じ答弁だと思いますので、私は、国、県、市の各段階において、財政的な論拠も提案しながら、市長並びに当局の回答をお願いしたいと思います。

これは新聞報道で何回もあったことなのですけれども、まず国の段階では当初の復興予算19兆円を被災地が心配しないようにと25兆円に枠を拡大したと。6兆円も拡大したと。宮城県では国保と後期高齢者を合わせて25万2,000人の方が減免を受けていると。国が仮に全額負担した場合の金額は284億円と。これに介護保険料の減免負担が加わりますが、岩手、福島両県合わせて数百億円ですから、25兆円もの復興予算の中で十分確保できるはずであると。まずこれは国の問題です。

それから、県の問題ですが、先月末、今並行して宮城県議会の定例会が開かれておりますけれども、この問題について日本共産党の天下みゆき県議が、この医療介護保険の一部負担金を4月以降も継続することを求めたわけです。これについて財源提起をきちんとしているのです。県のこの継続に係る必要財源規模は約47億円です。そして、県に全国の自治体、国民から寄せられている寄附金、地域整備推進基金、こういうお金があります。これは被災者の支援と復興のために積み立てられているお金で、残額がまだ2013年度20億円計上しても、まだ103億円あるんですよ。それで、村井知事は天下県議の質問に対して、制度上は何にでも充てることはできるお金だと。被災者の支援、復興のためなら。このように述べていると。

しかし、ここからが市のお金に対する市長の答弁と全く同じなのです。やるべきことが山ほどあるのだと。そのほかにもね。それで優先順位の問題である。国に負担を求めるのが筋だという、こういう態度に県知事もしている。この点では財政苦しい塩竈市の佐藤市長と全く同じ答弁だと私は捉えているのですけれども、私は優先順位を政治が言うのだったら、市民、県民、国民の命を守ると、これ以上の優先順位がどこにあるのかということを知りたいというふうに思います。

現に岩手県では、4月以降12月末まで、ことしです、地方自治体の負担分の半分、1割を県が負担する方針を打ち出している。2割自治体負担の場合、市みずからの努力、これも大事だと思います。これは財源の論拠を後で出しますが、県に対してこの地域整備推進基金の活用を求めて、1割出すとはっきり言えば、県が、32自治体みんな横並びでやらないのだから、うちもその中の一市だよという、言ってみれば投げやりな答弁ではなくて、制度の継続を図るべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

○浅野副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 決して投げやりな答弁をしているつもりはございません。今も国民健康保険事業特別会計ということでご審査をいただいておりますが、基本的には国保については特別会計の範疇の中で対応していくということが基本であることは、議員の皆様方にもご理解をいただいているかと思えます。一方、国保会計の現状であります、担当課長のほうからも再三再四ご答弁をさせていただいておりますが、残念ながら基金がほぼ枯渇しつつある。今現在たしか七、八千万ぐらいの見通しになるかと思っております。

一方、25年度に、今高橋委員のほうからご質問いただきました国保会計の2割になるのか、1割になるのかということについては、我々は国がやらないということであれば、県がやらないということであれば、2割を市が負担しなければならないということで試算しました結果が、約1億を超えるような所要額が発生するということについてはご説明をさせていただいているところであります。

このような国保会計の財政状況を全く無視をして、いや、やりますというようなことは、逆に首長の立場からすれば無責任なことにはなりませんかと。やはり国保を安定的に運営していつてということも我々に課されている重大な使命でありますので、国保の運営ということも考えながら、今の状況であれば、25年度の対応というのは大変厳しいということをお話をさせていただいてまいったつもりでございます。よろしく願いいたします。

○浅野副委員長 高橋委員。

○高橋委員 実は、この間も何度か被災者の方の医療が打ち切られたらどうなるかという生の声を何回かお伝えしてきたのですけれども、先日、3月3日の日曜日に日本共産党は、伊保石の仮設住宅を訪問して、国保税のこの2割免除の継続を求める署名とご意見の調査活動を行いました。

会えた人は全員この継続を求める署名に署名してくれました。59筆の署名が集まったわけですが、その中で出された意見は、高齢者やこれから生活を新たに始めようと思う人たちのためにも、医療費負担免除の継続をお願いいたします。もう一方は、家で母の介護をしている。寝たきりでいろいろしているのでもいろいろ大変です。希望として復興住宅ができるまで免除を継続してほしい。もう一方は人工透析を行っているのでもっと長く免除制度を継続してほしい。これは生の塩竈にお住まいの方の意見であります。ですから、私はこうした被災者の、被災地の命と健康を守るために、医療費の一部負担や介護保険利用料の減免制度を継続することは当然だと思っているのです。

一貫して思うのは、こういう事情があつてできないんだばかりで、こういうふうになればできるのだという、できるかもしれないのだというお話が1つも聞けないことなんです。そして、国の責任にする、県の責任にしてしまう。何より人の命を守るという立場に立てば、いろんな知恵が私は湧くと思うのです。その意味でも、一般会計からの繰り入れによる制度というのも、国保は独立だ、独立だというふうにおっしゃいますけれども、基準内の繰り入れと言うことも当然考えなくてはいけないというふうに思いますが、同じ内容になりますけれども、見解をお伺いします。

○浅野副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほど来、基本的な考え方についてはご説明をさせていただいているかと思います。今議員から一般会計からの繰り出しというようにお話をいただいておりますが、一般会計の財政調整基金が今どういう状況かということについても、再三再四ご説明をさせていただいているはずであります。今議員のほうからは、今の仮設住宅にお暮らしいただいております皆様方の切実な声をお寄せいただいております。しかしながら、仮設住宅が完成するまでにこのような制度を継続するとしたときに、しからばどれぐらいの負担増が発生するかということについては、議員はよくおわかりの上で発言をいただいているかと思います。当然のことながら、一般会計の財政調整基金の範囲を大きく超えてしまう金額になるわけであります。でありますから、我々はそういった小手先もと言うと語弊がありますが、一時的なという対応ではなくて、やはり制度としてしっかりとしたものであつて、そういった制度を活用することが本来の基本ではないかと。決して国や県にその責任を押しつけるというつもりはございません。

ただ、やはり塩竈市が置かれた国保会計の現状ということについては、皆様方にもしっかりとご理解をいただく必要があるのではないかと。あるいは一般会計が本当に、例えば議員の皆様方が、国保は一般会計から財政出動すべきではないかというような皆様方のご同意があるのであれば、それは我々は真摯に検討はさせていただきますが、一方では一般会計の財政調整基金がもう4億円を割り込むような状況の中で、今概略を申し上げましたのは1億円というような費用負担。ただし、減免制度を適用したことによって医療費が増加していることについては委員もご存じでありますよね。（「別の問題だ」の声あり）いやいや、そんなことないです。その部分を負担しなければならないんですよ。いやいや、それは別な問題ということは、逆に、委員長、今関係がないというような言い方について、委員のご見解をお伺いできればと思いますので、私は一旦着座します。

○浅野副委員長 高橋委員。

○高橋委員 私、関係ないとは言っていないのです。それは別の問題だというふうに言ったのです。この例えば今言ったことに引き続いて言いますれば、2割負担で幾ら、そのうち1割県が負担すれば幾ら、半分になるわけですね。そのほかに退職者被保険で幾ら、合わせて幾らと、私はそこについて伺って、そこについて市の財政の論拠について述べようとしているわけですから、これによる増の保険分というのをここで答弁いただいても、逆に私に対応できないと、そういうことでございます。

○浅野副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 我々は国保会計の財政を予想するときに、医療費が幾らになるかという想定をしないで対応するとしたら、議員の皆様方から塩竈市国保会計、そんな予測でやっているのかと言われることは当たり前の話ですね。ですから、我々は当然そういったことによって医療費が年間どれぐらいかかるかということの見積もりをさせていただきながら対応していくということは当然のことだと思っておりますので、そういった見積もりをしながら、今さまざまな観点から考えますと、現行の財政状況の中では大変厳しいということをご説明をさせていただきたいと思えます。

○浅野副委員長 高橋委員。

○高橋委員 市政上初めての反論権を行使していただきまして、反問権ですか、名誉ある第1号、言っているのかどうなのかわかりませんが。市長はこの問題について、今の繰り返しになっちゃいますけれども、私の一般質問への答弁の中で、現在県の支援対象となっている2割分で約7,000万円、退職被保険者分で約3,000万円、計1億円の負担増が見込まれると答弁いたしましたけれども、仮に県が1割負担する場合、市の負担増は7,000万円の2分の1プラス3,000万円ということで、6,500万円ということで考えてよろしいでしょうか。

○浅野副委員長 佐藤保険年金課長。

○佐藤健康福祉部保険年金課長 金額の問題ですので、担当からご答弁させていただきます。実質の額といたしましては、今委員からおっしゃった額になりますが、やはり市長が先ほど答弁いたしましたように、私どもとしてはその背後にある医療費の増、やはりどうしてもこれまでのここ被災の免除を行って以降、医療費の増が通常ベースよりやはり多く推移しているというのが現実でございます。そういった部分が医療費を免除することによって伸びている部分があるのではないかというふうに考えておりまして、そういった部分が約7,000万円ほど出てく

るというふうに考えておるところでございます。しかし、それを含めると、やはり1億二、三千万円ぐらいの経費として必要になってくるということになります。

それから、先ほど市長から基金の話をさせていただきましたが、現在の基金の見通しといたしましては、25年度の予算編成を終わった段階で25年度末の見込みといたしましては、さまざまにそれぞれ一部負担金免除、それから保険税の独自減免、そういったものの部分の影響を差し引きますと、3,600万円ほどの残ということになりまして、とてもやはり国保会計ではちょっと持ちこたえられないような状況になるということを申し添えさせていただきます。以上でございます。

○浅野副委員長 高橋委員。

○高橋委員 今25年度末の基金残高が3,600万円程度の見込みであるということでございました。そして、また施政方針への市長の回答では、免除継続ということは、保険税率改定、値上げにつながるという答弁もいただいたわけですが、もちろん基金がゼロになるというような国保の、そんなことは大変なことになってしまうわけですが、純粋に引き算すれば、差し引き不足額というのは、さっき言った2割の7,000万円の半分の3,500万円と退職被保険者分で約3,000万円、それから基金の3,600万円、ゼロにはなりませんけれども、仮に計算上引けば、あと2,900万円あればできると、継続をね。仮にと仮にがつながりますけれども、仮にと仮にがつながれば、決してできる、そこに私は知恵を働かせてほしいということを申し上げているんですよ。

それで、予算編成のやり方、仕組みについては、ほかの議員からもこの議会で質問がありましたけれども、マイナスシーリングと、精査した上で各部署からの積み上げで精査に精査を重ねてやっているのだと言いましたけれども、しかし私がきのう伺ったように、出す義務がないのに出しているお金、例えばきのう申し上げたのは、鹽竈神社御社殿修理事業について500万円、出す義務がないのに、国で言えば思いやり予算みたいなもんですよ、500万円出すと。これが本当に精査に精査を重ねたのかなと。私はこの500万円があれば、この例えば被災者の国保料の免除制度をちょっとでも延長するということになれば、私がきのう言ったとおり、無神論者ではありますが、鹽竈神社の神様もこっちのほうが喜ぶと思いますよ、自分のところの改修費に市が被災者の免除を継続することすらできないのに500万円いただくより、そういうふうに思いますけれども、こうした不要不急なものについて、もう一度精査し削れば、十分この制度は継続する予算を組めるんじゃないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○浅野副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今回の500万円のお話につきましては、昨日私ご答弁申し上げておりますので、ご答弁申し上げました内容のとおりであります。なお、先ほどご質問いただきました県が1割出すとすればという仮定の話でありますので、今後そういったものがどのような形で推移していくかということについては、やはり確認をしながらこの制度適用については、なお今後ともできる限りの努力はさせていただきますが、現状では大変厳しいということを重ねて申し上げさせていただきます。よろしく願いいたします。

○浅野副委員長 高橋委員。

○高橋委員 確認します。今の最後の分節がどちらが主なのかよくわからなかったのですけれども、県が1割出せばやるつもりなのか、県が1割出すのを推移を見た上で厳しいと考えているのか、どっちなのでしょう。

○浅野副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほどの委員のご質問の中に、私の一般会計でのご質問に対するご答弁の中で、確かに退職者給付と、それからその他減免分というようなことで1億円というお話をさせていただく中で、医療費の増加等も見込まれますというお話をさせていただいたかと思えます。その際には具体的な金額を申し上げませんでした。今担当課長のほうから、ここ2年間、通常の医療費の伸びというのは1%から2%ぐらいの間なんですかね。今厚生労働省で積算しておりますのが、大体年の伸びが1%から2%ぐらいの医療費の伸びということで推計をさせていただいておりますが、実は被災地のこの状況の中で、それをはるかに超える医療費の増があったということをご報告をさせていただき、それらの原因の1つに、やはり減免による医療費の増加分もあるのではないかと推測として申し上げさせていただいておりますので、この辺についても、なお今後詳細について分析をしていかないと、繰り返しになりますが、これから先、万が一国保が破綻するということは、これは大勢の皆様方にご迷惑をおかけすることになりますので、そういったしっかりとした運営ができるような検証をしてみたいと思っております。

○浅野副委員長 高橋委員。

○高橋委員 ご答弁なかったのですが、県が1割負担した場合は継続するのでしょうか、しないのでしょうか。

○浅野副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長　ですから、今申し上げました三千数百万というのは、医療費の増分というのは全く考えていないわけでありますよね。この私が申し上げましたのも、担当課長が申し上げましたのも、結果的にこの2年間は通常の伸びを大幅に上回る医療費の増があったということを申し上げさせていただき、担当課長から具体的な数字は申し上げましたよね。7,000万円ぐらいという数字ですかね。そういったものも申し上げさせていただいておりますので、そういったものがどのような形で影響してくるかという分析もしていかなければならないのではないかとということで、今ご答弁を申し上げさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○浅野副委員長　高橋委員。

○高橋委員　何度も同じことを聞きますが、要するに、仮に県が一部負担した場合、分析・検討しながら考えざるを得ないということによろしいのでしょうか。前の負担分、医療費がふえるという話はもう結構ですから。

○浅野副委員長　市長。

○佐藤市長　決して我々こういった制度をやらないことがという意味じゃなくて、我々もできるのであれば、こういった制度を被災された皆様方という思いは一緒でありますよ。ただ、一方では財政を預かる立場からするとということで、今財政的な視点から主に難しいという状況をご説明をさせていただいておりますので、できれば本当にこういったことで被災に遭われた方々の健康管理につながるのであればということについては、高橋委員と全く同じでありますので、よろしくお願いいたします。

○浅野副委員長　高橋委員。

○高橋委員　要するに難しいということを確認したいというふうに今おっしゃりましたので、というふうに思いますが、この制度については引き続き、本当にきょうのちょうど河北新報で震災関連死の特集をやっていました。全国で震災後2,303人、塩竈で18人、宮城県で812人、せっかくあの大地震で助かりながら、その後震災関連死で亡くなった方がこれほどたくさんおられると。1人でも2人でも本当にこういう制度を充実・拡充・継続させていくことによって、私は救えるんじゃないかと。市長と思いは一緒なのですけれども、ぜひともこれからも頑張っていきたいと思えます。ありがとうございました。

○浅野副委員長　佐藤委員。

○佐藤委員　本当に予算委員会もきょう4日目を迎えて、いろんな議論が出され、いよいよダブル計画も大変だけれども、またきょう出されたいろんなこの特別委員会、企業会計問題を

含めて、本当に新たな当局としても決める政策というか、姿勢というのが、いろいろな意味で問われているなと思います。

もう一つは、予算委員会、非常に活発な考え方をお互いに出し合って議論する、非常にふさわしい予算委員会だなと思って、私はその後やる立場として非常に厳しい立場であります。

さて、そういう中で、市立病院問題、質問させていただきます。

市立病院問題は、経営改革以降、非常に黒字化ということで、私も安心して、また伊藤管理者の手腕というものを、信頼と、あとその改革に期待しておりました。しかし、全ての経営も、経済というのは常にずっとよくなるということではないのではないかなど。24年と若干マイナスの部分はありませんでしたが、先ほど鈴木課長のほうから、25年度はそういう課題を乗り越えてさらに前進しなければいけない、改革しなければならないというお答えをいただきまして、聞いていてなかなかすがすがしいし、またぜひこの25年度、いろんな我々議員の声も反映し、市民の声も聞いて、さらに改革プラン、また経営の前進に向けてしていただきたいなと思っております。

それで、私は何点か10の資料の、まず1ページに主な建設改良という4番、1,000万円、医療機器購入1,000万円となっております。次に、3ページに債務負担行為、これは26年から27年度に医療機器整備事業ということで3,500万円になっていますけれども、これ以前の債務負担行為というのはどのぐらいになっていたのか、まずお聞きしたいと思います。

○浅野副委員長 鈴木市立病院経営改革室長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 佐藤委員にお答えいたします。

債務負担行為、医療機器はいろいろ債務負担を設定しております。その中で、今年度、25年度の債務負担の医療機器の主なものといたしましては、まず大腸のほうのエックス線の透視です。これは機械、もう二十何年か使っていますので3,000万円前後になるかと思うのですが、それについて予定限度額を3,500万円といたしまして、その中でやっていきたいなと思っております。

ここ何年かのこの医療機器の購入のちょっとあれなのですけれども、大きいのだけご紹介させていただきますと、まず平成20年度、過去何年間の20年度では、C Tの機械を大体8,000万円ぐらいでリースしてございます。21年度につきましては、肝臓がんのラジオ波の肝がんの治療システムをリースしていると。あと22年度につきましては、デジタルのマンモグラフィーシステムをリースしてございます。23年度につきましては、手術室の無影灯のシステムをリース

しているというところです。24年度、昨年度につきましては、余り大きいのはなかったのですが、上部消化管のビデオスコープ等のリースをしていることで、毎年毎年債務負担の中でリース契約をしているという状況になっていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○浅野副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 私はこの整備事業、購入しているのかなと思つたら、今課長のほうからリースということを受けました。それで、本当に資源の、医療のいわゆるかなめとして市立病院、何十年、70年近くやって、市民のためのまさに貢献をされて信頼も厚くなつていふと思ひます。そういう中で、今医療機器のお話を伺いましたけれども、まさに医療界というのはもう本当に日進月歩、もう驚異のスピードでどんどんどんどん出てきて、この間、新聞では世界の日本の医療というのは、医療機器、5番以内、3番だと私は記憶していましたが、5番以内というふうには、そういう意味ではこれから本当に世界の人のために、この日本の医療というのはどんどん必要になつてくると思ひます。

そこで、こういう医療機器、今リースだということであつたので、ちょっと私は別な角度からまた質問いたしますけれども、こういう医療機器の選定をするときに、やはりどのような、何というか、中身で、いろんな科がありますから、そこら辺ちょっと概略でいいですけども、お聞きしたいと思ひます。選定のあり方。

○浅野副委員長 鈴木市立病院経営改革室長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 医療機器の選定につきましては、予算編成と合わせまして各科の先生も含めました医療機器の選定委員会というものを設けまして、その中で各科から必要なものを出していただきまして、必要度と金額を踏まえまして、議論しながら購入を決定しているという状況があります。

ただ、この予算書の1ページの中での医療機器の購入につきましては、1,000万円という今縛りの中でやっています。これについては喫緊のものを含めまして、この1,000万円の範囲の中で買えるものを検討するのですが、その買えないものにつきましては、この大きなものをリースという形を今考えてございます。

ただ、リースにつきましては、本来ですと非常に割高といひますか、非常に5年間とか7年間の償却期間のかけたリースですので、本来ですれば起債をお借りいたしまして、その半分とかを交付税措置がございまして、それをできれば本来の公立病院等のメリットが発揮できるということになってきます。ただ、まだ不良債務が残っているということで、なかなかその部

分が、起債が借りられるか、借りられないかということになっています。

ただ、今10%の不良債務比率を切っておりましたので、もし来年につきましては、県の市町村課のほうと協議いたしまして、もしこの3,500万円の範囲の大腸のエックス線透視機器がもし起債ができれば一番いいかなと思っていますので、ちょっとそれを新年度になりましたら、県のほうとかけ合います、ちょっとチャレンジしてみようかなというふうに思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○浅野副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 詳しくありがとうございました。

それでは、この企業会計というのは、非常に二重構造みたいな感じで、資本的収入及び支出という部分がありまして、5ページの支出の部分で、施設改良費1,250万円となっていますけれども、ここに、これはどういう内容を考へているのかお聞きします、まず。

○浅野副委員長 鈴木市立病院経営改革室長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 企業会計のほうで、3条予算の収益的収入、支出は、この資本的収入と4条予算というのですけれども、これで成り立っております。この4条につきましては、資本の価値が上がるものということで、何か例えば高騰いたしまして付加価値が上がるというようなものを4条予算のほうに計上するという形になってございます。この1,250万円につきましては、通常部分の1,000万円につきましてはいろいろ建物等の工事費等を計上いたしまして、250万円につきましては、県の補助金を利用いたしましたLED工事を新年度は予算化しているという状況でございます。よろしくお願ひします。

○浅野副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 私は一市民で、市立病院も年に1回ぐらいけがをして行きますけれども、そこで問題は、私はユーザーとして一番問題なのは、以前にも言ってきたのですけれども、駐車場、あそこが狭いということはずっと私一貫してしてきました。というのは、高齢社会なのだし、もっと塩竈の駐車場が、いわゆる大きな量販店みたいな余裕を持った、そういう駐車場をやると行きやすいし、使いやすいし、心配しないで行けるんですよ。大体病院に行く方というのは、私も含めて高齢化の人が多と思うので、基本的にはね、だからそこら辺を運転するときに、やはり年配の人のことも十分考へて、ここの改良をまずやはりやるのが、私は大事なことだと思いますよ。

そういうことで、そこら辺の考へ方、部長あたり、ひとつどういふふうに考へているのか。

○浅野副委員長 菅原市立病院事務部長。

○菅原市立病院事務部長兼医事課長 お答えいたします。

病院を利用されている方にとりまして、やはり今の委員ご指摘のその駐車場につきましては、なかなか使える用地が少ない中で、とめるのもなかなか難しいような状態でございますので、以前から駐車場につきましては、改善ということでは取り組んではまいりました。一昨年、昨年ぐらいですと、小規模ですけれども、5台程度のとめられる場所を、数台程度の規模のものを2カ所ぐらい用意するとか、そういった取り組みで幾分なりとも改善ということで考えていたところでございます。

これからもそういった取り組みを続けてまいりたいと考えておりますけれども、昨年度の取り組みといたしまして、旧看護師寮棟の解体をいたしました。そういった中で、病院の敷地内に一定の広さの土地なども生まれておりますので、そういったものを活用するとか、あと近隣の駐車場ということで、調剤薬局の駐車場も市立病院利用者はとめていいですよというようなことで協力をいただいております。そういった標示もしていただきながら利用していただくということで、そういった周辺にある駐車場の活用とそういったものも、これからも協力を求めながら、できるだけとめやすいような環境をつくっていきたいというふうに思っております。

○浅野副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今部長からいろいろ、苦勞もわかります。しかし、改革プランのやはり入り口ですから、ここをひとつ、これよりあんまり言いません。ぜひ改革プランの意味というものを、どこをどうしたら改革、あるいはまた入院の方、患者の方が来るのか、来やすいのか、そこは原点です。ひとつよろしくをお願いします。

次に、市立病院の、私は12月にがんの状況がすぐ、5種類すぐわかるということを一般質問で質問しました。そして、いろんな市長からもお話をいただきました。本当に高齢化率が塩竈は28.3という、市民の方もぜひ覚えてほしいのですけれども、28.3%という、市長からお聞きしましたけれども、これは本当に高齢化率がどんどんふえるということは、まさに今がんの死亡率が2分の1と、いわゆる2人に1人と言われておりますけれども、これは本当に大変な問題だし、このがん患者の早期発見できると、この部分に対してやはり私は50歳以上から、ここに今国民健康保険の問題、いろいろ緊迫した、あるいはまたやっていけない、国でもあと5年もしたら、これは消費税で負担なんていろいろ言っていますけれども、また上げなきゃいけないというのが、これが常識になっているんですね。ただ、国に頼む、県に頼む考えから、もっと私

は地方自治体が自主自立の方策、政策、これをやらない限りは、僕はいけないと思っています。

だから、塩竈市立病院がそのがんのいわゆる早期発見の5項目をやはり行政、国民健康保険のほうでも、こここのところに政策的に、やはり今あれば2万3,000円だったかしら、それに1万円ぐらい助成して計画的に1年に1,000人、来年は2,000人といっても、1,000万円、2,000万円なんですよ。そういうことを定期的にやっていったら、医療費、どんどん私は下がるし、もう一つは、滞納費も少なくなるし、そして健康な市民が、塩竈は健康比率が一番高いとなれば、人口交流、定住も出てくるのです。だから、1つの問題の政策が全ての問題に波及して改善するという、この市立病院の役割は非常に大きいし、そこに対する市長のやはり政策的なものを一つ一つやっていかないと、塩竈の展望は開けないと思うのですけれども、この医療費に対して市長はどういうふうにお考えなのですか。

○浅野副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 市立病院会計の中でご答弁を申し上げますが、やはり本来予防医学といいますか、病気にかからないよなということが一番大切ではないかということについては、私も常々考えております。具体的に申し上げれば、つい先週の土曜日に、病院セミナーを開催をさせていただきました。100人を超える市民の方々が足を運んでいただきました。今回はピロリ菌というやつであります。これも胃がんの原因になるのではないかということ最近盛んに報道されておったこともございまして、百数十名の方が足を運んでいただきました。

このように、持てるさまざまな予防医学的なものを市立病院でも展開をさせていただくことによりまして、今議員のほうからご質問いただいております医療費の軽減と、もう一つは本当にご高齢者の方々も安心して住んでいただける地域社会づくりというのができるのではないかなと思っております。本市におきましては、例えばヒブワクチンでありますとか、肺炎球菌ワクチンに一時も早く無料でということに踏み出したことについてもご理解をいただければと思っておりますし、今後もしできる限りそういった取り組みを頑張ってまいりたいと考えております。

○浅野副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 12月にも伊藤院長にお聞きしたときには、やはり早期発見すれば大丈夫だし、おくれれば医療費が非常にかさむ、これはもう本当にいろはのいですよ、本当に。みんな知っています。そして、また今市民、国民は医療に関して非常に知識豊富です。そして、同時に関心もあります。今市長が病院のほうの講座に100人ほどふえた。相当レベルが高くなっています。

問題は、何回も言うとおれなのですけれども、どこに手を打って医療費を下げるのか。健康な市民をどうつくるのか。ここの安心・安全な具体的な政策をしない限り、自治体はいわゆるマイナスのリスク的繰り入れをどんどんやるだけであって、投資的な繰り入れを転換しない限り、本当に自治体の経費というのは、税金は安定して集まるけれども、ざる的なやり方は私は考えなきゃいけないなと思っています。これ以上答弁は求めませんので、次の質問、水道のほうに入っていきたいと思います。

水道の、先ほど水道部長のほうから人件費の問題を含めて、44人から41人に3人削減ということで、私は最初これで協議会のとき出されたときに、もっと改革があるんじゃないかなというようにちょっと期待して、3人ということですが、後々考えれば3年で4,300万円…

○浅野副委員長 佐藤委員、資料番号とページ数を。

○佐藤委員 資料は水道です。11番。

○浅野副委員長 ページ数は。

○佐藤委員 ページ数。予算の部分です。

○浅野副委員長 具体的なページ数を挙げていただけませんか。

○佐藤委員 予算の部分です。歳出の部分。

○浅野副委員長 全般でよろしいですか。

○佐藤委員 事務経費の部分。それで、ちょっと調子狂いますけれども、4,300万円、結構これは人員削減としては小さいようだけれども、やらないよりははるかにいいし、その中で委託する中で、水道メーターの検針業務、それは聞いたんだな、これは今までのパートの人はそのままこの新しい委託会社のパートになるということでしたよね。

次に、水道メーターの定期交換業務という部分がありましたけれども、これは今まで定期メーター検針、何年に何回ですか。1年、何十年に1回ですか。

○浅野副委員長 菅原水道部営業課長。

○菅原水道部営業課長 お答えします。

メーターは計量法で8年で交換しなければならないというふうになっております。8年になる前に定期的に、だから7年ですね、周期です。割り振って定期的に大体年間3,000戸から4,000戸ぐらい交換している業務になります。

○浅野副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 それが今度はこの委託業者にするという事は、ある意味では今水道の事業が復興・復旧の事業もあるし、あるいはまた第6次の配管整備事業ですか、そういうのがあるという意味で、今までこれは市の工務課か何かがやっていたのですか。これは業者に頼んでいたのですか。この部分について。

○浅野副委員長 菅原水道部営業課長。

○菅原水道部営業課長 お答えします。

メーター定期交換につきましては、抽出作業を、データの抽出は営業課料金係で行っていき、そのデータをもとに工務課で業者に委託をしておりました。その検針メーター番号ですか、指針はまたさらに戻って、営業課の料金係でデータを入力していたという形になります。ですので、その業務を一元化し事務の効率化をということで、今回メーター交換業務も含めて委託させていただいたということになります。以上です。

○浅野副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 私ちょっとお聞きしたのはわかりました。これも業者に委託させるんじゃなく、工務課でやっていたのかなというふうに思ったので、その復興と6次のその事業を円滑に、またきっちり消化するために、このときに委託するのかなというように思っていましたので、そうじゃなく従来どおりこれは業者にということですね、はい。

最後にお聞きしますけれども、24年の補正で19兆円ほどなって、国の復興も随分入っていますけれども、国の公共事業も非常に力を入れるということになっておりますけれども、そういう中で、今やはり問題なのは、公共事業の無駄遣いだ、こうだというような言い方もありますけれども、しかし現実的に、公共事業、いわゆる橋とか、あるいはまた道路とか、水道もそうだし下水もそうなのですけれども、非常に老朽化した問題ととられておりますけれども、水道部長にお尋ねしますけれども、こういう公共の老朽化における国のこの24年度の補正予算は、地方のこの水道の老朽化問題にどのような影響というか、そういういろんな予算ができるのか……。

○浅野副委員長 佐藤委員、済みません、今24年の補正でなくて、25年度の予算ですので。

○佐藤委員 いやいや、24年度の予算が25年度の水道事業にどう影響あるか、わかったらお願いします。

○浅野副委員長 福田水道部長。

○福田水道部長 確かに水道管が老朽化していますと、漏水の原因になります。また、災害にも

弱いような状況になりますので、できるだけ新しい、地震・震災に強い管渠に取りかえるような動きをしてございます。ただ、震災復旧の事業費が膨らみましたので、若干老朽管そのものを専門にやる事業は一旦ストップさせていただきまして、国から高率の補助金をもらう事業を活用して老朽管を入れかえるような取り組みをしてございます。

おかげさまで厚生労働省が特例措置ということで、津波被害地域につきまして、そこで管渠の入れかえをする場合は85%ぐらいの効率の補助金を出してくれるということになりましたので、それを積極的に利用させていただきまして、25年の当初でも1億8,000万円の事業費を計上させていますし、現在、これは協議設計で今ストップかかっている地域がございまして、それも事業が決まれば、その補助内示に合わせて今後補正でしっかりと管渠の更新をしていく予定でございまして、よろしく願いいたします。

○浅野副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 最後に、今回6次配水整備事業、25年度、26ページにあります。あと、28ページに災害復旧事業ということで1億8,700万円というふうに、災害復旧の部分は港町、あるいはまた港区を中心として、貞山のほうとか、杉の入のほうですか、4番目、そういうふうになっております。問題は、これはこの25年度中にこの両方をできるようにする計画なのだけれども、現実的にその状況というのをどういうふうに見ているのかお尋ねします。できるのか、できないのか。

○浅野副委員長 福田水道部長。

○福田水道部長 25年度中にやる予定でございまして。なおかつ先ほど言いましたように、協議設計が整いまして、指定解除になった場合には、港町地域以外の地域についても、逐次着工していきたいというふうに考えてございます。以上です。（「終わります」の声あり）

○浅野副委員長 暫時休憩いたします。再開は15時といたします。

午後2時43分 休憩

午後3時00分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。小野絹子委員。

○小野（絹）委員 それでは、No.9から入らせていただきます。

No.9の390ページです。先ほど菊地委員から大変ご心配いただきまして、北浜地区の復興土地地区画整理事業に8億8,500万円ついているのに、なぜ藤倉は入っていないのだという大変ご心配をいただきました。ありがとうございました。

それで、実は先ほど担当の違いもあるからでしょうけれども、政策課長のほうから、そういう意味では政策的なものだけ載せているのだというお話だったのですが、第4回目の交付金事業の中で、藤倉地区被災市街地復興土地地区画整理事業、申請事業が3億9,682万8,000円、そのうち交付金にかかわる、復興交付金が2億9,762万1,000円というのが、11月20日に全員協議会に報告されて、交付可能通知額が2億7,778万1,000円と。そして、それにかかわる復興交付金が2億833万5,000円というふうに報告されて、既に塩竈市のほうにはこのお金が入っているものと思うわけですが、なぜこれが今回、藤倉の分が入らなかったのか。その理由と、それからこれは間違いなくやるということについて、やるのかどうかというのを含めて、これは復興局の次長のほうからご回答いただければと思います。

○志子田委員長 佐藤復興推進課長。

○佐藤震災復興推進局次長兼復興推進課長 藤倉地区の区画整理の関係でご質問をいただきました。予算特別委員会の資料の13番の資料のほうをちょっとお開きいただきたいと思います。25ページに、これまでの復興交付金の事業計画の採択状況について、一覧にして資料を取りまとめさせていただいております。ここの中で(8)と(9)というふうな形で2つの事業を示させていただいております。

1つは、藤倉地区の都市再生事業計画案作成事業ということで、これは24年度までやってきました藤倉地区での各種の調査事業というふうなことになります。それで、ここで調査をした後、都市計画の決定手続を踏みまして、その後事業認可というふうな手続を踏むこととなります。今回、北浜地区については事業認可の手続に入るというふうなことで、1つは規定に関する条例を提案させていただきまして、なおかつ予算案についてもあわせて提案させてもらったというふうなことになります。藤倉地区につきましても同じような手順になるというふうなことで、これまで一般会計で事業調査を進めてきましたけれども、区画整理というふうなことになるならば、改めて土地地区画整理事業の特別会計をつくっていかなければならないというふうなこともございますし、事業認可の手続も踏んでいくというふうなことになりますので、今の予定からしますと、2月に都市計画の決定手続がおりましたので、今事業認可に向けた手続を進めようとしております。

私どもとしては、できれば6月議会で所要の条例なり予算を提案していきたいというふうな思いで事業を進めておりますけれども、何分、地元の皆さん方の今は要するに事業に対するご賛同をいただくというような作業を進めております。

○志子田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 ありがとうございます。それでは、ぜひこの区画整理、簡単ではないですが、いろいろご心労もあると思いますが、何よりも地権者の皆さんのご協力があればこそできるものですので、そういう点で十分6月の時点で、こういう今言われたことが整えられるように頑張ってくださいということをお願いしたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、続きまして、きょうは私を含めて4人の女性議員のほうから介護保険の問題でいろいろ質疑がされております。大変赤間課長にはご苦労をおかけしますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私は最初に条例の関係で、改めて条例の分を見させていただきました。何と今回は、要するに厚生省の省令で定められていたものが、この一括法に基づいて地方自治体のほうにおろされて、そしてそれぞれの自治体で条例化するというふうになったということですね。それに伴うこの条例でありますけれども、塩竈市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例や、それから塩竈市指定地域密着、今度は介護予防と入りますね、介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型予防サービスに係る介護予防のためのということで、非常に長ったらしい条例が提案されております。今までは事業所が事業をしようと思えば、県のほうに提出していたと思うんですね。塩竈市でなくて。それが今度は事業所が事業をしたいというときは、塩竈市に申請を出してやるということになったと思うのです。このために塩竈市が条例を独自条例も含めて出しているということになるわけですが、そこでお聞きしたいのは、相当の仕事量がふえると。今回の条例は介護を受ける人の分野も幾らかは入っておりますけれども、主に事業者ですね。事業者の分野についていろいろと掲げられている問題だと思うのです。

それで、お聞きしたいのは、結局こういうような事業で塩竈市で該当する事業もあれば、していないところもあると。しかし、いつ何どきそういう事業所があらわれて、例えばこれは資料No.12の28ページに、第2章のところに、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護とか、あるいはその下に、第3章で夜間対応型訪問介護とか、こういうふうにやっていない分について、これからやる事業所が出てくるということも想定されるので、こういうふうには塩竈市でも条例化

しているというふうに思うのですが、そういう点で大分担当のほうではご苦労なさったのではないかというふうに思うんですね。

そこでお聞きしたいのは、まず1つは、こういうふうな仕事量がふえてくるのにもかわらなく、この一括法のもとで財源が来ないのではないかということが心配されてきていたわけですが、それについてはどうなのですか。

○志子田委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 まず、資料番号12の28、29と、該当するところで、市内における該当事業所数を見ていただくとわかるのですが、現在こういった、例えば第4章では2カ所、うち1カ所はちょっと震災の関係で休止中ですが、あるいは5章で1カ所か、書かせていただいていますけれども、現在既に国の厚生労働省令等で決まっています、それで介護事業所さんが進出するに当たって、県に申請したりして認可を受けて対応しているということで、これまで、今回この条例を制定することによって、新たにいわゆる職員に業務量として多く付加がかかるというようなことは、現時点ではないだろうというふうには考えておるところでございます。

○志子田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 条例は制定し、そして事業所を起こすようなとき、あるいは現にある分野でも今度条例化しましたね、塩竈市独自の分野とか、そういうものに照らしてどうなのかと。事業所、既にやっている事業所が一つ一つが、そういうような点検なども含めたものが塩竈市がやるのではないのですか。

○志子田委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 現実に、今現在でも6年に一度、あるいはその半分の3年に一度ということで、実地指導、あるいは実地調査という形で、事業所さんに私どもがお邪魔したりして、その運営体というのですかね、運営の状況とかを見させていっている状況もございまして、改まって業務がふえてというふうなところまではいかないのかなというふうには見ているところです。なお、これまで私どもに例がないような、先ほど委員がおっしゃったような定期巡回とか、あるいは夜間対応の部分では、いずれこういったことが条例制定されて、塩竈市にこういったことで進出しようかと思われてきたら、相談というふうな形になっていくと思います。

○志子田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 今回は特に27ページを見ますと、No.12のですね、記録の整備や暴力団の排除や非常災害対策などについて、塩竈市の独自の分野を含めて出されているわけです。先ほど来もありました非常時災害に対するこの対策をしっかりと立てていくという点が、改めてこれはこの国の制度のほかに、塩竈としては4つの分野で提起しているわけですから、各その事業所がそういうことで対応できるように、きちんと見ていく必要があるだろうと。そういう意味では6年に1回対応するのかわかりませんが、恐らくは仕事量はふえるというふうに思いますので、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

じゃあ時間の関係でこれはこの程度にしておきまして、同じく介護でNo.9の330ページ、331ページに、審査会の状況が載っております。

審査会、330ページに、介護保険の1の1項の介護認定審査会費ということで、19節の負担金補助金及び交付金ということで4,667万7,000円が計上されております。これは介護保険の認定審査会の経費であります。これでちょっとお聞きしたかったのは、実は先日、仮設のほうを訪問しました。そうしましたら、ちょっとわからないので上がってくださいと、ある方から言われて、そして上がってお手紙を見せてもらいました。そうしたら何が入っていたかというところ、介護保険の認定の更新の延期の通知でした。本来なら30日です出さなければ、審査の結果を。ところが、諸事情があったので、そういうことで延びますということで、2月の分野でしたけれども、3月末になりますというふうなお手紙が入っていました。その方は介護幾らなのかなと思って聞いたのですが、本人はよくわからなかったようなんです。それで、実はこれは課長にも前にもお話し申し上げ、いろいろ意見交換したのですが、要するに、前、震災のときに、震災後2カ月、3カ月ぐらいでそういう問題が起きました。その当時は震災だからというふうにも思いました。しかし、今日に至っても、その介護認定の期日が30日というふうに定めてありながら、延びるといふのはどういうことなのかなというふうに今思っているわけですよ。それについてありましたらお願いします。

○志子田委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長 長寿社会課長 まず、介護サービスが必要な場合に介護サービスを利用するには、介護認定の申請が必要であって、私どものほうに相談いただいて、まずは……（「更新の手続で」の声あり）更新の手続に当たっての案内として申請を受理し、調査を一定程度し、調査したものをもって、この場合消防本部にあります介護審査会のほうに送致して、そこで1次判定されたものと、医者からの意見書を付したものを介護審査会という形にかけさせてもらっ

て、結果が出たものを私どもに返ってくるという一連の流れとしてはそうなるわけですが、その中でたまたま、いわゆる審査会がいろんな事情があつて開かれないケースがあつたり、例えばですね、あるいは必要準備書面としてのお医者さんからの診断書等がついていなかったケースとか、そういったことがあつたりとか、もろもろそういったことがあつて、期日まで申請されたいいわゆる利用を希望している方に結果を通知できないケースという場合に、延期の通知を差し上げるという形をとらせてもらうということなのですけれども。

○志子田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 そういう形で出しているというのはわかります。それで、そういうケースがどれくらいあるのでしょうか。つかんでいる分で。わかっていたら教えてください。

○志子田委員長 赤間長寿社会課長。

○赤間健康福祉部長寿社会課長 今小野委員さんがお尋ねされているのは現時点でという意味でしょうか。（「そうです」の声あり）恐れ入ります、手元に資料を持ちませんので、お待ちください。

○志子田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 それでは、そういうケースがどれくらいあるのか調べてほしいと思います。

それと、もう一つは、やはり30日ということが介護保険法で決めているわけですから、そういう点でお手紙を出しておけば、延期のお手紙を出しておけばいいのだというものではないというふうに思うんですね。まあいろいろ諸事情があるでしょう。そういう意味では開かれない理由というのもね。しかし、そこはきちんと30日以内で開けるようにということで審査会のほう、地区消防組合のほうに委託しているわけですが、そういう点でそのところがなぜなのかということは、やはりただおこなっていますというだけじゃなくて、その原因は追及しておく必要があるのではないかと。改善するものがあれば改善しなくちゃいけないのではないかと。ということをきょうは申し上げておきたいと思います。よろしいですか。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、委員からご質問いただいている件であります。塩竈地区消防事務組合に委託している内容であります。私も消防事務組合の管理者でありますので、今のお話のようなおこなうということについて、大変恐縮ですが、了知をいたしておりませんので、改めて消防事務組合のほうにももしそういったおこなうが発生しているとすれば、件数、あるいはその理由等について改めて確かめさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○志子田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。震災当時のときだけだったら私は問題に
しなかつたのですけれども、最近そういうのをまた見せてもらったものですから、これまたと
いうことで、じゃあよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、その次に、実施計画の93ページ、このNo.9でいえば278ページです。これはいよいよ
下水道のほうで予算化がされまして、いよいよ藤倉2丁目の雨水2号幹線の整備がされるよ
うになります。これは合わせて3カ年で6億3,400万円ということを出されておるわけであり
ますけれども、これが3年で終わるものではないので、当然交付金がつかないと途中で切れて
しまうということがないような状態をつくらなくちゃならないと思ひますので、この状況がどうな
っているか、そして時間の関係で済みませんが、25年度はどういう事業をするのかというこ
とをお知らせください。

それから、越の浦地区の下水道事業整備、これも大変ありがとうございました。いよいよこ
れもまた全く手つかずのが、この震災のかかわりで3カ年の事業で18億5,400万円ついており
ます。新年度は、25年度は6億1,800万円、これでポンプ場の整備に入るといふことですが、
この計画、どういふふうにしようとしているか。

それから、新浜1丁目地区下水道事業、これはポンプ場ですね、大型店の脇にある雨水ポン
プ場のところにある藤倉雨水ポンプ場ですね、ここの増設になるわけですがけれども、そういう
意味でこの計画についても3カ年で20億円のもので、事業でありますので、ことしどういふ計
画をしようとしているか、全体的にどうなるのかといふのを含めて簡単にご説明いただければ
と思ひます。

○志子田委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 まず、藤倉2号雨水幹線でございますが、これについては3年
で対応できるのかといふようなお話をいただきました。この藤倉2号雨水幹線につきましては、
先ほどもちょっとお話がありました、藤倉の区画整理事業、さらには新浜町杉の下線の拡幅
整備にあわせて実施をするといふことでございます。

3年でといふことでございますが、どうしてもその場所的に施工範囲、箇所じゃないとなか
なかできないといふ環境もございますので、先ほどの前段の2事業とあわせて連携をとり
ながら、3カ年でといふ目標に向かって進めていきたいといふふうにご考えてございます。

それから、25年の藤倉2号雨水幹線の実施はどういふ予定かといふことでございますが、24

年度の予算を一部利用いたしまして、一部工事に着手をしたいというお話を前に差し上げてございました。この箇所につきましては、西側の地区の現況幅員が広い区間がございまして、その中でも地下埋設物等競合が余りしない箇所というようなことで、今場所を選定してございます。

25年度事業につきましても、その延長上というようなことで今のところ考えてございますが、前段の2事業との調整を図りながら、これも適切に対応していきたいというふうに考えてございます。

それから、3点目の越の浦の地区でございます。これにつきましては、越の浦のポンプ場の整備ということでございまして、今現在基本設計から詳細設計のほうに移行しているという状況でございます。ただし、こちらのほうも施工場所の条件、あとは近隣してJR等もございまして、そういった関係機関との協議等も発生してまいりますので、一定のそういう関係機関との協議を経た後に、工事のほうに着手できるような形で進めてまいりたいと考えてございます。

4点目の新浜1丁目地区、これは藤倉ポンプ場の増設でございますが、これにつきましては、ただいま詳細設計を実施してございまして、これらの整理が整い次第、当然新たにその建物等も増築するということになりますので、建築確認等の諸手続もございまして、そういったことを整理をした上で工事のほうに着手してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○志子田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 ありがとうございます。

284ページ、No.9のポンプ場の自家発電機の整備事業というのが7,100万円、これはたしか牛生のポンプ場だというふうにお聞きしていたと思いますが、各地域にありますポンプ場のこの自家発電について整備計画はどういうふうになっているのか、簡単をお願いします。

○志子田委員長 千葉下水道課長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 284ページのポンプ場の自家発電機の整備事業でございますが、これは牛生ポンプ場ではございまして、中央ポンプ場のほうの電動ポンプ500ミリ3台に対応する自家発電というようなことで考えてございます。牛生ポンプにつきましては、既にもう発注してございます電気設備工事の中に、必要な自家発電機の設置を含めて発注しているという状況でございます。

それから、これからの年次計画という趣旨のお話でございますが、主要ポンプ場の中で古い

ポンプ場につきましては、自家発電がない箇所がございますので、これらにつきましては社会資本整備総合交付金事業、これで年次計画を立てまして整備を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○志子田委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 わかりました。じゃあしっかりとやっていただきたいと思います。

最後になります。先ほど私どもの高橋委員が市長に対して、要するに医療費の、国保の関係で医療費の2割免除負担といいますか、その問題について取り上げさせていただきました。私はちょっとお聞きしたいのですけれども、ふるさと復興枠というのがありますね、塩竈にね。ちょっと今どれくらい残っているか、3億か何億か残っているかと思うのですけれども、子どもの医療費の助成などに使わせていただきましたね。その枠を使って、要するにふるさと復興の基金を使ってそれはできないものかということなのです。その見解についてだけ。できるのか、できないのかだけお聞きしておきたいと思います。

○志子田委員長 荒井財政課長。

○荒井市民総務部財政課長 ふるさとしおがま復興基金、一般会計所管の基金ではございますけれども、お答え申し上げます。

まず、これは大きく2つに分かれてございまして、1つは県から、県のいわゆる平成23年度の国の2次補正でつきました、県から参りました、これは東日本大震災復興基金からの交付金というのが13億9,800万円という数字がございます。そのほかあと寄附金等で積み上げられた分、あるいはその支援金等で積み上げた分というふうに、大きく2つで構成されております。

平成24年度の現在の残高見込みという形になりますけれども、県から来ています復興交付金13億9,000万円のうち、大体8億8,000万円ほどの残高が見込まれると。それからもう一つ、寄附金のほうについては13億1,400万円ほどということで、22年度末は22億円ほどの残高というふうになります。ただ、25年度当初予算で既に事業化して繰り入れている分、これが県のほうですと1億6,190万円、25年度末残高としては7億2,600万円ほど、それから一般分、いわゆる寄附金分というのは約600万円の取り崩しということですので、大体13億ほどの残が見込まれるという話になります。

それで、もともとのその県から来ている分というのが、これはハード事業には充当できないと、被災者支援というのがまずベースになっているということ、ですので、これまで例えば宅地防災対策支援事業だったりとか、そういったあと、シャッターオープン、市の見舞金であり

ますとか、そういったものに充当させていただいていると。

一方で、一般分、いわゆる寄附金分についてはこれは例えば観光物産でありますとか、子育て支援関係ですとか、あとは通学路とか、そういったハード事業面で使ってきたというように仕分けをしてございます。

ソフト面は一応県のほう、それからハード関係でいきますと、これは寄附金等が使えるのではないかという整理の中で今これを充当しているという状況でございます。以上です。

○志子田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 ありがとうございます。ぜひソフト面で、県の事業ですね、県から来た分野で活用できることをお願いしたいというふうにも思います。深刻なんですね。2割負担を、要するに医療費が無料だと、医療費が上がるんだというけれども、それだけ病院に行っている人が多いということは間違いありません。一方では、もう病院に行けないと、切実な声を上げているんですよ。そうしますと、病院にだんだん行かなくなったら、これはまた大変なことですね。病院長さん、大変ですよ、そういう事態になりますとね。そういう点でぜひとも対応できるようにすべきだということを申し上げて、終わります。

○志子田委員長 暫時休憩いたします。なお、休憩は30分程度を見込んでおります。

午後3時29分 休憩

午後3時50分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいままで審査を行ってまいりました審査区分2、特別会計、企業会計については、これで質疑を一応終了したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志子田委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

全付託議案に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志子田委員長 ご異議なしと認め、全付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第12号ないし第27号、第29号、第31号ないし第34号、第37号ないし第40号についてお諮りいたします。

議案第12号ないし第27号、第29号、第31号ないし第34号、第37号ないし第40号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志子田委員長 起立全員であります。よって、議案第12号ないし第27号、第29号、第31号ないし第34号、第37号ないし第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、第30号、第35号及び第36号についてお諮りいたします。

議案第28号、第30号、第35号及び第36号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志子田委員長 起立多数であります。よって、議案第28号、第30号、第35号及び第36号は原案のとおり可決されました。

以上ですべての審査は終了いたしました。

委員の皆様には、ここ4日間、審査に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

また、当局、参与の方々のご協力に対しても心より感謝を申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志子田委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて平成25年度予算特別委員会を閉会いたします。

午後3時55分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成25年3月5日

平成25年度予算特別委員会委員長 志子田 吉 晃

平成25年度予算特別委員会副委員長 浅野 敏 江